

金沢市

歴史的風致維持向上計画

石川県金沢市
平成29年3月



金沢市歴史的風致維持向上計画

石川県 金沢市 平成29年3月



金沢市

【 目 次 】

総 論	
(1) 計画作成の背景	1
(2) 計画作成の目的と役割	1
(3) 計画作成の経緯	3
(4) 計画の実施・推進体制	11
(5) 文化財部局とまちづくり部局の連携体制	13
第1章 金沢の歴史的風致形成の背景	
(1) 自然と風土	16
(2) 社会的環境	17
(3) 歴史	19
(4) 国指定、選定文化財等の分布状況	28
第2章 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致	
(1) 金沢の全体像	31
(2) 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致	32
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する意義と基本方針	
(1) 金沢の歴史的風致の維持及び向上の意義	56
(2) 金沢の歴史的風致の維持及び向上に関する課題	61
(3) 金沢の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	65
第4章 重点区域の位置及び区域	
(1) 重点区域の位置	69
(2) 重点区域の区域	76
(3) 重点区域の歴史的風致の状況	80
(4) 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果	88
第5章 良好的な景観の形成に関する施策との連携	
(1) 重点区域における景観計画の活用	89
(2) 重点区域における都市計画の活用	91
(3) 屋外広告物の規制	94
(4) 重点区域における市独自条例の運用	95
第6章 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項	
イ. 文化財の保存及び活用に関する事項	100
ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	123
ハ. 農業用用排水施設の整備又は管理に関する事項	180
二. その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業	189
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	215
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	232

金沢市歴史的風致維持向上計画

名 称：金沢市歴史的風致維持向上計画

主 体：金沢市

計画期間：平成 20 年度～29 年度

総 論

（1）計画作成の背景

平成 20 年（2008）11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という）は、第 1 条で「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を歴史的風致と定義し、その維持及び向上を図ることを目的としているが、本市においては、昭和 43 年（1968）「金沢市伝統環境保存条例」を制定し、同様の歴史的風致を伝統環境と定義し、その保存に関する取り組みを始めた。当時、高度経済成長の下で都市開発が進行し、伝統環境の保存が大きな課題となっていたが、現在もその基本的状況に変化はなく、本市では関連する条例をさらに制定し、様々な施策を展開しながら伝統環境の保存と整備を進めている。

金沢には歴史の中で培われてきた伝統文化や伝統技術によって形成された歴史的建造物や美術工芸品など歴史文化遺産が現在も数多く残されており、今後さらに金沢の個性を磨き・高めていくため、これらの歴史文化遺産を保存・活用しながら、金沢の歴史的風致を後世に伝えていくことが重要である。

近年、世界遺産登録を目指した運動などに関連して身近な金沢の歴史文化遺産に対する市民の関心が大いに高まり、その価値の再評価と保護が強く求められるようになった。加えて、文化財として保護する対象の広がりや文化財相互の関連性を踏まえた周辺環境の保護や整備がますます重要となっており、今後、歴史的風致を活かしたまちづくりの展開が大いに期待されている。

（2）計画作成の目的と役割

金沢固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、「歴史まちづくり法」第 4 条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第 5 条の規定により「金沢市歴史的風致維持向上計画」を作成する。

本計画は、本市の目指す「世界の交流拠点都市金沢」の実現のための計画のひとつとして位置付けられ、作成にあたっては、特に関連性の高い「歴史遺産保存活用マスタープラン（歴史文化基本構想）」、「都市景観形成基本計画」、「都市計画マスタープラン」との整合を図る。

世界の交流拠点都市金沢の実現

～市民が創る誇りあるまち～

世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画

(平成25年度～34年度)

歴史的風致維持向上計画

《重点区域》
《歴史的風致形成建造物》

【歴史遺産の保存・活用の方針】
歴史遺産保存活用マスターplan
(歴史文化基本構想)

指定文化財
国指定有形文化財
国指定重要有形民俗文化財
国指定記念物
県指定有形文化財
県指定史跡名勝天然記念物
市指定有形文化財
市指定記念物
伝統文化
伝統行事
自然的文化財
動産文化財
工芸技術
国登録文化財
市指定保存建造物
市登録こまちなみ保存建造物
保全用水
保存樹・保存樹林
未指定の文化財
(不動産)
景観重要建造物

国選定重要伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群
文化的景観
バッファゾーン
景観地区

自然景観
市街地景観
眺望景観
夜間景観
屋外広告物

こまちなみ保存区域
寺社風景保全区域
斜面緑地保全区域
伝統環境保存区域

公園・緑地
その他の都市施設
市街地整備
交通施設
土地利用

都市景観形成基本計画

【都市景観形成の方針】

都市計画マスターplan

【まちづくりの方針】

関連計画相関概念図

（3）計画作成の経緯

①金沢の歴史的風致に関する調査概要

計画作成の基礎資料として、金沢の歴史的風致に関連する近年の主な調査成果に以下のものがある。

「金沢市史」（平成元年～18年）は調査に基づき作成された精度の高い体系的な資料であり、通史編のほか特に以下のものを資料とする。

- 「金沢市史資料編（建築・建設）」, 平成10年
- 「金沢市史（絵図・地図）」, 平成11年
- 「金沢市史（考古）」, 平成11年
- 「金沢市史（民俗）」, 平成13年
- 「金沢市史（美術工芸）」, 平成13年

歴史的建造物に関する主な調査として以下のものを資料とする。

- 「金沢の歴史的建築」, 昭和61年
- 「金沢の歴史的建築と街並み」, 平成4年
- 「金沢市寺院群景観及び建造物」, 平成7年
- 「金沢市歴史的建造物調査」, 平成11年～14年
- 「石川県近代化遺産1次調査」, 平成18年
- 「金沢の土蔵保存調査」, 平成19年、20年

歴史的街並み等に関する主な調査として以下のものを資料とする。

- 「こまちなみ保存計画策定調査」（里見町区域他9区域）,
平成7年～13年
- 「卯辰山山麓寺院群保存対策に関する調査」, 平成10年
- 「金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存対策調査」, 平成13年
- 「金沢市主計町伝統的建造物群保存対策調査」, 平成14年
- 「金沢市卯辰山山麓寺院群区域伝統的建造物群保存対策調査」,
平成18年
- 「城下町金沢の文化的景観保存調査」, 平成19年、20年

史跡等に関する主な調査として以下のものを資料とする。

- 「金沢城跡—金沢城跡遺構実態調査概要一」, 平成5年
- 「戸室石引き道調査」, 平成7年
- 「金沢市用水保全計画策定調査」, 平成8年～
- 「金沢の用水・こばし調査」, 平成12年
- 「塩硝の道—五箇山から土清水へー」, 平成14年
- 「金沢市惣構堀個別遺構現況調査」, 平成17年
- 「金沢の広見現況調査」, 平成19年
- 「野田山加賀藩主前田家墓所調査」, 平成20年
- 「長坂用水調査研究」, 平成20年

- 「辰巳用水詳細測量調査」,平成17年～20年
- 「金沢城惣構跡I—西外惣構跡・東内惣構跡—」,平成20年
名勝に関する主な調査として以下のものを資料とする。
- 「金沢市庭園保存調査」,平成14年～
民俗に関する主な調査として以下のものを資料とする。
- 「金沢市の寺院群民俗行事調査」,平成11年

以上、金沢の歴史的風致に関する主な既往の文献・調査資料のほか、平成19年10月、国の文化審議会文化財分科会企画調査会の報告で提言された「歴史文化基本構想」の主旨に鑑み、本市では平成20年度に「金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン」を策定した。同マスタープランでは、金沢の個性を示す都市の基本構造と歴史遺産の現状を把握し、それらの歴史的変遷と独自性・関連性に基づきその価値を明らかにし、その保存・活用の方針と方策を示した。

②歴史的風致に関する調査の結果

前述の基礎資料や「金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン」策定に係る調査によって、金沢には現在多くの歴史文化遺産が残っていることが明らかになった。

旧城下町を基盤とする中心市街地には、中世寺内町を起源とする近世城下町の都市構造が現在も良好に残り、近代までの歴史的建造物、歴史的街並み及び伝統文化や工芸技術（伝統産業）が一体となって形成する多種多様の歴史文化遺産が集積している。また、近代以降に本市に編入された周辺地域には、中世以前の歴史を伝える重要な遺跡や、旧金沢城下町と密接な関わりのあった集落や街道などが自然環境と一体で残っている。

加えて、これらの歴史文化遺産は、金沢の伝統文化や豊かな食文化、独創的な伝統地場産業、地域コミュニティなど「金沢の個性」を理解する手がかりともなっており、その存在は現在の市民生活にも大きな影響を与えていている。

③作成経過

○平成 20 年 5 月 23 日 (金)

- ・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布

○同 年 6 月 10 日 (火)

歴史都市推進プロジェクトの開催

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画（案）」作成に向けた府内協議

○同 年 7 月 18 日 (金)

歴史都市推進プロジェクトの開催

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画（案）」作成に向けた府内協議

○同 年 8 月 13 日 (水)

歴史都市推進プロジェクトの開催

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画（案）」作成に向けた府内協議

○同 年 9 月 5 日 (金)

金沢市歴史まちづくり協議会（第1回準備会）の意見聴取

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画（案）」の構成、重点区域の範囲、歴史的風致形成建造物の指定方針等の他、パブリックコメントの内容について議論

- ・主な意見：

※市の取り組みに国の支援が受けられるようになることはよい

※市のこれまでの取り組みの独自性を堅持していく必要がある

※パブリックコメントについては、内容を平易に説明し、市民が理解しやすいように計画案を提示する必要がある

○同 年 9 月 10 日 (水) ~10 月 9 日 (木)

パブリックコメントの実施

- ・主な意見：

※本計画は、金沢の特徴を最も引き出すことのできるものであり、早期実現を期待する

※「重点区域」が設定されることにより、市民が広範囲で「まちなみ」を再認識できることが期待できる

※「重点区域」として旧城下だけでなく丘陵・台地を含めることは適切である。また、外港であった金石・大野地区なども区域とすることを今後検討してほしい

※景観計画、都市計画、独自条例による規制・誘導をあわせて実施することは歴史的風致の維持向上に非常に有効である

※「歴史的風致維持向上地区計画」の取り組みも記載してほしい。

※一定条件を満たす町屋、寺社建築、石積み擁壁なども「歴史的風致形成建造物」の指定を検討してはどうか

○同 年 10 月 3 日 (金)

歴史まちづくり法北陸ブロック説明会の開催

主催：国土交通省北陸地方整備局、石川県、金沢市

共催：文化庁、農林水産省

会場：金沢市アートホール

内容：①歴史まちづくり法についての説明

②事例紹介「佐渡金山遺跡を活かしたまちづくり事業」

③基調講演「金沢の歴史・文化を活かしたまちづくり」

④パネルディスカッション「歴史を紡ぐまちづくり」

○同 年 10 月 16 日 (木)

金沢市歴史まちづくり協議会（第2回準備会）の意見聴取

・パブリックコメントの結果と意見に対する考え方（案）、国の方針（案）に基づく計画案の一部修正について意見聴取

・主な意見

※維持向上すべき歴史的風致の内容が充実し解りやすくなった

※まちづくりとの連携（課題）について防災的観点からの記載
も必要である

※ハード的な整備事業だけでなく町家活用のための事業などソフト的事業にも支援がさらに拡大することを期待する

○同 年 10 月 17 日 (金)

金沢市文化財保護審議会の意見聴取

・「金沢市歴史的風致維持向上計画（案）」の概要について報告

・主な意見

※本市にふさわしい計画である

※文化財等の保存、活用（復元）に有効である

※緑地保全のための用地買収費にも国の支援が得られるとよい

○同 年 10 月 21 日 (火)

歴史都市推進プロジェクトの開催

・「金沢市歴史的風致維持向上計画（案）」確定に向けた府内協議

・パブリックコメントの意見に対する府内調整

○同 年 11 月 4 日 (火)

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行

金沢市歴史まちづくり協議会（法定協議会）の設立

第1回金沢市歴史まちづくり協議会の開催

・「金沢市歴史的風致維持向上計画（案）」について協議

・主な意見

※概ね妥当であると認める

○同 年 11月6日 (木)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」を国へ申請

○平成21年 1月19日 (月)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の認定

○平成22年 2月 9日 (火)

金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)、パブリックコメントの内容について議論
- ・主な意見 ※概ね妥当であると認める

○同 年 2月12日 (金)

金沢市文化財保護審議会の意見聴取

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)の概要について報告
- ・主な意見 ※概ね妥当であると認める

○同 年 2月17日 (水) ~ 3月18日 (木)

パブリックコメントの実施

- ・主な意見
※百間堀や白鳥堀など、金沢城のお堀を大規模に復元し、活用が図れないか
※金沢城公園を広域避難公園としたらどうか。また、誘導サイン等も検討してほしい

○同 年 3月23日 (火)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更を国へ申請

○平成22年 5月14日 (金)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更認定

○平成23年 1月17日 (月)

金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について議論
- ・主な意見 ※妥当であると認める

○同 年 1月21日 (金)

金沢市文化財保護審議会の意見聴取

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について報告
- ・主な意見 ※妥当であると認める

○同 年 1月27日 (木) ~ 2月25日 (金)

パブリックコメントの実施

- ・主な意見 ※意見なし

○同 年 3月 1日 (火)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更を国へ申請

○平成 23 年 3 月 31 日 (木)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更認定

○平成 24 年 2 月 20 日 (月)

金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取

・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について議論

・主な意見 ※妥当であると認める

○同 年 2 月 1 日 (水) ~ 3 月 1 日 (木)

パブリックコメントの実施

・主な意見 ※意見なし

○同 年 3 月 7 日 (水)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更を国へ申請

○同 年 3 月 30 日 (金)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更認定

○平成 25 年 3 月 1 日 (金)

金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取

・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について議論

・主な意見 ※妥当であると認める

○同 年 2 月 5 日 (火) ~ 3 月 6 日 (水)

パブリックコメントの実施

・主な意見 ※意見なし

○同 年 3 月 21 日 (木)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更を国へ申請

○同 年 3 月 29 日 (金)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更認定

○平成 26 年 2 月 21 日 (金)

金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取

・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について議論

・主な意見 ※妥当であると認める

○同 年 2 月 5 日 (水) ~ 3 月 6 日 (木)

パブリックコメントの実施

・主な意見 ※意見なし

○同 年 3 月 10 日 (月)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更を国へ申請

○同 年 3 月 31 日 (月)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更認定

○平成 27 年 1 月 21 日 (水) ~ 2 月 18 日 (水)

パブリックコメントの実施

- ・主な意見 ※意見なし

○同 年 2 月 27 日 (金)

金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について議論
- ・主な意見 ※妥当であると認める

○同 年 2 月 27 日 (金)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更を国へ届出

○平成 28 年 1 月 19 日 (火) ~ 2 月 17 日 (水)

パブリックコメントの実施

- ・主な意見 ※意見なし

○同 年 2 月 24 日 (水)

金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について議論
- ・主な意見 ※妥当であると認める

○同 年 2 月 26 日 (金)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更を国へ申請

○同 年 3 月 31 日 (木)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更認定

○平成 29 年 1 月 17 日 (火) ~ 2 月 15 日 (水)

パブリックコメントの実施

- ・主な意見 ※意見なし

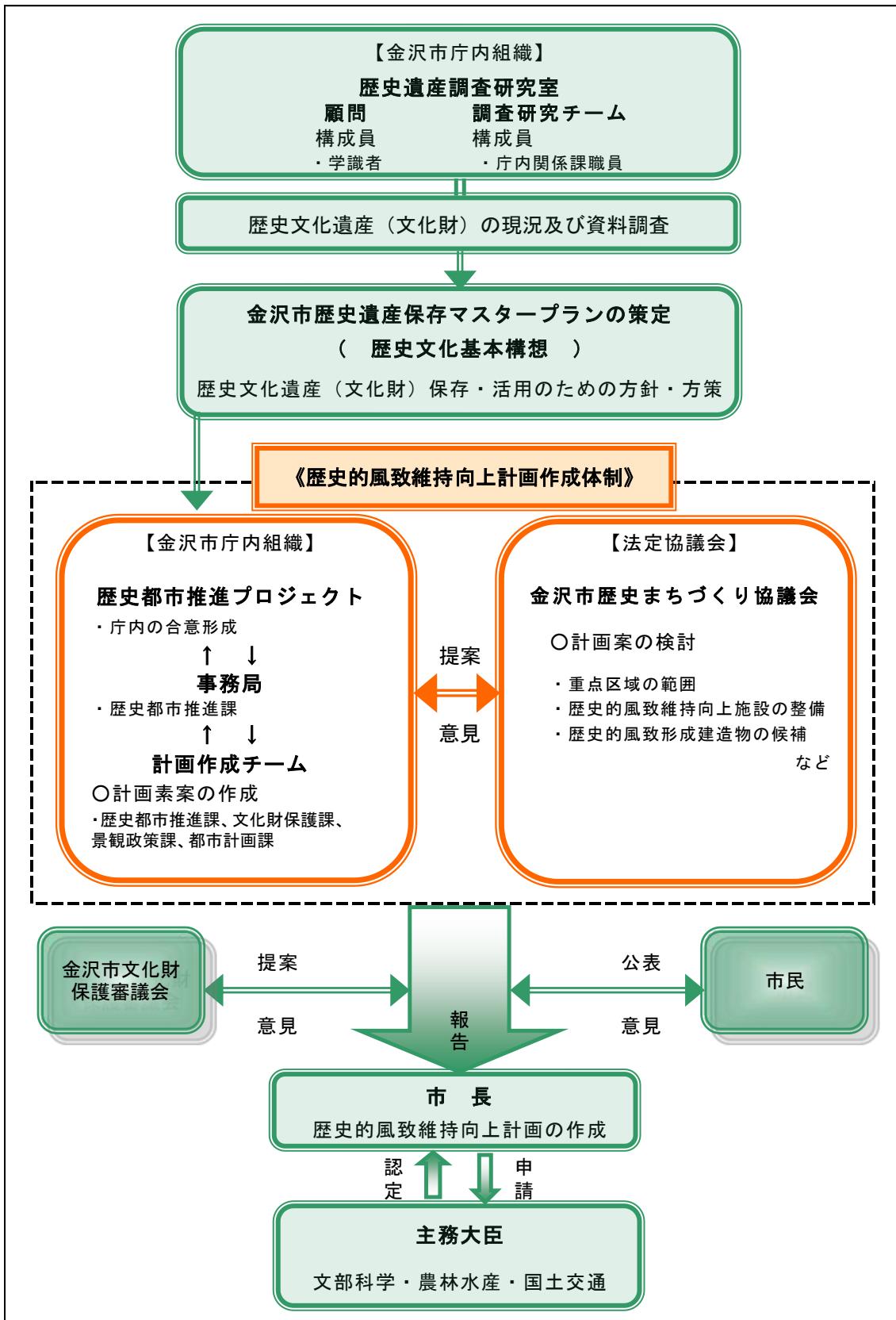
○同 年 2 月 24 日 (金)

金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について議論
- ・主な意見 ※妥当であると認める

○同 年 2 月 27 日 (月)

「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更を国へ申請



計画作成フロー図

(4) 計画の実施・推進体制

本計画に定める事業等の実施・推進に関しては、計画推進体制として関連法令や条例の担当課（事務局）とその法令や条例等に基づき既に設置されている審議組織を位置付ける。計画実施体制として事業設計案を作成する各担当課及び関連する歴史文化遺産（文化財）を調査する歴史遺産調査研究室が連携する。

計画実施体制から提案された設計案や建造物の新たな指定候補は、事務局を通じて該当する審議組織に付議され、審議結果が事務局を通じて計画実施体制に伝達される。

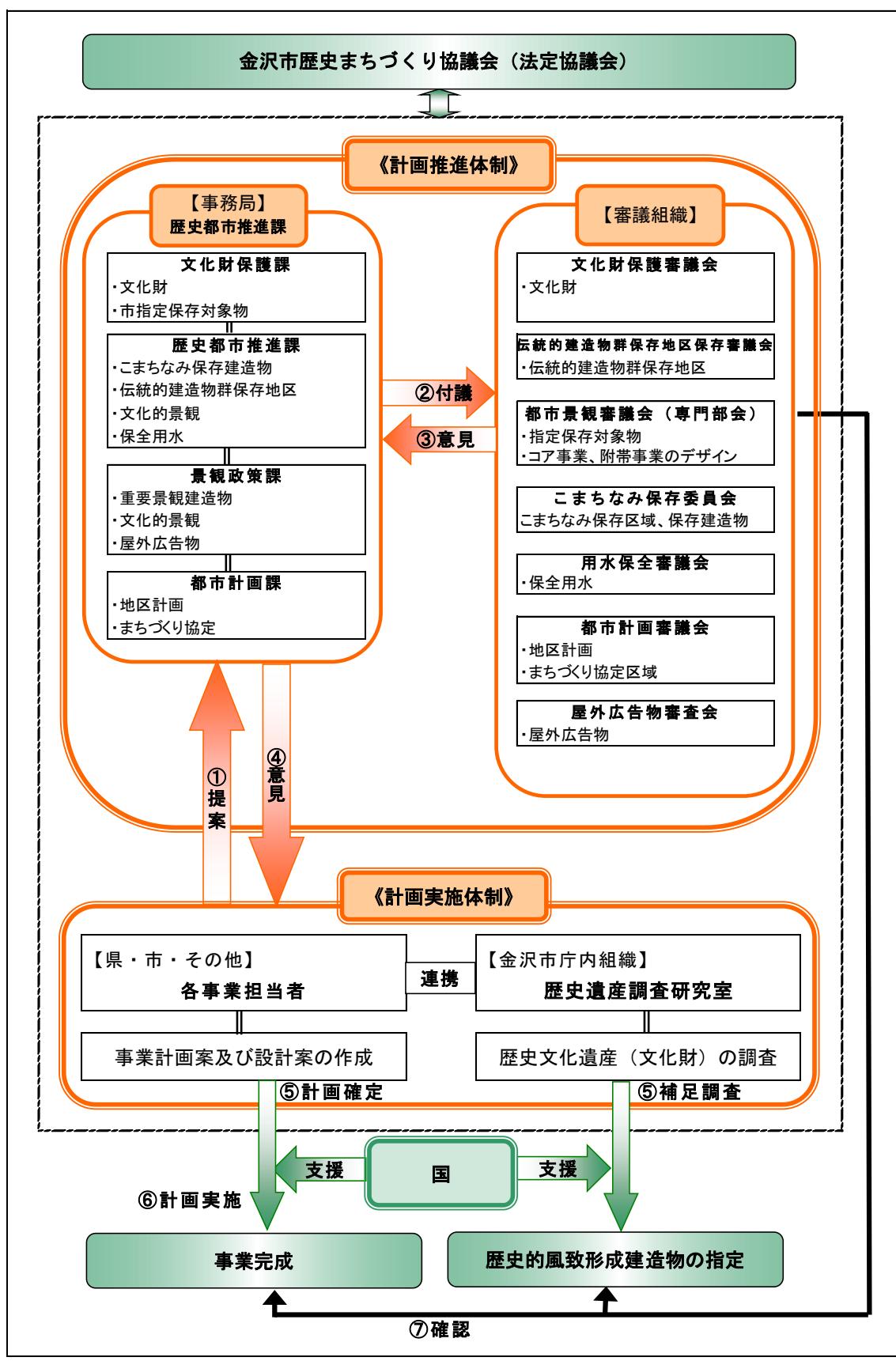
審議結果に基づき設計案の修正や補足調査を行い確定したものを実施することとし、その実施においては国の財政的、技術的支援を受ける。

事業完成後、該当する審議組織が現地の確認を行い、その成果（または課題）を検証し、結果をフィードバックしながら予定される実施計画の精度を高めていく。

なお、本計画の実施、推進その他計画に関わる事項については、法定協議会である「金沢市歴史まちづくり協議会」が総括する。

[金沢市歴史まちづくり協議会委員名簿]（平成 29 年 3 月現在）

構 成	氏 名	役 職
学識経験者	嶋崎 丞	石川県立美術館長（文化財）
	竺 覚暉	金沢工業大学教授（建築史）
	森 俊偉	金沢工業大学環境・建築学部長（建築）
	川上 光彦	金沢大学名誉教授
	屋敷 道明	郷土史家（郷土史）
	北浦 勝	金沢職人大学校校長
石川県	二塙 保之	都市計画課長
	猿田 秀一	公園緑地課長
	浅田 隆	文化財課長
金沢市	詩丘 樹持	文化スポーツ局長
	松倉 剛弘	農林局長
	浅川 明弘	土木局長



（5）文化財部局とまちづくり部局の連携体制

本市では、文化財の保護と一体となったまちづくりの推進を目指し、文化財保護行政とまちづくり行政との連携を強化するため、地方自治法第180条の7の規定に基づき、平成13年度より市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の事務部局の職員に補助執行させることとした。具体的には、文化スポーツ局長に文化財の保護に関する事務を補助執行させ、当該事務に関する決裁は文化スポーツ局長に専決させることとしている。しかしながら、文化財の保護に関する事務のうち特に重要とされる下記の事案については教育委員会の決裁事項としている。

- 教育委員会の決裁事項である文化財保護に関する事務
 - ①金沢市文化財保護条例に基づく次の事務
 - ア. 市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定に係る市文化財保護審議会への諮問
 - イ. 市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定
 - ウ. 市指定文化財の指定の解除及びその保持者又は保持団体の認定の解除に係る市文化財保護審議会への諮問
 - エ. 市指定文化財の指定の解除及びその保持者又は保持団体の認定の解除
 - オ. 市指定文化財の管理に関する勧告に従わない場合の公表に係る市文化財保護審議会への諮問
 - カ. 市指定文化財の管理に関する勧告に従わない場合の公表
 - キ. 市選定保存技術の選定及びその保持者又は保存団体の認定に係る市文化財保護審議会への諮問
 - ク. 市選定保存技術の選定及びその保持者又は保存団体の認定
 - ケ. 市選定保存技術の選定の解除及びその保持者又は保存団体の認定の解除に係る市文化財保護審議会への諮問
 - コ. 市選定保存技術の選定の解除及びその保持者又は保存団体の認定の解除
 - ②金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく次の事務
 - ア. 伝統的建造物群保存地区保存の保存に関する計画（以下「保存計画」という）の策定に係る市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「保存審議会」という）への諮問
 - イ. 保存計画の策定
 - ウ. 保存計画の変更に係る保存審議会への諮問
 - エ. 保存計画の変更
 - ③文化財の保護に関する事務に係る教育委員会規則の制定又は改廃に関する事務

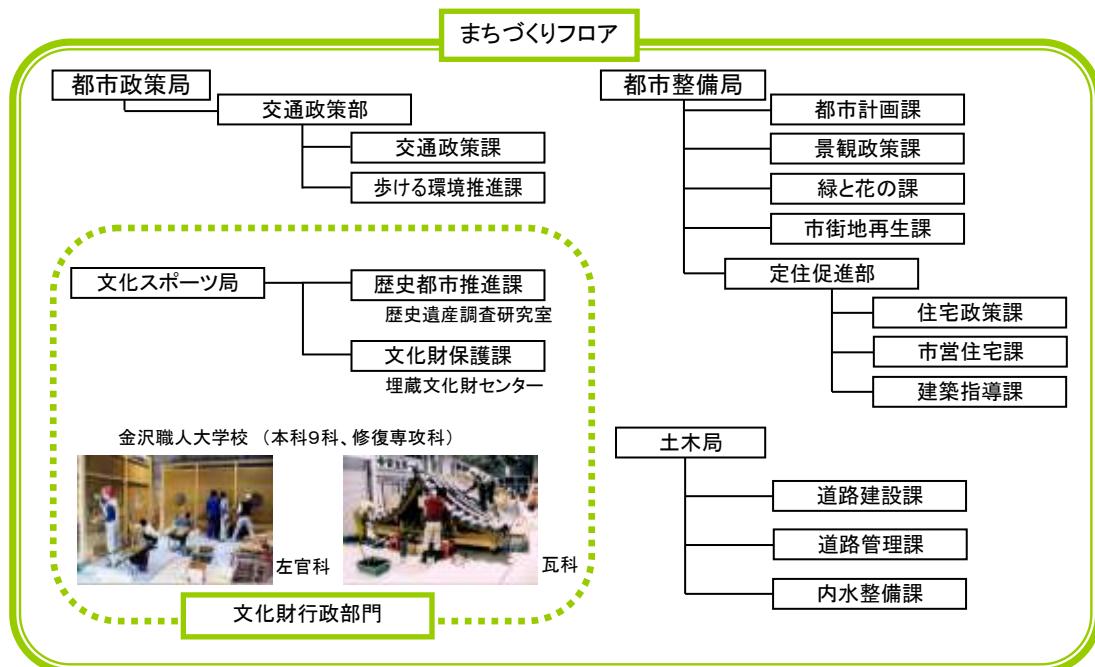
④文化財の保護に関する事務に係る法令及び条例に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関する事務

これらの事務のほか、補助執行に関する規則で文化スポーツ局長が専決する文化財保護に関する事務のうちでも、特に重要であると認められるものについては教育委員会に諮らなければならないこととしている。

このように、本市では地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、根幹をなす事務を市教育委員会が処理することにより、その独立性を担保しながら市長部局で文化財保護行政を補助執行している。

組織として、文化スポーツ局内に文化財の保護・活用を担当する「歴史都市推進課・文化財保護課」を置き、文化財を含む市域の歴史的資産全般の保全、活用、整備並びに指導等に関する業務を行っている。また、歴史都市推進課内に各分野の有識者を顧問とする「歴史遺産調査研究室」を設置し、市内の有形・無形の歴史文化遺産の情報の集積及び調査・研究を進めている。

また、文化財保護とまちづくりの整合を図るため、都市政策局、都市整備局及び土木局の関連課を「まちづくりフロア」として一体的に集中配置することにより、関連課の部局横断的な連携の強化を図っている。



文化財保護のための推進組織体制

○ (公社) 金沢職人大学校

手仕事のまちとして歩んできた金沢には、藩政期から職人の高度な伝統技能が伝えられてきた。本市は、これらの伝統技能を継承していくため平成8年（1996）金沢職人大学校を開校し、中堅職人を対象として高度な匠の技と職人としての生き方を教えている。

修了生は、市内の文化財をはじめとする歴史的建造物の修復事業に携わり、高い評価を得ている。

本科（9科）：石工、瓦、左官、造園、大工、畳、建具、板金、表具の専門分野で3年間学ぶ。

修復専攻科：本科修了生を対象に、さらに高度な歴史的建造物の修理技術を3年間学ぶ。

第1章 金沢の歴史的風致形成の背景

(1) 自然と風土

金沢市は日本海に大きく能登半島が突き出る石川県のほぼ中央に位置する。西は日本海に面した海岸の砂丘が北部の内灘砂丘に続き、東は奥医王（標高939m）、白元山など医王の山並みがあり、南東の市内最高峰奈良岳（標高1,644m）のほか奥三方山・大門岳など海拔1,500mを超える山地とともに富山との県境を形成している。そして、これらの山地を水源とする犀川及び浅野川の二大水系が市域を3つに分けている。市の西部に展開する平野は、犀川を境として北部と南部に分かれており、北部の平野は犀川・浅野川・金腐川・森下川などによって運ばれた礫・砂泥・シルトなどで形成された沖積平野で、一般に低湿で傾斜も緩やかである。また、市北部には石川県内最大の湖沼である河北潟（4.13 km²）がある。これに対して、南部の平野は石川県内最長の河川である手取川が形成する扇状地の北東端部にあたり、北部の平野に比べて起伏が多く見られる。

このような自然地形を背景に金沢の中心市街地は、3つの丘陵・台地（卯辰山・小立野台地・寺町台地）と2つの河川（浅野川・犀川）で構成される変化に富んだ地形構造を有している。浅野川と犀川によって形成された河岸段丘が広がる市街地には、地形の高低差がつくる坂路や眺望のよい地形の縁など特徴的な場所が各所に見られる。また、市街地を南西から北東方向に連なる台地の縁には豊かな緑が残り、都市内の貴重な緑の回廊を形成している。



[金沢中心市街地の地形略図]



[金沢中心市街地の航空写真]

金沢は四季の変化が明確な土地柄で、その気候は日本海岸気候区に属し、年間降水量は全国有数を誇る。日本海沖を流れる対馬海流により同緯度の周辺地域と比較して冬季の寒さが和らぐ一方で、その水蒸気が北西季節風によって運ばれ降雪がもたらされる。冬季は特に曇天の日が続き日照時間が少なく、湿潤で重い積雪がある。

(2) 社会的環境

藩政時代の金沢は加賀藩の政治・経済・文化の中枢であり、交通の要衝として城下を起点とする道路網が集中していたが、その代表が北国街道であった。城下の中心部を横断する基幹道であった北国街道は、近代以降も広域幹線国道として維持・整備されてきたが、現在、武蔵が辻～香林坊～片町の沿道は金沢の都心軸の一部として道路の拡幅・無電柱化事業の整備が行われ、中心商業・業務地区を形成している。特に、武蔵が辻、香林坊地区では金沢駅前地区と並んで市街地再開発事業による整備が進み、現在も一部街区で事業が行われている。また、現在では広域幹線道路として北陸自動車道があり、平成20年の東海北陸自動車道の開通により、高速道路を利用した観光、産業分野の広域交流が活発化している。一方、幹線鉄道としてJR北陸線があるが、平成27年3月の北陸新幹線開業により新たな広域活動が活発化している。さらに、国際港湾施設として金沢港があり、大深度岸壁の完成により大型貨物船の寄港も可能となり、今後の国際貿易の振興が期待されている。また、空港は金沢市内に立地しないが、東京便など国内6路線、ソウル便など国際3路線が発着する小松空港まで約1時間の位置にある。

金沢の産業は、藩政時代からの職人技を受け継ぐ金箔、漆器、染色、陶器などの産業が近代以降現在まで伝統産業として残っており特徴的なものとなっているが、現在の製造品出荷額は、飲料・たばこ製造が最も多く、次いで一般機械、情報通信機械器具製造の順となっている。また、藩政時代からの醤油、日本酒の醸造業も盛んであり、その名が全国に知られている。現在の金沢の産業活動は、事業所数、就業者数とも第3次産業の占める割合が高く、商業都市としての性格が強まっている。

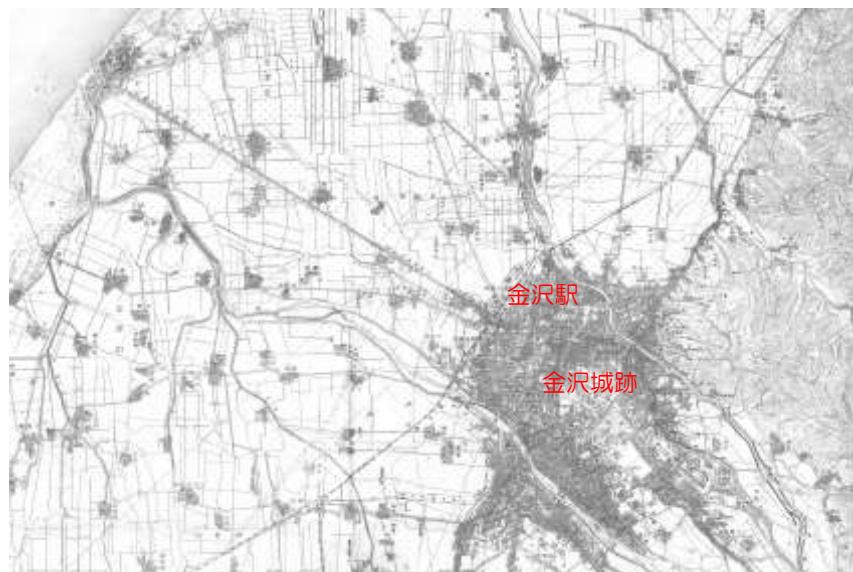
近代以降に金沢市に編入された旧城下域の周辺地域では、昭和40年代から土地区画整理事業による都市基盤整備が進み市街地が拡大してきたが、近年では郊外型の大規模商業施設の立地も相次ぎ、相対的に中心市街地商店街の賑わいに陰りが生じてきた。このため、本市では「商業環境形成指針」を平



[金沢漆器]

成 14 年（2002）から施行するとともに、「金沢市商業環境形成まちづくり条例」を施行し、市全体のゾーニングに基づく適正な商業施設の配置を目指し、大型店と商店街が共存する個性豊かな都市環境の形成に取り組んでいる。

また一方で、市街地の郊外拡大に伴い中心市街地の居住人口も減少の一途をたどっていた。このため、本市では平成 13 年（2001）「金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例」を制定し、まちなか定住促進事業として旧城下域の範囲をまちなか区域として位置付け、区域内における住宅の新築や修理に対する補助等の支援を行い定住人口の増加に取り組んでいる。



[金沢市街図 昭和30年]



[金沢市街図 平成14年]

(3) 歴史

金沢市は近代に入り旧城下域を中心として都市化が進み、市制が施行された明治22年（1893）以降、周辺町村を編入する形で市域が拡大し、現在では日本海から富山県境に至る範囲（468.64 km²）を市域とし、人口は466,172人（平成29年1月現在）となっている。

①中世以前の歴史

平成4年（1992）、金沢城石川門前の土橋や車橋の発掘調査が始まり、その掘削土の中から旧石器時代の石器が発見され、金沢における縄文以前の人々の活動が確認された。

市中心部から西郊外に位置する「北塚遺跡」は縄文中期の遺跡であるが、日本で初めて石製の指輪が出土している。また、市中心部から西南郊外に位置する「チカモリ遺跡」（国指定史跡）は縄文時代晚期の遺跡で、日本で初めて多数のクリの巨大木柱根が発見され、建物も儀礼的・祭祀的なものであったと推定され、当時の高度な建築技術と深い精神性を示すものと考えられている。

弥生時代の遺跡は金沢においても多数発掘されており、市中心部から北西郊外に位置する「西念・南新保遺跡」は広大な集落遺跡であり、竪穴式住居跡、方形周溝墓や溝の跡が多数発見され、土器のほか保存状態の良い木製品も大量に出土した。中でも精巧な細工が施された木製高壺の発見は全国的にも注目された。

市中心部から西郊外に位置する「おまる塚古墳」と「びわ塚古墳」（いずれも市指定史跡）は、金沢の代表的古墳である。また、市北部の丘陵地には「小坂古墳群」や「塚崎横穴古墳群」がある。

8世紀初めの頃までに始まったと考えられる金沢西部の開発史の中で、横江荘と呼ばれる荘園がある。弘仁9年（818）、東大寺領横江荘が文献上初めて姿を見せるが、現在、その遺跡は広く白山市と金沢市に広がっている。チカモリ遺跡の西方向に位置する「東大寺領横江荘遺跡上荒屋遺跡」（国指定史跡）は奈良・平安時代の荘園跡で、建物跡や運河跡のほか、木簡とともに多数の「東庄」墨書き土器が発見され、当時の荘



[チカモリ遺跡]



[東大寺横江荘遺跡上荒屋遺跡]

園の様々な側面を知ることができる。

弘仁 14 年 (823)、越前国から江沼郡、加賀郡を分けて加賀国が立国している。当時、朝廷は渤海からの使節を能登福良泊に積極的に受け入れていたが、その交流の跡を金沢の遺跡からも窺うことができ、市中心部から北西郊外に位置する「畠田ナベタ遺跡」で渤海からの文様入り帶金具が出土している。また、北陸地方では 7 世紀後半から地方豪族の氏寺が確認されているが、平成 8 年 (1996)、金沢 21 世紀美術館建設に伴い発掘調査が行われた広坂遺跡で古代の瓦溜まりが発見され、区画溝の一角や柵列跡も確認され、大規模な古代寺院跡であったことがわかり、広坂廃寺と呼ばれるようになった。

平安時代末期から加賀では手取扇状地東部の開発に在地領主林氏が成功し、同族の武士団が金沢を含む一帯に存在していた。また、金沢南部の泉野扇状地を本拠とする武士団に富樫氏がいたが、承久の乱 (1221) の後上皇方に味方した林氏の勢力が衰え、代わって富樫氏が勢力を拡大していった。建武 2 年 (1335)、富樫氏 17 代高家が足利尊氏より加賀国守護に任命され、以後富樫氏が守護として加賀を治めることになった。

鎌倉時代から室町時代にかけて新仏教が武士や民衆の間に広まったが、中でも浄土真宗は、嘉吉 2 年 (1442)、如乗が二俣本泉寺を建て、宝徳元年 (1449) 以降の蓮如の布教により北陸に広まった。嘉吉の乱 (1441) をきっかけとして、守護職をめぐり富樫政親と幸千代の兄弟間で争いとなり、その争いは越前の朝倉氏、甲斐氏や本願寺門徒を巻き込み激しさを増していった。文明 6 年 (1474)、富樫政親が争いに勝利し加賀一国の守護となつたが、以後、本願寺門徒の勢力を嫌い弾圧をしていった。長享元年 (1487)、將軍足利義尚の近江六角氏討伐に出陣するための兵糧などの徵収をきっかけとして、これに反発する一向宗農民門徒などを中心とした一揆が起き、長享 2 年 (1488)、富樫政親は強大な一揆軍の前に高尾城で滅ぼされた。富樫氏ゆかりと伝えられる「御廟谷」(県指定史跡) が南部丘陵の山中に遺されている。

戦国時代末期、北陸も戦乱の地となるが、市街地の北東方向の富山県境に位置する松根城跡 (国指定史跡) は、戦国時代 (16 世紀後期) の山城跡で、郭、堀切、土壘などの遺構をよく遺しており、同様の城跡が旧加越国境一帯に分布している。



[松根城跡]

②都市形成の歴史

長享2年（1488）加賀国守護富樫政親が加賀一向一揆に滅ぼされた後、「加賀は百姓の持ちたる国」となり、天文15年（1546）本願寺九世法主実如を中心に一揆の中核を担った人々により小立野台地の先端部、現在の金沢城跡の一角に「金沢御堂」が建立された。当時、「金沢御堂」は本山の大坂石山本願寺を模した防御施設を備えた城郭寺院であったと考えられており、その門前に形成された旅屋や商工業者による寺内町が金沢の都市の始まりといえる。天正8年（1580）「金沢御堂」が陥落し、加賀一向一揆が鎮圧された後、天正11年（1583）その跡に築かれた金沢城に前田利家が入城し、近世城下町の建設が始まった。

関ヶ原合戦以降、金沢は加賀藩の政治、経済、文化の中心として重要な機能を果たし、最大大名の城下町として日本を代表する城下町が形成されていった。江戸時代の金沢城下絵図など史料から判断すると、金沢城下町の主要な都市構造は寛文・延宝期（1661～80）にほぼその形成を終えたといえる。



[金沢城下町絵図：寛文8年（1668）]

城下町の中心を成した金沢城は、小立野台地の先端部に築かれた平山城（標高 60m～35m）で、前田利家入城後から大規模な普請が行われ、天正 14 年（1586）には天守閣が完成している。〔天守閣は落雷により慶長 7 年（1602）に焼失〕文禄元年（1592）から



〔金沢城〕

は本格的な石垣普請も始まり、金沢の東部山間地で産出する戸室石を使用した高石垣が順次構築され、近世城郭としての整備が進められた。寛永 8 年（1631）の大火で城の中心部が焼失し、本丸・二の丸・三の丸などの配置が再整備された。宝暦 9 年（1759）の大火では城下とともに城内の半が焼失し、二の丸御殿、菱櫓、五十間長屋、石川門などはその後再建されたが、本丸の櫓などの建物は再建されることはなかった。文化 5 年（1808）に再度二の丸御殿が焼失するが、その後従前の規模を上回る規模で再建され、安政 5 年（1858）には宝暦の大火で焼失していた三十間長屋が再建されている。金沢城は外堀内に本丸・東の丸・二の丸・三の丸・新丸・玉泉院丸・北の丸などが位置し、その外郭に位置する兼六園、堂形など関連施設を加えると約 48ha の規模となる。

金沢城の東南に位置する兼六園は、延宝 4 年（1676）5 代藩主綱紀による蓮池庭と御殿の建設がその始まりで、宝暦の大（1759）で失われたその園地を安永 3 年（1774）11 代藩主治脩が復興した。寛政 4 年（1792）には隣接する千歳台に藩校「明倫堂」と「経武館」が建設されている。文政 5 年（1822）12 代藩主斉広



〔兼六園〕

は藩校を移転して庭園を千歳台まで拡大し、隠居所として竹沢御殿を建設した。その頃、松平定信が「兼六園」と命名している。名は宋代の「洛陽名園記」から、宏大・幽邃・人力・蒼古・水泉・眺望の六勝を兼備する庭園の意といわれる。その後、13 代藩主斉泰が竹沢御殿を縮小し、曲水を廻らして霞ヶ池を拡張し、近世大名庭園としての完成をみた。

城下町形成の初期段階からその拡大過程において、その空間を大きく規定したものに惣構がある。金沢では内・外2重に惣構が築かれ、防衛上の要所に升形がつくられた。内惣構は慶長4年（1599）、外惣構は慶長15年（1610）に築造され、その際に支障となった既存集落、寺院等の移転や武家地の配置転換が行われるなど計画的な城下町空間の伸張を見ることができる。城下町の防衛を意図して城下3方の縁辺部に配置された卯辰山山麓、小立野、寺町の寺院群は、寺院の数と規模において他の城下町に類例がない。また、「加賀八家」と呼ばれる大名クラスの家臣団屋敷が、その上屋敷を中心にして金沢城を囲むかたちで小城下のように形成され、金沢は複合的な構造をもつ大型城下町として完成した。

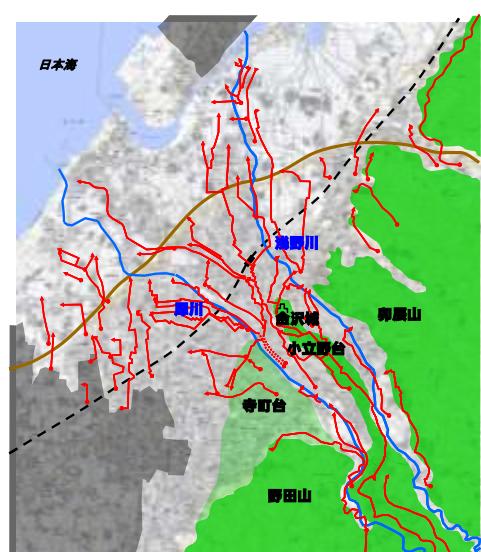
惣構に加え金沢の城下町形成と深く関わるものに、城下を縦横に流れる用水がある。これらの用水は犀川、浅野川を水源とし、城下町の防衛・防火、人々の生活用水としての機能を果たすとともに、灌漑用水として平野を潤し、加賀百万石を支えてきた。主なものに大野庄用水、辰巳用水、鞍月用水がある。大野庄用水は藩政時代以前、辰巳用水は寛永9年（1632）、鞍月用水は正保年間（1644～47）の成立とされており、17世紀



〔惣構位置図〕



[卯辰山山麓寺院群 (金性寺付近)]



[現在の用水網 (55水系)]

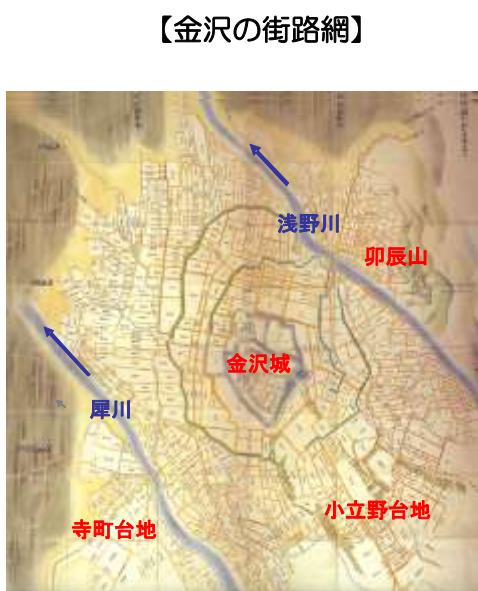
半ばには城下の用水網が整備されていたといえる。なお、惣構堀は辰巳用水と鞍月用水から取水しており、これら城下の用水には文政7年（1824）時点で221の小橋が架けられていた。

さらに、城下町が整備される中で、金沢は交通の要所として領内各所を結ぶ道路網の起点ともなり、北国街道や金沢往還と総称された城下と周辺地域を結ぶ幹道が放射状に伸びていた。北陸における基幹道で城下中心部を南北に縦断していた北国街道は、沿道に有力町人の町家が建ち並び、参勤交代にも利用された道で、城下の下口（北）と上口（南）には城下の境として松が植えられ、「松門」と呼ばれていた。また、幹道のひとつであった湯涌道は、越中五箇山から城下町近郊の土清水塩硝蔵に上煮塩硝と呼ばれる純度の高い塩硝が運ばれていた道で、その途中に位置する湯涌温泉は当時から湯治場として知られていた。

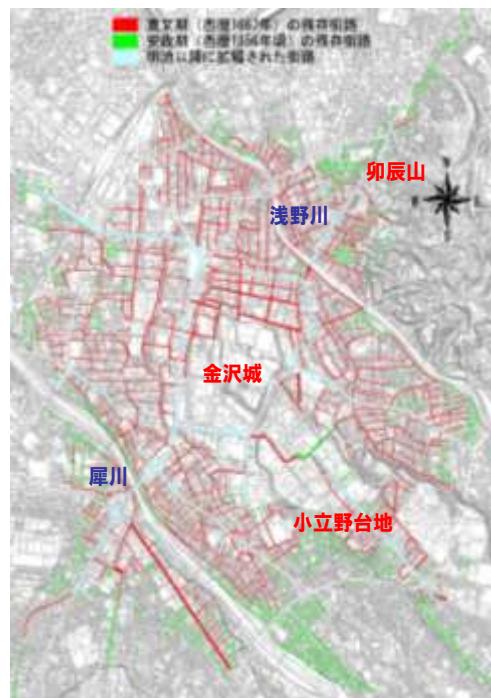
一方、城下町自体を構成する街路網は、防衛の目的や起伏ある地形の影響もあり、直線的な街路以外に様々ななかたちに屈折した細街路や坂路が多く、街路の交叉部分には「広見」と呼ばれる広がりをもつ空間が何箇所も存在し、城下全体が迷路的で複雑な様相を見せていた。



【屈折する街路】



【寛文8年（1668）金沢城下町絵図】



（作成：金沢工業大学教授 増田達男）

【現 在】

明治維新により、金沢は城地や城下町の広大な武家地の一部が軍用地として変容した。旧城内には第九師団指令部が置かれ、兼六園に隣接した出羽町一帯には練兵場、兵器支廠が建設された。また、近世に堂形前と称された広坂界隈には県庁、市役所が置かれ、旧藩校跡地には第四高等中学校が設置された。さらに、明治初期に旧金沢城金谷出丸に造営された尾山神社の神門は、擬洋風の特徴的なデザインで建設されている。このように、近代以降の金沢は、城地や武家地の一部が軍事用に転換され、関連して道路・鉄道など都市基盤施設の整備が併せて進められ、この間、公共施設に加えて金融・保険関係の事務所建築を中心に民間でも多くの洋風建築や近代建築が建設された。

第二次世界大戦が終戦を迎えると、金沢城跡に金沢大学、出羽町一帯に金沢美術工芸大学、金沢女子短期大学が設置されるなど、金沢中心部の大規模な軍用地は、新たに文教施設として変容を遂げた。

現在、藩政時代から金沢の都市核である金沢城跡・兼六園を中心とした一帯は、各大学の郊外移転を契機に公園としての整備が進んでいる。金沢城跡は金沢城公園として整備が進み、平成13年（2001）には菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓が木造で復元され、平成22年（2010）には河北門が復元された。出羽町一帯では旧軍関連施設の近代建築や文化施設が多く立地する特性を活かし、それらを活用した緑豊かで歴史・文化を感じさせる本多の森公園として整備が進む。堂形前では県庁移転を契機とした跡地整備が進められ、旧第四高等中学校校舎は石川四高記念文化交流館として整備され、旧県庁舎の近代建築は保存・活用を目的とした石川県政記念しいのき迎賓館として整備された。

このように、金沢城跡・兼六園を中心とした一帯は、歴史・文化ゾーンとして金沢を象徴する都市空間となっている。



[尾山神社神門]

③工芸技術・伝統文化の萌芽

金沢の近世城下町としての整備は加賀藩の発展とともにあったが、3代藩主利常が経済的基盤を確立するためにとった農政改革である「改作仕法」の施行後、藩の財政が豊かになり、その財力を背景として美術工芸の振興が図られた。当時の加賀藩の文化活動として特筆されるものに、優れた文物の収集と美術工芸品を中心とした「物造り」の育成がある。京や江戸から招聘した各分野の名工を御用職人として城内「御細工所」の職人指導にあたらせ、やがてその技術は町方の細工人にも広まっていた。当初、「御細工所」は武器武具の修理・管理を行う組織であったが、3代藩主利常が管理部門と修復・製作部門に組織化し、さらに茶の湯道具、掛幅、印章など美術工芸品の製作や修復を手がけるようにした。5代藩主綱紀の頃には「御細工所」の職種は、針細工、小刀細工、紙細工、絵細工、塗物・蒔絵細工、象嵌細工など20を越えるまでになった。なお、御細工者は、元禄元年（1688）から本職のほかに能技芸についても鍛磨することが求められるようになり、能楽の伝統を維持する上で大きな役割を果たした。また、5代藩主綱紀は、古今東西の図書を収集し「尊経閣文庫」として大成したほか、全国から2千点を超える工芸・技術資料を収集し、整理・分類した「百工比照」を完成している。

能楽や茶の湯は武士の嗜みであったが、やがて広く庶民の間にも広まっていた。加賀の能は、藩の能役者が舞う「藩主の能」と庶民が神に奉納する神事能を舞う「庶民の能」であり、5代藩主綱紀が宝生流を取り入れたことから「加賀宝生」として栄え、城下町の外港であった宮腰（現金石）に近い大野湊神社では慶長9年（1604）から神事能が奉納されている。

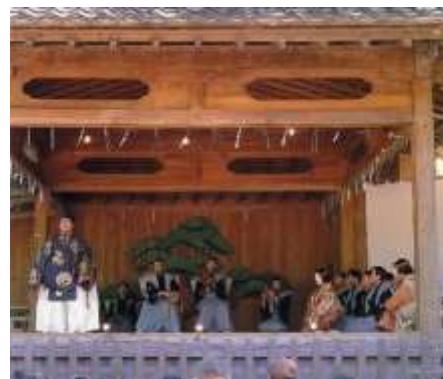
また、3代藩主利常に招かれた茶道宗和流金森宗和や裏千家仙叟宗室により広まつた茶の湯が、工芸、作庭、建築などの分野に大きな影響を与えた。



〔加賀象嵌〕



〔加賀蒔絵〕



〔大野湊神社神事能〕

[都市形成の歴史と伝統文化・工芸技術関連略年表]

西暦	年号	歴史的事項	歴史的風致構成資産等
1488	長享2	加賀一向一揆が守護富樫氏を滅ぼす	
1546	天文15	金沢御堂が建立される	
1580	天正8	佐久間盛政が金沢御堂を攻略する	
1583	天正11	前田利家が金沢城に入城し、城下町の建設が始まる	
1586	天正14	金沢城天守閣が完成する	金沢城
1592	文禄元	金沢城が修築され、本格的な石垣普請が行われる	
1592	文禄元	二俣が加賀藩御料紙の産地として指定される	二俣和紙
1593	文禄2	金箔・銀箔が作られはじめる	金沢箔
1599	慶長4	前田利家が野田山に葬られる	野田山・加賀藩主前田家墓所
1599	慶長4	2代藩主前田利長が内構築を築く	惣構
1602	慶長7	落雷により天守閣が焼失する	金沢城
1604	慶長9	大野瀬神社に神事能が奉納される	大野瀬神社寺中神事能
	慶長期	小立野台地へ寺院を集める	小立野寺院群
1610	慶長15	3代藩主前田利常が篠原出羽守に命じて外惣構築を築く	惣構
1616	元和2	卯辰山山麓・寺町台地へ寺院を集める	卯辰山山麓寺院群・寺町寺院群
1631	寛永8	大火により城の中心部が焼失する	金沢城
1632	寛永9	辰巳用水がつくられる	辰巳用水
1635	寛永12	城下町が大火に見舞われ、広見が設けられる	街路空間・広見
	正保期	鞍月用水がつくられる	鞍月用水
1651	慶安4	3代藩主前田利常が改作仕法を始める	
1671	寛文11	長坂用水がつくられる	長坂用水
		5代藩主前田綱紀が能楽「宝生流」を取り入れる	加賀宝生
		前田利常が金森宗和、千仙叟宗室を招く	茶の湯
		長左衛門が招かれ、大桶焼を始める	大桶焼
		後藤程乗、五十嵐道甫、清水九兵衛らが招かれる	加賀象嵌・加賀蒔絵
1676	延宝4	5代藩主前田綱紀が蓮池庭と御殿を建設する	兼六園
		5代藩主前田綱紀が百工比照をつくる	伝統工芸
		この頃までに城下町の基盤が整備される	
1718	享保3	宮崎友禅斎が加賀友禅を始める	加賀友禅
1759	宝暦9	大火により城下町と城の大半が焼失する	金沢城
1774	安永3	11代藩主前田治脩が園地を復興する	兼六園
1808	文化5	金沢城二の丸御殿が焼失する（のち再建）	金沢城
1820	文政3	東山ひがし地区が茶屋街として公許される	東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区
1822	文政5	12代藩主前田斉広が竹沢御殿を建設する	兼六園・成巽閣
	文化文政期	大石勝五郎が加賀万歳を始める	加賀万歳
1858	安政5	金沢城三十間長屋が再建される	金沢城
1875	明治8	尾山神社神門がつくられる	尾山神社神門
1891	明治24	第四高等中学校が置かれる	旧第四高等中学校本館
1909	明治42	陸軍兵器支廠が建設される	
1913	大正2	陸軍兵器支廠が建設される	旧金澤陸軍兵器支廠
1914	大正3	陸軍兵器支廠が建設される	

(4) 国指定、選定文化財等の分布状況

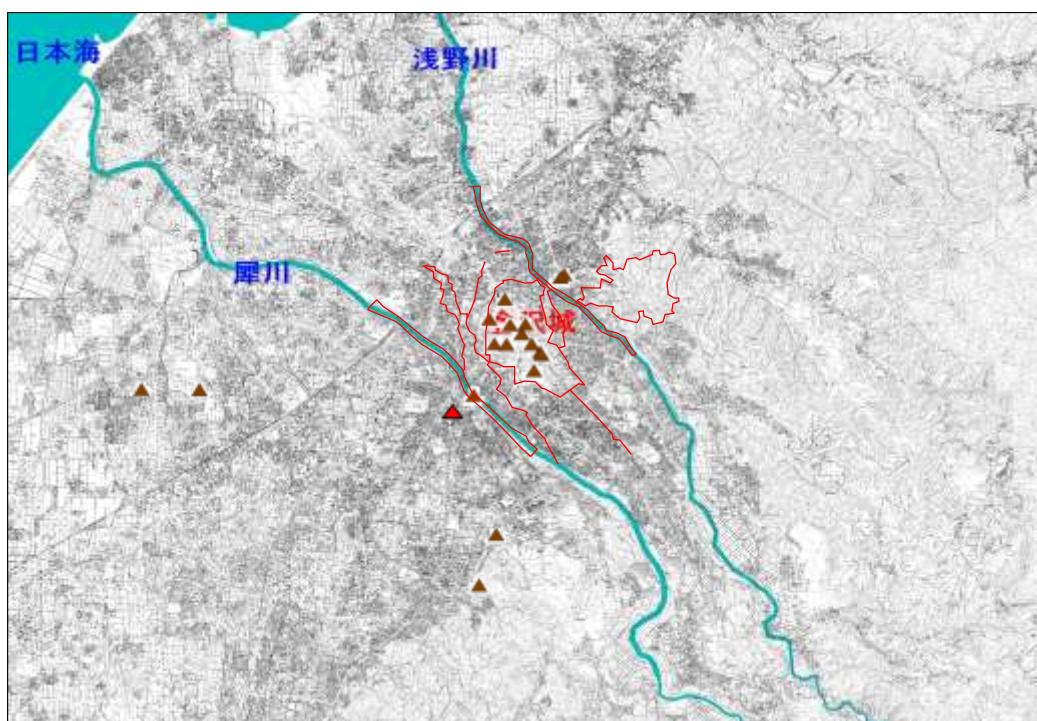
①国指定、選定文化財の分布

市内には 12 件の国指定重要文化財（建造物）があり、建築年代は近世建築 9 件、近代建築 3 件である。旧金沢城の建築物をはじめとして金沢城跡・兼六園を中心にその周辺に位置する重要文化財（建造物）は、金沢の歴史的重層性を感じさせる貴重な歴史遺産である。

また、12 件（動物を除く）の国指定史跡名勝天然記念物があり、種別は名勝 3 件、史跡 6 件、天然記念物 3 件である。史跡 6 件のうち 1 件が城下町の中心であった金沢城跡であり、名勝 3 件のうち金沢を代表する歴史文化遺産である「兼六園」は特別名勝に指定されている。

また、国選定重要文化的景観として 1 地区、「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」が選定されている。この文化的景観は、城下町発展の各段階を投影した都市構造を現在まで継承し、その諸要素が現在の都市景観に反映されるとともに、城下町が醸成した伝統と文化に基づく伝統工芸等の店舗が独特の界隈を生み出している。

また、国選定重要伝統的建造物群保存地区として 4 地区、「東山ひがし」と「主計町」、「卯辰山麓」、「寺町台」が選定されている。「東山ひがし」は、文政期（1818～29）の茶屋街の街並みが保存されており、茶屋建築の重要文化財（建造物）「志摩」が位置する。「主計町」は、浅野川に面して建ち並ぶ近代以降に 3 階建てとなった茶屋街の街並みが保存されている。「卯辰山麓」は、山麓沿いに寺院を中心とした街並みが保存されている。「寺町台」は、直線的に寺社が連なる街並みと、境内地の一部に形成された寺社門前地の街並みが保存されている。



[国指定、選定文化財分布図]

また、国指定重要無形文化財として3件の指定があり、銅鑼、彫金及び友禅の各工芸技術である。その他、5件の国指定重要有形民俗文化財がある。その内4件が、金箔製作用具、木地製作用具、手漉き和紙製作用具及び加賀象嵌製作用具であり、現在まで引き継がれる伝統工芸・技術と密接に関わる道具類である。

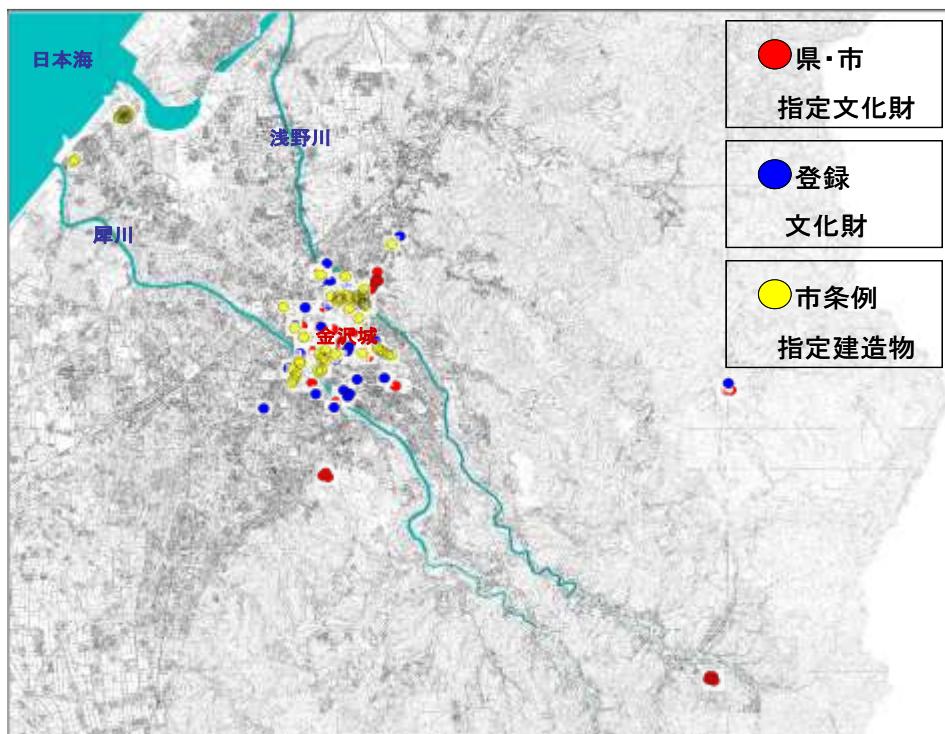
②国指定、選定文化財以外の文化財の分布

i) 文化財保護法の体系によるもの

市内に国登録有形文化財（建造物）64箇所107件が登録されている。これらの建築年代は、近世建築25件、近代建築82件である。

国指定、選定文化財以外で歴史遺産として価値の認められるものについて、文化財保護条例に基づく石川県または金沢市の指定文化財として保護を図っているが、市内に県指定有形文化財（建造物）22件、市指定有形文化財（建造物）28件が指定されており、建築年代は、近世建築43件、近代建築7件である。

また、県指定の記念物9件、市指定の記念物19件が指定されており、種別は、史跡11件、名勝9件、天然記念物8件である。名勝9件のうち県指定は4件で、そのうち3件が国指定特別名勝「兼六園」に隣接して位置する。



[金沢の国指定文化財以外の文化財の分布]

また、県指定無形文化財2件、市指定無形文化財2件が指定されており、種別は工芸技術1件、芸能3件である。

さらに、県指定無形民俗文化財2件、市指定無形民俗文化財11件が指定されているほか、県指定有形民俗文化財1件、市指定有形民俗文化財4件が指定されている。

ii) 市独自条例によるもの

本市の独自条例に基づく保護措置として、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」（以下「景観条例」という）に基づく「保存対象物」36件が指定され、「金沢市こまちなみ保存条例」（以下「こまちなみ保存条例」という）に基づく「こまちなみ保存建造物」37件が登録されている。

③国指定、選定文化財等の一覧

金沢の国指定、選定文化財等の指定件数を下記の表に示す。これらの種別ごとの個別名称、所在地等については巻末に一覧表を掲載し、歴史的風致の形成に関わる建造物のうち文化財保護法の体系の下で指定又は登録された建造物、重要文化的景観並びに重要伝統的建造物群保存地区については、その概要を併せて掲載している。

表 金沢の国指定、選定文化財及びそれ以外の文化財の指定件数

区分		国指定・選定	県指定	市指定	登録文化財	市独自条例	合計
有形文化財	建造物	12	22	28	107	73	242
	美術工芸品	33	104	153			290
無形文化財	工芸技術	3	1				4
	芸能		1	2			3
民俗文化財	有形	5	1	4	1		11
	無形		2	11			13
記念物	遺跡	6	2	9			17
	名勝地	3	4	5			12
	植物	2	3	5			10
	地質鉱物	1					1
文化的景観		1					1
伝統的建造物群		4					4
合計(件)		70	140	217	108	73	608

平成28年12月時点

第2章 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致

(1) 金沢の全体像

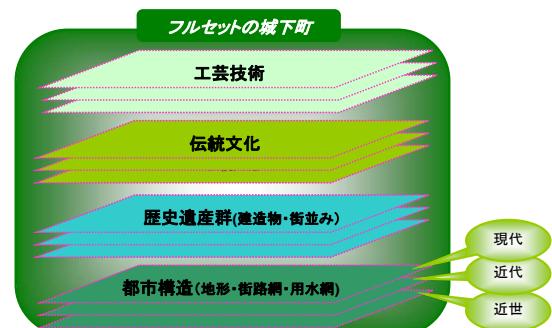
日本の古都と呼ばれる奈良、京都の都市基盤となった平城京や平安京などが中国の都城を模倣した都市であるのに対し、近世城下町は日本独自に発展した都市形態で、現代日本の多くの都市の原型となっている。それは、中国、ヨーロッパの高い城壁を巡らした閉鎖的な都市空間と異なる開放的な都市空間で、居住地は身分別（土地利用別）に配置され、それぞれ居住密度や建築様式が異なっていたが、都市として秩序正しく計画されていた。さらに、防火に配慮して用水網、緑地、防火帯を計画的に配置した思想は、都市計画の考え方として普遍的価値が認められる。

近世城下町を代表する最大都市は江戸であったが明治維新以降東京に改まり、西洋文明をモデルとした都市計画が進められた結果、その歴史的風致はほとんど失われ、現在は首都として機能する現代都市の代表となった。これに対し金沢は、最大大名である加賀藩の政治、経済、文化の中枢機能を果たした城下町であり、安土桃山期から江戸期にかけて一時代を画した近世城下町の典型である。さらに、金沢は400年以上も戦禍に遭わなかつた平和都市であり、同時に自然災害の大きな被害を受けなかつたことから、現在も当時の都市構造（坂路、広見を取り込む城下町独特の街路網、惣構・用水網など）と歴史遺産（武士住宅、武家庭園、寺社建築、町家及び近代建築並びに土塀が連なる武家屋敷群、寺院群、茶屋街などの歴史的な街並み）が良好に残る。さらに、それらの基盤を成す起伏に富んだ地形や台地の縁や市街地の背景を成す丘陵地域の豊かな自然が、都市空間に変化と潤いを与えていた。また、それらの中で一体となって近世以来の伝統を伝える多様な文化や工芸技術が息づいている。

このように、金沢は近世城下町から引き継がれてきた重要な全ての構成要素を良好に残す、城下町構造に省略のない「フルセットの城下町」の代表であり、その歴史的風致は他に類を見ない世界に誇るべきものである。



[浅野川・卯辰山]



[金沢の全体像]

(2) 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致

①金沢城・兼六園周辺に見る歴史的風致

藩政時代以来、金沢のシンボルとして都市核を形成する金沢城跡（国指定史跡）と兼六園（国指定特別名勝）及びその周辺は、金沢を象徴する歴史的風致の中心を成す歴史的建造物であるとともに、1年を通して様々な伝統文化や伝統行事が繰り広げられる舞台となっている。

新年初詣には、金沢城旧金谷出丸に建ち、擬洋風の神門（国指定重要文化財（建造物））を構える尾山神社は、県内有数の初詣客で賑わいを見せる。兼六園横にある旧藩校明倫堂の鎮守であった金沢神社（国登録有形文化財（建造物））では、隣接する金沢の名の起源といわれる金城靈沢の若水を入れた昆布茶が参拝客に振る舞われる。

また、越前万歳を起源として定着したといわれる、藩政時代から受け継がれた伝統芸の「加賀万歳」（市指定無形民俗文化財）が知事公舎などで演じられる。新春出初め式には、加賀大名火消しの伝統を現在に引き継ぐ「加賀鳶梯子登り」（県指定無形民俗文化財）が新丸広場を会場に盛大に演じられる。

4月初旬桜の季節には、旧百間堀の沈床園は兼六園と一体となって桜色に染まり、花見客で大いに賑わいを見せる。

6月に行われる市民最大のお祭り「金沢百万石まつり」は、藩祖前田利家を祀る尾山神社の封国祭が始まりで、祭りの華である武者行列は、一行が金沢城石川門（国指定重要文化財（建造物））から入城する場面が最大の見せ場となっている。また、祭りでは、復元された菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓を背景として「加賀宝生」（市指定無形文化財）の薪能や「加賀獅子」（市指定無形



[金沢城・兼六園位置図]



[加賀万歳]



[加賀鳶梯子登り]

民俗文化財）など様々な伝統文化、芸能が演じられ、市民や観光客を大いに魅了している。

また同時に、成巽閣（国指定重要文化財（建造物））、時雨亭、松風閣（国登録有形文化財（建造物））、旧中村邸（市指定保存対象物）など兼六園とその周辺の多くの茶室で、裏千家、表千家、宗和流など各流合同の百万石茶会が盛大に催されている。

金沢城跡では各時代、各手法で積まれた様々な石垣が見られ、建造物の復元、修理事業などを通じて、石工、大工をはじめとする伝統の職人技を継承する場ともなっている。さらに、兼六園の冬の風物詩として名高い雪吊りをはじめとする兼六園を維持・管理する庭師などの技は、日本の庭園文化の伝統を継承している。

②茶屋街に見る歴史的風致

金沢には藩政時代以来の3茶屋街が現在も残り、金沢城の北東、卯辰山山麓の浅野川右岸近くに「ひがし」、浅野川大橋下流左岸に「主計町」（いずれも国選定重要伝統的建造物群保存地区）、金沢城の南西、犀川左岸寺町台地のほぼ先端に「にし」が位置する。

「ひがし」の「志摩」（国指定重要文化財（建造物））に代表される茶屋建築は、1階表構えに紅殻の出格子を付け、潜り戸を備えた1枚扉の大戸が入り口に設けられており、背の高い2階表は座敷と縁を設えて開放的なつくりで、一般の町家建築とは趣が異なっている。

このような昔ながらの茶屋建築で、加賀百万石の伝統文化を



[加賀宝生薪能]



[兼六園（雪吊り）]



[茶屋街位置図]

示す芸能として継承されている「金沢素囃子」（市指定無形文化財）が、「ひがし」では一舞一管（舞と笛の2人）、「にし」では一調一管（笛と鼓の2人）で演じられているほか、踊りやお座敷太鼓、お座敷遊びなどの茶屋文化が現在も華やかに息づいている。また、検番と呼ばれる各茶屋街の組合事務所では、広間で芸妓衆の歌舞音曲の稽古が行われており、時節によって一般にも公開されている。

さらに、茶屋街では特に長唄が盛んであり、三味の音が街中から絶えることはない。



[茶屋建築の内部（志摩）]



[ひがし検番]



[お座敷遊び]



[にし茶屋街]

③寺院群に見る歴史的風致

金沢には藩政時代に形成された3寺院群が現在も残り、金沢城北東の卯辰山山麓、同じく南東の小立野台地、同じく南の寺町台地に各寺院群が位置している。寺院群では、藩政時代から広く庶民の間で信仰されてきた宗教行事や民俗行事が盛んで、現在も季節ごとにそれらを寺院や神社で見ることができる。

卯辰山山麓寺院群は、山麓の小さな寺院と山腹の寺院で構成されており、寺院数は40余を数え、山麓は曲がりくねった小路に沿って築地塀が連続し、山門は小さく塀も低い。「ひがし」の東に位置する観音院で行われる「四万六千日参り」は、その日に参詣すれば四万六千日参詣したのと同じ功徳があるとされ、参詣する多くの人々で賑わいを見せる。その日（8月22日）が近づくと、「四万六千日」と墨書文字の独特の木版刷りのビラが市内で見られるようになる。当日は、観音院境内でとうきび市が開かれ、半紙で包み紅白の水引をかけた縁起物のとうきびが観音院門前の旧観音町や「ひがし」で町家の軒下などに吊され、独特の景観、風情を見せる。なお、観音院境内では明治まで神事能が催されており、庶民の大きな娯楽のひとつとなっていた。「ひがし」に接する宇多須神社の節分豆まきは、恒例行事として多くの人々が集まり豆を取り合い、「ひがし」の芸妓衆による奉納踊りもある。寺院群の中程に位置する真成寺は鬼子母神の寺として知られ、月例祭には多くの参詣者があり、産育信仰資料（国指定有形民俗文化財）も残されている。また、毎年4月に行われる人形供養会には、1万体以上の人形が集まる。真成寺の東に位置する龍国寺には「加賀友禅」（県指定無形文化財）の祖といわれる宮崎友禅斎の墓があり、5月に友禅祭り（友禅斎法会）が行われており、手向けとして友禅おどりが「ひがし」の芸妓衆



[寺院群位置図]



[町家に貼られた四万六千日のビラ]

によって奉納されるほか、茶会も催されている。寺院群の北部に位置する月心寺には裏千家仙叟宗室、大樋焼初代大樋長左衛門の墓があり、茶室「直心庵」では毎月仙叟命日の23日に月釜がかけられている。

小立野寺院群は小立野台地に位置し、藩政時代に広大な境内地を有していた藩主前田家ゆかりの寺院が多くあり、台地の縁など周囲にも寺院が点在しており、寺院数は30余を数える。台地の東縁に位置する高源院では、毎年7月1日に「一つ灸」が行われており、健康を願う多くの人々が参詣する。3代藩主利常の正室珠姫の菩提寺として建立された天徳院（山門：県指定有形文化財（建造物））の側に、金沢城築城の時、石曳きの安全祈願を願い祀られた「下馬地蔵尊」があり、地蔵祭りに天徳院境内で地元住民による奉納踊りがある。

さらに、台地を南東に伸びる石引通りを中心に9月に行われる「御山祭り」では、石曳きの歴史を再現して御輿のほか戸室石の巨石を曳山として通りを練り歩く。また、天徳院の北東に位置する上野八幡神社には「餅つき踊り」（市指定無形民俗文化財）が伝承されている。この行事は、藩政時代に12月行事のひとつとして有名であったとされ、9月15日の秋祭に隔年で行われており、横笛・三味線・鉦に合わせて餅つきのつき手と手返し役が軽妙に踊る。

寺町寺院群は寺町台地に位置し、寺町大通り沿いに山門と築地塀が連続する樹林を残す地区と、旧鶴来往還沿いに町家と混在しながら細い参道を通って境内に入る地区があり、寺院数は70余を数え3寺院群の中で最大規模を誇る。野田山へ向かう参詣道であった寺町大通りには、樹齢400年といわれる松月寺の大桜（国指定天然記念物）が道路に大きくはり出している。また、毎週土曜の夕方6時に地域住民が各寺々で一斉に梵鐘を打つ「土曜の晩鐘」が行われており、金沢の「音風景」のひとつとなっている。「にし」の北



[上野八幡神社の社叢]



[松月寺の大桜]

東に位置する神明宮の春秋例祭は、「御日待」とも「神明の夜祭り」ともいわれ多くの人々の参拝で賑わい、境内で「あぶり餅」が売られる。文政の頃から売り出されたというあぶり餅は御幣をかたどったもので、お祓いされた餅を食べれば無病息災に、天井に差しておくと盜難を避けるとの言い伝えがあり、名物となっている。また、境内に樹齢一千年といわれる大ケヤキがあり、県内最大級を誇るその樹形は地域のランドマークとなっている。



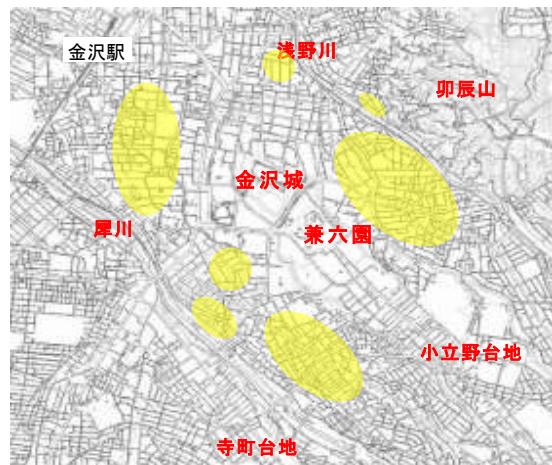
[神明宮のあぶり餅]

このように、金沢の3寺院群には様々な信仰・民俗に関わる伝統行事、宗教行事が市民生活の中に現在も息づいており、各寺院群それぞれの特徴的な景観とともに歴史的風致を形成している。

④旧武士居住地に見る歴史的風致

藩政時代に城下の約6割の面積を占めていた武士居住地は、金沢城を中心に面的に広がっていた。それらの多くは既成市街地の戸建て住宅地として現在に至っているが、土塀の連続や長屋門など現在もその歴史的名残を市内各所に見ることができる。また、主屋を中心として正面に門を構え、敷地周囲を土塀で囲う昔ながらの旧武士住宅も点在する。

長町武家屋敷群跡に位置する「大屋家住宅」（国登録有形文化財（建造物））では、所有者が季節ごとに建具を入れ替え、歳事に合わせた昔ながらの生活習慣が見られる。主屋には茶室が設えられ、茶の湯も愛好されている。セドと呼ばれる内向きの庭には大野庄用水の水が引き込まれ、四季折々に実を付ける果樹が多く植えられた様子は、実用を旨とした武士の気風を現



[武家屋敷群位置図]

在に伝え、藩政時代の武士住宅の風情を色濃く感じさせる。長町武家屋敷群跡では、降雪を前にした12月頃には庭木に雪吊りが行われ、周囲の土塀に「コモ掛け」も施され、季節の風物詩となっている。なお、「コ

モ掛け」は、長町以外に残る土塀でも行われている。



[大屋家住宅（長町）]



[土塀のコモ掛け作業（長町）]

このような旧武士居住地の風情が色濃く残る場所はこまちなみとして親しまれており、金沢城の北に「旧御歩町」、「旧彦三一番丁・母衣町」、同じく南に「里見町」、「水溜町」の街並みがある。

一方、敷地規模の大きな武士住宅地が近代以降に分筆され、その後に武士住宅の意匠を継承した近代和風建築などの街並みが形成されたところもある。金沢城の西に位置する

長町や長土塀、同じく東に位置する横山町、材木町などの界隈には、近代和風建築が多く残る。このような近代和風建築の表構えは、アズマダチと呼ばれる武士住宅の妻面意匠を継承したものや、入母屋造で重厚さを見せるものなどがあり、前面に洋室を設えたものもある。また、和室に茶室を設えてい



[近代和風建築（長町）]

る場合も多く、日常的に茶の湯が愛好されている。板塀などで囲われた敷地には、灯籠や名石を配した庭が造られているものもあり、庭師の伝統技を見ることができる。また、武士住宅の名残として、敷地正面、玄関脇などに見越しの松を残している家も多い。

橋場町に残る旧森快安邸（市指定保存対象物）は、300石を受けていた藩医の居宅の遺構であるが、藩政時代からの大樋焼の伝統技を伝える大樋家が購入し、美術館を増築して一体的に利用している。この美術館では、金沢の伝統工芸のひとつである大樋焼を常時展示・公開している。



[旧森快安邸（大樋美術館）]

⑤旧町人居住地に見る歴史的風致

藩政時代に城下の約3割の面積を占めていた町人居住地は、武士居住地の間を縫うように北国街道や往還の沿道に線的に広がっていた。現在、旧北国街道は国道となり、片町から武蔵が辻の間は商業・業務地区として高層建築が立ち並んでいるが、旧城下上口の泉町や旧下口の春日町、大樋町には旧道が残り、尾張町界隈には藩政時代から近代にかけての商業地の風情が残る。旧往還の沿道などには、間口が狭く両隣が建て詰まり、奥行の深い町家建築が現在も残り、旧町人居住地の往時を偲ばせる。

金沢城の北に位置する尾張町界隈は、藩政時代に城の大手前として有力町人の商家が並んでいた場所で、「元金沢貯蓄銀行」（県指定有形文化財（建造物））、「旧三田商店」、「金沢文芸館」、「旧村松商店」（いずれも国登録有形文化財（建造物））「福久屋石黒傳六商店」、「壽屋」、「田上家」（いずれも市指定保存対象物）など、現在も数多くの歴史的建造物が残っている。また、武士の嗜みから広く庶民に広まった茶の湯の影響から、この界隈には茶室を設えた町家や近代和風建築が多く、日頃から人々が茶の湯を嗜む機会が多い。さらに、商店街では各商家に代々伝わる品々を店先のショーウィンドウに飾る「一品ミニ美術館」活動が行われているほか、九谷焼、加賀友禅、金箔工芸品、加賀玩具などの伝統工芸品の販売店舗も多い。前田利家が尾張から連れてきた商人が移り住んだといわれる尾張町では、町家や近代洋風建築など歴史的建造物を活用した商業活動が多く見られる。



[旧町人居住地位置図]



[藩政時代から続く大店の店構（尾張町）]



[旧三田商店（尾張町）]

旧北国街道が旧城下を北に出る下口の松門跡近くの大樋町、春日町では、緩やかに蛇行する沿道に藩政時代から続く造り酒屋「やちや酒造」（国登録有形文化財（建造物））や昔ながらの店先で雑穀を販売する「坂戸米穀店」（市指定保存対象物）など、歴史的建造物が生業とともに残っており、旧街道の雰囲気を現在も感じさせる。



[やちや酒造（大樋町）]



[坂戸米穀店（春日町）]

小立野台地の東麓で、城下から北東山間地の二俣に向かい、越中福光に至る旧往還「二俣道」の沿道にあたる天神町には、台地に沿って蛇行する沿道に町家が数多く残る。小立野台地縁には坂路も多く、「天神坂」の横には椿原天満宮がある。その例祭時期には、門前として天神町は多くの参拝客で賑い、沿道には露店が並び伝統的な祭の風情を見せる。

浅野川大橋右岸たもとから卯辰山に向かって藩政時代に築造された直線の街路に面する旧観音町は、藩政時代から観音院の門前として栄え、現在でも「四万六千日」の縁起もののとうきびが軒先に吊されるなど生活と民俗行事が密接に関わっている。また、東山地区の観光ボランティアの拠点にもなっている「旧涌波家住宅主屋」（市指定有形文化財（建造物））のほ



[椿原天満宮（天神町）]



[旧観音町の街並み]

か三弦店、食料品店、酒店、味噌店、経田屋米穀店（国登録有形文化財（建造物））などの歴史的建造物が生業とともに現在も残っている。



[旧涌波家住宅（旧観音町）]



[経田屋米穀店（旧観音町）]

金沢城の北西に位置する安江町界隈は、東・西の本願寺別院の門前として栄えてきたが、現在でも仏壇店や法衣などを営む町家が残り、季節ごとの浄土真宗行事と関わりの深い生業が歴史的建造物とともに営まれている。金沢仏壇などに使用される金沢箔は、江戸・京都以外で箔打ちが禁止されていた江戸時代に密かに藩の庇護を受け続けられていたという歴史があり、現在では全国の生産量のほとんどを占めており、日本の美術工芸に欠かせない存在となっている。継承された箔打ちの職人技は、現在も市内の伝統的な町家などで生業として営まれており、その技術は金沢の気候や水質と伝統工芸の和紙を使う箔打紙などに支えられている。



[法衣店（安江町）]



[金沢箔（箔移し）と金沢仏壇]



[仏壇店（安江町）]

⑥河川に見る歴史的風致

浅野川と犀川は金沢を代表する河川であり、流れがやさしく繊細な情緒が漂うことから浅野川は女川とも呼ばれ、川幅が広く悠々と流れる犀川は男川とも呼ばれる。

「主計町」が面する浅野川では、浅野川大橋（国登録有形文化財（建造物）から上流部の河川敷を会場として毎年4月の桜咲く頃、昭和62年（1987）から東山界隈の住民が地域の環境、文化を伝えていくために始めた「浅野川園遊会」が催されている。特設の舞台では、謡曲、狂言のほか「ひがし」、「主計町」の芸妓衆による踊りやお

座敷太鼓などが演じられ、多くの市民や観光客で賑わいを見せる。6月の「金沢百万石まつり」には、「友禅灯籠流し」が行われ、多くの人々がその幽玄な世界に浸る。



〔主要河川位置図〕



〔浅野川園遊会〕



〔友禅灯籠流し〕

浅野川に架かる7つの橋（常磐橋、天神橋、梅の橋、浅野川大橋、中の橋、小橋、昌永橋）を彼岸中日の深夜に渡る「七つ橋渡り」と呼ばれる民俗行事が伝わる。健康を祈り全ての橋を渡り終えるまで無言を守り、同じ道を通らないことがきまりで、近年は住民による地域行事としても行われている。

また、浅野川の清流を活かした「加賀友禅流し」（県指定無形文化財）が現在も行われ、付近に職人も多く居住しており、金沢の伝統文化、工芸技術が生業として色濃く残っている。



〔加賀友禅流し〕

犀川は、藩政時代につくられた金沢を代表する辰巳用水（国指定史跡）、鞍月用水、大野庄用水の水源となっており、その水が現在も旧城下域に潤いを与えていている。犀川沿いで染物業を営む「平木屋染物店」（国登録有形文化財（建造物））は加賀藩御用達の染元で現在も染物業を営むが、藩政時代から大野庄用水取り入れ口の「水門番」も長く務めていた。かつての用水取り入れ口は、現在では水量調節の水門として残っている。また、犀川大橋の下流左岸の千日町には伝統工芸品の「和傘」を現在もつくる市内唯一の職人「松田家」があり、晴天に天日干しのため軒下に吊される多くの和傘が、花を咲かせたように鮮やかな風景を見せる。

また、藩政時代に心身の鍛錬として武士のみに許されていた鮎釣りは、現在ではシーズンに多くの市民太公望を市街地の犀川に見ることができる。鮎毛針には藩政時代から続く金沢の伝統工芸品である「加賀毛針」を使う人たちも多い。

犀川大橋（国登録有形文化財（建造物））架橋400年を記念して始まった「金沢・犀川犀星まつり」が、犀川大橋上流部河川敷を会場として9月に開催されている。まつりでは「にし」の芸妓衆による踊りや篠笛、琴、三味線などが演じられるほか踊り流しも行われ、多くの人々で賑わいを見せる。

医王山系の山並みを背景とする犀川の河川空間は、その清流とともに市民に身近で開放的な憩いの空間となっている。



[平木屋染物店]



[金沢和傘]



[加賀毛針]



[犀川大橋から上流部を望む犀川]

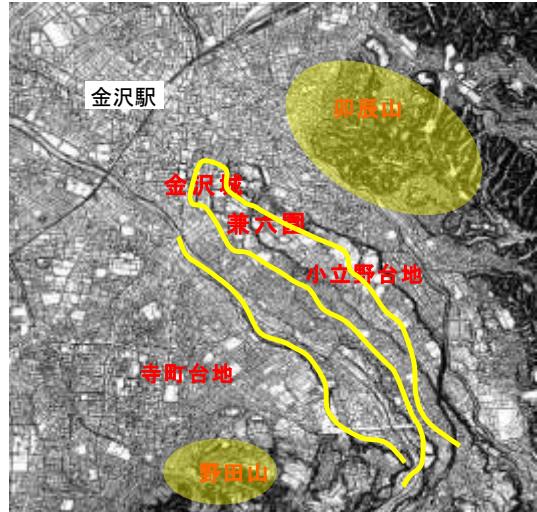
⑦丘陵・台地に見る歴史的風致

金沢の特徴のひとつに卯辰山、小立野台地、寺町台地の3つの丘陵・台地で形成された起伏のある地形とそれらに連なる野田山など、丘陵地の豊かな自然がある。

金沢城のほぼ南に位置する野田山丘陵の一角に野田山墓地がある。加賀藩主前田家墓所（国指定史跡）が最高所に位置し、山裾に至る範囲に武士から町人まで、5万基以上ともいわれる墓が建ち並んでいる。加賀藩主前田家墓所には、歴代藩主とその正室・側室、子女などの80を超える墳墓が築かれており、個々の墳墓の大きさ、造営面積ともに全国最大級で、加賀百万石の大名墓所の威容を誇っている。野田山墓地は、近代以降に市民墓地として広く開放され現在に至っている。これら藩主の墓をはじめとして、その維持・管理は、野田山麓の野田町、長坂町に住む人たちが藩政時代から「墓守」として行っており、その伝統は現在も引き継がれている。

金沢では浄土真宗が広く信仰されるなど、現在も宗教に関連する行事が盛んに行われており、特徴的な宗教民俗も多く残っている。中でも、盆の墓参りに切籠灯籠（通称キリコ）を献上するのが金沢の特色である。キリコは、四角形の木枠の四面に紙を張り、その一面に名号や題目を書き、木枠の上は経木板の屋根を付けた簡素なもので、墓参の時に自家他家を問わず、墓前に吊される。1家あたり多いもので10～20個ものキリコが吊される。野田山墓地は7月13日～15日の金沢のお盆の時期、緑濃い松林の中に墓前につり下げられた多くの白いキリコが映え、独特の景観を見せる。

野田山墓地の西に曹洞宗寺院大乗寺（仏殿：国指定重要文化財（建造物）、山門・伽藍ほか：県指定有形文化財（建造物））が位置する。伽藍は参詣者に開放的で、座禅の道場としても知られ、一般市民向けに座禅



[主要な丘陵・台地位置図]



[野田山墓地（お盆の風景）]

会が催されている。また、毎年1月5日の小寒から2月3日の節分まで、修行僧による寒行托鉢が旧市街地を中心に行われており、網代笠に黒合羽、草履のいでたちで寒の街中を進む一団は、冬の風物詩にもなっている。

金沢城の北東・鬼門に位置する卯辰山は、城の向かいにあることから向山とも呼ばれ、市民に身近な山として存在してきた。現在、山全体が公園として整備され、市民散策の場となっており、緑豊かな木立の中に立つ文学碑、顕彰碑などが60を超える別名碑林公園とも呼ばれている。4月桜の時期は、金沢城、兼六園よりほんの少し遅れて山が桜色に染まり、少しだけ長く花見を楽しめてくれる。桜の後には、中腹にある花菖蒲園の菖蒲が市民の目を楽しませている。

卯辰山北側の中腹には、市政百周年を記念して建設された「金沢卯辰山工芸工房」がある。加賀藩御細工所の伝統技術を継承する陶芸、漆芸、染、金工など伝統工芸品の分野やガラスなどの分野で後継者の育成が行われ、市民工房では、市民が伝統工芸の制作に触れるこことできる場を提供している。

金沢は、丘陵・台地による起伏ある地形で旧市街地が構成されており、台地の縁など各所に坂路が多く見られる。

小立野台地東縁に「八坂」、「馬坂」、「木曾坂」、「天神坂」、「鶴間坂」など、同西縁に「広坂」、「大乗寺坂」、「嫁坂」、「善光寺坂」などがあり、寺町台地東縁には「蛤坂」、「石伐坂」、「桜坂」、「長良坂」、「不老坂」など、藩政時代に由来する名前の付いた坂も多く、眺望点や生活道路として市民の身近な空間となっている。これらの坂路の途中には、不動尊や地蔵尊が祀られていることも多く、地域住民の厚い信仰を集めている。なお、地蔵尊は多くの寺院のほか市内各所で見ることができ、いずれも地域の人々によって守り伝えられており、地蔵祭などが行われているものも少なくない。



[大乗寺参道]



[卯辰山花菖蒲園]

小立野台地東縁の馬坂途中には岸壁を背にお堂に数体の不動尊が祀られ、細い滝が一筋落ちており馬坂不動寺の靈水と呼ばれ信仰を集めている。また、坂上に位置する高源院の門前には10体の地蔵尊が並んで立っている。

小立野台地西縁の善光寺坂上には祠堂に祀られた天正10年（1581）の銘があるといわれる本尊ほか12体の善光寺坂地蔵尊がある。地元住民による地蔵講があり、8月には読経、ご詠歌のある地蔵祭りが行われており、地域の人々の信仰を集めている。

また、善光寺坂に沿った民家に囲まれた場所に大清水（おおしょうず）と呼ばれるわき水があり、近隣の32軒が池の維持管理を行っている。わき水は現在も洗濯のすすぎや野菜洗いなどに利用されており、住民の交流の場ともなっている。

寺町台地東縁の長良坂途中に祀られた地蔵尊には昔ながらに「長生地蔵」と「開運地蔵」の提灯がいくつも吊り下げられており、住民の素朴な願いが込められている。

寺町台地東縁の石伐坂は坂が屈曲していることからW坂とも呼ばれる。桜坂上はかつて桜畠と呼ばれ藩政時代に金沢城からの眺望として桜が多く植えられていた場所である。名残の数本の桜が石伐坂の途中に見られ、犀川沿いの桜並木とともに花見の季節に人々の目を大いに楽しませている。



[馬坂途中の不動尊]



[善光寺坂地蔵尊祭り]



[大清水（おおしょうず）]



[石伐坂（W坂）]

⑧街路・用水に見る歴史的風致

城下町を構成した街路網は、様々なかたちに屈折した細街路が多く、城下全体が迷路的で複雑な様相を見せていましたが、金沢ではその基本的形態が現在も残っている。

金沢では街路の部分的な広がりを「広見」と呼び、藩政時代に火除地として設けられたといわれているが、現在も旧城下域の各所で見ることができる。寺

町寺院群の中を犀川大橋から南に伸びる旧鶴来往還の途中に位置する「六斗の広見」は、市内最大規模を有する広見である。広見は、近代以降、地域行事や子供の遊び場としても存在してきたが、モータリゼーションの進展とともにその機能が失われた。こうした状況の中で、

「六斗の広見」は地域住民がその空間機能の復権に取り組み、地域コミュニティの場として蘇った。周辺住民が共同で広見を会場とする「広見まつり」を開催し、まつりを通じて地域住民の交流が深まっている。このような動きは別の広見でも見られるようになり、「横山町広見まつり」や「瓢箪広見まつり」が開催され、加賀獅子舞、加賀鳶梯子登りが実演されるほか、茶会なども催されている。

本市では、小学校校区を単位とした地域活動、コミュニティ活動の場が確立されており、これらを中心に地域に根付いた伝統行事が活発に行われている。

旧城下域においてその基本単位をなす町会は、通りを挟んで向かい合う昔ながらの範囲で組織されており、町会名は住居表示以前の旧町名を基



〔街路・用水網図〕



〔横山町広見まつり〕



〔瓢箪広見まつり〕

本に呼称している場合が多く、藩政時代以来のコミュニティの伝統を色濃く残している。住居表示で失われた旧町名は地域住民にとってのアイデンティティとして現在も深い愛着をもたれており、その象徴として平成11年（1999）に全国で初めて「主計町」が復活した。その後さらに10の旧町名が復活しており、旧町名の復活は通りを挟んで向き合う伝統的なコミュニティを深める動きとなっている。

金沢には、犀川・浅野川を水源として旧城下域を中心に平野部を流れる用水が55水系あり、総延長は約150kmに及んでいる。城下の防衛・防火や灌漑などを目的につくられたこれらの用水は、現在も市民の生活と密接に関わりながら流れている。

犀川上流から引かれた辰巳用水（国指定史跡）の水は現在も兼六園の池泉を流れ、その一部は周囲の成巽閣庭園（国指定名勝）、成巽閣中庭、西田家庭園（いずれも県指定名勝）にも流れ、庭園の重要な景を見せていく。

同じく犀川を水源とする鞍月用水の沿岸では、染物業の町家が見られ、用水の流れを利用して染物の糊を落とす作業を見ることができる。香林坊付近では開渠化された用水が商店街のシンボルとなっており、住民による清掃活動も行われている。

同じく犀川を水源とする大野庄用水は長町武家屋敷群地区内を流れ、その水を敷地内に取り込んだ西家庭園（市指定名勝）、野村家庭園などの庭園が沿岸に見られる。土壌を載せた石積み護岸に沿って流れる豊かな水が街並みに潤いを与え、鞍月用水と同様に住民による定期的な清掃活動が行われている。また、これらの用水は、冬季積雪時において消雪にも利用されている。

このように、市街地を流れる用水は街に潤いを与え、市民の生活と密接に関わり、深く市民に愛される存在となっている。



[兼六園を流れる辰巳用水の水]



[西家庭園]



[鞍月用水]



[大野庄用水]

これら市街地を流れる用水のほか平野部を流れる多くの用水は、藩政時代から灌漑用水としてその水が田畠を潤し、農事作業と密接に関わる身近な存在となっている。用水は、農業を営む上で不可欠な施設として存在してきたが、現在でもその水を利用するだけでなく、用水を生かすための「泥上げ」や「護岸補修」などの作業を通して人々と密接な関わりをもっている。

用水の恩恵を受けてきたものに稲作のほか畑作があるが、畑作物として戦前から作付けされてきた野菜を「加賀野菜」と呼んでいる。金沢の気候、風土に育まれてきた加賀野菜は、

「さつまいも」、「加賀れんこん」、「加賀太きゅうり」、「金時草」、「ヘタ紫なす」、「源助だいこん」、「金沢一本太ねぎ」、「くわい」など15種を数える。

これらは現在も四季折々に旬の味として広く親しまれており、もてなし料理のひとつ「はす蒸し」など、郷土料理の素材ともなっている。なお、これら郷土料理などを盛る器として金沢九谷が使用されることも多い。金沢九谷は再興九谷の伝統を受け継ぐ日本を代表する色絵磁器として発展してきたが、金沢の食文化に華やかな彩りを添えている。

愛着を寄せる人々の努力によって今日まで受け継がれてきたこれらの中でも、特に「加賀れんこん」、「くわい」は生育期間を通して水が必要なため用水の恩恵は大きく、いずれも5代藩主綱紀の頃から栽培されたといわれている。



[はす蒸し]



[九谷焼]

⑨茶の湯文化が育む歴史的風致

3代藩主利常に招かれた茶道宗和流金森宗和や裏千家仙叟宗室により広まった茶の湯は、工芸、作庭の分野だけでなく和菓子文化や自宅に茶室を設える建築文化など、近代以降の市民の生活に大きな影響を与えていている。

「成巽閣」（国指定重要文化財（建造物））、「成巽閣煎茶席三華亭」、「夕顔亭」（いずれも県指定有形文化財（建造物））など指定文化財の茶室も多く、寺院や雪国の風土に根付いた伝統的和風建築などに設えられた茶室も旧城下域だけでなく広く市域に分布している。その数は120席を超え、それらに附属する茶庭も多く、これらの茶室で、日頃から多くの人々が茶の湯を嗜んでいる。また、季節ごとに金沢城跡、兼六園の周辺などを会場とする大茶会も催されている。加賀の楽焼として広く知られる伝統工芸大樋焼は、茶陶として茶の湯を嗜む人たちに愛されており、これらの大茶会では、大樋焼ほかの伝統工芸品の新作茶器が使用されることも多い。

さらに、茶の湯に関連して市内には和菓子屋や銘茶屋も多く、昔ながらの町家を店舗とする店もあり、日本三銘菓のひとつ「長生殿」など藩政時代初期からの伝統を受け継ぐ菓子や全国に知られた銘菓も多い。

このように、金沢には茶の湯文化が現在も広く市内全域で市民の生活の中に深く息づいており、歴史的建造物とともに歴史的風致を形成している。



[夕顔亭]



[西田家庭園]



[広く市民の間で行われている茶会]



[大樋焼]

⑩伝統芸能が育む歴史的風致

金沢には、藩政時代から受け継がれてきた多くの伝統芸能を現在も市内各所で見ることができる。

能楽は、藩主が奨励したことから

「加賀宝生」として武士や町人の間に広まり、職人も謡を嗜んだ。金沢では屋根屋や植木屋が仕事の合間に謡を口ずさんだことから、「空から謡が降ってくる」とまでいわれるようになった。現在も加賀宝生は市民の間に息づき広く親しまれ、謡いを嗜む人も多く、祝いの席などで披露されることも珍しくない。また、県立能楽堂で定期的に演じられているほか、金沢城公園の橋爪門続櫓、五十間長屋や菱櫓など背景にして、篝火に浮かび上がる情緒ある薪能の舞台には多くの人々が詰めかける。また、11代将軍徳川家斉と12代家慶の能指南役で、金沢で門弟を育て能の振興に尽くした15世宝生大夫・宝生友干の墓が卯辰山山麓寺院群の全性寺（山門：市指定有形文化財（建造物））にあり、毎年7月に定例能の後、墓前で友干を偲ぶ紫雪忌が行われている。さらに、大野湊神社社叢（市指定天然記念物）の中に位置する能舞台では、藩政時代から続く神事能が行われており、上演日には境内地は多くの人々で埋められる。

加賀獅子舞は、旧城下域のほか周辺地域の各町会において広く伝承されており、地域に最も根付いた民俗芸能となっている。各地域の神社の祭礼で、獅子舞は地域の街並みの中を練り歩き、その後神社奉納されている。また、保存会



[加賀宝生薪能（金沢城公園）]



[全性寺山門]



[加賀獅子舞]

として百万石まつりに毎年参加しており、武者行列とともに加賀獅子が中心市街地を練り歩き、主要な場所で獅子舞が演じられ、まつりの華のひとつとして広く市民に親しまれている。

加賀藩が奨励した伝統芸能は、金沢歌舞伎や茶屋街の歴史とともに邦楽的な土壤に培われ、現在も金沢ならではの格調を維持している。日本舞踊・長唄・清元・哥澤・小唄・箏曲・尺八・琵琶などの芸能活動が現在も盛んで、市内各所の歴史的な街並みの中でその稽古の音曲などを耳にすることも多い。また、芸能には三味線・笛・太鼓・鼓・箏(琴)・尺八など種々の和楽器が使われるが、金沢には和楽器を扱う老舗も多く、昔ながらの町家で箏・三味線などの製作が行われている。



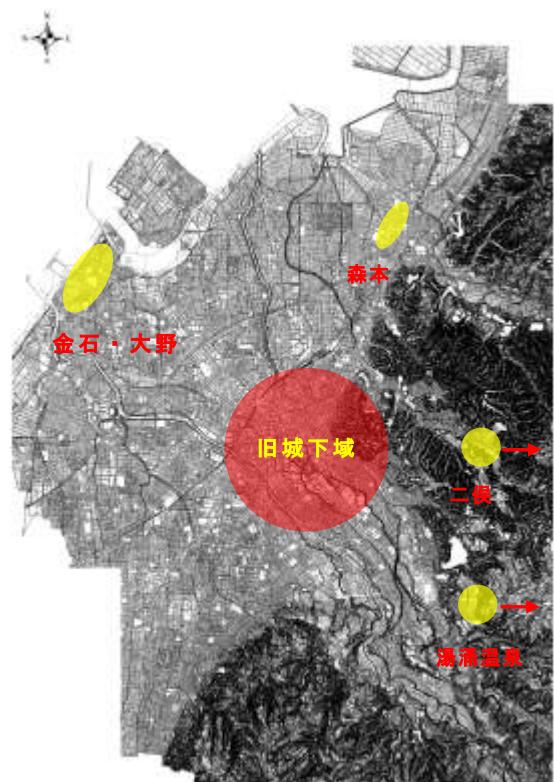
[町家で営まれている三味線店（旧観音町）]

このように、金沢には伝統芸能が現在も広く市内全域で市民の中に息づいており、歴史的建造物とともに歴史的風致を形成している。

⑪城下町と密接に関わってきた地域の歴史的風致

旧城下域の周辺には、藩政時代に物流や特別の産業によって城下町と深く関わりながら発展していた地域があり、現在でも歴史的風致を色濃く残す地区がある。

犀川と宮腰往還で城下町と結ばれ、城下を支えた金石（旧宮腰）は、城下町金沢の外港として加賀藩の流通経済の中心であった場所で、北前船の港として全国に知られていた。現在も、北前商人ゆかりの町家や寺院など歴史的建造物が数多く残り、それらには茶室が設えられており、折に触れて茶会が催されている。また、民俗行事も盛んであり、17町会に衣代を備えた曳山があり、その他の町会は全て規模の大きな太鼓台を持ち、8月の大野湊神社の夏祭りに町内を廻る。祭りの中日には、3組に分かれた悪魔払が、各家々をくまなく廻って演じられ、大きな賑わいを見せる。さらに、地蔵尊を祀る祠堂も多く、住民の信仰を集め、地蔵祭りも盛んである。



[旧城下域関連地域位置図]



[北前船商人ゆかりの町家（金石）]



[曳山]



[悪魔払]

金石と並ぶ藩政時代からの港町大野は、河北潟と浅野川の水運を利用して城下へ運ばれる物資の集積地であった場所で、加賀藩によって始められた醤油造りが現在も受け継がれ、醤油蔵と一体となった町家などが多く残る。また、7月の日吉神社の夏祭りに、山王悪魔払（市指定無形民俗文化財）が600戸余の家々をくまなく廻って演じられるほか、祭りの中日には神輿が町内を回り、大きな賑わいを見せる。



[醤油醸造を営む町家（大野）]



[山王悪魔払]

北国街道は、江戸時代に北陸における陸上交通の最も主要な幹線であったが、城下の下口（北）から北に伸びた沿道に位置する森本は、越中へ向かう福光道の分岐点、河北潟周辺の中継地として栄えた場所で、参勤交代に利用された旧街道の面影をとどめる松並木（県指定天然記念物）や、緩やかに蛇行する沿道に歴史的な街並みが残る。付近の波自加弥神社は、全国唯一の生姜の神を祀る神社として知られ、毎年6月15日の「しょうが祭」には、全国からの生姜生産者や料理店関係者の参拝で賑わいを見せる。



[旧北国街道沿道の旧家（北森本）]



[旧北国街道の松並木（北森本）]

城下町と越中を結ぶ往還（二俣越え）の途中に位置する二俣は、加賀藩への献上紙漉き場として藩の庇護を受けていた。現在でも、伝統工芸の金箔生産にかかせない箔打紙を製造するなど、手漉和紙の伝統技術を担う地域となっている。九山八海の庭（県指定名勝）、本泉寺山門（市指定有形文化財（建造物））が位置するほか、地域の特徴を示す歴史的建造物も多い。蓮如ゆかりの地として浄土真宗の精神文化が色濃く残り、本泉寺境内では「二俣いやさか踊り」（県指定無形民俗文化財）が盆踊りとして盛大に催されるなど、現在も宗教民俗行事が盛んである。



[金沢箔]



[本泉寺山門]

藩政時代に越中五箇山で生産された火薬原料となる塩硝を城下へ運ぶルート「塩硝の道」の中継点であった湯涌は、歴代藩主が湯治場としていた古くからの温泉地である。現在、かつて加賀藩が幕府に献上していた雪を貯蔵する「氷室」に因んだ各種行事が温泉街で繰り広げられている。また、元金沢城下町に位置していた町家、武士住宅などの重要文化財、県、市の指定有形文化財建造物を一団として移築し、その保存が図られているが、事業に関わる多くの職人が伝統技術を学び、継承していく重要な機会にもなっている。



[氷室開き]

まとめ

金沢の維持及び向上すべき歴史的風致は、その風土と歴史に根ざした都市構造を基盤とする近世以来の各時代、各様式の歴史的建造物及びそれらと一体で形成される歴史的な街並みとともに現在も人々の生活、生業として営まれている様々な伝統行事、民俗行事、伝統文化及び工芸技術（伝統産業）が一体となって形成するものである。

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する意義と基本方針

(1) 金沢の歴史的風致の維持及び向上の意義

①都市の個性と魅力の向上

今日の情報化社会は、様々な視点から地域の歴史や文化を掘り起こし、その個性や魅力が広く世界に発信される時代となっている。また、都市間競争の時代ともいわれる現在、各都市の個性や魅力は、都市を価値付ける重要な要素のひとつとなっている。こうした状況の中で、都市の個性化を図りその魅力を高めることは極めて重要であり、それを支える重要な基盤として歴史的風致を位置付けることができる。

歴史的風致の維持及び向上により、近世城下町以来の歴史的建造物や歴史的街並みの保存、活用と周辺環境の整備が進み、金沢の個性と魅力が大いに高まることが期待できる。さらに、そのことにより、金沢を国内外に通じる日本を代表する歴史都市のひとつとして、広く世界に情報発信することとなる。

②伝統文化・伝統工芸の保存、継承

金沢には、武士の嗜みであった能楽や茶の湯などの伝統文化が現在も深く息づいており、能楽は、能の一節を謡う「謡」を愛好する人が多く、茶の湯は、工芸、作庭の分野だけでなく和菓子文化や建築文化など市民生活に大きく関わっている。能が愛好されることは、能装束や能面・扇などの道具、音曲に関わる楽器の需要につながり、その稽古や発表に付随する多方面の経済活動にもつながっている。また、茶の湯文化の生活への浸透は、陶磁器や庭園・茶室・花木や茶道具・表具・懐石料理、和菓子、着物などに様々な需要を生み出している。

さらに、金沢には、藩政時代以来の伝統を現在も受け継ぐ美術・工芸が残っており、加賀藩御細工所の伝統を受け継ぐ「加賀象嵌」、「加賀蒔絵」、「金沢仏壇」のほか、「加賀友禅」、「金沢箔」、「大樋焼」など伝統を伝える工芸の数が多い。藩政時代の武家文化に始まった工芸技術は、時代とともに庶民の生活文化にも深く関わるようになり、身近なものとして定着してきた。各時代の先端技術が実現してきた工芸は、今日まで人々に長く愛用され、伝統工芸となって現在に受け継がれており、芸術作品から日常の調度品まで幅広く浸透している。

歴史的風致の維持及び向上により、これらの伝統文化や伝統工芸の個性と魅力をさらに高めるための環境整備の進展と活動機会の増大が大いに期待できる。金沢の伝統文化や伝統工芸が、様々な場所や機会を通じて活性化することにより、その保存、継承、発展に大きくつながるものとなる。

③観光・産業の振興

平成 19 年 1 月に「観光立国推進基本法」が施行され、観光が 21 世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置付けられた。地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着をもつことにより国内外からの観光旅行を促進することが特に重要であるという認識の下、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成などの整備に必要な施策を講ずることとされている。

本市の観光戦略の基本は加賀藩ゆかりの歴史文化遺産の活用にあり、その中心に金沢の歴史的風致が位置付けられる。金沢城跡・兼六園をはじめとした歴史的な建造物や街並み、能、和菓子、加賀料理、金沢箔、加賀友禅など現在も息づく伝統文化や伝統産業は世界に誇るべき観光資源であり、歴史的風致の維持及び向上は、金沢の重要な観光資源の個性と魅力を高めていくことに他ならない。

観光客は、歴史的な建造物や街並み、伝統文化、伝統工芸などを通して金沢の歴史的風致を体感するとともに、その重要性を実感すると思われる。一方、そこに住む地区の人々は、自分たちのまちづくりの一環としてこれらの保存・活用のために知恵をしぶり、熱心に活動に取り組んでいる。この両者の行動が相乗的にその地区を活性化させ、広く伝統文化や工芸技術の普及、発展にもつながっており、その育成や振興に大きく貢献している。歴史的風致の維持及び向上により、この状況が深まるとともにさらに活発となり、市全域にその効果が波及することが期待される。

また、平成 27 年 3 月には北陸新幹線が開業し、交流人口や物流が大きく変化し、金沢に関する様々な情報の集積と発信が活発化している。歴史的風致の維持及び向上を図ることにより、金沢はさらに個性的な観光地として魅力が高まり、観光客の長期滞在機会の拡大などが見込まれる。これにより、歴史・文化を生かした多様なサービスの提供機会が飛躍的に増加し、新たな産業需要が創出され、観光・産業振興による地域の活性化にもつながることとなる。

都市の個性と魅力の向上

歴史的建造物、歴史的街並みの保存、活用、整備の進展

伝統文化・伝統工芸の保存・継承

伝統文化・伝統工芸の個性と魅力を高める環境整備の進展と活動機会の増大

観光・産業の振興

歴史・文化を生かしたサービスの提供機会が増加し、新たな産業需要を創出

歴史的風致の維持及び向上の意義

④まちづくりの方針と歴史的風致

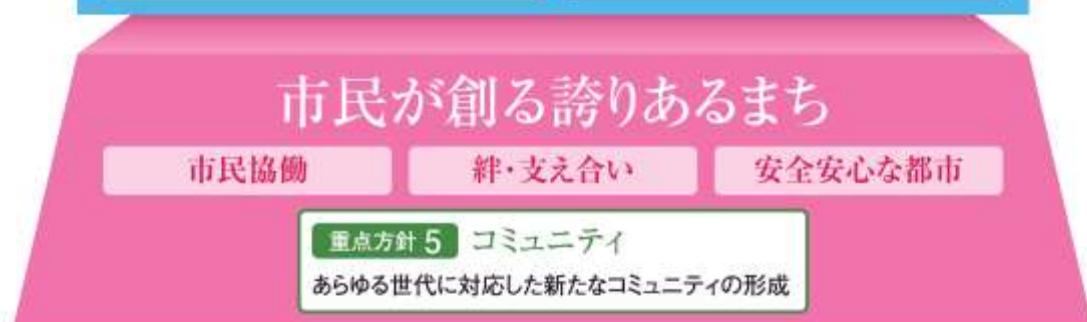
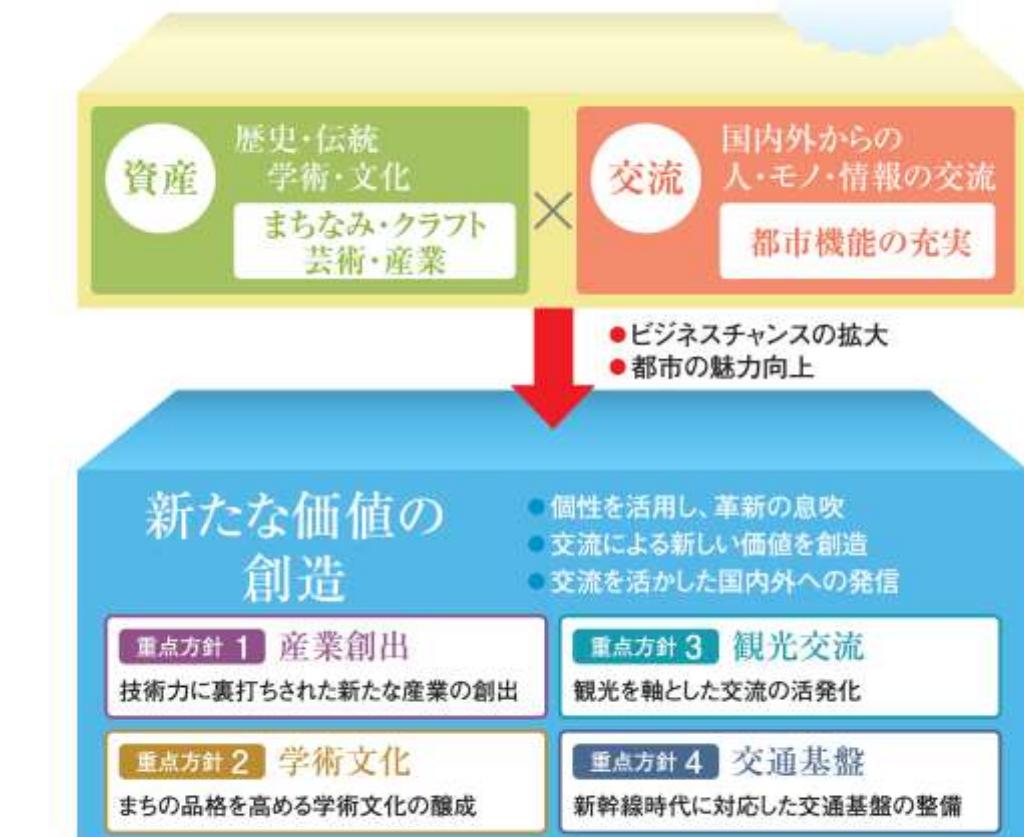
平成7年（1995）、本市は基本構想として「金沢世界都市構想」を策定し最上位の計画として位置づけた。本構想は、金沢の財産である優れた個性や魅力を磨き高めるとともに、都市基盤の充実を図り、市民本位、市民主体で生活をいっそう豊かで安定したものにすることを目指している。本構想具現化のため策定した平成8年（1996）の「金沢市新基本計画」に続き、平成18年（2006）に「第2次基本計画」を策定し、その具現化をさらに進めてきた。

さらに、平成25年（2013）に「世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画」を策定し、これまでのまちづくりの基本を受継ぎながらも、北陸新幹線金沢開業を機に更なる高みをめざし、次のステップに移行するためのものとして、これまでに培われた金沢のストックを最大限に活用することにより、国内外から人・モノ・情報の集積を図り、その交流を通じて新たな価値を創造し、持続的な発展を続けるまちを目指すこととしている。

本市は金沢の歴史的風致を貴重な都市資産と位置付け、その保存、活用、整備を行うことにより都市の個性と魅力を高め、交流人口を増やし、活性化を図ることを行政の大きな柱のひとつとしている。

歴史的風致維持向上計画を作成し、計画に基づき歴史的風致の維持及び向上を図ることは、本市の目指す世界の交流拠点都市金沢の実現に高い効果が得られる施策といえる。

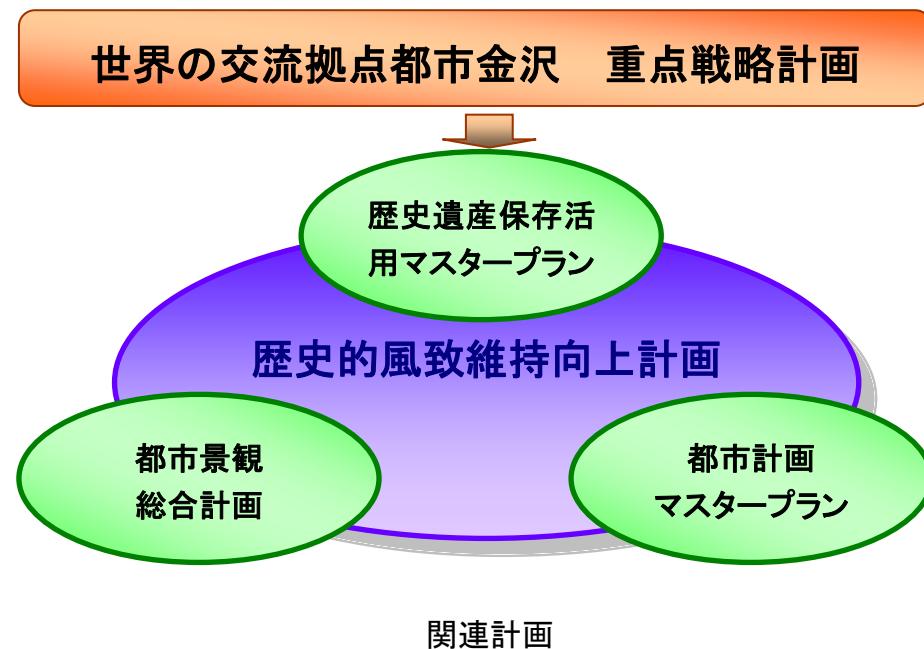
[都市像] 世界の「交流拠点都市金沢」の実現 ～市民が創る誇りあるまち～



「世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画」における5つの重点方針

なお、本計画に関連する本市の主な計画は以下のとおりである。

- 「世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画」
- 「金沢市都市計画マスタープラン」
- 「金沢市景観総合計画」
- 「金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン（歴史文化基本構想）」



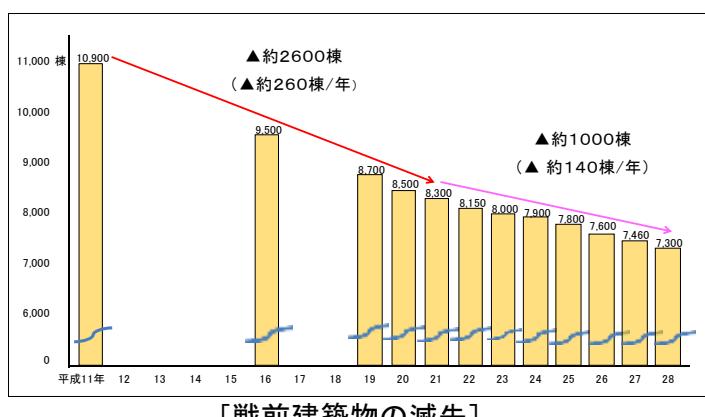
(2) 金沢の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

金沢の歴史的風致の維持及び向上と地方中核都市にふさわしい都市基盤施設の整備や都市更新活動を両立させることが、本市の大きな課題である。本市ではこれまで既成市街地において「区分けの論理」で開発を容認する区域と歴史的風致を維持及び向上する区域に大別して規制、誘導を図ってきた。しかしながら、近年の社会、経済情勢の変化が、金沢の歴史的風致の維持及び向上に関して重大な影響を与えていている。

①歴史的建造物に関する課題

市内に残る歴史的建造物は歴史的風致を形成する重要な構成要素であるが、歴史的風致を維持及び向上する区域においても未指定の歴史的建造物の滅失が進み、空き家や空地の増加が顕著となっている。戦前の建築物の件数は、平成11年（1999）の約10,900棟に対し、平成21年（2009）には約8,300棟と10年間の間に約2,600棟も滅失している。現在、本市では昭和25年以前の建築物のうち町家、武士住宅、近代和風住宅の様式を有するものを「金澤町家」と定義し、その保存と活用のための支援事業を実施している。その効果もあり、金沢市歴史的風致維持向上計画認定後の平成21年（2009）から平成28年（2016）の7年間での滅失は約1000棟と、減少傾向は穏やかになってきており、保存・活用の向上が図られてきている。しかし、依然として空き家や空地が一団となつた大規模な敷地にマンション等の高層建築が建設される事例も多く見られ、旧来の歴史的風致や居住環境に大きな影響が出ている。

本市では、これまで市内の歴史的建造物について継続的な調査を実施しながら、明らかとなつた価値に基づき指定・登録など必要な価値付けを行い、財政的、技術的支援を行いながらその保護を図ってきた。しかしながら、歴史的建造物の修理等維持、保全に関して所有者（管理者）の負担は大きく、国登録有形文化財建造物など補助制度が限定的であり、歴史的建造物に対する支援のあり方についてはさらに検討の余地がある。



[戦前建築物の滅失]



[街並みの不連続]

②歴史的街並みに関する課題

本市では、これまで景観の阻害要素である電線類について、主要な幹線道路の他、伝統的建造物群保存地区や歴史的な街並みの一部で無電柱化を進めてきたが、その区域はまだ狭いエリアに限られている。今後、歴史的風致の維持及び向上を図るために伝統的建造物群保存地区や歴史的な街並み及びそれらを結ぶルートについてさらに無電柱化を推進していく必要がある。

市民の生活に様々な恵みをもたらしてくれる用水は、モータリゼーションの進展とともに暗渠化が進んだ。本市ではこれまで再開発事業や水路の護岸整備等に併せて可能な場所で開渠化を進め、年間通水にも努めてきたが、用水の開渠化はヒートアイランドに対する都市環境の視点からも重要であり、今後さらに開渠化を進める必要がある。また、特に惣構については発掘調査を順次実施し、その構造を明らかにした上で、その価値に基づき可能な場所での復元整備も想定される。



[歴史的街並みの景観を阻害する電線類]

【暗渠化された水路の事例】



[尾山神社前（昭和9年頃）]



[尾山神社前（現在）]

③まちづくりとの連携に関する課題

歴史的風致の維持及び向上を図るためにまちづくりに関わる諸制度を活用するなど各施策との連携を図る必要がある。具体的には、文化財建造物や歴史的街並みなどで形成された歴史的風致を維持及び向上するため、緑地の保全、一般建築物の外観修景整備、建築物の高さ制限などが考えられる。

また、歴史的街並みのほとんどが藩政時代以来の街路網で形成されており、木造建築が密集している場合も多く、火災などに対する防災上の観点からのまちづくりを進めることも重要である。このため、地区単位での防火水槽を備えた拠点広場の整備や訓練、広報活動を通じて住民の防災意識を高めていくことなどが求められる。

さらに、歴史的街並みが残る細街路にマイカーが進入し、歩行者の安全を脅かしている。加えて、路外駐車場の増加が街並みの連続性を破壊するなど、過度のマイカーの流入が金沢の歴史的風致に重大な影響を与えている。このため、歴史的街並みが残る地区においてマイカーの利用を抑制するなど、歩行者・公共交通優先のまちづくりが求められる。

そして、平成27年3月に、北陸新幹線の東京ー金沢間が開業したことにより、本市と3大都市圏が概ね2時間半で結ばれることとなり、広域観光をより一層推進しやすい環境が整ったことや、近年の円安傾向、アジア諸国の目覚しい経済成長並びに2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定などの社会環境の変化が重なったことから、本市を訪れる外国人旅行者が急増しており、早急に外国人旅行者の受入環境を整備することが求められている。



[高層建築による高さの不調和]



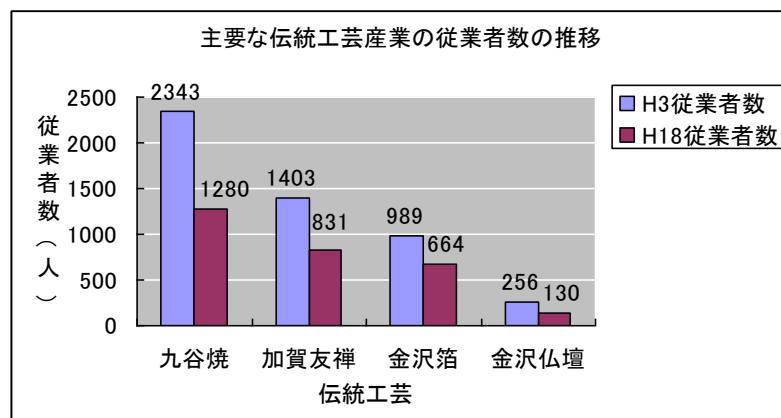
[細街路に進入するマイカー]

④伝統文化及び工芸技術に関する課題

藩政時代以来の貴重な有形の歴史遺産とともに無形の伝統文化や工芸技術は、金沢の歴史的風致に厚みと奥行きを感じさせる重要な要素である。しかしながら、現在、その後継者の育成が急務となっているものが少なくない。

金沢の伝統産業である「金沢漆器」、「茶の湯釜」、「加賀竿」、「竹工芸」、「二俣和紙」、「銅鑼」、「金沢和傘」、「加賀提灯」などは、需要の減少や代替品の普及、原材料の不足などから携わる職人の減少が顕著で、稀少伝統産業となっている。このような従業員数の減少は、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の指定を受けている「九谷焼」、「加賀友禅」、「金沢箔」、「金沢仏壇」などにも見られ、伝統に裏打ちされた技術を生かし、新たな商品開発などを通じて活性化を図るとともに、新たな応用分野の研究や販路の拡大を目指すなど、各分野において後継者の育成に直接結びつく環境の整備が強く求められている。

金沢の伝統芸能である「加賀宝生」、「加賀万歳」、「金沢素囃子」を無形文化財又は民俗文化財に指定し、保存会を中心としてその保存・継承に取り組んでいる。しかしながら、広く市民が身近に接する機会として各芸能の稽古、発表の場を増やし、現在行われている「子ども塾」などを通じた底辺の拡大を図るための環境整備が求められる。



（3）金沢の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

①基本方針

- i) 歴史的風致を形成する文化財建造物に代表される多様な歴史的建造物の積極的な保存と活用を図る。
- ii) 歴史的風致を形成する伝統的建造物群に代表される歴史的な街並みを保全し、周辺環境の調和を図る。
- iii) まちづくりと連携して文化財等の周辺環境を一体として保全を図る。
- iv) 歴史的風致に息づく伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、育成を図る。

②実現のための方策

- i) 歴史的建造物の新たな価値付け

貴重な歴史的建造物について順次調査を実施しその価値を再評価するとともに、未知の文化財についても積極的な掘り起こしを進め、その価値を明らかにする。その上で、文化財指定などの価値付けを行いその保存と活用に努める。

具体的には、「金澤町家」の市内悉皆調査と必要に応じた詳細調査を実施し、歴史的風致の重要な構成要素でもあるその保存・活用に関して修理・改修等に必要な施策を推進する。また、惣構跡、升形跡、「加賀八家」屋敷跡など旧城下域の重要な歴史遺産については、発掘調査だけでなく詳細な史料調査と研究に基づき、長期的視野で復元も検討する。

- ii) 既存保護制度の継続と拡充

歴史的建造物や歴史的街並みの保全に関して、現在の条例などによる取り組みを今後も継続的に実施するとともに必要に応じて制度の拡充を行う。

具体的には、文化財指定の推進、景観条例に基づく指定区域の拡大、こまちなみ保存区域の新規指定、屋外広告物の規制強化などが想定される。

- iii) 歴史的風致を活用したまちづくりの推進

都市構造を示す歴史遺産として歴史的風致を形成する重要な要素である街路、坂道、広見、用水等について、これまで取り組んできた歴史的文脈に沿った整備をさらに進め、市民が歴史的風致に親しむことができるよう文化財を核とする一体的な環境整備を図る。

具体的には、歴史にふれながら散策できる安全な歩行空間の整備や用水の流れを見せるための開渠化、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化、歴史的風致を紹介するサインの整備などを推進する。

iv) まちづくりと連携した歴史的風致の保全

文化財と周囲の環境を一体として保全を図るため、まちづくりに関わる諸制度を積極的に活用する。

具体的には、歴史的建造物や歴史的街並みの周辺におけるバッファゾーンの設定や建築物の高さ規制の強化について検討する。さらに、住民の防災意識を高揚するため関係機関が協働した訓練の実施を図るとともに、防災対策の観点から拠点となる広場等の施設を積極的に整備する。

また、歴史的風致に影響を与えていたマイカーの進入については、「新金沢交通戦略」に基づき歩行者・公共交通優先のまちづくりを推進する。

具体的には、マイカー利用の抑制を図るため、公共交通のサービス水準を向上させるとともに、パーク・アンド・ライドの利用を推進するための環境整備を進める。また、「金沢市公共交通利用促進条例」や「金沢市歩けるまちづくり条例」など市独自条例により、市民の意識啓発を図り、ハードとソフトの両面からまちづくりを推進する。

v) 市民・行政協働による伝統文化・工芸技術の継承、育成

小学校校区を単位とした地域活動組織やまちづくり協議会などと行政が協働し、歴史的風致を活用したまちづくりを進める。

具体的には、次代を担う子どもや地域住民を対象とする地域文化財ふれあい講座や、子ども歴史探検隊など地域の文化財を身近に体験する事業を継続的に実施することにより、地域の潜在力として文化財愛護を推進する人材育成に努め、貴重な歴史文化遺産を後世に守り伝えていくための市民と行政の協働体制を構築する。

また、子どもを対象とする「工芸こども塾」や「金沢素囃子こども塾」を開催することにより若年からの金沢の伝統芸能、工芸技術に親しむ機会とし、後継者の発掘、育成の足がかりとするほか、「技と芸の人づくり（伝統芸能伝習者育成事業）」を継続・拡充して芸能部門の後継者育成に努めるなど、金沢への愛着をより深める施策を推進する。また、藩政時代から伝えられている職人の高度な伝統技能を継承していくため、平成8年（1996）に開校した（公社）金沢職人大学校を活用し、特に中堅の職人を対象として建築関連の伝統技術後継者の育成に努める。既に失われた技能については、その掘り起こしと担い手の養成に努め、復興を図っていく。

さらに、工芸技術の継承、育成を図るための環境整備として伝統産業の振興を積極的に図る。

具体的には、中心市街地の空き店舗等を利用した工房の新規開設を

支援して伝統工芸家や職人の方の作業空間の確保を容易にするほか、伝統技術を活かした新商品の開発を進める事業等について支援し活性化を図る。また、伝統産業に従事し、工芸技術の継承・育成に貢献した人たちの表彰や、工芸作品の展示会等を支援を通じて販路拡大につながる活動を支援していく。

vi) 歴史的風致を活用した国際観光の推進

北陸新幹線の金沢開業により、本市を訪れる外国人旅行者が急増していることから、早急に外国人旅行者の受入環境を整備することが求められている。このため、本市の歴史的風致を訪日外国人に、「正しく」、「わかりやすく」伝えることを基本方針として、ソフト面を中心とした事業を実施する。

具体的には、周遊性の向上、固有の歴史・文化への理解を深めるための案内板等の多言語化、歴史的景観との調和に関するガイドラインの策定等に係る事業や、言語や習慣の違いを踏まえた接遇の向上、外国語による案内のための歴史・文化ガイドリーダー育成研修等に係る事業を進める。

③実施主体

i) 文化財等の所有者又は管理者等の役割

歴史的風致の維持及び向上に関して、その中核をなす文化財等の所有者または管理者等は、自らの所有する文化財等が本市の歴史的風致を構成する重要な資産であることを強く認識し、その適切な保全・維持管理に努めるとともに、意識啓発のための一般公開等その積極的な活用を行うことが求められる。

ii) 市民・民間事業者等の役割

本市の歴史と伝統文化に対して高いアイデンティティを形成するため、自らの手でその個性と魅力を磨き高めるという姿勢のもと、市民及び民間事業者等自らがNPOやまちづくり市民団体などの多様な活動を通じ、金沢の歴史的風致の維持及び向上に向けた取り組みに積極的かつ主体的に参加することが求められる。特に民間事業者等においては、本市の歴史的風致について深く理解し、その維持及び向上のための施策等について誠実に協力し、自らもその施策の実現に向けて各々の事業を展開することが求められる。

iii) 行政の役割

歴史遺産を核としたまちづくりを念頭に、各資産の歴史的特性・文脈に基づく復元整備、まちなみや沿道の修景事業等を推進し、歴史的風致の向上に努めるとともに、伝統技術や伝統芸能等を継承・振興させるため、後継者の育成等事業を積極的に実施・支援する。

施策の実施や評価の段階において、情報の提供及び公開を促進し、市民や事業者等と情報を共有し、様々なニーズの把握に努める。また、歴史的風致の維持及び向上に関して多くの市民や民間事業者等の参画を促し、その活動を積極的に行う人材の育成にも努める。さらに、歴史的風致の維持及び向上に関して各種啓発事業を積極的に展開しながら、歴史文化アイデンティティの醸成に努め、市民・事業者等と行政の協働による歴史的風致の維持及び向上を実現する。

【基本方針】

- i) 多様な歴史的建造物の積極的な保存と活用を図る。
- ii) 歴史的な街並みを保全し、周辺環境の調和を図る。
- iii) まちづくりと連携して文化財等の周辺環境を一体として保全を図る。
- iv) 伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、育成を図る。

【実施主体】

- i) 文化財等の所有者
又は管理者等の役割
- ii) 市民・民間事業者等の役割
- iii) 行政の役割

【実現の方策】

- i) 歴史的建造物の新たな価値付け
- ii) 既存保護制度の継続と拡充
- iii) 歴史的風致を活用したまちづくりの推進
- iv) まちづくりと連携した歴史的風致の保全
- v) 市民・行政協働による伝統文化・工芸技術の継承・育成
- vi) 歴史的風致を活用した国際観光の推進

■ ■ ■ 歴史的風致の維持及び向上 ■ ■ ■

金沢の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針と実現方策

第4章 重点区域の位置及び区域

(1) 重点区域の位置

重点区域の核となる重要文化財建造物等の位置を踏まえ、金沢の維持向上すべき歴史的風致の位置を基本として重点区域の位置を検討する。

①国指定、選定文化財の位置

小立野台地先端部には、「金沢城跡」（国指定史跡）と「兼六園」（国指定特別名勝）がある。旧金沢城内には「金沢城石川門ほか」、「金沢城三十間長屋」、「金沢城土蔵（鶴丸倉庫）」（いずれも国指定重要文化財（建造物））、兼六園に隣接して「成巽閣」（国指定重要文化財（建造物））、「成巽閣庭園」（国指定名勝）がある。また、これらの周囲には、旧城内にあった「尾崎神社本殿ほか」（国指定重要文化財（建造物））、近代以降に建築された「尾山神社神門」、「旧第四高等中学校本館」、「旧金澤陸軍兵器支廠（石川県立歴史博物館）」（いずれも国指定重要文化財（建造物））がある。

また、旧城下域の南郊に位置し加賀藩主前田家墓所がある野田山に連なる大乗寺山の中腹には、「大乗寺仏殿」（国指定重要文化財（建造物））を中心とした大乗寺伽藍がある。



[尾崎神社拝殿]



[大乗寺仏殿]

近世から湯治場として知られた湯涌温泉では、代表的な金沢の町家のひとつである「旧松下家住宅」、「旧鯖波本陣石倉家住宅主屋ほか」（いずれも国指定重要文化財（建造物））など金沢や北陸地方の文化財建造物が移築されている。

金沢の歴史的風致を形成する歴史的街並みの代表的なものとして、卯辰山山麓の浅野川右岸近くには「東山ひがし」（国選定重要伝統的建造物群保存地区）の街並みが残り、茶屋建築の典型である「志摩」（国指定重要文化財（建造物））がある。また、浅野川大橋下流左岸には「主計町」の、卯辰山山麓沿いには「卯辰山麓」、犀川左岸近くには「寺町台」（いずれも国選定重要伝統的建造物群保存地区）の街並みが残る。



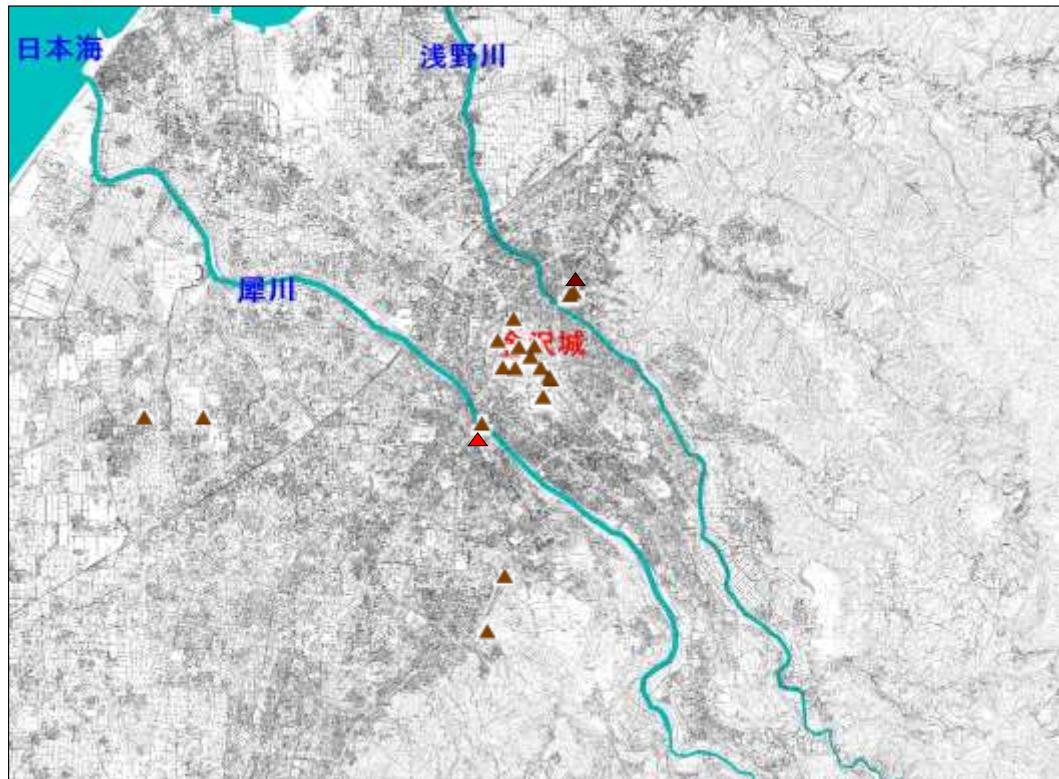
[東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区]



[主計町重要伝統的建造物群保存地区]

藩政時代に形成された3寺院群のひとつ寺町寺院群の松月寺には大通り沿いの築地塀を越えて大きく張り出す「松月寺のサクラ」(国指定天然記念物)があり、兼六園側の旧県庁舎前の「堂形のシイノキ」(国指定天然記念物)は、広坂通りのシンボルとなっている。また、野田山に連なる大乗寺丘陵の南に位置する山科地内を流れる伏見川には、「山科の大桑層化石産地と甌穴」(国指定天然記念物)がある。

市街地西部の平野部に位置する新保本町地内には、縄文時代晩期の遺跡で、日本で初めて多数のクリの巨大木柱根が発見された「チカモリ遺跡」(国指定史跡)がある。また、チカモリ遺跡の西方に位置する上荒屋地内には、奈良・平安時代の荘園跡である「東大寺領横江荘遺跡上荒屋遺跡」(国指定史跡)がある。



[国指定、選定文化財の位置図]

②金沢の維持及び向上すべき歴史的風致の位置

旧城下域の中心に位置する金沢城跡・兼六園は金沢を象徴する空間であり、城内の広場では季節ごとに加賀鳶梯子登りや薪能などが催され、金沢の伝統文化、芸能の舞台として賑わいを見せ、兼六園では折々に周辺に位置する茶室と一緒に茶会が催され、雪吊りに代表される庭師などの技が日本の庭園文化の伝統を継承している。今後、城内において歴史的建造物の復元や広場等の整備を進め、併せて兼六園周辺の茶室や庭園の整備を行うことなどにより、金沢を象徴する空間としての個性と魅力がさらに高まることが期待される。

藩政時代から続くひがし、主計町、にしの3茶屋街では、伝統的な茶屋建築で一調一管などの伝統芸能が演じられ、踊りやお座敷太鼓などの茶屋文化が現在も息づいている。ここでは、電線類が景観を阻害している箇所や街並みに調和しない一般建築物も見られ、周囲の高層建築が歴史的風致を壊す恐れがあるなどの課題もある。

藩政時代に形成され、それぞれが特徴的景観を見せる3寺院群では、卯辰山山麓寺院群の四万六千日参りや小立野寺院群の下馬地蔵尊祭り、寺町寺院群の土曜の晩鐘など地域住民に愛される民俗行事が現在も行われている。ここでは、電線類が景観を阻害しており、境内地の緑の減少や路外駐車場の増加が歴史的風致を壊しているなどの課題もある。

旧武士居住地では土塀のコモ掛けや庭木の剪定、雪吊りに庭師の伝統技が見られ、主屋などに設えた茶室で茶の湯が嗜まれている。旧街道沿いなど旧町人居住地では藩政時代から続く造り酒屋や米穀店、食料店、味噌屋などが古い町家で現在も生業として営まれている。ここでは、戦前の建築物が減少しており、空き家や空地を一団とした高層マンションなどが建設される事例も多く見られ、細街路に進入するマイカーが歩行者の安全を脅かし、路外駐車場の増加が歴史的風致を壊しているなどの課題もある。

金沢を特徴付ける2つ河川のうち、浅野川では園遊会で伝統芸能が演じられるほか、清流を活かした加賀友禅流しも行われている。犀川でも園遊会で伝統芸能が演じられており、鮎釣りの季節には伝統工芸品の加賀毛針を使った太公望たちの姿を見ることができる。また、市街地を縦横に流れる用水は、兼六園をはじめとして各所の庭園でその水の流れを見る能够であるほか、清流を活かした染物の糊落とし作業も見られる。用水においては、モータリゼーションの進展に伴い暗渠化されている部分や、管理上から護岸の石積みをコンクリートで覆った部分が歴史的風致を壊しているなどの課題もある。

藩政時代の基本的な構造を現在も残している街路では、広見と呼ばれ

る街路のふくらみ部分を会場として地域の祭りが催されており、地域コミュニティの場となっている。ここでは、路面の修景とともに周辺の環境を整備することにより、コミュニティ空間としての魅力が高まることが期待される一方で、日常的に進入するマイカーが歩行者の安全を脅かしているなどの課題も見られる。

藩政時代から広まった茶の湯は金沢の工芸、作庭の分野だけでなく、和菓子文化や建築文化にも大きな影響を与えており、市内で多くの人々が嗜んでいる。茶室や庭園などの整備が進められることによりさらに茶の湯を嗜む機会が増え、関連する多くの分野に波及効果が期待される。

能楽（加賀宝生）は謡や薪能などを通じて身近なものとして市民に親しまれており、市内で広く伝承されている加賀獅子舞は、地域に最も根付いた民俗芸能となっている。このような伝統芸能には後継者の育成が重要であり、その保存に向けた底辺の拡大を図るための環境整備が必要となっている。

金沢箔、金沢漆器、九谷焼、金沢仏壇、加賀友禅、加賀繡などに代表される伝統工芸や伝統技術が様々な場面で金沢の歴史的風致に彩りを添えている。ここでは、稀少伝統産業となっているものが多く、後継者の育成が急務となっており、その育成に直接結びつく環境整備が重要になっている。

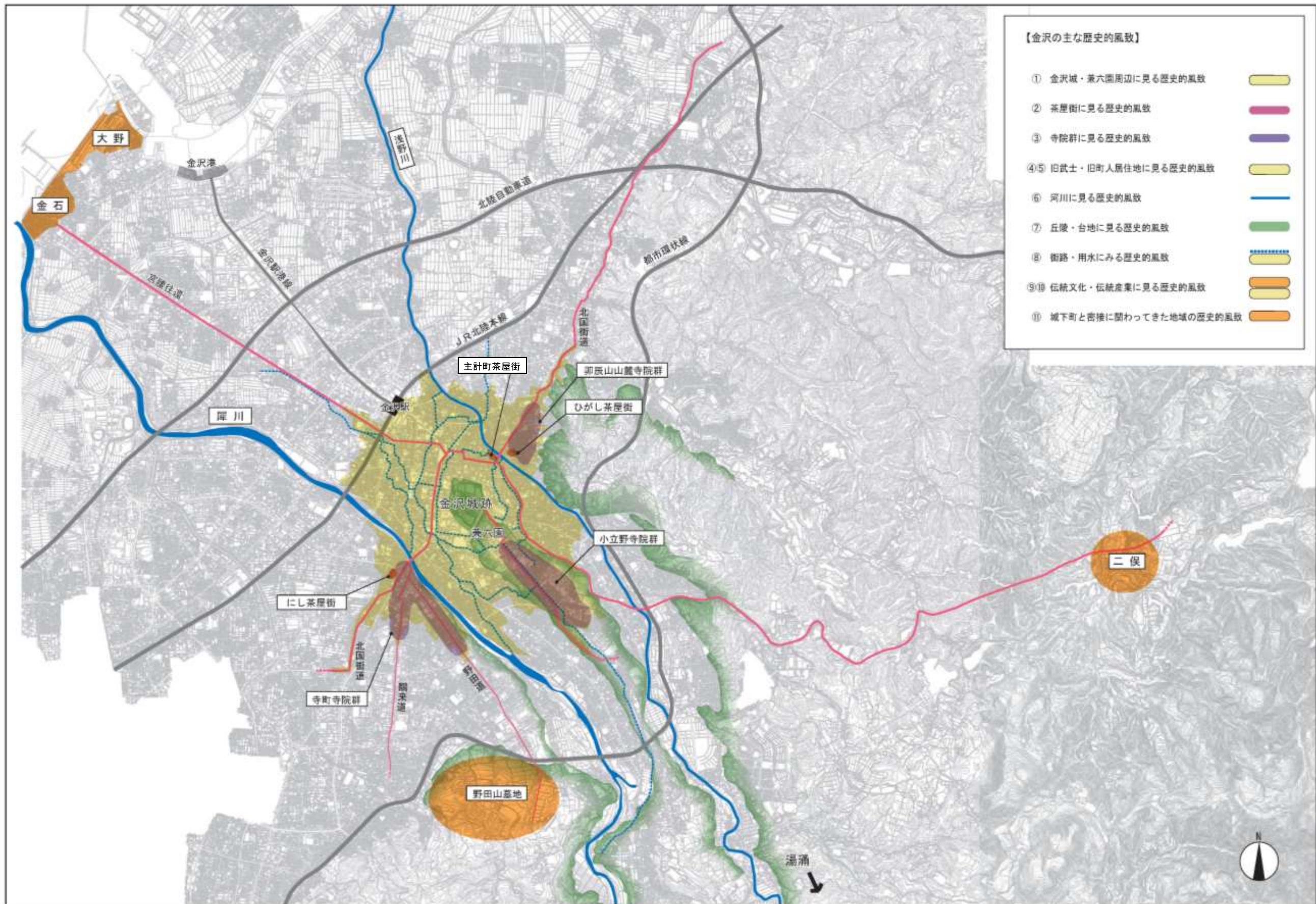
一方、緑豊かな丘陵、台地の自然・地形は一体となって金沢の歴史的風致を形成する基盤となっている。丘陵は市街地を包み込むようにその背景を成しており、台地の縁に連なる緑豊かな樹林は都市内の貴重な緑の回廊となっている。これらは、藩政時代から続く旧城下域と一体のもので、貴重な歴史的風致として位置付けられる。

これら丘陵、台地では、卯辰山は広く公園として整備され市民に親しまれており、中腹にある卯辰山工芸工房では加賀藩御細工所の伝統技術を継承する陶芸、漆芸その他の分野で後継者の育成が図られている。小立野台地や寺町台地の縁には豊かな緑とともに藩政時代に由来する名のある坂路が多くあり、その付近に祀られた地蔵尊では祭りが行われるところもある。野田山には加賀藩主前田家墓所のほか山全体が市民墓地となっており、墓守りの伝統が現在も残り、盆参りのキリコ献上など宗教にまつわる民俗行事が独特の歴史的風致を形成している。ここでは、豊かな緑を都市の貴重な財産として積極的に保全するとともに、坂路や墓地の環境整備を進めることにより、市民がその大切さを理解することにつながり、身近で貴重な自然空間としての魅力がさらに高まることが期待される。

このほか、旧城下域から距離的に離れる周辺地域にも、藩政時代に物

流や特別の産業によって城下町と深く関わりながら発展した歴史的風致を色濃く残す地区がある。金沢城の北西、金石（旧宮腰）には茶室を設えた北前商人ゆかりの町家や寺院などの歴史的建造物が残り、折に触れて茶会が催されており、大野湊神社の夏祭りには曳山が町内を廻り、悪魔払が各家々をくまなく廻って演じられている。金石と並ぶ藩政時代からの港町大野には加賀藩によって始められた醤油造りが現在も受け継がれ、醤油蔵と一体となった町家などが多く残り、日吉神社の夏祭りには山王悪魔払が家々を廻って演じられ、御輿が町内を回る。山間地の二俣には伝統工芸の金箔生産にかかせない箔打紙を製造するなど手漉和紙の伝統技術が受け継がれており、本泉寺境内では二俣いやさか踊りが盆踊りとして盛大に催されている。これらの地区では歴史的な建造物が失われつつあり、伝統行事、伝統技術の後継者不足などの課題もある。

このような金沢の維持及び向上すべき歴史的風致の位置をまとめて次図に示す。



③重点区域の位置

重点区域の核となる国指定文化財の大部分と重要伝統的建造物群保存地区は旧城下域に集積しており、金沢の維持及び向上すべき歴史的風致は旧城下域とその周辺地域に見られるが、旧城下域とその自然地形を形成する丘陵・台地を中心とする区域で特に重層的に位置していることがわかる。

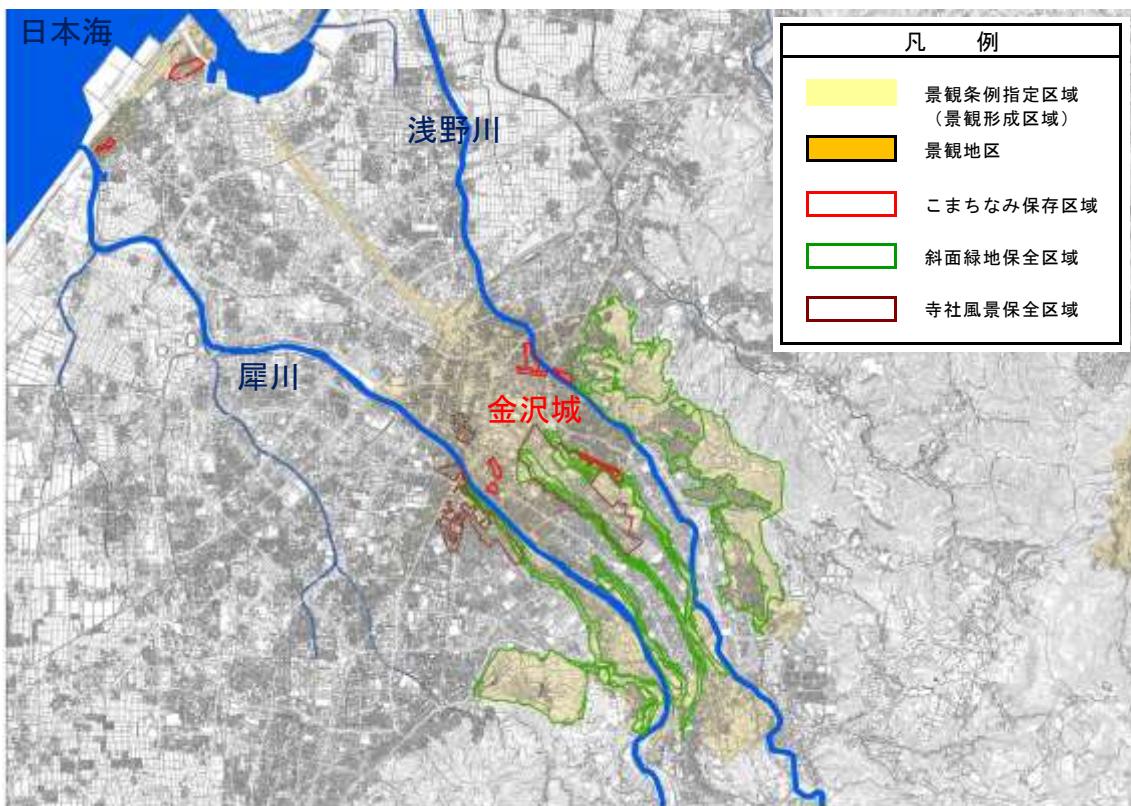
このことから、金沢城跡（国指定史跡）・兼六園（国指定特別名勝）を核とする旧城下域並びに市街地の背景として一体で連なる金沢の自然、地形の特徴を顕著に示す台地、丘陵の一部を含む区域を重点区域の位置として捉えることが最も妥当である。



[旧城下域と丘陵・台地]

（2）重点区域の区域

本市はこれまで、「景観条例」、「こまちなみ保存条例」、「金沢市斜面緑地保全条例」（以下「斜面緑地保全条例」という）、「金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例」（以下「寺社風景保全条例」という）などの独自条例に基づく区域を指定し、金沢の歴史的風致の維持及び向上に努めてきた。



[市独自条例による指定区域図]

「景観条例」はこれら独自条例の中で最も総合的な条例であり、条例に基づく指定区域の範囲は他の条例の指定区域を包含している。

このことから、重点区域の区域は「景観条例」に基づく区域に拠って定めることとする。

① 「景観条例」の概要

昭和 41 年（1966）の「古都保存法」制定に触発され、本市は昭和 43 年（1968）全国の自治体に先駆け「金沢市伝統環境保存条例」を制定した。条例では、樹木の緑、河川の清流、新鮮なる大気につつまれた自然環境及びこれらに包蔵された歴史的建造物、遺跡等で形成される市民の環境を「固有の伝統環境」と定義し、その破壊を防止することを目的に、条例に基づく区域として「伝統環境保存区域」を指定し、歴史的風致保存の取り組みを進めた。昭和 63 年（1988）まで 2 回の追加指定を含め、423ha の区域指定を行った。

平成元年（1989）、本市は「金沢市伝統環境保存条例」を継承・発展させた「景観条例」を制定した。条例に基づき「都市景観形成基本計画」を策定し、指定区域の見直し等を行い、新たに「近代的都市景観創出区域」154.4ha、「伝統環境保存区域」1,887.0ha の区域指定を行った。

平成 16 年（2004）、「景観法」が新たに制定されたことから、平成 21 年（2009）、本市は景観法を活用した新たな景観条例として「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」（以下「新景観条例」という）を制定した。さらに、「金沢市景観総合計画」に基づき「金沢市景観計画」を策定し、指定区域の見直し等を行った。景観計画では市全域を景観計画区域とし、景観形成区域として新たに「伝統環境保存区域」2,274.7ha、「近代的都市景観創出区域」148.9ha、「伝統環境調和区域」7.4ha の区域指定を行った。

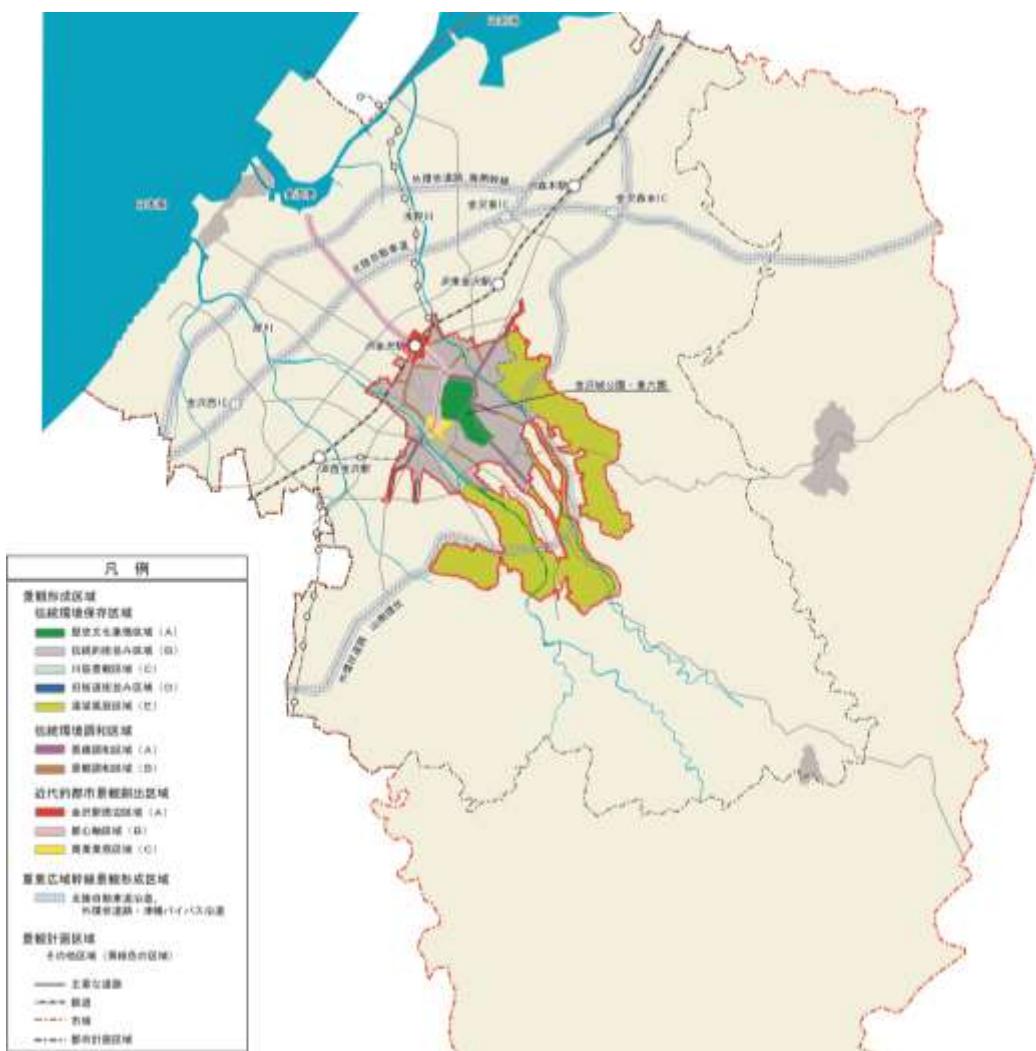
「伝統環境保存区域」は、歴史文化象徴区域、伝統的街並み区域、川筋景観区域、旧街道街並み区域並びに遠望風致区域に区分される。歴史文化象徴区域は、金沢城・兼六園の周辺を位置付ける。伝統的街並み区域は、武士住宅や町家などがまとまって残る区域、丘陵の緑など自然環境とともに歴史的建造物や寺社建築が点在する区域、用水沿いに歴史的雰囲気が感じられる区域並びに旧城下町の周辺地域に点在する伝統的な街並みが残る地区を位置付ける。川筋景観区域は、犀川、浅野川の中・下流区域を位置付ける。旧街道街並み区域は、旧北国街道及び旧鶴来街道沿道に伝統的な街並みが残る区域を位置付ける。遠望風致区域は、卯辰山、野田山の山稜区域と市街地から眺望される 3 つの丘陵・台地の斜面緑地の区域を位置付ける。

「近代的都市景観創出区域」は、金沢駅周辺区域、本市の都心軸構想による都心軸区域、商業業務区域に区分される。金沢駅周辺区域は、金沢駅を中心とする駅東と駅西地区を位置付ける。都心軸区域は、金沢駅～武蔵～香林坊～片町地区並びに金沢駅～北陸自動車道～金沢港地区で都市機能の集積が図られている幹線道路沿道を位置付ける。商業業務区

域は、都心軸区域に連携する片町、広坂、豊町地区を位置付ける。

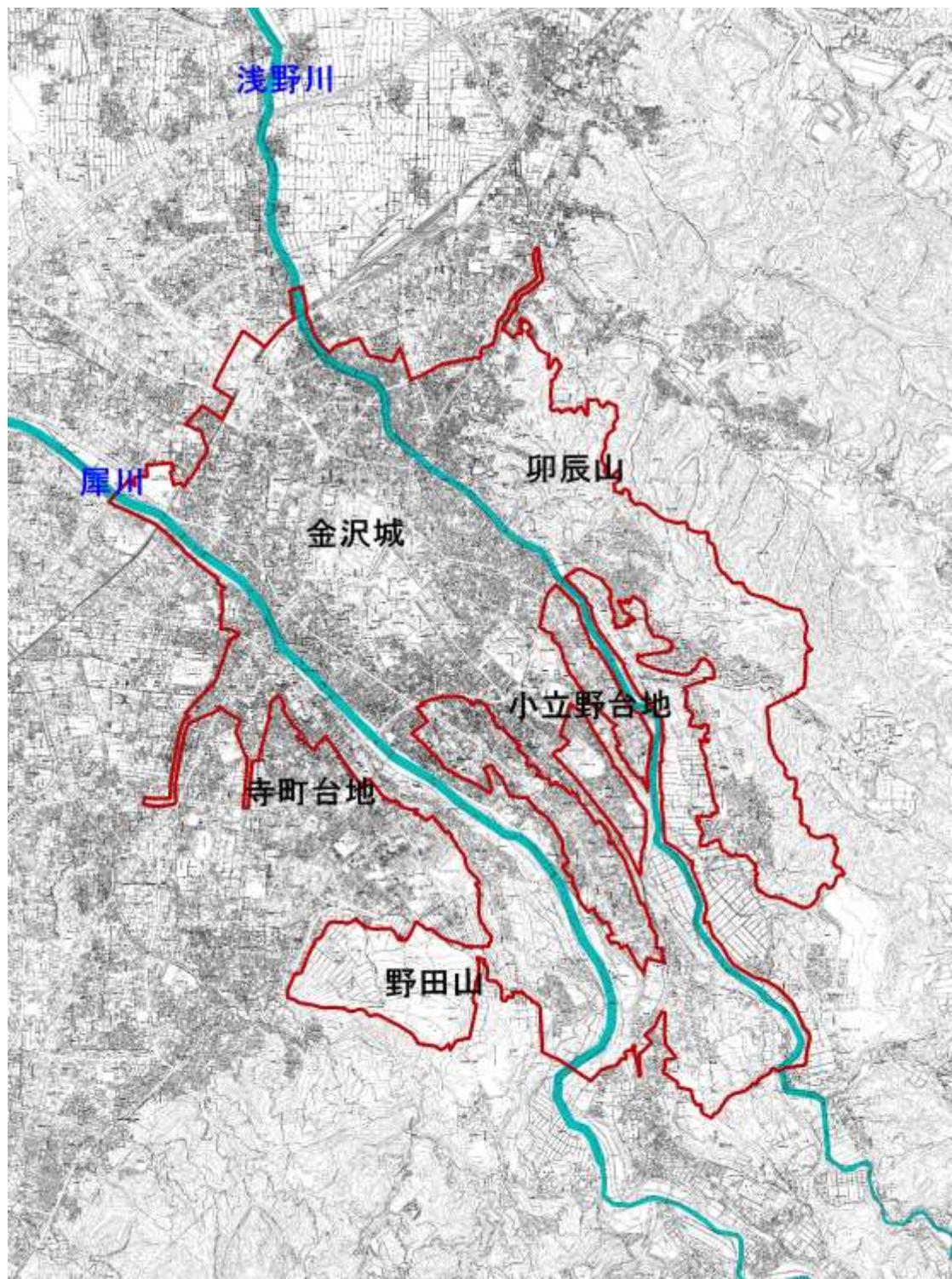
「伝統環境調和区域」は、景趣調和区域と景観調和区域に区分される。景趣調和区域は、歴史的な趣が色濃く残る幹線道路沿いの東山～森山地区、尾張町地区、石引～小立野地区など5地区を位置付ける。景観調和区域は、伝統的な街並みに隣接する幹線道路沿いの彦三通り地区、兼六大通り地区、犀川大通り地区など8地区を位置付ける。なお、市独自条例に基づく「こまちなみ保存区域」、「寺社風景保全区域」、「斜面緑地保全区域」、「保全用水区域」を総称して「景趣継承区域」とする。

これら指定区域では、区域ごとに定めた「景観形成方針」と「基準」に基づき、届出制による建築行為、土地の区画形質の変更、木竹の伐採等について助言、誘導または勧告を行っている。条例に基づき景観審議会を設置し、届出内容等の各専門部会における審議を受け、助言、指導を行っている。



②重点区域の区域

重点区域を下図のとおり定める。



○重点区域の名称：金沢城下町区域

○重点区域の面積：2,140ha

（3）重点区域の歴史的風致の状況

重点区域における歴史的風致に関連する歴史的建造物、歴史的街並み及び伝統文化・伝統産業についてその分布を示す。また、丘陵・台地部分における緑の分布についても示す。

①国指定、選定文化財等の分布

i) 文化財保護法の体系によるもの

市内に 12 件ある国指定重要文化財（建造物）のうち 10 件が重点区域内に位置している。同じく国指定史跡及び国指定名勝 9 件のうち 5 件が重点区域内に位置している。

市内に 107 件ある国登録有形文化財（建造物）のうち 67 件が重点区域内に位置している。

国指定重要文化財（建造物）以外で歴史遺産として価値の認められるものについて、文化財保護条例に基づく石川県または金沢市の指定有形文化財（建造物）として保護を図っているが、市内に 22 件ある県指定有形文化財（建造物）のうち 16 件、市指定有形文化財（建造物）28 件のうち 18 件が重点区域に位置している。

また、石川県指定の記念物 9 件のうち 4 件、金沢市指定の記念物 19 件のうち 10 件が重点区域に位置している。

また、金沢市指定無形文化財の 2 件が重点区域に位置している。

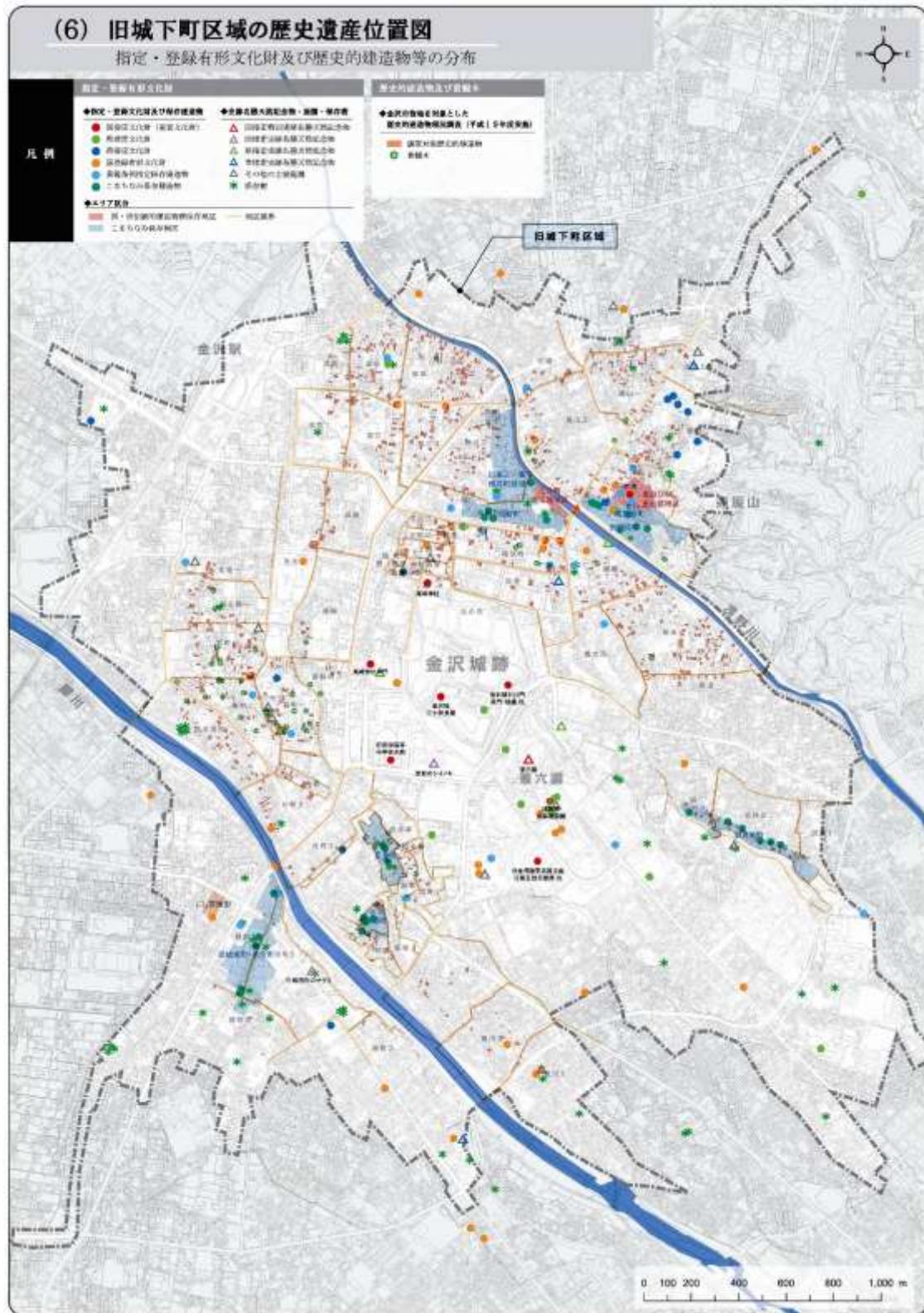
さらに、金沢市指定無形民俗文化財 11 件のうち 3 件、石川県指定無形民俗文化財 2 件のうち 1 件、石川県指定有形民俗文化財の 1 件、金沢市指定有形民俗文化財 4 件のうち 2 件が重点区域に位置している。

ii) 市独自条例によるもの

「景観条例」に基づく「保存対象物」36 件のうち 31 件、「こまちなみ保存条例」に基づく「こまちなみ保存建造物」37 件のうち 22 件が重点区域に位置している。

(6) 旧城下町区域の歴史遺産位置図

指定・登録有形文化財及び歴史的建造物等の分布



資料：金沢市歴史遺産保存活用マスターplan（歴史文化基本構想）

②歴史的建造物の分布と街並みの特徴

近年、旧城下域において戦前建築が滅失しているが、総数的には他都市に比較してまだ多く残っており、その分布の特徴は、材木町、橋場町で大正～昭和初期に建築された武士系の近代和風住宅が多く残っており、門、塀、見越しの松などが一体で街並みを形成している。また、瓢箪町には大正～昭和初期の町家が軒を連ねており、東山地区には近代和風建築、町家や茶屋建築など多様な様式の建築物が見られる。



[近代和風建築（橋場町）]



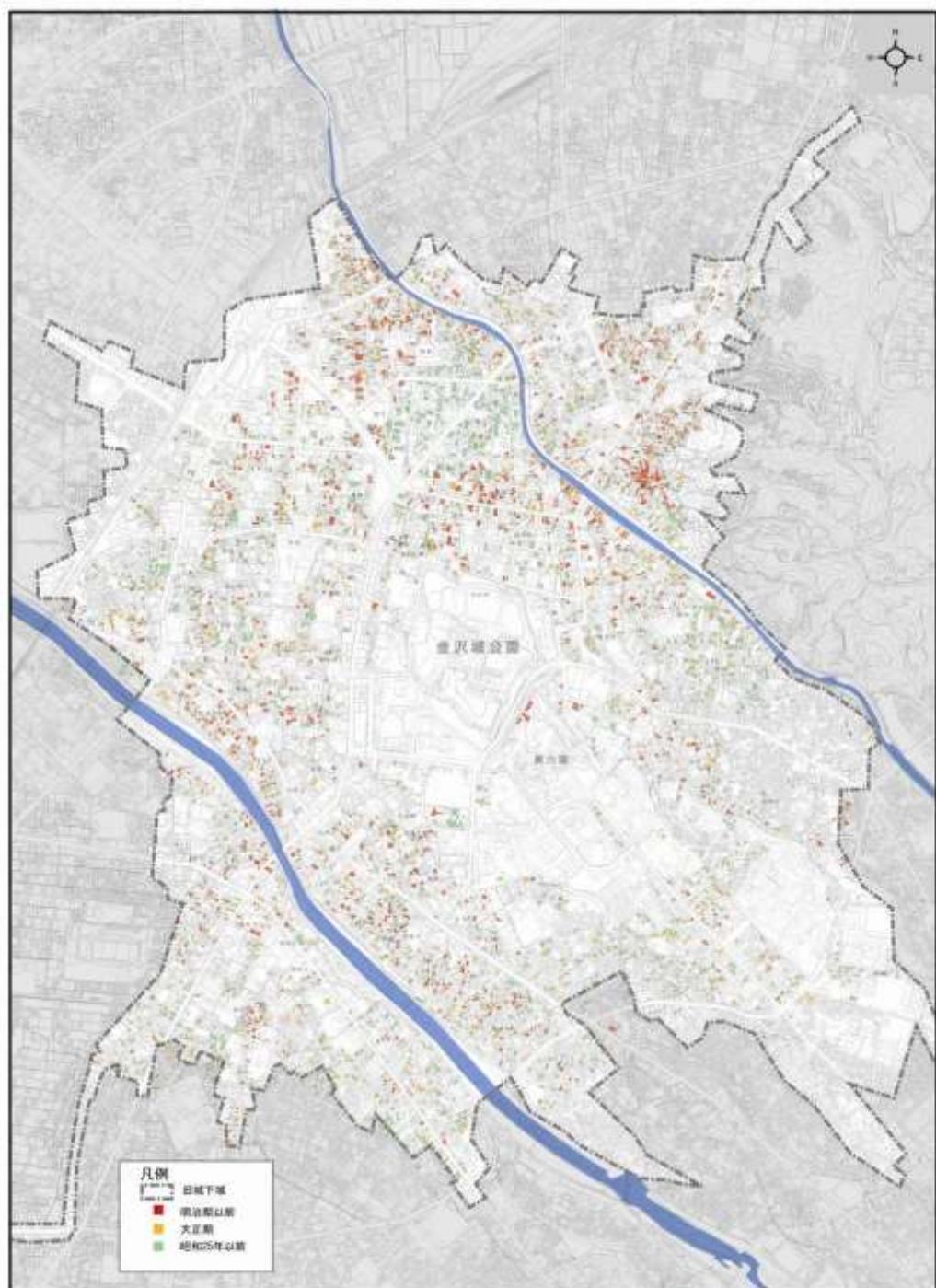
[近代和風建築（彦三町）]



[町家（明治中期：尾張町）]



[町家（大正期：寺町）]



[旧城下域における戦前建築物の分布]

1 : 10000

また、旧城下域に残る戦前建築物は、建築年代が大正～昭和初期のものが最も多く、藩政時代からの町割を継承して建築されている場合も多い。町割の違いによって位置する建築物の年代や様式に特徴が見られ、近世城下町の町割における歴史的な建築物の特徴として、全体的に旧武士居住地では武士住宅の意匠を見せる近代和風建築、旧町人居住地では町家が比較的多く見られ、これらが一体となって藩政時代から続く街並みの雰囲気を現在も色濃く残している。



[旧武士居住地（里見町）]



[旧武士居住地（彦三町）]



[旧町人居住地（天神町）]



[旧町人居住地（旧観音町）]

③伝統文化・伝統産業に関する分布

旧城下域において、現在、伝統文化・伝統産業に関連する店舗や施設が数多く見られる。

茶の湯に関連して、茶室は兼六園の周辺に多く分布しているほか、藩政時代に有力町人の居住地であった尾張町、大手町界隈にも多く見られ、旧城下域の各所に見ることができる。和菓子屋は旧北国街道沿道に多く分布しており、料理屋も同様である。呉服屋は旧町人居住地に多く分布している。

伝統産業の金箔工芸については、昭和40年代に箔団地が建設され、関連する多くの人たちが旧城下域から移住したが、東山、森山、山の上町の近辺に箔関連の人たちが居住しており、工芸品の店舗も多い。

加賀友禅や染物に携わる人々は、浅野川沿いや鞍月用水沿いに多く居住している。本願寺の東西別院の門前に位置する安江町近辺では、仏壇店の分布が多く見られる。

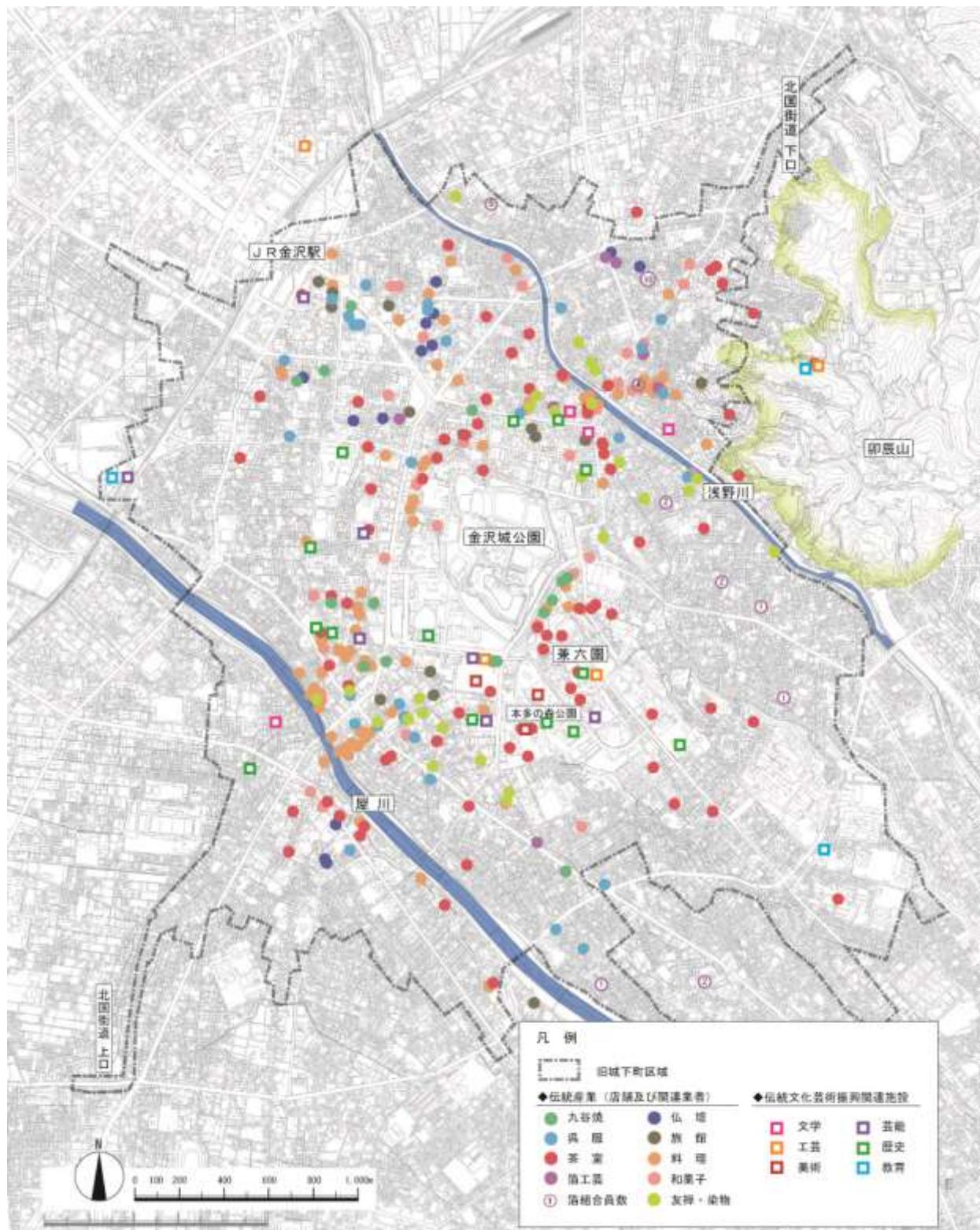
伝統文化や芸術振興に関連する施設は、金沢城・兼六園の周辺に集中しているほか、ゆかりのある場所に点在している。



[茶室を設けた町家（尾張町）]



[鞍月用水近くの染物屋]



[伝統文化・伝統産業の分布]

④丘陵・台地の緑の分布

金沢の地形は、日本海から砂丘地と金沢平野からなる低地、寺町台地と小立野台地に代表される台地と卯辰山と野田山に代表される丘陵地、さらに医王山、戸室山に代表される山地で構成されているが、台地縁の斜面、丘陵及び山地には豊かな緑が分布している。

小立野台地の先端部に位置する金沢城跡の日本丸跡は、金沢大学の植物園として保護されていたため豊かな緑が保存されており、スタジイや外来の珍しい樹木を見ることができる。

兼六園に隣接する本多の森公園の周辺は藩政時代からの豊かな緑が分布しており、台地縁の緑は金沢の原植生を見せている。

小立野台地や寺町台地縁の斜面には豊かな緑が連續して残っており、都市内の緑の回廊を形成している。

金沢城の北東に位置する卯辰山一帯は市街地に接する自然豊かな丘陵で、その緑は兼六園の眺望台から遠望される。

加賀藩主前田家墓所を頂にして市民墓地となっている野田山は松が多く、一体で連なる大乗寺丘陵とともに市街地の背景をなす貴重な緑の山でもある。



[野田山から見る金沢の市街地]



[寺町台地から見る小立野台地西縁の緑]



[丘陵・台地の縁の分布]

(4) 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

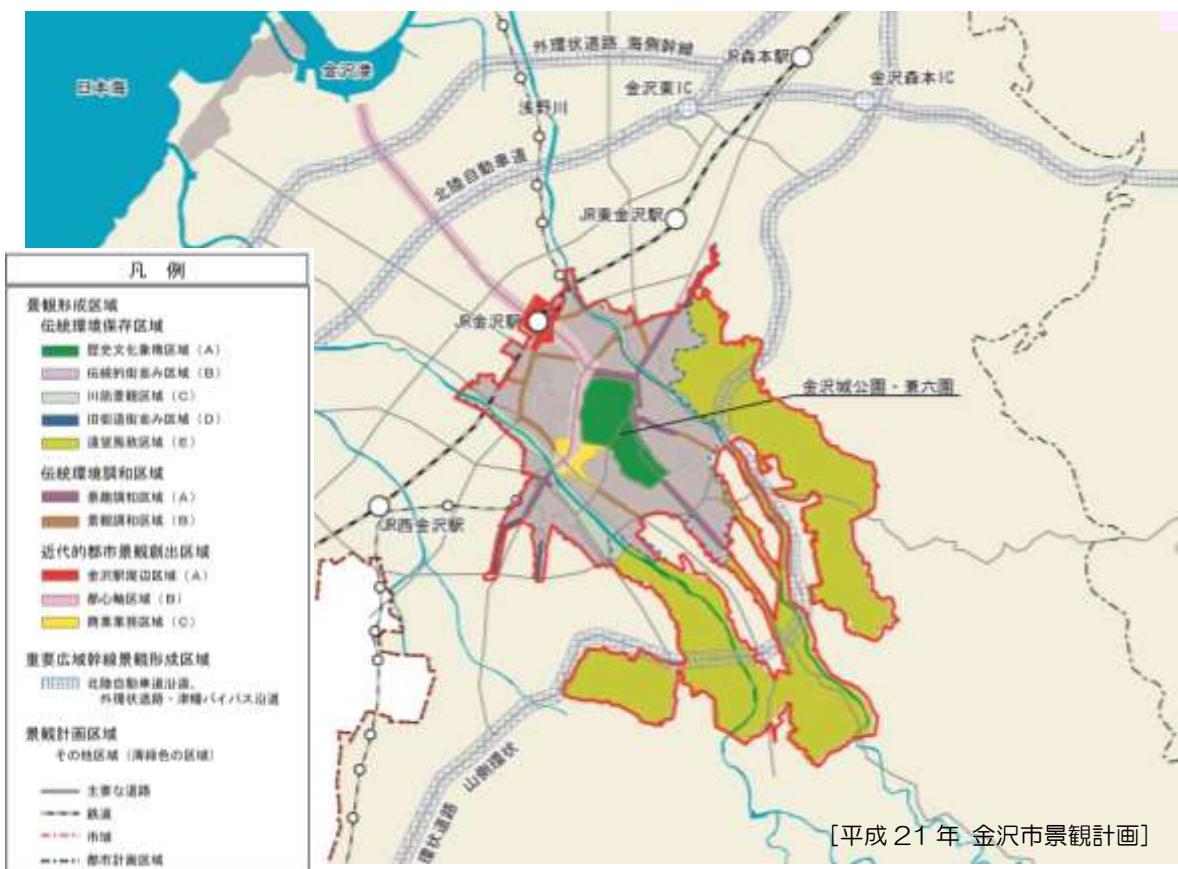
重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することにより、歴史的建造物や歴史的街並みの保存・活用とその周辺環境の整備が進展し、金沢全体の個性と魅力が向上することになり、金沢の歴史や伝統が広く市民に再認識される。また、伝統文化や工芸技術の個性や魅力を高めるための環境整備の進展や活動機会の増大を通じた活性化も期待され、市域におけるそれらの保存・継承・発展に大いにつながる。これらのこととは、金沢の重要な歴史的、文化的資源の個性と魅力を高めることでもあり、ひいては、金沢を訪れる観光客の増大と長期滞在機会の拡大が見込まれ、歴史・文化を生かした多様なサービスを提供する機会が飛躍的に増大するとともに新たな産業需要が創出され、観光、産業振興による金沢全体の活性化にもつながる。

第5章 良好的な景観の形成に関する施策との連携

(1) 重点区域における景観計画の活用

本市では、昭和43年（1968）「金沢市伝統環境保存条例」制定後、その精神を引き継いだ平成元年（1989）の「景観条例」制定により、平成4年（1992）に「金沢市都市景観形成基本計画」を策定し、計画に示された区域指定や景観形成基準に基づき建築物の高さ規制などの景観行政を推進してきた。この間、社会情勢の変化や都市基盤整備の進展とともに都市景観をめぐる状況が変化し、平成16年（2004）には「景観法」が制定された。

こうした状況の中で本市は、平成21年（2009）に景観法を活用した新たな景観条例として「金沢市における美しい景観とまちづくりに関する条例」を制定し、新たに「金沢市景観計画」を策定し、市全域を景観計画区域とともに指定区域の拡大と景観形成基準の改正を行った。



【景観条例指定区域と重点区域】

景観計画では重点区域全域を景観条例に基づく指定区域として規制、誘導を図り、歴史的風致の維持及び向上に関して高い実効性を担保する。また、重点区域の周辺については景観計画区域として規制を図る。

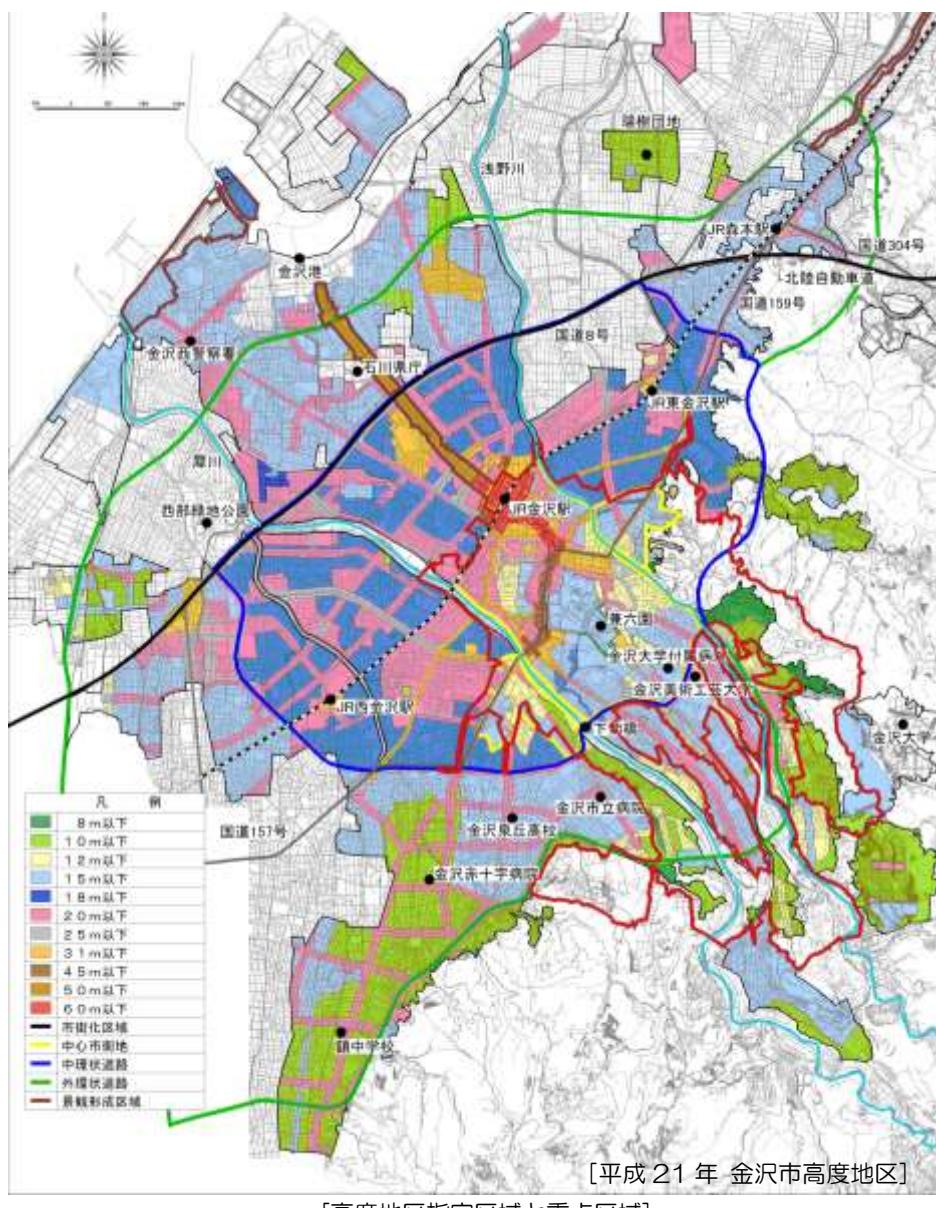
具体的には、旧城下域全体を対象にその歴史的風致の維持及び向上を図るため「伝統環境保存区域」を指定し、同区域のバッファーゾーン的区域として「伝統環境調和区域」を指定している。また、平成26年(2014)に長町武家屋敷跡周辺地区を北陸初の「景観地区」に指定し、さらに「こまちなみ保存区域」(既指定9区域)など歴史的街並みが特に色濃く残る区域についても、景観法に基づく「景観地区」の指定を目指す。

これらの区域において建築物の高さ、形態・意匠、色彩誘導を図るための詳細な景観形成基準を定めている。

以上、景観計画の活用を図ることにより、重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関して実効性を高めていく。

（2）重点区域における都市計画の活用

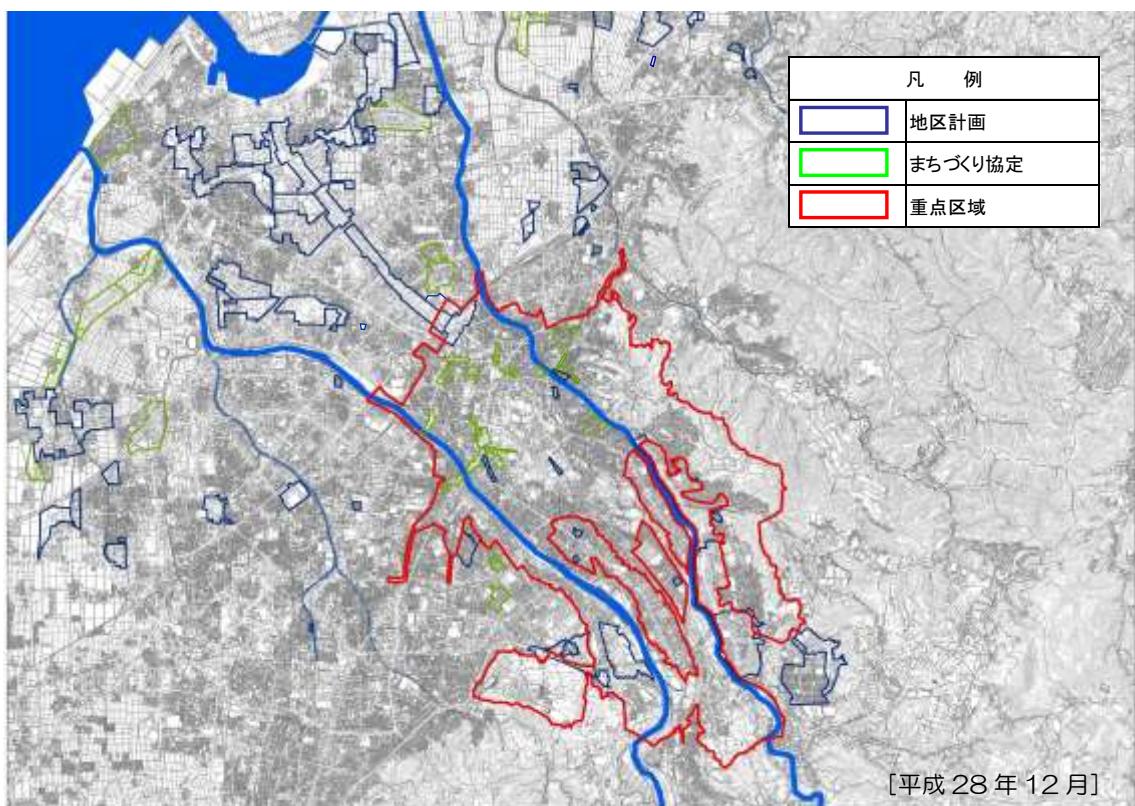
歴史的風致及び居住環境を保全するために建築物の高さ制限は重要であり、本市では平成17年（2005）から景観条例に基づく指定区域と住居系用途地域を「高度地区」として指定し、市街化区域の約45%に相当する3,875haで建築物の高さを制限してきた。



本市は、平成 20 年（2008）に都市計画マスター プランを見直し、その中で旧城下町区域を重点地区として位置付け、歴史的風致の維持・保全を考慮したまちづくりの方針を掲げた。さらに、平成 21 年（2009）にこれまで未指定であった市街地の非住居系用途地域について高度地区の指定を行い、歴史的風致を維持、保全するためのバッファゾーンとしての規制を強化し、平成 24 年（2012）現在は、市街化区域の約 66%に相当する 5,659ha を指定している。

また、良好な市街地環境の保全を図ることを目的に、郊外の区画整理事業区域の他、旧城下域の一部地区において「地区計画」を導入し、地区の事情に応じた建築物の高さや用途についてルールを定めている。なお、本市では「金沢市まちづくり条例」を制定し、地区計画で定めのない項目についても柔軟に対応できる「まちづくり協定」の導入を図っている。

今後、住民協議を進めながら重点区域において「地区計画」、「まちづくり協定」の導入を積極的に図っていく。また、必要に応じて「歴史まちづくり法」に基づく「歴史的風致維持向上地区計画」の導入についても検討していく。

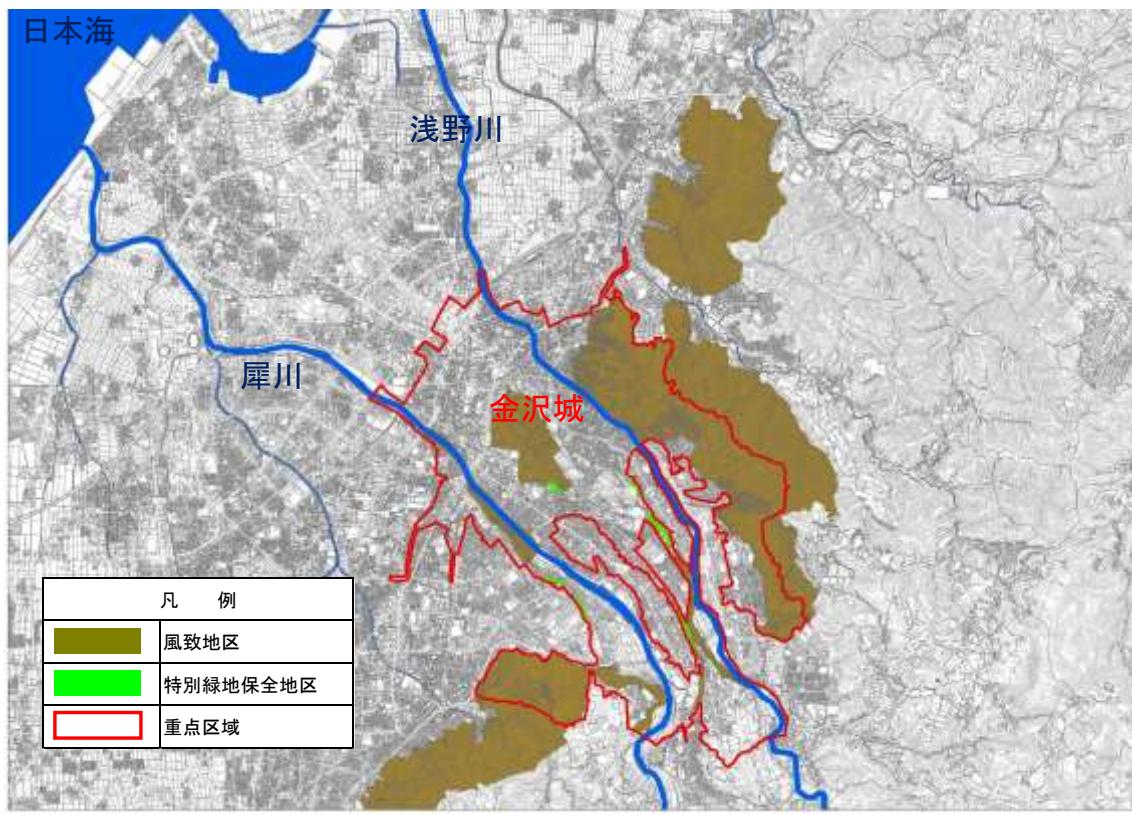


[地区計画及びまちづくり協定導入地区と重点区域]

さらに、金沢城跡・兼六園及びその周辺、卯辰山、犀川、浅野川、小立野台地、寺町台地及び野田山など金沢の個性を示す地形構造の基盤を成す地区を中心に7地区、1,950.2haを風致地区として指定している。風致地区は第1～第5種の地区に分かれており、許可制で建築行為等を基準に基づき規制している。

また、犀川、浅野川の河岸段丘の斜面緑地では、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区として8.5haを指定し、保全を図っている。

「風致地区」、「特別緑地保全地区」については、今後も重点区域に関わる地区を含め、継続して地区的保全を図る。

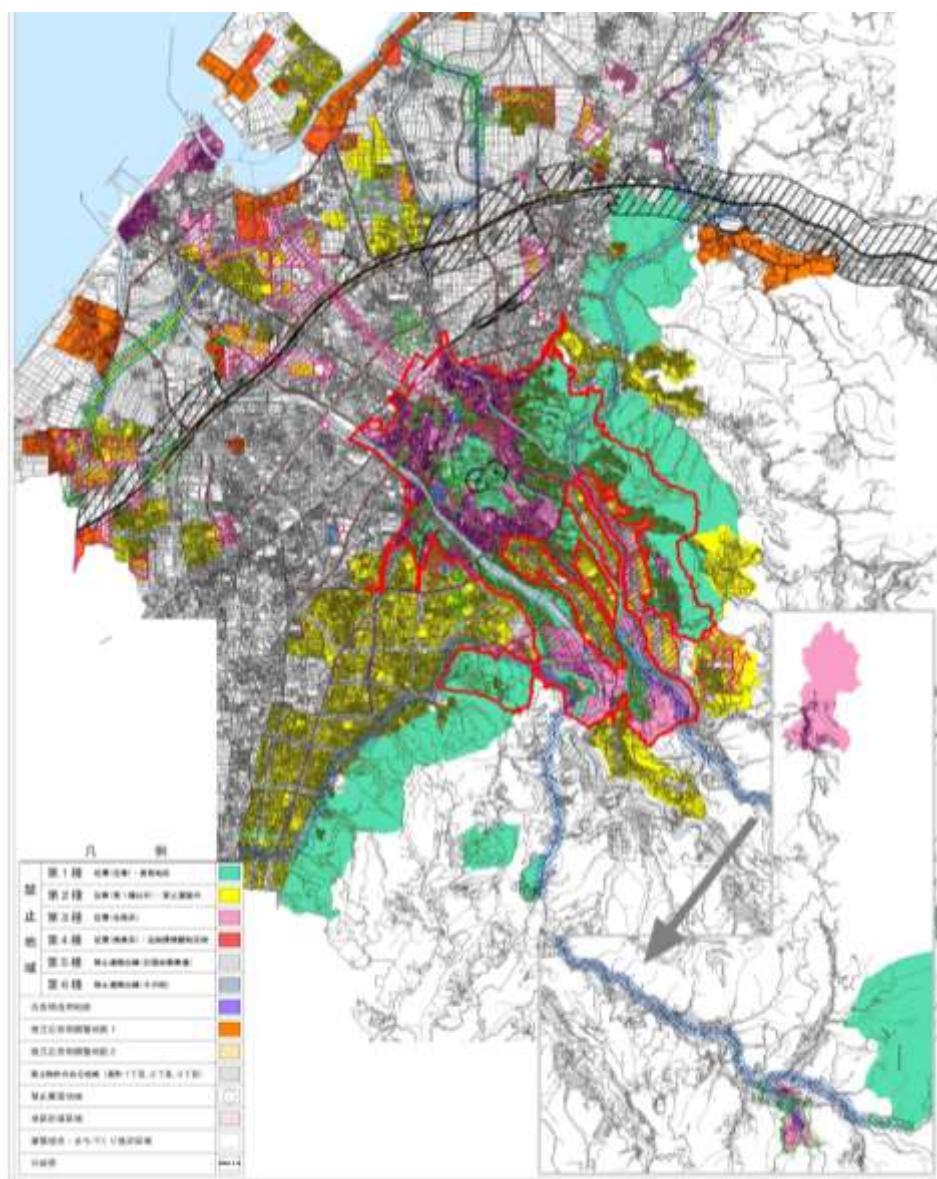


以上、都市計画制度の活用を図ることにより、重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関して実効性を高めていく。

(3) 屋外広告物の規制

本市では、「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づき第1～第6種の禁止地域、許可地域の他、屋外広告物活用地区、禁止展望地域、独立広告物調整地区の区域を指定し、許可制による屋外広告物の規制、誘導を行っており、全ての案件を屋外広告物審査会に諮り、色彩、デザインに関する指導・助言を行っている。

今後、重点区域やその周辺地域において景観上大きな影響を及ぼす屋外広告物に関する規制の強化を検討し、重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関して実効性を高めていく。



[屋外広告物規制区域と重点区域]

(4) 重点区域における市独自条例の運用

① 「景観条例」

「景観法」に基づく委任条例として平成21年に制定された新「景観条例」に基づき、規制の強化を図ることにより、重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関してさらに実効性を高めていく。

② 「こまちなみ保存条例」

「こまちなみ」の「こ」は、歴史的風情が残る「古（こ）」とともに、ちょっととしたいい街並みの「小（こ）」の意味をあわせもっている。平成6年（1994）制定の「こまちなみ保存条例」により、条例に基づく区域として「こまちなみ保存区域」を指定し、届出制による建築行為等の規制、誘導を図っている。また、こまちなみには重要な建造物を「こまちなみ保存建造物」として登録し、その保護を図っている。また、条例に基づきこまちなみ保存委員会を設置しており、届出の内容等の審議を受け、助言、指導を行っている。指定区域は歴史的雰囲気を色濃く残す地区であり、文化財保護法の伝統的建造物群保存地区と類似する市独自の制度といえる。

今後も条例に基づく新たな区域指定を目指すとともに、指定区域を「景観法」に基づく「景観地区」として指定することも視野に入れながら、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高めていく。



[こまちなみ保存区域図]

③「寺社風景保全条例」

藩政時代に城下の3方向縁辺部に形成された寺院群は、寺社建築や境内地等の緑と一体となって歴史的な佇まいを残す風景となっている。平成14年(2002)制定の「寺社風景保全条例」により、条例に基づく「寺社風景保全区域」として3寺院群のうち寺町寺院群及び小立野寺院群を区域指定し、届出制により、建築行為、木竹の伐採等について助言、指導、勧告を行っている。区域ごとに寺社風景保全基準を定め、基準に基づく区域の保全を図っている。届出の内容等について必要な場合は、都市景観審議会の審議を受け、助言、指導を行っている。

今後も継続して条例に基づき、寺院群の景観保全を図り、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高めていく。



[寺町寺院群（法光寺付近）]



[小立野寺院群（松山寺付近）]



寺社風景保全区域図

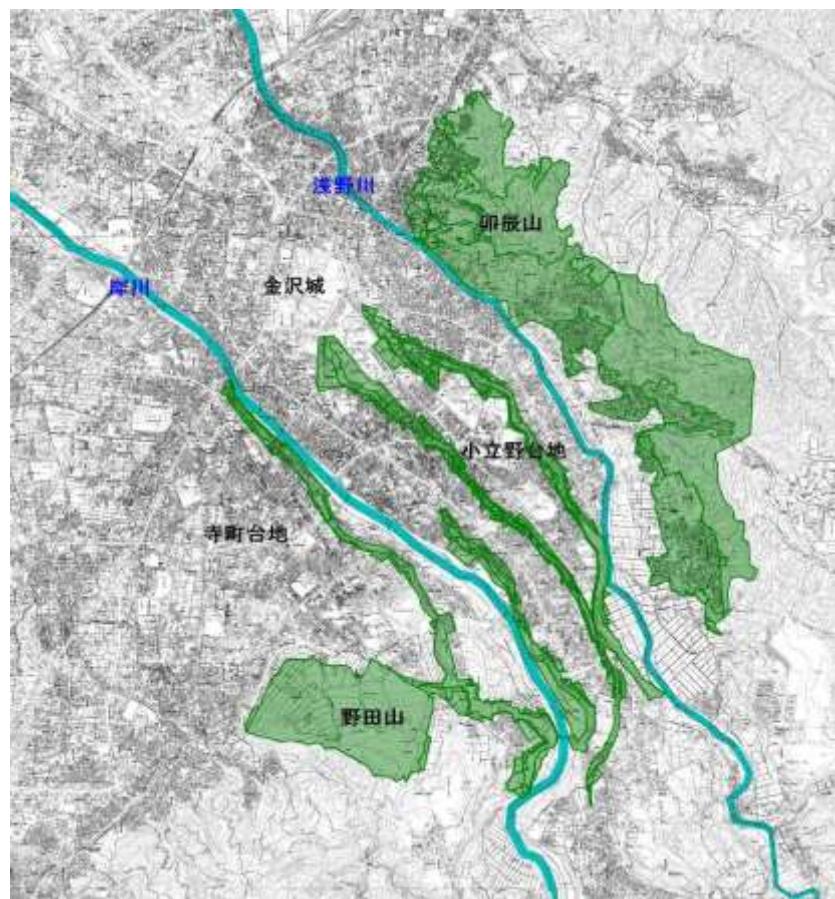
④ 「斜面緑地保全条例」

丘陵や台地の縁にある斜面緑地は、市街地の背景として貴重なグリーンベルトを形成している。平成9年（1997）制定の「斜面緑地保全条例」により、条例に基づく「斜面緑地保全区域」を指定し、届出制により、宅地の造成、木竹の伐採、建築物の新築等について助言、指導、勧告を行っている。緑地の保全に関する事項、建築物その他の工作物の規模等及び形態に関する事項、動植物の生息・生育環境の保全に関する事項、崩壊防止その他都市防災上必要な事項に関する保全基準を定め、基準に基づく斜面緑地の保全を図っている。

今後も継続して条例に基づき斜面緑地の保全を図り、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高めていく。



[卯辰山から見る小立野台地縁の緑と背景の山並み]



[斜面緑地保全区域図]

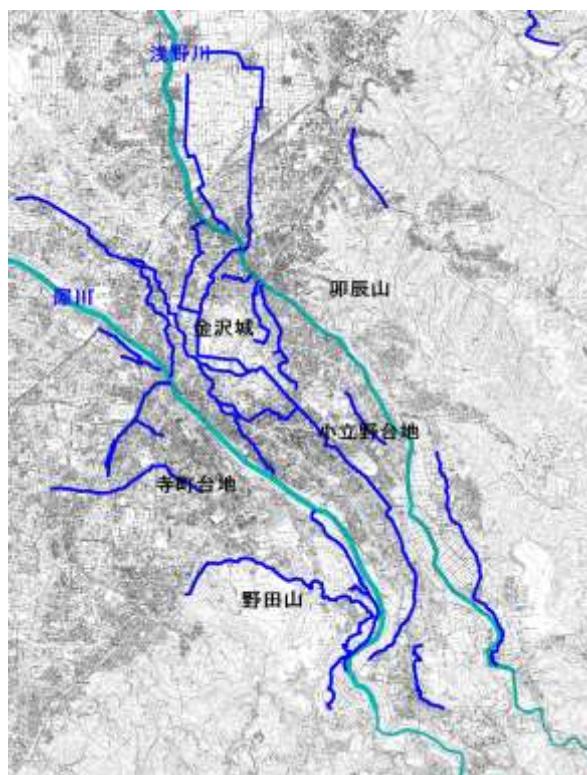
⑤ 「用水保全条例」

市内を流れる多くの用水は、街並みに豊かな表情を演出し、人々に潤いとやすらぎを与えていた。平成8年（1996）制定の「金沢市用水保全条例」により、条例に基づく「保全用水」を指定し、届出制により、用水及び用水に隣接する土地における工作物の設置や建築行為等について指導、助言、勧告を行っていた。保全用水ごとに、用水景観、用水の開渠化、清流の確保、用水利用の4つを柱とする用水保全基準を定め、基準に基づき用水の保全が図られている。また、条例に基づき用水保全審議会を設置し、届出の内容等の審議を受け、助言、指導を行っていた。



「保全用水（鞍月用水）」

今後も条例を運用し用水の保全を図るとともに、保全用水を歴史的風致形成建造物として指定し、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高めていく。



[保全用水位置図]

以上、本市の独自条例による取り組みについては今後も継続し、きめの細かい対応を図りながら重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関して実効性を高めていく。

歴史的景観保全初動期（1960年代～1970年代）

- 伝統環境保存条例の制定（1968年）
 - ・都市開発による本市固有の伝統環境の破壊防止と近代的都市の調和を目指すことを目的に全国の自治体で先駆けて制定。
 - ・建築行為等の届出と助言・指導
- 緑の都市宣言（1974年）
 - ・公共施設、民有地について様々な緑化施策を展開

歴史的景観概念拡大期（1980年代）

- 伝統環境保存条例を景観条例に改正（1989年）
 - ・景観形成基準の策定
 - ・伝統環境保存区域の指定拡大

歴史的景観保全手法充実期（1990年代～）

- 景観都市宣言（1992年）
 - ・都市景観形成基本計画の策定
- こまちなみ保存条例（1994年）
 - ・歴史的な価値を有する武家屋敷、町家、寺院その他の建造物またはこれらの様式を継承した建造物が集積し、歴史的な特色を残すまちなみを保存育成する。
- 用水保全条例（1996年）
 - ・歴史的用水の保存、復元及び創出を図る。
- 斜面緑地保全条例（1997年）
- 伝統的建造物修復支援制度（1998年）

文化財調査と保護の進展期（2000年代～）

- 寺社風景保全条例（2002年）
- 「文化的景観保存調査事業」（2007年～）
- 「歴史遺産保存マスター・プラン」の策定（2007年～）

金沢市の歴史的風致の維持及び向上に関する独自条例等の取り組みの歴史

第6章 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項

イ. 文化財の保存及び活用に関する事項

(1) 金沢市全域における事項

①文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は、昭和 50 年（1975）、「文化財保護法の伝統的建造物群保存地区制度の創設」と同時に「東山ひがし」地区を対象に保存対策調査を実施している。昭和 52 年（1977）には「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定し、同地区の重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指した。以後、本市は地元住民との協議を断続的に続け、平成 13 年（2001）5 月、住民同意を得て伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行った。同年 11 月、「東山ひがし」は重要伝統的建造物群保存地区としての選定を受け、歴史的な街並みの保存を図っている。さらに、平成 20 年（2008）には「主計町」地区、平成 23 年（2011）には「卯辰山麓」地区、平成 24 年（2012）には「寺町台」地区が重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、同様に歴史的な街並みの保存を図っている。

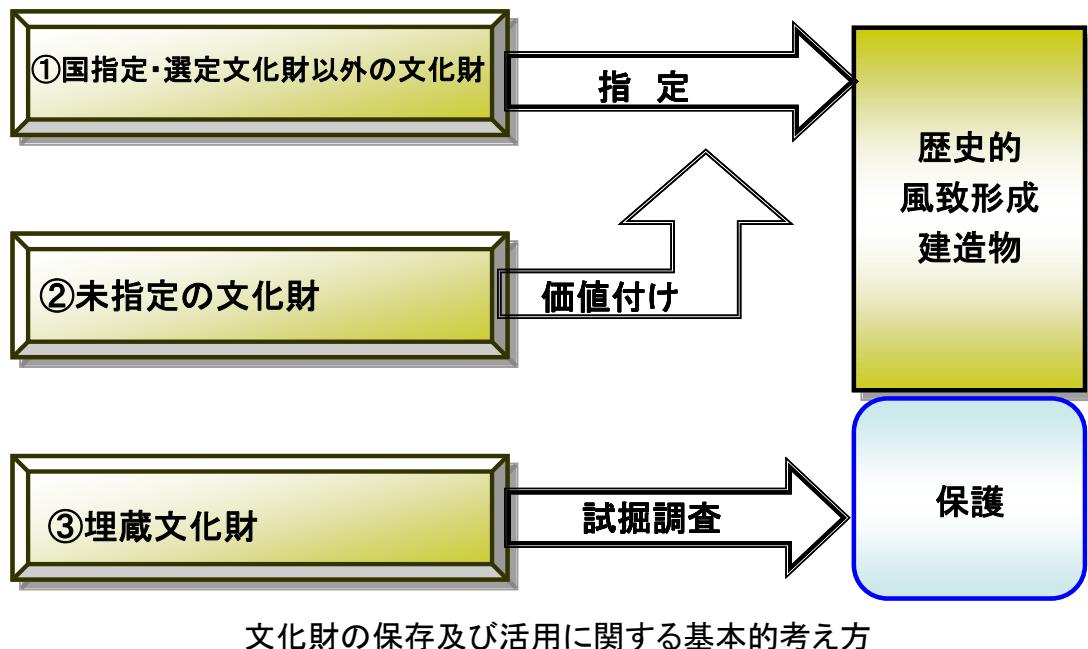
さらに、平成 19、20 年度には「城下町金沢及び周辺域」を対象とする文化的景観保護のための調査を実施している。その成果により、景観行政団体である本市が景観計画（平成 21 年 3 月公布）に「文化的景観区域」として位置付けた旧城下町区域と卯辰山区域の中から、「金沢城跡周辺」と「卯辰山公園」の 2 地区、並びに「犀川」・「浅野川」・「大野庄用水」・「鞍月用水」・「辰巳用水」・「惣構跡」の構成要素を特定し、平成 22 年（2010）に「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」として重要文化的景観の選定を受けた。今後、その貴重な文化的景観を保全するための取り組みを進めていく。

一方、このような文化財の面的な保護とともに、単体個別の文化財についても調査・研究し、その価値に基づき指定・登録等を受けたものについてその保護を図っている。平成 21 年（2009）、「加賀藩主前田家墓所」が国史跡、平成 22 年（2010）、「辰巳用水」が国史跡、「末浄水場園地」が国名勝に指定され、調査・研究が成果を上げている。

今後、県、市指定文化財のうち歴史的風致の維持及び向上に寄与するものについて、歴史的風致形成建造物としての指定を併せて図る。また、市指定の文化財は、史料の調査や修理事業等にあわせて現地調査を実施し、新たな知見に基づき価値の再評価を行う。

国登録有形文化財建造物など外観保存を基本とする緩やかな保護措置の図られている建造物について、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものを歴史的風致形成建造物としての指定を併せて図る。

さらに、市内に分布する未指定の歴史的建造物等については継続して調査を実施し、調査で明らかとなった価値に基づき必要な価値付けを行っていく。また、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものについては、歴史的風致形成建造物として指定し保護の措置を図る。



文化財の現状変更及び管理に関しては、許可、指導及び助言等を行いながら、その保存と活用に努めている。文化財の保存に必要な日常管理は基本的に所有者または管理者により実施されているが、今後も継続して文化財の現状把握と不具合の早期発見に努める。

文化財はその本来の機能や用途を維持することが重要であるが、その価値を損なわない範囲で新たな機能や用途を付加した活用も近年見られ、今後も文化財の価値に配慮した活用を図りながらその魅力をさらに高めていくものとする。

文化財の保存・活用に関して、個々の文化財が有する価値を後代へ継承するため、その維持・保存に万全を尽くし、その文化財的価値を積極的に活用しながら内外に広く情報発信することにより、市民の文化の向上に資するとともに文化財自体の魅力と存在価値をさらに高めていくことを基本とする。

個々の文化財の保存・活用に関して保存管理計画、整備計画が有用であるが、作成されていないのが現状である。今後、可能な限りそれらの計画を作成することとしており、その間においては法令等に基づき適切に文化財の保存・活用を行うものとする。

②文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の保護はその価値を維持することが最重要であり、その修理については現状修理を基本とし、解体修理など大規模な修理においては、詳細調査及び史料調査などを実施し、新たな知見に基づく文化財価値の再評価に努めるものとする。

一方、歴史性を踏まえた文化財の整備においては、歴史的真正性を最大限確保するため、過去の調査記録などの成果を活用し、類例についての調査・研究も行った上で、それら知見を踏まえた総合的見地から整備を図るものとする。

なお、指定文化財において必要な修理に対しては、適宜関係機関との連携を図りながら補助するとともに、必要な技術的支援を行ってきただが、今後も引き続き関係機関との協力のもと適切な文化財の修理を行うものとする。

③文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の存在とその価値を広く理解することがその保存・活用のための第一歩であり、そのために文化財の所在を示す公共サインを整備するとともに、現地でその内容が容易に理解できるよう説明板や解説資料の充実を図る。

また、文化財を一連のものとして捉えるため、点在する文化財を結ぶ特に歩行者のためのルートを設定し、必要な整備を行うこととする。

④文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないよう注意し、その保全を図る。このため、景観法、都市計画法及び本市の独自条例による規制、制度の積極的な活用を図る。

また、歴史的風致の維持及び向上を図るための整備事業や文化財を活用するための便益施設を整備する場合は、文化財及びその周囲の景観や環境との調和を図る。

⑤文化財の防災に関する方針

文化財の火災被害を少なくするため、全ての文化財（建造物）について消防法で義務化されている自動火災報知設備及び消火器具については、その設置及び更新を図る。また、義務化されていない場合においても文化財の現状に鑑み、屋内消火栓や放水銃等の消火設備や避雷針設備等の防災設備設置を推進し、火災被害の危険軽減を図る。

さらに、広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防災訓練を定期的に実施する。

一方、文化財の耐震診断を推進し、文化財保存のための修理工事等に併せ可能な範囲で耐震補強工事を行う。

⑥文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の存在とその価値について広く理解を得るため、文化財の公開に努め、誰もが文化財を気軽に見学し親しむことのできる機会を設定する。文化財の非公開部分の期間限定での一斉公開を図るほか、現地解説、公開講座等を実施し併せて平易な解説資料を作成して配布する。また、文化財関連のホームページを充実し、本市の体系的な文化財情報の発信に努める。

さらに、文化財建造物等を会場とするコンサート等の事業の開催、歴史的背景に基づく「百万石まつり」への文化財保持団体の参加促進を図るなど、ソフト事業による活用効果も高めながら文化財の普及・啓発に努めるものとする。

⑦埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づく保護を図る上でその現状の把握に努め、適切な保護の措置を図っているが、今後も県との連携を図りながら継続して取り組んでいく。また、旧城下城の遺跡や城下町と密接な関係を有していた周辺地域の集落についても県と連携しながら保護すべき対象やその範囲について検討し、必要な保護の措置を図る。

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所における開発行為等については、未発見の埋蔵文化財の保護にも万全を期すため、民間事業者の開発行為、農地転用時には市関係部局との合議によりそれらの事前把握に努め、事業者との事前協議を実施し、必要に応じて試掘確認調査を行うなど、開発事業と文化財保護の整合に努める。また、特に公共事業の実施においては、埋蔵文化財について特段の配慮を行うものとする。

⑧文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制と今後の方針

「金沢市文化財保護条例」に基づく本市の文化財保護審議会が教育委員会に設置されている。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、これらの事項について教育委員会に答申する。組織は、学識経験者10人で構成されている。

なお、各専門分野は、美術工芸2名、考古2名、植物1名、建造物1名、歴史1名、民俗1名、名勝地1名、工芸技術1名となっている。

今後、審議会は本市の未指定文化財の調査、発掘とその価値付けに必要な資料の収集などに関してさらに指導的立場を發揮し、本市の文化財保護について積極的支援を行うものとする。

⑨文化財の保存・活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市では、小学校校区を単位とした地域活動、コミュニティ活動の場が確立しており、これらを中心として地域に根付いた伝統行事が活発に行われ、文化財等を通じて地域の歴史を住民が学ぶ機会も増加している。さらに、地域の文化財への関心が高まる中で、その保存・活用のあり方について考える「まちづくり協議会」の発足なども見られる。本市では、主にこのような校区を中心とした地域活動がいわゆる市民団体活動の役割を担ってきたといえるが、近年では町家の保存と活用を図ることを目的とするNPOが設立されるなど、市民団体活動の取り組みも活発化している。

今後、このような各種団体の多様な活動をさらに活発にするため、必要な情報を提供し、人材の育成を図るなど官民協働による文化財の保存・活用体制を構築していく。

(2) 重点区域に関する事項

①文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域における歴史的風致に関わる国指定、選定文化財及びそれ以外の文化財の指定件数は下記表のとおりである。

表 重点区域の国指定文化財などの指定件数(平成 28 年 12 月時点)

区分		国指定 ・選定	県指定	市指定	登録文化財	市独自条例	合計
有形文化財	建造物	10	16	18	67	53	164
無形文化財	工芸技術	1	1				2
	芸能		1	2			3
民俗文化財	有形	1	1	2	1		5
	無形		1	3			4
記念物	遺跡	3		4			7
	名勝地	2	3	5			10
	植物	2	1	1			4
	地質鉱物						0
文化的景観		1					1
伝統的建造物群		4					4
合計(件)		24	24	35	68	53	204

重点区域内の国指定文化財は国指定重要文化財（建造物）が 10 件、記念物が 7 件あり、重要文化的景観が 1 地区、重要伝統的建造物群保存地区が 4 地区選定されている。また、1 件の無形文化財があり、1 件の有形民俗文化財がある。本市の国指定、選定文化財（美術工芸品を除く）の 65%が重点区域内に位置する。

重点区域内の石川県指定文化財は有形文化財（建造物）が 16 件、記念物が 4 件ある。また、1 件の有形民俗文化財と 1 件の無形民俗文化財がある。本市の県指定文化財（美術工芸品を除く）の 67%が重点区域内に位置する。

重点区域内の金沢市指定文化財は有形文化財（建造物）が 18 件、記念物が 10 件ある。また、2 件の無形文化財があり、2 件の有形民俗文化財と 3 件の無形民俗文化財がある。本市の市指定文化財（美術工芸品を除く）の 55%が重点区域内に位置する。

重点区域内の国登録有形文化財（建造物）は 67 件で、本市の国登録有形文化財（建造物）の 63%が重点区域内に位置する。

重点区域内の本市独自条例による保存対象物及び登録建造物は 53 件である。本市独自条例による保存対象物及び登録建造物の 73%が重点区域内に位置する。

以上、歴史的風致に関連する本市の国指定文化財など全体の 64%が重点区域内に分布している。

これらの文化財は、重点区域の歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、歴史的風致の維持及び向上を図るため積極的な保存・活用を図る。文化財の保存及び活用に関してはその両立を図るため、事前に文化財保護に必要な事項を明確にし、保存すべき箇所や活用のため変更が可能な箇所を明らかにしておくことが重要であり、そのためには保存活用計画が有用である。しかしながら、現在は「東山ひがし」、「主計町」、「卯辰山麓」及び「寺町台」の国選定重要伝統的建造物群保存地区においてのみ保存計画が作成されている。今後、重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針など指針に則って個々の文化財の保存活用計画の作成に努め、保存管理、環境保全、防災、活用に関して計画に基づき適正な実施を図るものとする。

また、文化財の保存に必要な日常管理は基本的に所有者または管理者により実施されているが、文化財の不具合については専門家による現場（現物）確認が最も有効である。現在、県、市が任命する専門家による定期的な現地パトロールを実施しており、今後も継続して文化財の現状把握と不具合の早期発見に努める。

②文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

国指定文化財の現状変更または保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等という）は文化庁長官の許可が必要であるが、現状変更等が伴う可能性がある場合は文化財の価値を損なわないために、関係機関と事前に十分な協議、検討を行うものとする。また、県、市指定の文化財等についても、その根拠条例に基づき適正な措置を行う。

また、未指定の文化財等の整備に関しても事前に詳細調査等を実施し、整備によってその価値が損なわれないよう計画段階で十分な配慮を行うこととする。

重点区域における文化財は歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、特に建築年代や建築様式等の異なる多種多様な存在が金沢の歴史的重層性を明確に示し、その歴史的風致を特徴付けている。このことから、文化財の修理においては文化財本来の価値を維持することを基本として計画・実施する。

また、復元等の整備においては遺構の保護に留意し、類例調査や史料調査に基づく研究を前提に真実性に依拠した整備を図る。

i) 金沢城跡（国指定史跡）

金沢城は、小立野台地の先端に築かれた近世城郭で、加賀藩前田家の居城として金沢城下町の中心に位置した。現在のかたちは寛永8年（1631）の大火後に整備されたもので、宝暦9年（1759）の大火や文化5年（1808）の火災で城内の建物は焼失と再建を繰り返し明治維新を迎える。現在、兼六園とともに加賀百万石の城下町をシンボル的にイメージさせる代表的な文化財建造物である石川門や三十間長屋、金沢城土蔵（鶴丸倉庫）の国指定重要文化財（建造物）が藩政時代の姿を見せ、明治以降の陸軍関連施設である旧第六歩兵旅団指令部庁舎や弾薬庫跡の近代建築が残されている。また、金沢城跡の石垣は各時代で積み方の異なる様々な石垣が見られることから「石垣の博物館」とも呼ばれ貴重な歴史遺産である。なお、平成13年（2001）、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓が史料に基づき文化6年（1809）再建当時の姿に木造で復元されている。また、現在、石川門の保存修理事業〔平成18～25年度〕や金沢城公園第二期整備事業が進められている。



金沢城跡においては、その価値に鑑み城跡の建造物について修理を進めその保護を図る。さらに、失われた関連建造物についての調査・研究を進め、可能なものについて復元を検討する。

〔平成7～29年度、金沢城公園第二期整備事業〕

○建造物：「石川門」の保存修理とともに、「河北門」と「橋爪門（二の門）」の復元による金沢城三御門の整備
「鼠多門」、「鼠多門橋」の復元整備

○堀：「いもり堀」の段階復元、水堀化

○石垣：「修築」等の保全対策、「回廊」の継続的な整備

○庭園：「玉泉院丸庭園」の調査検討

○便益施設等：展示・休憩施設の整備



ii) 兼六園（国指定特別名勝）

兼六園は、築山・林泉・廻遊式庭園で、近世大名庭園の日本を代表する庭園として特別名勝に指定されており、水戸の偕楽園、岡山の後楽園とともに日本三名園のひとつに数えられている。兼六園の作庭は、5代藩主綱紀から13代藩主斉泰までの200年余の歳月をかけて行われており、明治以降の公園利用を経て現在のかたちとなつた。兼六園の名は「洛陽名園記」の句からとられたもので、宏大、幽水、人力、蒼古、水泉、眺望の6つの景勝を兼ね備えているところにちなんだものである。

庭園全体に統一感を出しているのが、辰巳用水を利用した造水であり、その水は、池や流れ、噴水や滝となって庭園の各所に多様な景観をつくり出している。もうひとつの特徴は、自然主義に基づき作庭されていることであり、同時期の大名庭園に見られる造形性や象徴性は極めて少ない。

現在、石川県が管理事務所を置き、専属の庭師等による維持、管理が行われているが、世界に誇る庭園の価値に鑑み、今後も樹木、池泉の水質などの維持、管理を徹底し、庭園景観の保護を図る。

霞ヶ池を最初に掘った土で築山された榮螺山山頂の直下にある石垣等にゆがみが生じており、今後、修復を計画する。



iii) 成巽閣（国指定重要文化財（建造物））

成巽閣は、加賀藩13代藩主斉泰が文久3年（1863）母真龍院のため旧竹沢御殿の跡地に造営した巽新殿の一部遺構であり、兼六園が一般公開された明治7年（1874）以降に成巽閣と呼ばれるようになった。

成巽閣は木造2階建て、寄棟造こけら葺きの建物で、対面所として使われた謁見の間は上段18畳、次の間18畳の2間から成り、上段の間は床、違棚、付書院、帳台構を備えた本格的な書院造の形式である。謁見の間北側には書院、茶室及び水屋から成る清香軒がある。謁見の間東側にはかつて真龍院の休息部屋であった松の間、居間であった蝶の間があり、中央の36畳広間の南側には亀の間、中の間、納戸の間がある。これら諸室の外側に鮎の廊下、つくしの廊下、万年青の廊下、貝の廊下が付く。このうち、つくしの廊下と呼ばれる一間幅の広縁は、長さ九間半の縁桁を通し、柱を一本も入れず深い軒を括梁で支える。2階には群青の間、越中の間、網代の間などがあり、これら諸室の壁、天井には群青、赤、紫などの色が用いられている。



庭園は、清香軒に面する飛鶴庭のみが国指定名勝となっていたが、平成29年2月9日に近代を経て作庭された中庭（つくしの縁庭園、万年青の縁庭園）、前庭が追加指定された。

近年、こけら葺きの損傷が激しくなっており、雨漏りなどの被害を未然に防止するため葺き替えを実施している。[平成21～22年度、保存修理事業]

iv) 大乗寺仏殿（国指定重要文化財（建造物））

大乗寺は野田山丘陵の一画に位置する禅宗寺院で、加賀守護富樫家により弘長3年（1263）野々市に建立されたが、戦乱の中で幾度も焼失し移転を余儀なくされ、元禄年間に金沢城下から現在地に移転した。

仏殿は、入母屋造こけら葺き。
棟札により、元禄15年（1702）
上梁、宝永3年（1706）に竣工
したことがわかる。桁行柱間3間・梁行柱間3間、一重裳階付きで大乗寺伽藍の中心を成す。
裳階の外まわり柱間には、正面



では中央柱間3間に方立をたて両折桟唐戸を吊り、両端の柱間に花頭窓を開ける。両側面では手前の柱間1間に内開きの両折桟唐戸を吊り、中央柱間に花頭窓を開ける。背面では中央柱間に両折桟唐戸を吊り、両端柱間に丸窓を開けその他は全て板壁としている。

近年こけら葺きの損傷がひどくなってしまっており、雨漏りなどの被害を未然に防止するため葺き替えを計画する。[平成22~24年度、保存修理事業]

v) 「東山ひがし」「主計町」(国選定重要伝統的建造物群保存地区)

金沢の3茶屋街のうち「東山ひがし」と「主計町」の2つの茶屋街は、国の重要伝統的建造物群保存地区として選定されている。

これまで、街並みの保存を図るために伝統的建造物の保存・修理、一般建造物の修景・整備等を実施してきたが、引き続き計画期間内においても同事業を実施し、街並みの保存・修景を図る。[平成20年度~29年度、伝統的建造物群保存地区保存対策事業]

vi) 主計町(国選定重要伝統的建造物群保存地区)

「主計町」は、旧北国街道が浅野川を渡る浅野川大橋たもと左岸下流に位置しており、藩政時代後期頃から成立したと考えられる茶屋街の街並みが残り、茶屋文化を今日に伝えている。

伝統的建造物は明治期から昭和初期に建築されたものが多く、最盛期に3階建てに増築された町家が浅野川に面して建ち並んでいる。裏通りには茶屋様式を維持した町家が残り、地区の景観は変化に富んでいる。



平成11年(1999)には全国で初めて旧町名が復活している。

地区内で中の橋たもとに面する主計町緑水苑は、昭和63年度(1988)に金沢市政百周年を記念して西内惣構堀の流水を活用して整備された公園であるが、発掘調査により明らかとなつた堀の変遷を考慮した復元整備を行つた。[平成20~21年度、西内惣構堀(緑水苑)復元事業]

vii) 東山ひがし(国選定重要伝統的建造物群保存地区)

「東山ひがし」は金沢城の北東、浅野川の北側に位置しており、文政3年(1820)に公許された茶屋街の街並みが残り、茶屋文化を今日に伝えている。

伝統的建造物は茶屋様式の町家



であり、1階正面出格子に細かな割の格子（キムスコ）を備え、2階は正面を高くし座敷を置き、通りに面して縁を通して雨戸を引き通す。屋根は当初、石置き板葺きであったが、現在では防災上のため桟瓦葺きとするか金属板葺きとなっている。藩政時代後期の敷地割りがよく残り、全国的にも稀少な茶屋様式の優れた意匠を有する町家が数多く残っている。

本市はこれまで「東山ひがし」の無電柱化を推進してきたが、地区内には未整備箇所があるため、今後その箇所の無電柱化を図る。〔平成23～29年度、ひがし茶屋街（重伝建地区内）無電柱化事業〕

viii) 志摩（国指定重要文化財（建造物））

志摩は東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区内に建つ茶屋建築である。文政3年（1820）の茶屋街創設当初の建築で、表構えは茶屋様式の特徴である2階の階高が高く、2階前に縁を通して雨戸を引き通す。1階は正面に出格子を付け、大戸を備えている。1、2階の座敷廻りには、要所に面皮柱を用い、全体に濃い色づけを施し、弁柄色の土壁や具象的な図案の金物等で独特の瀟洒で華やかな室内をつくる。



平成29～30年度には、耐震性能の診断を実施する。また、近年、雨樋の損傷がひどくなってしまっており、雨仕舞いの悪さから一部雨漏りも見られるため修理を計画する。

ix) 加賀藩主前田家墓所（国指定史跡）

加賀藩主前田家墓所は野田山墓地にあり、金沢市南東部、野田山丘陵の一角に位置する。野田山墓地は、標高175.5mの斜面地東西約600m、南北約900mを測る範囲に、武士から町人まで5万基以上といわれる墓が並び、加賀藩主前田家墓所はその北東斜面を利用した最高所に造営されている。



墓所は、総面積約86,000m²の墓域内に、歴代藩主とその正室、側室、子女などの80を超える墳墓が営まれている。藩主墓は、土を方形に3段積み重ねた形状で、大きなものでは一辺15m以上、高さ5m以上ある。その多くは周溝を墓

の周囲に巡らせ、墓域を形成している。個々の墳墓の大きさ、造営面積とも全国最大級で、加賀百万石の大名墓所として威容を誇る。

平成 21 年度に保存管理計画、平成 22 年度に整備基本計画を策定し、計画に基づき史跡を整備する。短期的整備として、支障となる墳墓内樹木の調整、劣化の顕著な石造物の解体修理、排水路の応急整備などを計画する。中・長期的整備として、墳丘表土の流失防止、参道整備、崖地（斜面）の保護整備などについて計画的に実施する。[平成 22 年度～29 年度、保存修理事業]



x) 西養寺本堂及び鐘楼（市指定有形文化財（建造物））

西養寺は卯辰山山麓寺院群の中で丘陵の中腹に位置する天台宗寺院で、元越前国府中にあって開山は盛学大法師、7代真運上人が前田利長に随従し、慶長 17 年（1612）現在地に諸堂を建立した。宝暦 9 年（1759）に罹災し、明治年間には衰退し明治 3 年（1870）廃寺となつたが、その後復興し現在に至つてゐる。

本堂の建築年代は棟札により天明 7 年（1783）。正面桁行柱間 8 間、梁行柱間 7 間の規模で入母屋造、妻入、桟瓦葺きで、正面中央に向唐破風造の玄関を置く。正面妻の構成が装飾的であるが、痕跡から当初は切妻造の妻入り形式であったことが確認され、時期は不詳であるが前庇を付けた形式が入母屋造に発展したと考えられる。



鐘楼の建築年代は棟札により嘉永 4 年（1851）。入母屋造、桟瓦葺きで、戸室石の高い基壇の上に建つ。粽付きの円柱を礎盤上に内転に立てる。組物を二手先とし、組物間の琵琶板に彫刻が豊富に飾る。軒は二軒扇垂木とする。



本堂について一部棟瓦の修理と床板の修理を実施し、鐘楼について基壇の戸室石積みの一部にズレが生じているため修理した。[平成 21

年度、保存修理事業]

xi) 高岸寺本堂及び鐘楼（市指定有形文化財（建造物））

高岸寺は寺町寺院群の中で寺町大通りに面して建つ日蓮宗寺院で、前田家家臣高畠石見守が一族の菩提所として石川郡鶴来に開き、寛永13年（1636）に現在地に寺基を定めた。

本堂の建築年代は棟札により文久元年（1861）。正面梁行柱間4間（実長11間）、桁行柱間5間半（実長8間）の規模で、切妻造、妻入、桟瓦葺きで、正面中央に向唐破風造の玄関を付ける。本堂正面は妻面を大きく見せて装飾的であり、母屋下に拳鼻付きの組物を多用し、妻面下部は化粧貫を見せて束間と側廻りの柱を合わせており、意匠状の計画性が見られる。鐘楼は棟札により寛政9年（1797）。本堂右手に連なる祠堂の2階に建ち、入母屋造、桟瓦葺き。

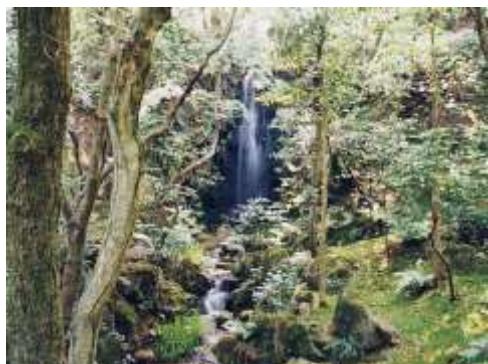


本堂・鐘楼の内・外部とも老朽化に伴う損傷が見られるため、外壁及び構造部材について修理を実施している。〔平成22年度～23年度、保存修理事業〕

xii) 辻家庭園（市指定名勝）

辻家庭園は、犀川下菊橋左岸たもとから南方向、寺町台地の縁とその斜面に位置する。庭園は、大正初期に「北陸の鉱山王」として知られた横山家の別荘地庭園であった場所である。作庭時期は大正初期と推定され、敷地は、昭和22年（1947）に辻氏が購入し、順次整備されて今日に至る。庭園は、辻氏所有後主屋周辺部の他、園路の整備やイロハモミジの植栽など手が加えられてきたが、富士の溶岩で積まれた大滝や渓谷を模した地形を成す部分は作庭当時からの姿を今日に伝えている。

高さ5.5mの大滝は、旧横山家別荘時代に造られたもので、伝統的な滝石組の手法でなく、富士の溶岩を鉄筋コンクリート造で固めた崩れ石積の手法で造られている。その材質や施工も良好であり、近代以降の新技術を用いた初期の秀作事例として極めて貴重である。



法面からの湧水を処理するための排水路の整備、せせらぎ部分の石積みの修理及び飛び石を整備した。〔平成21年度、保存修理事業〕

xiii) 松風閣庭園（市指定名勝）

松風閣庭園は本多町3丁目地内に位置する。庭園を含む一帯は元和元年（1615）、本多政重が3代藩主利常から現在地の周辺一帯約10万坪を与えられ、下屋敷地として本多家臣団が居住する区域となった。庭園は金森七之助（2代宗匠）の指導を受けて作庭されたものと考えられ、作庭時期は江戸時代初期と推定される。

庭園は本多の森を背景に古沼の名残である霞ヶ池を生かして作庭された池泉廻遊式庭園である。霞ヶ池には蓬萊島が浮かび、かつては湧水に加えて辰巳用水の水が取り入れられていた。また、霞ヶ池の北に蓮池があり、2つの池は曲水で結ばれている。古沼と自然林を生かして作庭された庭園で、霞ヶ池の周辺には多くの大木が植生し本多の森と一体の樹林を形成する。この豊かな樹林を背景にして、蓬萊島を浮かべる霞ヶ池は奥行きと広がりを感じさせ、静寂で深遠な庭園空間を構成する。また、本多家ゆかりの松風閣（国登録有形文化財（建造物））が移築され、かつて辰巳用水から霞ヶ池に導水されていた水路跡を遺すなど、旧加賀八家筆頭本多家の威光を今に伝えている。



平成21年度に霞ヶ池に面する白州部分の修理及びマツクイムシ防除のための薬剤注入を実施した。

また、霞ヶ池の水質を向上するため池を浚渫し、併せて曲水の修理を実施した。〔平成22年度、保存修理事業〕

③文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

指定文化財について指定理由書に基づく現地説明板を設置してきたが、今後も新指定の文化財について継続して設置を行うとともに、未指定であっても地域の歴史に重要な記念物等の文化財について新たに設置を検討する。

また、点在する文化財等の回遊に有効な自転車の駐輪施設を東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区、にし茶屋街、長町武家屋敷群地区などの近傍に整備した。〔平成20～22年度、観光駐輪場整備事業〕

さらに、全国のほぼ100%の生産を誇り伝統工芸に欠くことのできない金箔に関する展示、研究施設を整備し、その普及に努める。〔平成

19～22年度、安江金箔工芸館移転整備事業】

④文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財の周辺環境の保全を図るため、景観法、都市計画法及び本市の独自条例による規制、制度を積極的に活用する。

景観計画において市全域を景観区域として指定し、重点区域全域を景観条例に基づく指定区域とする。具体的には、「伝統環境保存区域」を指定し、同区域とその周辺とのバッファーゾーン的役割を果たす「伝統環境調和区域」を指定する。これらの区域において建築物の高さ、形態・意匠、色彩誘導のための詳細な景観形成基準を定め、規制、誘導を図る。

文化財の周辺環境を保全するために建築物の高さ制限は重要であり、本市では平成17年（2005）に景観条例に基づく指定区域と住居系用途地域を「高度地区」として指定し建築物の高さを制限してきたが、歴史的風致を維持、保全するためのバッファーゾーンとして、平成21年（2009）に非住居系用途地域においても高度地区の指定を行った。さらに、金沢城跡・兼六園及びその周辺並びに卯辰山、犀川、浅野川、小立野台地、寺町台地及び野田山など金沢の個性を示す地形構造の基盤を成す地区を中心に指定している風致地区と犀川、浅野川の河岸段丘の斜面緑地を指定している特別緑地保全地区については継続してその保全を図る。

本市ではこれまで独自条例に拠り「こまちなみ保存区域」、「寺社風景保全区域」、「斜面緑地保全区域」及び「保全用水」を指定し、金沢の特徴的な歴史的風致の維持、向上を図ってきたが、今後も継続してその保全を図る。

さらに、文化財の周辺を含む区域で歴史的風致の維持及び向上を図るための整備事業に関しては、これまで景観条例等に基づき設置された有識者で構成される各審議組織の意見を聴いて実施してきたが、今後も計画の事前審議を行いながら文化財及びその周囲の景観や環境との調和に配慮していく。

i) 金沢城跡（国指定史跡）

金沢城跡は、兼六園とともに重点区域の核を成す文化財であり、その周辺の環境整備は重点区域を価値付ける上で最も重要である。現在、大手堀前など電線類が周囲の景観を阻害しており、無電柱化の推進が必要となっている。また、文化財等を巡る歩行者の回遊路の整備も必要とされている。

平成16年度より大手門中町通りにおいて街路整備と無電柱化事業を行っているが〔平成16～21年度、道路修景事業、平成18～21年度、無

電柱化事業]、今後大手堀前を中心とするお堀通りの無電柱化を図る。

[平成20～24年度、金沢城お堀通り（橋場・若宮線）無電柱化事業]

ii) 兼六園（国指定特別名勝）

兼六園の名は「洛陽名園記」の句からとられたもので、宏大、幽水、人力、蒼古、水泉、眺望の6つの景勝を兼ね備えているところにちなんだものである。



兼六園周辺における建築物の有り様は、特に庭園の眺望や借景に関して大きな影響を与えるものであり、今後、庭園の価値が損なわれないように周辺の建築物等の高さを厳しく制限する緩衝地帯の設定について検討していく。

兼六園に隣接する本多の森公園は緑豊かな公園であり、歩行者の回遊性と利便性を向上するための整備を行う。[平成20～29年度、本多の森公園整備事業]

iii) 旧金澤陸軍兵器支廠（石川県立歴史博物館）（国指定重要文化財（建造物））

兼六園に隣接する本多の森公園内の旧金澤陸軍兵器支廠兵器庫は金沢美術工芸大学の校舎として利用された後に荒廃していたが、保存のための解体修理工事が実施され、重要文化財に指定された。

建物は3棟あり、道路側から
大正3年（1914）、大正2年



（1913）、明治42年（1909）に建築されたものである。レンガ造瓦葺き2階建てで、内部は木造架構によって支持される構造になっている。屋根を支える小屋組はクイーンポストトラスが

用いられている。出入り口はアーチ型で、両妻側中央に各1箇所、両平側に各3箇所設けられている。窓はすべて上げ下げ窓となっており、鉄格子と両開きの鉄扉が付いている。外壁に沿って並ぶ積出柱は、大正期の建築では軒蛇腹の高さまで達しているのに対して、明治期のものは軒蛇腹と胴蛇腹の中間までしかないのが特徴となっている。

現在、県立歴史博物館として活用されているが、旧建物の基礎部分や小屋組の一部を展示物として直接見ることができ、それ自体が博物館展示の一部となっている。

建物は本多の森公園に位置しており、緑豊かな周辺には文化財建造物や文化施設が多く立地している。これらの資源を活かし歩行者の回遊性と利便性を向上するための公園整備を行う。[平成20～29年度、本多の森公園整備事業]

iv) 旧第四高等中学校本館（国指定重要文化財（建造物））

いしかわ四高記念公園に位置する旧第四高等中学校本館は、広坂通りに面するレンガ造瓦葺2階建ての建築である。明治24年（1891）の建築で、正面中央に玄関をとり、北側に廊下を配し、南側に教室や管理諸室を並べた左右対称の平面形式をとる。レンガを積み上げた外観は簡素で、装飾的な要素はほとんどないが、軒蛇腹と胴蛇腹部分には白線が水平に走っており、2階アーチ窓の上部には白と茶色のレンガが交互に並べられている。明治期の日本人による本格的洋建築であり、明治中期以降の学校建築の源流を示すものとして貴重である。現在、「石川四高記念文化交流館」として活用され、四高の歴史を伝える展示に加え、旧四高の教室を多目的に利用できる「石川四高記念館」と石川県ゆかりの文学者の資料を展示する「石川近代文学館」で構成されている。



建物が位置するいしかわ四高記念公園は、整備計画に基づき開放的な空間に再整備され、オープンカフェも設けられるなど中心市街地のオープンスペースとしてイベント等の開催も多い。

v) 尾山神社神門（国指定重要文化財（建造物））

尾山神社は明治6年（1873）前田利家を祀る神社として旧金谷御殿跡に創建された。神門はその正門として明治8年（1875）に建築されたもので、洋風と和風の様式が混用したデザインとなっている。

全体は木造の架構で支持されており、1層目は戸室石積みの三つのアーチを架けて洋風技法を用いており、その内部の檻の円柱や門扉上部の欄間の扱いは伝統的な和風の手法を取り入れている。また、南面・北面の石積みの内側には煉瓦がフランス積みで積まれている。



2層目と3層目は白漆喰壁で、柱型などは銅板で覆われており、周囲

に高欄を廻す。また、3層目の大きな窓の色ガラスと宝形屋根頂部の避雷針が外観の特徴のひとつを成している。

神門前面から西に延びる参道と位置付けられる直線道路について無電柱化を進め、見通し景観の向上を図る。 [平成21～28年度、尾山神社参道無電柱化事業]

vi) 西検番事務所（国登録有形文化財（建造物））

西検番事務所は大正11年（1922）にし茶屋の芸妓を管理する事務所として建築された。建物は瓦葺き総2階建てで、間口は3間と狭いが、稽古場を併せた奥行きは深い。外壁は下見板張りで比較的幅の狭い板を1、2階とも密に張り、1、2階を分ける胴蛇腹を回している。



玄関ポーチは主屋から張り出し、その屋根を支える柱に縦溝の大きな彫り込みを入れ、アーチで繋ぐ。これに連続する稽古場は伝統的な和風様式の木造2階建てとなっている。

建物南側道路は東方向寺町寺院群に向かう小路であり、にし茶屋街と寺町寺院群の歩行者の回遊性を向上するため修景整備を行う。 [平成20～25年度、にし茶屋街～寺町連絡路修景整備事業]

⑤文化財の防災に関する具体的な計画

文化財の防災に関しては、火災や震災等の災害から文化財を守り、安全性を確保するため、個々の文化財について防災上の課題を把握し、必要な対策を検討する。

また、文化財が位置する地域住民の防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民及び消防署が一体となった防災訓練を定期的に実施しているが、今後も継続的に実施し相互の連携を強化する。

i) 重要伝統的建造物群保存地区

「東山ひがし」については、地区防災計画に基づき防災に必要な消防設備等の設置を推進するとともに、防火水槽を備えた広場の整備を行った。 [平成20～21年度、東山ひがし防災拠点広場整備事業]

「主計町」は、平成20年～21年度に、地区の防災計画を策定し、その計画に基づき防災に必要な消防設備等の設置推進を図っている。

「卯辰山麓」は、平成24年～25年度に、地区の防災計画を策定した。

「寺町台」は、平成26年～27年度に地区の防災計画を策定した。

重要伝統的建造物群地区内の建造物については、継続的に修理・修景事業が行われているが、今後、耐震補強工事の推進を併せて図る。

ii) 単体建造物（国指定重要文化財（建造物）、県、市指定有形文化財建造物等）

指定文化財建造物は消防法に基づく消防設備の設置が義務づけられているが、未指定文化財について指定が行われた場合、設置事業費の支援を通じて速やかに必要な設備の新規設置を図る。また、既存設備の老朽化や型式の適合しないものについても同様に速やかな設備更新を図ることとする。

さらに、震災対策として個々の建造物の耐震診断を実施し、耐震補強計画を作成し、計画に基づき可能な範囲から耐震補強工事の実施を図る。

⑥文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の活用の一環として、その存在や価値を広く発信することが重要である。本市ではこれまで、文化財の現地説明会や探訪会、関連する講座の開催などを通じて文化財の保存及び活用に関する普及・啓発を行ってきたが、今後も同様の事業を特に重点区域において積極的に展開していく。また、現地説明板の設置やガイドマップの配布などを通じて本市の文化財に関する情報を広く発信していく。

平成20年度から、国の「文化財保護強調週間」に合わせた「金沢歴史遺産探訪月間」を開催することとした。期間中は普段非公開の文化財の公開や土木遺産や歴史的街並みなどの探訪会を実施し、多くの市民の参加があり好評を得た。今後も、市民に身近な文化財を広く紹介し、その保護の重要性を理解してもらう機会として継続して実施していく。



辰巳用水隧道探訪会

また、民間主導の普及・啓発活動として「かなざわまち博」の開催がある。活きたまち全体を会場とするもので、文化財の限定公開、街並み探訪や関連する講座が開催されているほか、加賀料理や茶屋遊びなどを通じて伝統文化や伝統芸能にふれる機会もあり、今後の展開がさらに期待される。

⑦埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域を構成する金沢城跡と旧城下域については、惣構跡など藩政時代に由来する遺構調査を進めているが、今後も城跡と旧城下域の保護を一体のものとして捉え、史料との照合などにより調査・研究を

深めるとともに、貴重な遺構が発見された場合はその保護に努める。これまで、旧城下域において金沢城跡のほか加賀八家上屋敷跡、郊外部の「土清水塩硝蔵跡」を周知の埋蔵文化財包蔵地として保護の措置を図ってきたが、平成23年4月1日より、加賀藩関連施設跡、人持組（上級家臣）屋敷跡などを含む旧城下域における旧外惣構から内側の区域（約200ha）を「金沢城下町遺跡」として周知の埋蔵文化財包蔵地とし、保護の措置の強化に努めた。今後はさらに旧城下域全体（約900ha）を周知化することを視野に入れ、その保護の措置を図るための総合的な施策を検討していく。

重点区域における歴史的風致の維持及び向上に必要な整備事業を実施する場合においては、事業地の歴史的な文脈を十分考慮し、埋蔵文化財の価値を損なわないよう配慮するとともに、発掘調査等の事前調査によりその価値を明らかにするよう努める。

なお、本計画書に掲載された歴史的風致の維持及び向上に関する各種事業の位置を各事業ごとに周知の埋蔵文化財包蔵地を示す遺跡地図上に示しており、これにより事業の計画、実施における埋蔵文化財への配慮を促し、併せて藩政時代末期の土地利用を現在地図上に重ねた図を事業位置図と比較して掲載することにより、その場所の歴史的文脈を示し計画上の参考となるようにしている。

⑧文化財の保存・活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的計画

i) NPO法人金澤町家研究会

市内に残る昭和25年（1950）以前に建てられた武家屋敷、足軽住宅、町家、近代和風建築などの歴史的な住宅建築を「金澤町家」と総称し、「金澤町家研究会」はそれらを金沢市民が共有する重要な資産として捉え、その保存・活用のために必要な調査・研究、学習や情報発信、実践活動を行っている。平成17年（2005）に同研究会は発足し、平成20年（2008）にNPO法人となった。

平成20年10月3日～11月3日の間、同研究会主催の「町家巡遊2008」が旧城下域を中心とする市内33箇所の金澤町家を会場として開催された。軒先に吊された伝統工芸品の水引細工のオブジェを目印にした各会場では、「町家拝見」、「町家deマナブ」、「町家deアート」、「住み町家を探そう」をテーマとしたイベントが行われた。

「町家拝見」では、住宅や仕事場として利用されている町家、普段非公開の町家が限定公開され、「町家deマナブ」では、町家を作業場としている職人や町家で商売をされている店主によるミニレクチャーが開催された。また、「町家deアート」では、普段非公開の

町家や空き家を会場としてアートの展示やコンサート、演劇の上演が行われた。いずれも多数の市民ほかの参加者が金澤町家の存在を身近にし、その価値を再認識する機会となり好評であった。この町家巡遊については、平成20年以来継続開催され、金澤町家の魅力発信機会として定着した活動となっている。

また、平成23年度より、「金澤町家流通コーディネート事業」を金沢市から受託し、金澤町家の所有者と購入・借家希望者に対して必要な情報発信や助言を行うとともに相互の調整を図り、金澤町家の流通を促進する総合窓口としての機能を果たしている。同事業では、町家の情報発信のほか、町家物件の掘り起こしや調査、改修相談など売買・賃借契約に至るまでの様々な業務を行っている。

平成26年度には金澤町家条例に基づく金澤町家保全活用推進協定を市と締結したことから、より一層、市と協働した取り組みの推進が期待される。

ii) 金沢文化財ボランティア（「うめばちの会」）

本市では、地域に残る文化財を市民協働で保存し後世に伝えていくために、独自のカリキュラムに基づく「文化財愛護推進員」の養成研修を実施し、ボランティアの地域文化財の発掘や調査研究にあたる人材を育成してきた。平成16年度から始まった研修により80人余が金沢文化財ボランティア「うめばちの会」会員として登録されている。登録された会員は、文化財公開時の現地説明補助や旧町名標柱の刻文字の補修など様々な活動を開始しているが、今後も文化財の保存・活用に関する市民活動の中核としての役割が期待される。本市がその活動を積極的に支援することにより、協働による文化財の保存及び活用につなげていく。

iii) 歴史的建造物修復研究会

平成8年（1996）、本市は伝統技能の継承を目的に金沢職人大学校を開校し、中堅職人を対象とした人材の育成に努めてきたが、既に280人余の卒業生を送り出している。

この卒業生たちが自主的に設立し、文化財保存のためさらなる技能・技術の研鑽を深めているのが歴史的建造物修復研究会である。研究会には、「規矩術の会」（33名）、「金沢伝統建具技術保存会」（3名）、「建築材料研究会」（9名）、「匠の技研究会」（8名）、「町家研究会」（9名）、「環境文化研究会」（8名）、「左官塾」（9名）、「手縫い畳床研究会」（7名）、「木羽板研究会」（6名）の計9つの専門分科会がある。

会員は、研究会で研鑽した技能・技術をそれぞれの専門的立場で

現場に生かし、歴史的建造物の保存・修理などに貢献しているが、今後も文化財の保存及び活用に関する専門技能職としての役割が大いに期待される。職人大学校を通じて本市がその研究活動事業に補助するなど積極的に支援することにより、協働による文化財の保存及び活用につなげていく。

口. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

○歴史的風致維持向上施設の管理に関する事項

本計画書に掲載している歴史的風致維持向上施設の管理主体は県又は市であり、それぞれ各施設の管理担当課が修繕等の日常管理や災害時の緊急対応復旧を行い、利用者の安全確保に努めている。

整備担当課と管理担当課が異なる場合については、整備方針や引継後の維持管理について十分に協議し、施設の管理を行っている。

一方、地元町会や団体による落ち葉やゴミの清掃活動も行われており、今後も県・市・地域が一体となって歴史的風致維持向上施設の管理に努めていく。

○歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項

歴史的風致維持向上施設の整備に関しては、金沢の歴史的風致の維持及び向上と地方中核都市にふさわしい都市基盤の整備や都市更新活動を両立させる必要がある。整備方針については、本計画の実施・推進体制にある各審議組織に付議し、本市の歴史的風致の維持及び向上を図っていく。

都市構造を示す歴史遺産である、街路、坂路、広見、用水等の整備については、これまで取り組んできた歴史的文脈に沿った修景整備をさらに進めるとともに、城下町金沢の文化的景観の保護に考慮しつつ、歴史に触れながら散策できる安全な歩行空間の確保を目指す。また、伝統的建造物群保存地区や歴史的な街並み及びそれらを結ぶルートについてさらに無電柱化を推進していき、市民が歴史的風致に親しむことができるよう文化財を核とした一体的な環境整備を図る。

また金沢は、歴史的街並みのほとんどが藩政時代の街路網で形成されており、木造建築が密集している地区も多く、防災上の観点から拠点となる広場等の施設を積極的に整備する。歴史的風致維持向上施設の復元においては、発掘調査等を重ね情報を収集し、その構造等を明らかにしたうえでその価値に基づき、史実に即した復元整備を行う。その他歴史的風致維持向上施設の整備については、隣接する文化財や、地域における営み等と一体となった整備を推進する。

以下具体的な事業を掲載するが、事業期間については現段階での予定期間である。

【都市公園事業】

(1) 金沢城公園整備事業

- ・(整備主体) : 石川県
- ・(事業期間) : 平成7年～29年
- ・(位置及び区域) : 丸の内地内
- ・(事業の概要)



○建造物 : 「石川門」の保存修理とともに、「河北門」と「橋爪門（二の門）」の復元による金沢城三御門の整備

「鼠多門」、「鼠多門橋」の復元整備

○堀 : 「いもり堀」の段階復元、水堀化

○石垣 : 「修築」等の保全対策

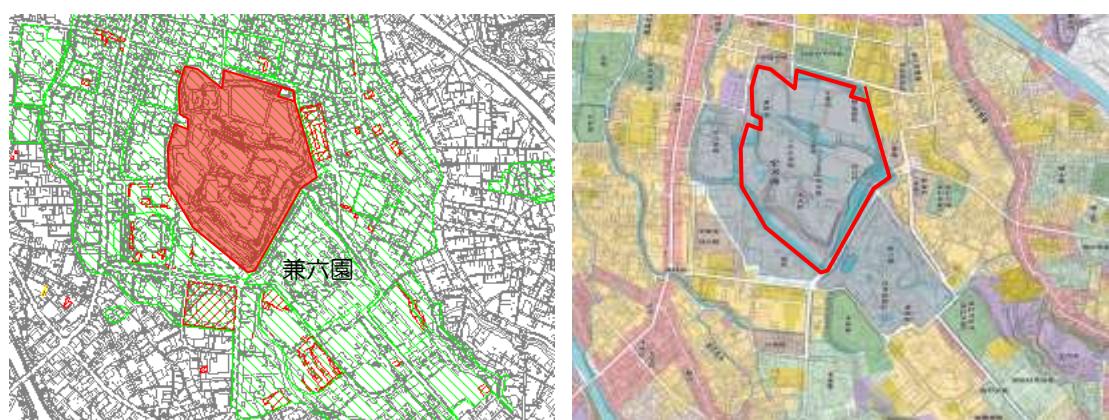
○庭園 : 「玉泉院丸跡」の調査、整備

○便益施設等 : 展示・休憩施設の整備

- ・(支援措置) : 社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）

- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

重要文化財石川門を含む金沢城公園は、金沢城の貴重な歴史的文化遺産を後世に継承し、都心部に残された自然環境の保全を図りながら、特別名勝の兼六園と並び県都金沢のシンボル公園として、また、石川県の歴史・文化・伝統を継承する「象徴」であり、新たな交流人口の拡大と都心地区の魅力向上に大きく寄与するものである。なかでも金沢城の復元は、文化遺産の価値を育むとともに、永く後世に引き継ぐべき新たな文化遺産の創造を図るものであり、金沢の豊かな文化とその遺産を世界に広め、ひいては都市の品格を高めるものである。



事業位置図（左）内の赤及び緑の斜線範囲は、周知の埋蔵文化財包蔵地を示す。

注 : 事業位置図（右）は現在の都市計画図に嘉永～安政期の「金沢惣絵図」を基に、身分別宅地割を落とし込んだものであり、凡例は右による。

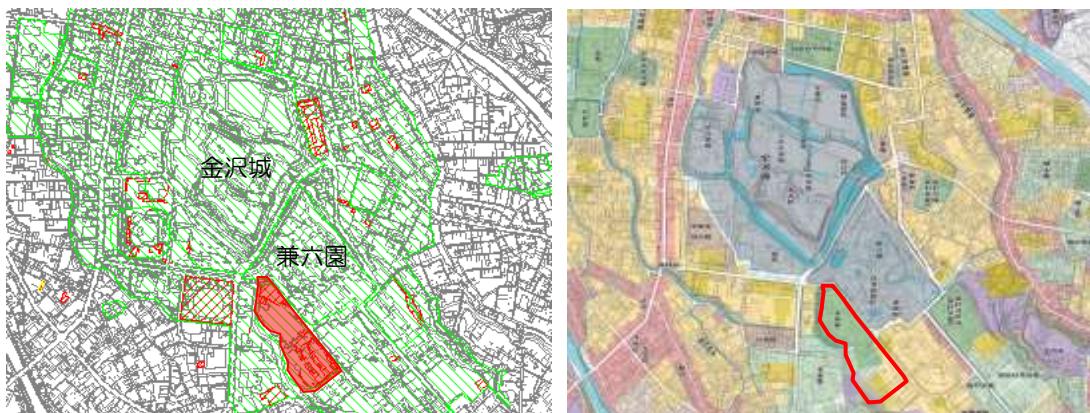
以下の各事業位置図についても同様。

凡 例	
城郭	人持組上屋敷
公有地	人持組下屋敷
寺社地	平土屋敷
八家上屋敷	足軽屋敷
八家下屋敷	町人地

(2) 本多の森公園整備事業

- ・ (整備主体) : 石川県
- ・ (事業期間) : 平成 20~29 年度
- ・ (位置及び区域) : 出羽町地内
- ・ (事業の概要)
 - 各施設間の回遊性、利便性を高めるための骨格となるルートの整備
 - 公園の案内、情報発信、賑わいの中心となる拠点広場の整備
 - せせらぎや巨樹、眺望など魅力を再発見するサブルートの整備
 - 県立歴史博物館のリニューアル(H27 春)に合わせて、中庭や園路等を整備し、景観の魅力やアプローチ性を高める
 - 藩老本多蔵品館等の跡地を広場に整備
 - なお、当該公園区域に国立近代美術館工芸館の移設の計画がある。
- ・ (支援措置) : 県単独事業 (平成 20~21、27~29 年度)
 - 社会資本整備総合交付金 (都市公園事業 : 平成 22 年度)
 - 地域自主戦略交付金 (都市公園事業 : 平成 23 年度)
 - 社会資本整備総合交付金 (都市公園等事業 : 平成 24~26 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

これまで、本多の森公園は兼六園に隣接しながらも台地上の地形や斜面緑地により大通りから分断されていることに加え、案内誘導が不十分であったため、その優れた歴史文化資産や豊かな緑が十分に活用されていなかった。史跡・名勝等に対する景観的配慮のため、これらと一体性を持たせた内容となるよう関係機関と連携しつつ、一連の事業整備を進めることにより、その資源の活用が図られるとともに、金沢城・兼六園を中心とする一帯の回遊性と利便性が向上する。



(3) 中央公園整備事業

- ・(整備主体) : 石川県
- ・(事業期間) : 平成 24~26 年度
- ・(位置及び区域) : 広坂 2 丁目地内
- ・(事業の概要)



○四高時代に由来する樹木やシンボルとなる大木は残した上で、中央にイベント利用に適した透水性舗装の広場を整備

○景観やアプローチ性を高める新たなメイン動線となる園路を整備

- ・(支援措置) : 社会資本整備総合交付金 (都市公園事業)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

中央公園は、昭和 43 年の公園開設以来、都心の貴重な緑のオアシスとして、また、様々なイベントの場として、県民に親しまれてきた。

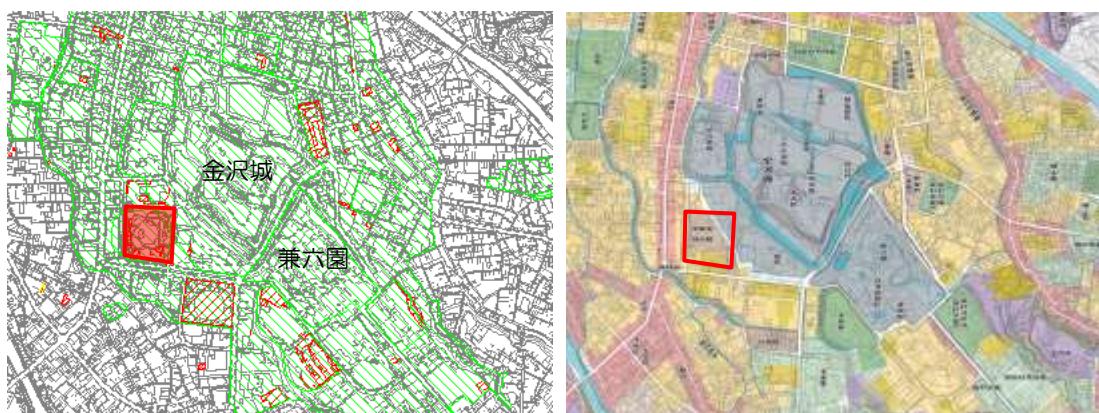
今回の再整備は、広場や園路の再整備により、イベント等に利用しやすい快適な空間を創出するとともに、中心部の商業地域から県庁跡地「しいのき迎賓館」や金沢城公園「玉泉院丸庭園」へのアプローチの充実を図るものであり、兼六園や金沢城をはじめとする多くの歴史的資産を有する「兼六園周辺文化の森」の魅力向上、ひいては交流人口の拡大に大きく寄与するものである。

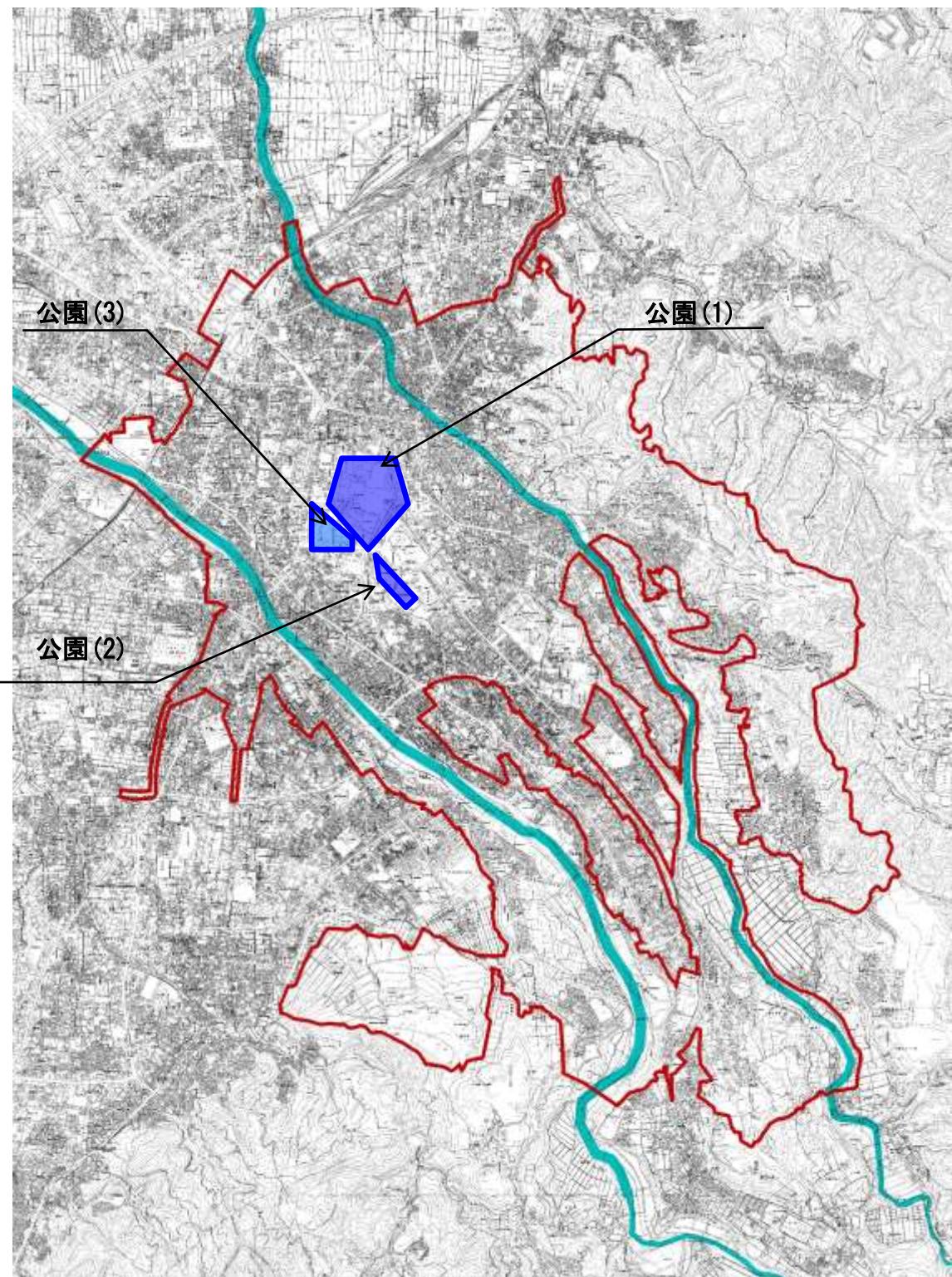
平成 26 年度には再整備を終え、公園名を「いしかわ四高記念公園」に改めた。

【兼六園周辺文化の森】

兼六園を中心とする、各種の文化施設が集中する区域の愛称。

平成 18 年の「兼六園周辺文化施設活性化検討委員会」(石川県)において提言され、以降、石川県・金沢市の施策において、この呼称を使用している。





都市公園事業位置図

【道路事業】

(1) 潤いの道づくり事業

金沢の歴史的街並みを形成する多くの文化財建造物を核に、街並みに調和した道路修景、歩行空間の整備を行い、回遊性の向上を図る。

①大手門中町通り整備事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 16~21 年度
- ・(位置及び区域) : 大手町~尾張町 1 丁目地内
- ・(事業の概要)



大手門前から尾張町までの約 300m 区間において、無電柱化、両側歩道の設置を行う。また、関係機関と連携しつつ、史実に基づいた「せせらぎ」の整備を行う。

- ・(支援措置) : まちづくり交付金 (平成 16~21 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

大手門中町通りは、金沢城の大手門正面に位置し、藩政期には参勤交代の行列が通った由緒ある通りであり、今もなお当時の道路形態を留めている。当該箇所を整備することで、金沢城公園をはじめ周辺の尾張町界隈や、主計町・東山ひがし茶屋街等の文化財・文化施設と連携した、回遊性の向上や地域の賑わいの創出など、「お城の正面玄関にふさわしいまちづくり」が可能となる。



②玉川公園周辺整備事業

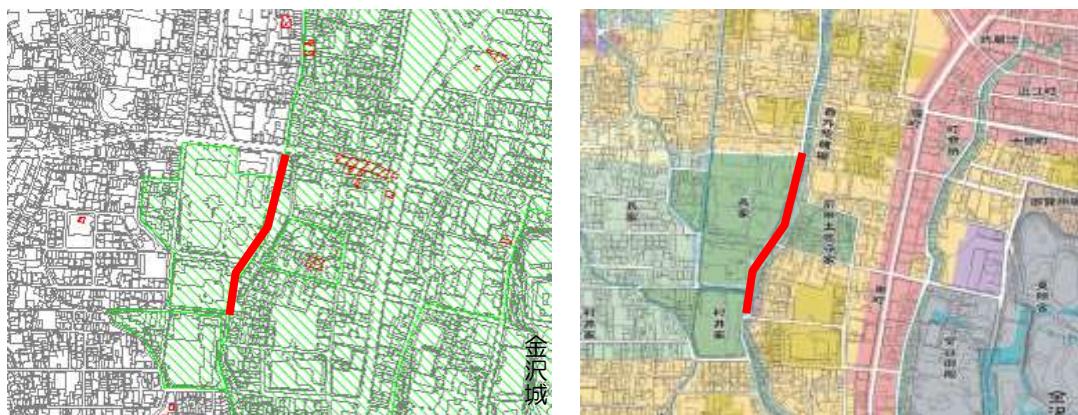
- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 29 年度
- ・(位置及び区域) : 高岡町、玉川町地内
- ・(事業の概要)



西外惣構復元整備と併せ、四ツ屋橋までの約 200m 区間において無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

玉川公園周辺は、近世史料館、玉川図書館、玉川こども図書館など、文教施設が隣接している。歴史遺産である西外惣構の復元と連携し、教育・文化ゾーンとしての魅力を高め、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間を確保することで、市民が歴史的風致に親しむことができるような環境整備を図る。



③大野庄用水沿い整備事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 28~29 年度
- ・(位置及び区域) : 片町 2 丁目、長町 2 丁目地内
- ・(事業の概要)



大野庄用水護岸修景整備と併せ、中央通り口交差点から約 70m の区間において、無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・(支援措置) : 社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業 : 平成 28~29 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

金沢で最も古い用水である大野庄用水は、灌漑、防火、防衛、融雪などの多目的用水であったと同時に、金石港から大量の木材を運ぶために造られたことから、金沢城築城に大きな役割を果たしたといわれている。用水の歴史的・文化的価値に配慮するため、関係機関と連携しつつ、まちなかの大野庄用水の護岸を順次整備するとともに隣接道路において無電柱化及び修景整備を行う。このことにより、旧武士居住地である長町武家屋敷群の歴史的な街並みを保全し、周辺環境との調和を図る。



④安江町界隈整備事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 29 年度
- ・(位置及び区域) : 安江町地内
- ・(事業の概要)



西外惣構の開渠化、升形の復元に併せ、駅通り線までの約 90m 区間ににおいて、周辺道路の修景整備を行う。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

惣構の歴史的・文化的価値に配慮し、関係機関と連携しつつ、西外惣構の開渠化や、升形の復元を行う。同時に開渠化区間の道路修景整備を行うことにより、市民が歴史的風致に親しむことができるような環境整備を図る。



⑤旧鶴来街道（県道～六斗広見）修景整備事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 28～29 年度
- ・（位置及び区域）：野町 1 丁目、野町 3 丁目、寺町 5 丁目地内
- ・（事業の概要）



野田往還から六斗の広見までの約 350m 区間において、無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業：平成 28～29 年度)
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

当街道は藩政期「幕府巡見使道」として整備された道路であり、鶴来街道と呼ばれ、周辺界隈には 3 寺院群の一つである寺町寺院群が形成されている。また、この街道沿いにはこまちなみ保存区域である「旧蛤坂町・泉寺町区域」があり、町家や寺社が建並ぶ独特な歴史的風致を活かすため無電柱化と道路の修景整備を行う。



⑥本多歴史の森周辺修景整備事業

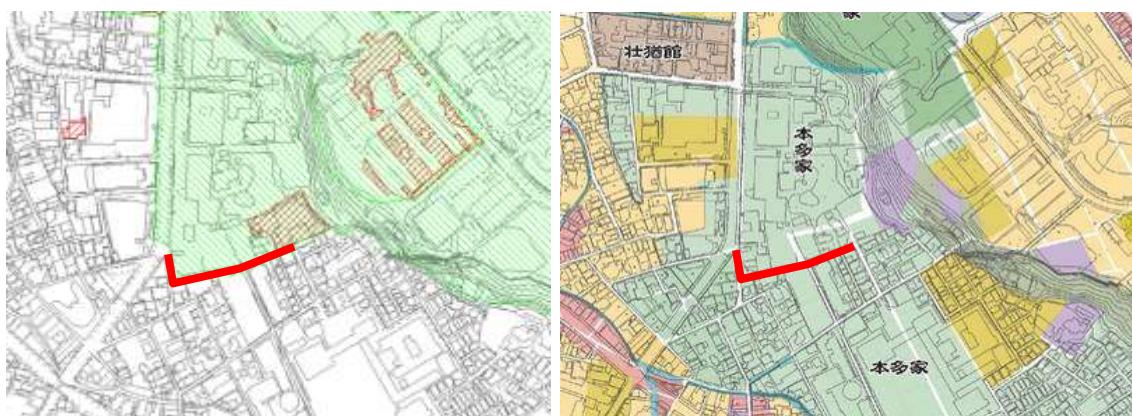
- ・(整備主体)：金沢市
- ・(事業期間)：平成21～23年度
- ・(位置及び区域)：本多町3丁目地内
- ・(事業の概要)

本多通りから鈴木大拙館までの約200m区間に
おいて、道路修景整備及び一部未整備区域の無電
柱化(L=約70m)を行う。

- ・(支援措置) 交通安全施設等整備事業(平成21年度)、
社会資本整備総合交付金(道路事業：平成22～23年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

特別名勝兼六園の西側に隣接する、本多の森公園から大乗寺坂にかけての区域は、加賀八家筆頭家老であった本多家の屋敷跡であり、本多家の庭園遺構である松風閣庭園(市指定名勝)をはじめ、旧中村邸や中村記念美術館、歴史博物館など多くの歴史文化施設が集積している。加えて起伏に富んだ地形に存する豊かな自然や坂路が金沢特有の魅力を醸し出しており、本市の重要な歴史文化ゾーンのひとつである。

この区域において、道路の修景や緑地等の整備を行うとともに、海外に対しても強い発進力を有する新たな文化施設として鈴木大拙館を整備し、散策路等で区域内の歴史文化施設をつなぐことにより、人々が本市の貴重な歴史文化に触れ、自然を感じ取りながら、落ち着いて思索にふけることができる散策空間の創出を図る。



(2) 歴史の坂路修景事業

金沢は起伏のある地形が数多くの坂路を形成しており、本市の街路網の特徴のひとつでもある。この「坂路」がもつ歴史や、そこからの優れた眺望を生かした修景整備を行う。

①旧鶴来街道（蛤坂）修景整備事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：寺町 5 丁目、野町 1 丁目地内
- ・（事業の概要）

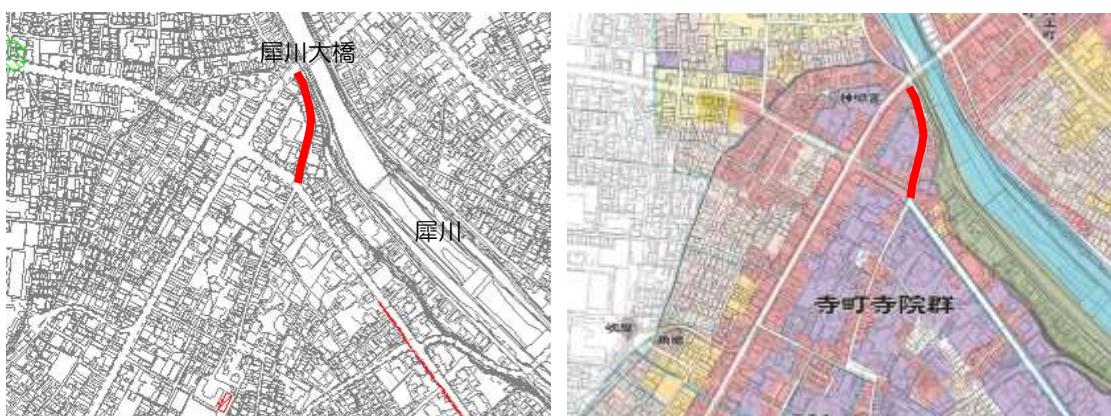


旧鶴来街道にある蛤坂（L=約 200m）において、無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

蛤坂は、藩政期「幕府巡見使道」として整備された旧鶴来街道の起点にあたる坂である。藩政期に起きた大火によって焼けたあとが、蛤が口を開けたような形であったことから、この名が付いた。

周辺界隈には 3 寺院群の一つである寺町寺院群が形成されている。また、この街道沿いにはこまちなみ保存区域である「旧蛤坂町・泉寺町区域」があり、町家や寺社が建並ぶ独特な歴史的風致を形成している。当該街道の歴史的・文化的価値に配慮するため、関係機関と連携し、無電柱化と道路の修景整備を行う。



(3) 寺院群散策路修景整備事業

金沢には城下町時代に形成された3寺院群が現在も残り、寺町・小立野・卯辰山山麓の各寺院群それぞれに特徴的な歴史的風致を形成している。

これらの寺院群において、歴史にふれあいながら散策できる安全歩行空間を確保する。

①にし茶屋街～寺町連絡路修景整備事業

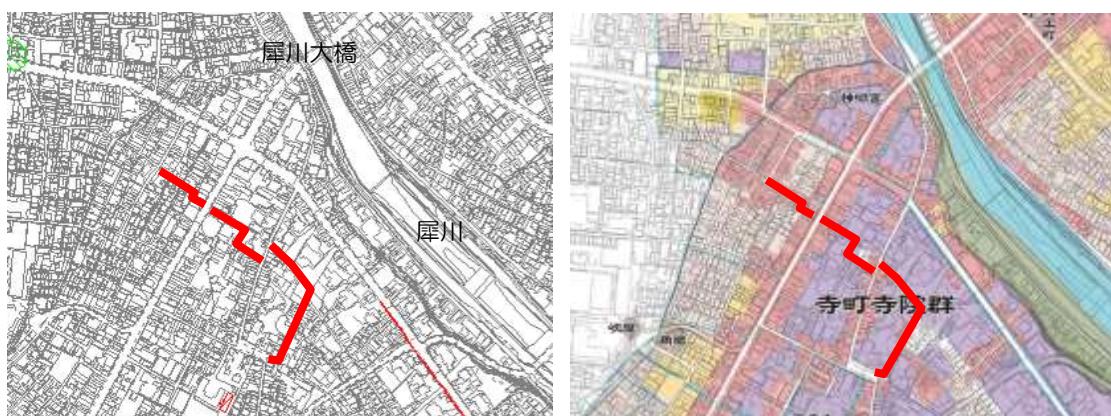
- ・(整備主体)：金沢市
- ・(事業期間)：平成20～25年度
- ・(位置及び区域)：野町2丁目～寺町5丁目地内
- ・(事業の概要)



にし茶屋街から寺町寺院群への歩行回廊ルートとして約530m区間の道路修景整備工事を行う。

- ・(支援措置)：歴史的環境形成総合支援事業（平成20～21年度）、社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業：平成23～25年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

3寺院群のひとつである寺町寺院群と、3茶屋街のひとつであるにし茶屋街を結ぶ道を修景整備し、両区域の回遊性を向上させるとともに寺院群及び茶屋街の歴史的風致の維持及び向上を図る。



②宗龍寺前（心の道）修景整備事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：鶯町地内
- ・（事業の概要）



卯辰山山麓寺院群の散策ルートである「心の道」において、未整備区間の宗龍寺と慈雲寺を結ぶ約 160m の道路修景整備を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

卯辰山山麓寺院群のまちなみの特徴である曲がりくねった小路において修景整備を行い、寺院群の歴史的風致の向上を図ると同時に隣接している東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区の歴史的街並みと一体となった環境整備を図る。



(4) こまちなみ道路修景事業

金沢には「こまちなみ」と呼ばれる旧武士系や町家系の歴史的街並みが各所に残り、歴史的風致を形成している。これら区域内において歴史と風格を生かす落ち着いた道路修景整備を行う。

①旧新町通り修景整備事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 28~29 年度
- ・(位置及び区域) : 尾張町 2 丁目、下新町地内
- ・(事業の概要)



こまちなみ保存区域である「旧新町区域」の約 320m 区間において、無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

主計町重要伝統的建造物群保存地区に隣接する「旧新町」は、軒や格子が連なる町家の街並みを今もなお色濃く残し、主計町と一体となった歴史的風致を形成している。区域内において旧町人居住地の歴史と風格を生かす落ち着いた道路修景整備を行う。



②浅野川風情の道整備事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 29 年度
- ・(位置及び区域) : 尾張町 2 丁目～
彦三町 1 丁目地内
- ・(事業の概要)

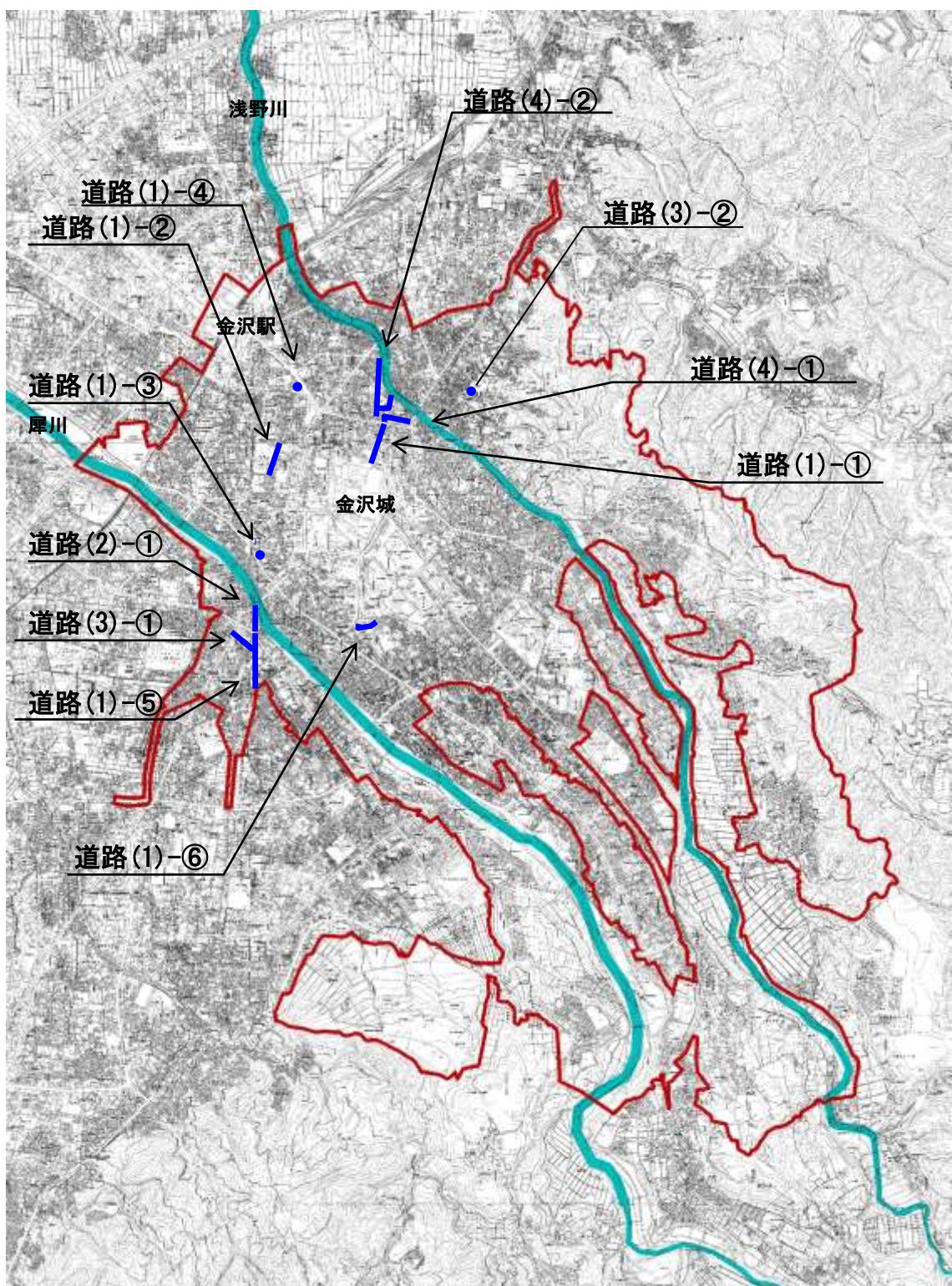


国道 159 号から彦三町 1 丁目地内の約 760m 区間ににおいて、道路修景整備を行う。浅野川が作り出す景観の文化的価値に配慮するため、関係機関と連携し、整備内容を検討する。

- ・(支援措置) 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当事業は、こまちなみ保存区域の「旧新町区域」と「彦三一番丁・母衣町区域」内の道路修景整備である。当区域は、町家系住宅である旧新町と武士系住宅の彦三町そして、隣接する主計町の茶屋街が一体となり歴史的風致が形成されている。歴史と風格を活かす落ち着いた整備を行うことで周辺環境との調和を図る。





道路事業位置図

【無電柱化事業】

(1) 金沢城お堀通り（橋場・若宮線）無電柱化事業

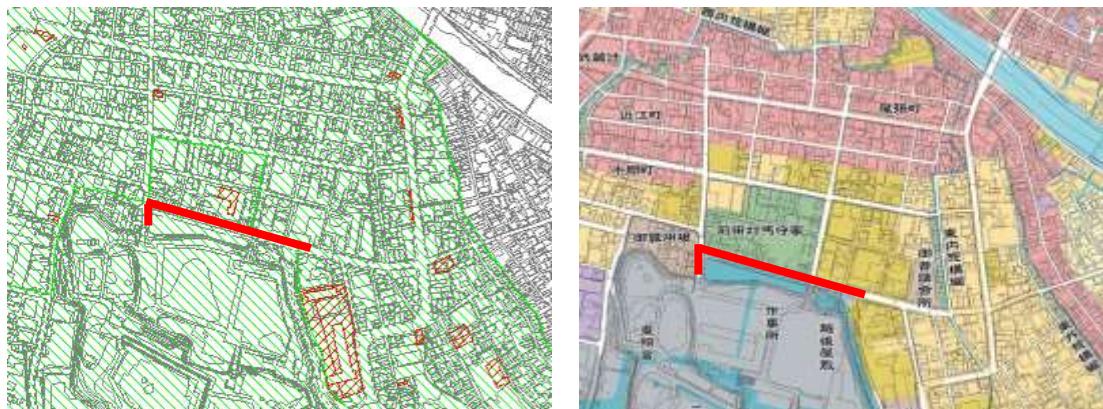
- ・(整備主体)：金沢市
- ・(事業期間)：平成 20～24 年度
- ・(位置及び区域)：大手町、丸の内地内
- ・(事業の概要)

金沢城大手門前の通り（お堀通り 約 320m 区間）において、無電柱化の整備を行う。
- ・(支援措置)：社会資本整備総合交付金

(都市再生整備計画事業：平成 21～24 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)



金沢の歴史的風致の中心を成す金沢城跡（国史跡）の正面に位置する大手門側に造られた大手堀に隣接する道路である。当該区域において、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、金沢城周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(2) ひがし茶屋街無電柱化事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 23~29 年度
- ・ (位置及び区域) : 東山 1 丁目地内
(重要伝統的建造物群保存地区内)
- ・ (事業の概要)



- 重要伝統的建造物群保存地区である東山ひがしの一番丁、三番丁、四番丁通り、及び観光バス駐車場からひがし茶屋街までのアプローチとなるルート（計 L=約 660m）において無電柱化を行う。
- ・ (支援措置) : 社会資本整備総合交付金
(道路事業に関連する効果促進事業: 平成 23~24 年度)
防災・安全交付金
(道路事業に関連する効果促進事業: 平成 25~26 年度)
市単独事業 (平成 28 年度)
防災・安全交付金 (道路事業: 平成 29 年度)
 - ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
東山ひがしはメイン通りである二番丁通りのみ無電柱化されている。東山ひがしの一番丁、三番丁、四番丁通りや観光駐車場からのアプローチ通りにおいて、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、茶屋街としての歴史的風致の維持及び向上を図る。



(3) 尾山神社参道無電柱化事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 21~28 年度
- ・(位置及び区域) : 南町~長町 1 丁目地内
- ・(事業の概要)



尾山神社正面に通じる通りの約 350m 区間において、無電柱化を行う。

- ・(支援措置) : 社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業 : 平成 21~28 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

尾山神社は明治時代に金沢城内の藩主別邸であった金谷御殿の跡に建てられ、尾山神社神門は国指定重要文化財（建造物）である。

その正面に位置する道路について、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、金沢城周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(4) 木倉町通り無電柱化事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 19~24 年度
- ・(位置及び区域) : 木倉町地内
- ・(事業の概要)



旧町名復活をした木倉町地内の木倉町通り (L=約 240m) 区間において無電柱化を行う。

- ・(支援措置) : 社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業 : 平成 21~23 年度)

- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

藩政期の初め頃、藩の材木蔵があったということで木倉町と名付けられた。平成 15 年に金沢市で 4 番目の旧町名を復活した町である。歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、旧町人居住地における歴史的風致の維持及び向上を図る。



(5) 香林坊（国道 157 号～鞍月用水）無電柱化事業

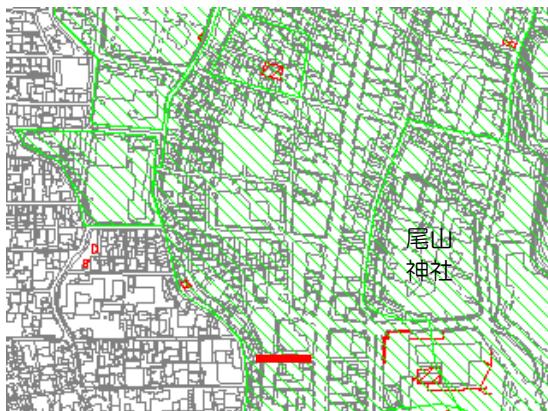
- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：香林坊 2 丁目、南町地内
- ・（事業の概要）



国道 157 号から鞍月用水までの約 80m 区間の無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

近隣には金沢城跡や尾山神社、鞍月用水があり、歴史遺産を巡る上で重要なルートに位置づけられる。歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、金沢城周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(6) 香林坊2丁目地内（鞍月用水沿い）無電柱化事業

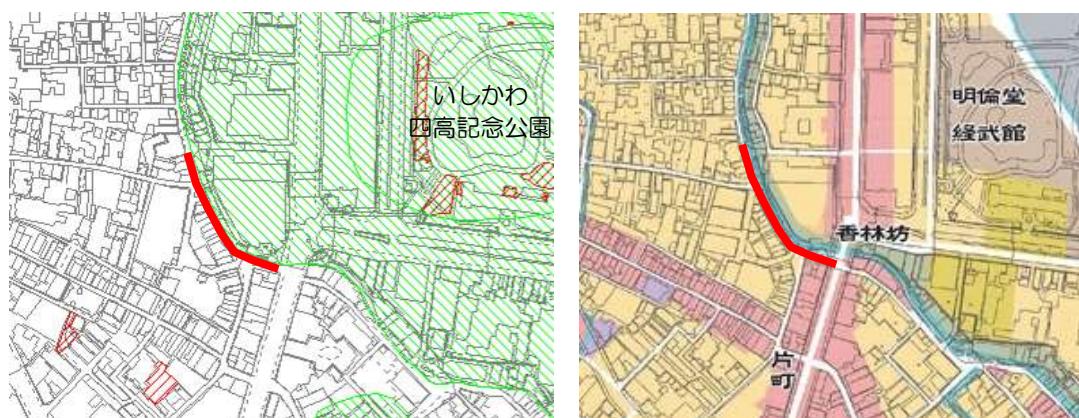
- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成29年度
- ・（位置及び区域）：香林坊2丁目、片町2丁目地内
- ・（事業の概要）



歴史的用水である鞍月用水沿い（L=約120m）の無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

歴史的用水である鞍月用水（西外惣構）沿いのせせらぎ通りは、用水の開渠化に合わせ無電柱化や道路整備を行ってきた。この区間はかつて城下の要所であった香林坊橋からせせらぎ通りへつながるルートであり、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るために無電柱化を行うことで、用水及び金沢城周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(7) 旧北国街道（ふくろう通り）無電柱化事業

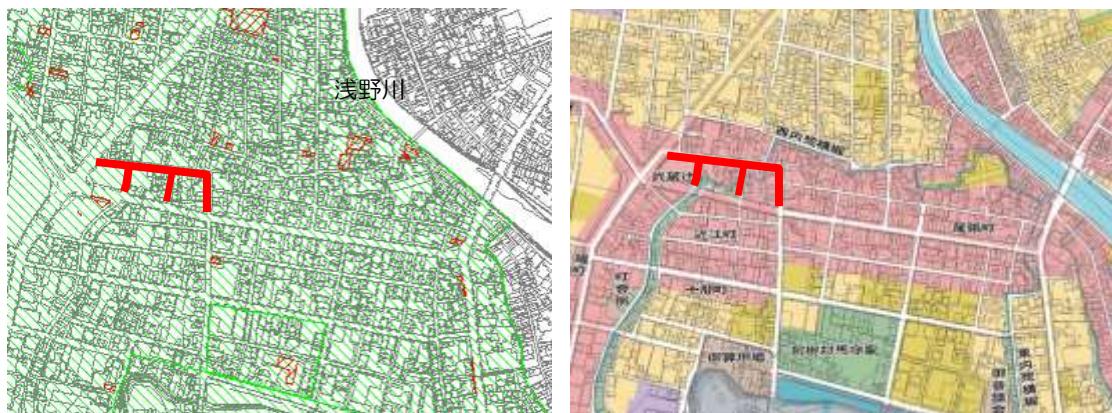
- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 27～29 年度
- ・（位置及び区域）：袋町、尾張町 2 丁目地内
- ・（事業の概要）



旧町名復活した袋町地内において約 370m 区間の無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業：平成 27～29 年度)
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

当区間は旧北国街道であり歴史的建造物が点在している。また、平成 19 年に金沢市で 8 番目に旧町名が復活した区域でもあり、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、旧町人居住地における歴史的風致の維持及び向上を図る。



（8）大手門中町通り整備事業（再掲）

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 18～21 年度
- ・（位置及び区域）：大手町～尾張町 1 丁目地内
- ・（事業の概要）

大手門前から尾張町までの約 300m 区間において、無電柱化、両側歩道の設置、史実に基づいた「せせらぎ」の整備を行う。

- ・（支援措置）：まちづくり交付金（平成 16～21 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

大手門中町通りは、金沢城の大手門正面に位置し、藩政期には参勤交代の行列が通った由緒ある通りであり、今もなお当時の道路形態を留めている。当該箇所を整備することで、金沢城公園をはじめ周辺の尾張町界隈や、主計町・東山ひがし茶屋街等の文化財・文化施設と連携した、回遊性の向上や地域の賑わいの創出など、「お城の正面玄関にふさわしいまちづくり」が可能となる。

（9）玉川公園周辺整備事業（再掲）

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：高岡町、玉川町地内
- ・（事業の概要）

西外惣構復元整備と併せ、近世史料館前までの約 360m 区間において無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

玉川公園周辺は、近世史料館、玉川図書館、玉川こども図書館など、文教施設が隣接している。歴史遺産である西外惣構の復元と連携し、教育・文化ゾーンとしての魅力を高め、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間を確保することで、市民が歴史的風致に親しむことができるような環境整備を図る。

(10) 旧鶴来街道（蛤坂）修景整備事業（再掲）

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：寺町 5 丁目、野町 1 丁目地内
- ・（事業の概要）

旧鶴来街道にある蛤坂（L=約 200m）において、無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

蛤坂は、藩政期「幕府巡見使道」として整備された旧鶴来街道の起点にあたる坂である。藩政期に起きた大火によって焼けたあとが、蛤が口を開けたような形であったことから、この名が付いた。

周辺界隈には 3 寺院群の一つである寺町寺院群が形成されている。また、この街道沿いにはこまちなみ保存区域である「旧蛤坂町・泉寺町区域」があり、町家や寺社が建並ぶ独特な歴史的風致を形成している。当該街道の歴史的・文化的価値に配慮するため、関係機関と連携し、無電柱化と道路の修景整備を行う。

(11) 旧鶴来街道（県道～六斗広見）修景整備事業（再掲）

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 28～29 年度
- ・（位置及び区域）：野町 1 丁目、野町 3 丁目、寺町 5 丁目地内
- ・（事業の概要）

野田往還から六斗の広見までの約 350m 区間において、無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業：平成 28～29 年度)
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

当街道は藩政期「幕府巡見使道」として整備された道路であり、鶴来街道と呼ばれ、周辺界隈には 3 寺院群の一つである寺町寺院群が形成されている。また、この街道沿いにはこまちなみ保存区域である「旧蛤坂町・泉寺町区域」があり、町家や寺社が建並ぶ独特な歴史的風致を活かすため無電柱化と道路の修景整備を行う。

(12) 大野庄用水沿い整備事業（再掲）

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 28～29 年度
- ・（位置及び区域）：片町 2 丁目、長町 2 丁目地内
- ・（事業の概要）

大野庄用水護岸修景整備と併せ、中央通り口交差点から約 70m の区間において、無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業：平成 28～29 年度)
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

金沢で最も古い用水である大野庄用水は、灌漑、防火、防御、融雪などの多目的用水であったと同時に、金石港から大量の木材を運ぶために造られたことから、金沢城築城に大きな役割を果たしたといわれている。用水の歴史的・文化的価値に配慮するため、関係機関と連携しつつ、まちなかの大野庄用水の護岸を順次整備するとともに隣接道路において無電柱化及び修景整備を行う。このことにより、旧武士居住地である長町武家屋敷群の歴史的な街並みを保全し、周辺環境との調和を図る。

(13) 旧新町通り修景整備事業（再掲）

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 28～29 年度
- ・（位置及び区域）：尾張町 2 丁目、下新町地内
- ・（事業の概要）

こまちなみ保存区域である「旧新町区域」の約 320m 区間において、無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：防災・安全交付金（道路事業：平成 28～29 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

主計町重要伝統的建造物群保存地区に隣接する「旧新町」は、軒や格子が連なる町家の街並みを今もなお色濃く残し、主計町と一体となつた歴史的風致を形成している。区域内において旧町人居住地の歴史と風格を生かす落ち着いた無電柱化を行う。

(14) 本多歴史の森周辺無電柱化事業（再掲）

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 21～23 年度
- ・（位置及び区域）：本多町 3 丁目地内
- ・（事業の概要）

本多通りから鈴木大拙館までの約 210m 区間において、無電柱化の整備を行う。

- ・（支援措置）交通安全施設等整備事業（平成 21 年度）、社会資本整備総合交付金（道路事業：平成 22～23 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

特別名勝兼六園の西側に隣接する、本多の森公園から大乗寺坂にかけての区域は、加賀八家筆頭家老であった本多家の屋敷跡であり、本多家の庭園遺構である松風閣庭園（市指定名勝）をはじめ、旧中村邸や中村記念美術館、歴史博物館など多くの歴史文化施設が集積している。加えて起伏に富んだ地形に存する豊かな自然や坂路が金沢特有の魅力を醸し出しており、本市の重要な歴史文化ゾーンのひとつである。

この区域において、道路の修景や緑地等の整備を行うとともに、海外に対しても強い発進力を有する新たな文化施設として鈴木大拙館を整備し、散策路等で区域内の歴史文化施設をつなぐことにより、人々が本市の貴重な歴史文化に触れ、自然を感じ取りながら、落ち着いて思索にふけることができる散策空間の創出を図る。



(15) 犀川左岸（桜橋詰）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 21～24 年度
- ・（位置及び区域）：清川町、寺町 3 丁目地内
- ・（事業の概要）



犀川左岸（桜橋詰）及び桜坂（計 L=約 350m）において無電柱化を行う。

- ・（支援措置）交通安全施設等整備事業（平成 21 年度）、社会資本整備総合交付金（道路事業：平成 22～24 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

桜橋詰には医王山系の山並みを背景とした犀川が流れ、「石伐坂（W 坂）」や「桜坂」など藩政時代に由来する名の坂路もあり、そこからの眺望は、本市の景観上極めて重要な区域となっている。

この区域において、無電柱化や道路の修景など、面的な整備を行うことにより、この界隈の回遊性の向上を図る。



(16) 犀川左岸（犀星のみち）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：清川町、寺町 5 丁目地内
- ・（事業の概要）



犀川左岸（桜橋詰）から犀川大橋詰までの約 690m 区間において、無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

桜橋から犀川大橋の間、両岸の道は、金沢の「三文豪」の一人である室生犀星が、犀川のほとりに生まれ、詩人として小説家として名を高めたことから「犀星のみち」と名付けられ、広く市民から親しまれている。人々が本市の貴重な歴史文化に触れ、自然を感じ取りながら、落ち着いて思索にふけることができる散策空間の創出を図るため、安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、河川における歴史的風致の維持及び向上を図る。



(17) 犀川右岸（犀星のみち）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：中川除町、川岸町、幸町地内
- ・（事業の概要）

犀川右岸桜橋詰から室生犀星文学碑までの約 200m 区間において無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

桜橋から犀川大橋の間、両岸の道は、金沢の「三文豪」の一人である室生犀星が、犀川のほとりに生まれ、詩人として小説家として名を高めたことから「犀星のみち」と名付けられ、広く市民から親しまれている。人々が本市の貴重な歴史文化に触れ、自然を感じ取りながら、落ち着いて思索にふけることができる散策空間の創出を図るため、安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、河川における歴史的風致の維持及び向上を図る。



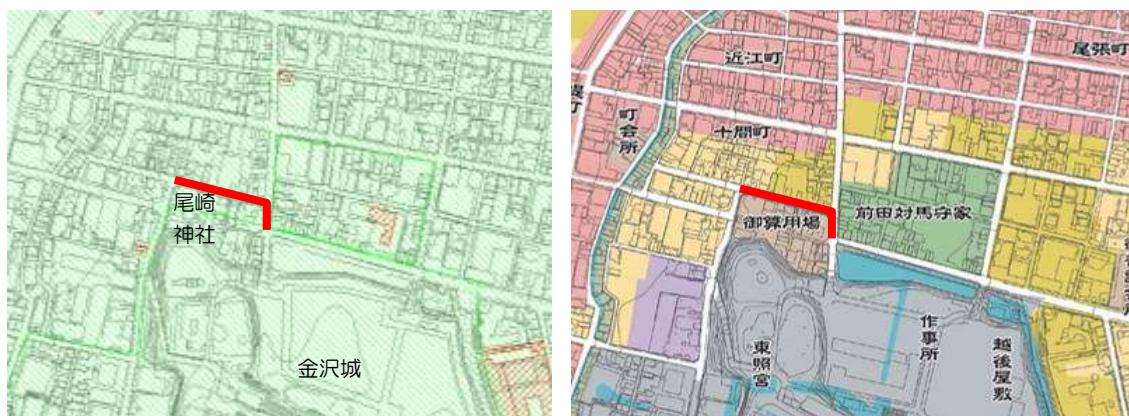
(18) 金沢城お堀通り（尾崎神社前）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：西町四番丁、丸の内、大手町、博労町地内
- ・（事業の概要）



- お堀通りの金沢城黒門前から尾崎神社までの約 190m 区間の無電柱化を行う。
- ・（支援措置）：市単独事業
 - ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

尾崎神社は寛永時代に金沢城北の丸に建てられた東照宮である。明治に入り現在地に移転したが、現存する最古の金沢城関係の建造物で、尾崎神社本殿ほか国指定重要文化財（建造物）となっている。その側面に位置する道路について、かつて前田利家入城前まで金沢城の正門であった金沢城黒門までの区間を、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るために無電柱化を行うことで、金沢城周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(19) 主計町（源法院前）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 22～23 年度
- ・（位置及び区域）：主計町、下新町地内
- ・（事業の概要）



重要伝統的建造物群保存地区である主計町（源法院前）及びこまちなみ保存区域である「旧新町区域」（計 L=約 150m）の無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金
(道路事業に関連する効果促進事業:平成 22～23 年度)
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

主計町はメイン通りの浅野川沿いのみ無電柱化されている。源法院前をはじめ、区域内の未整備区間の無電柱化と同時に、あかり坂で結ばれる旧新町区域の道路の無電柱化により、歴史と風格を生かす落ち着いた整備を行うことで、茶屋街及び旧町人居住地の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(20) 金沢城お堀通り（裁判所前）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 22～28 年度
- ・（位置及び区域）：大手町、丸の内地内
- ・（事業の概要）



裁判所前の約 130m 区間及びお堀通りの白鳥路前から国道 159 号大手町交差点前までの約 210m 区間の無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金（道路事業：平成 22～24 年度）
防災・安全交付金（道路事業：平成 24～28 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

現在の裁判所は、藩政期時代においても加賀藩の公事場があった場所にあり、金沢城周辺の歴史的風致に密接な関わりのある地である。当該区域及び金沢城跡（国史跡）の正面に位置する大手門側に造られた大手堀に隣接するお堀通りにおいて、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、金沢城周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(21) 石引4丁目線（本多の森ホール前）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成23年度
- ・（位置及び区域）：石引4丁目地内
- ・（事業の概要）



本多の森ホールからいし曳き通りを結ぶ約50m区間の無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金（道路事業：平成23年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

辰巳用水（国指定史跡）が流れるいし曳き通りは、かつて戸室山から金沢城の石垣用の戸室石を曳いた道として今もその名を残している。近隣には兼六園（国指定特別名勝）、三寺院群のひとつである小立野寺院群があり、歴史遺産を巡る上で重要なルートに位置づけられる。本多の森公園からの未整備区間を無電柱化することにより、歴史文化資産にふれあいながら散策できる安全な歩行空間を確保し、回遊性の向上を図ることで、金沢城周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(22) 中央通り線無電柱化事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 29 年度
- ・(位置及び区域) : 片町 2 丁目、中央通町、長町 2 丁目地内
- ・(事業の概要)



- 長町緑地から養智院付近までの約 200m 区間の無電柱化を行う。
- ・(支援措置) : 市単独事業
 - ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

犀川を水源とする大野庄用水は、金沢で最も古い用水であり、藩政期とほぼ変わらぬ位置を通り、当該区間を横断し長町武家屋敷群へと流れている。沿線にある養智院は、大野庄用水の守護仏として城下町整備の過程においても寺町台への移転を免れ、今日もその場所で用水を守っている。歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間を確保し、美しい都市景観の形成を図るために無電柱化を行うことで、大野庄用水で結ばれる犀川から長町武家屋敷群への回遊性を向上し、それぞれの歴史的風致の維持及び向上を図る。



(23) 小立野下馬地蔵地区無電柱化事業

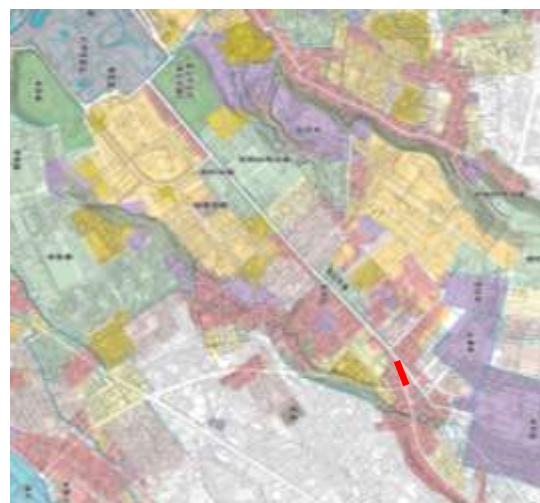
- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 25 年度
- ・(位置及び区域) : 石引 2 丁目地内
- ・(事業の概要)

石川県の主要地方道金沢湯涌福光線無電柱化事業に合わせて、石引二丁目交差点付近の市道箇所 ($L=$ 約 60 m) の無電柱化と道路の修景整備を行う。



- ・(支援措置) : 防災・安全交付金 (道路事業 : 平成 25 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当路線は、金沢市中心部に位置し、天徳院前地区へ至る道路として多くの市民、観光客が訪れる一帯である。隣接する主要地方道金沢湯涌福光線の無電柱化工事に合わせて電線類の地中化を実施することにより、小立野寺院群周辺における歴史的風致の維持及び向上を図る。



(24) 旧観音町通り無電柱化事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 28~29 年度
- ・(位置及び区域) : 東山 1 丁目地内
- ・(事業の概要)

国道 359 号から観音院へ至る約 350m
区間において無電柱化を行う。



- ・(支援措置) : 市単独事業 (平成 28 年度)
防災・安全交付金 (道路事業 : 平成 29 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

卯辰山麓重要伝統的建造物群保存地区にあり、歴史都市金沢を象徴する金沢城周辺地区や同じく重要伝統的建造物群保存地区である主計町、ひがし茶屋街と一体となって歴史的風致を形成する道路である。当該区域において、安全な歩行空間の整備や美しい都市景観の向上を図るための無電柱化を行うことで、重要伝統的建造物群保存地区内における歴史的風致の維持及び向上を図る。



(25) (都) 専光寺野田線 無電柱化事業

- ・(整備主体) : 石川県
- ・(事業期間) : 平成 21 年度～28 年度
- ・(位置及び区域) : 寺町 5 丁目地内
- ・(事業の概要)



蛤坂交差点から寺町 5 丁目交差点までの約 440 m 区間において、無電柱化と道路の修景整備を行う。

- ・(支援措置) : 地域活力基盤創造交付金 (平成 21 年度)
社会資本整備総合交付金 (道路事業 : 平成 22 年度)
地域自主戦略交付金 (道路事業 : 平成 23 年度)
社会資本整備総合交付金 (道路事業 : 平成 24～28 年度)
防災・安全交付金 (道路事業 : 平成 25～28 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

周辺界隈には藩政時代に形成された 3 寺院群の中でも最大規模である寺町寺院群が形成されている。安全な歩行空間の整備に加え、樹齢 400 年といわれる松月寺の大桜 (国指定天然記念物) をはじめとした町家や寺社などの美しい都市景観の形成を図るため、無電柱化と道路の修景整備を行い、寺町寺院群周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(26) (都)小立野線 無電柱化事業

- ・(整備主体) : 石川県
- ・(事業期間) : 平成 21 年度～29 年度
- ・(位置及び区域) : 下石引町～石引 1 丁目
地内、小立野 4 丁目地内
- ・(事業の概要)

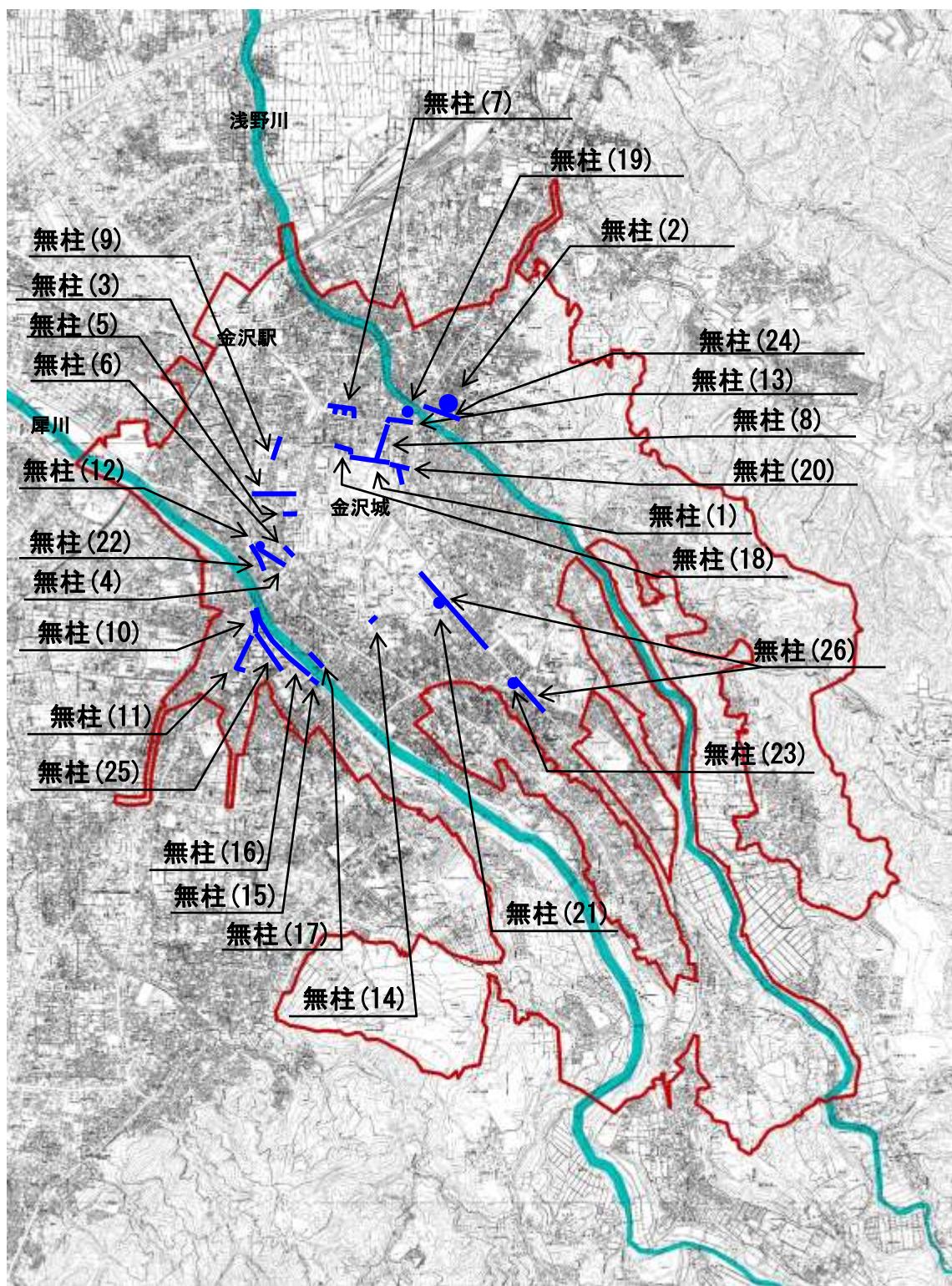


兼六坂上交差点から金沢大学附属病院前までの約 850 m 区間及び石引 1 丁目から小立野 4 丁目間の約 266 mにおいて、無電柱化と道路の修景整備を行う。

- ・(支援措置) : 地域活力基盤創造交付金 (平成 21 年度)
社会資本整備総合交付金 (道路事業 : 平成 22 年度)
地域自主戦略交付金 (道路事業 : 平成 23 年度)
社会資本整備総合交付金 (道路事業 : 平成 24 年度)
防災・安全交付金 (道路事業 : 平成 25～29 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

周辺界隈には藩政時代に形成された 3 寺院群の一つでもある小立野寺院群が形成されている。安全な歩行空間の整備に加え、3 代藩主前田利常の正室珠姫の菩提寺として建立された天徳院や沿道を流れる辰巳用水など美しい都市景観の形成を図るため、無電柱化と道路の修景整備を行い、小立野寺院群周辺における歴史的風致の維持及び向上を図る。





無電柱化事業位置図

【惣構復元整備事業】

(1) 西内惣構（緑水苑）復元事業

- ・(整備主体)：金沢市
- ・(事業期間)：平成 20～21 年度
- ・(位置及び区域)：主計町地内
- ・(事業の概要)



主計町重要伝統的建造物群保存地区にある主計町緑水苑内に流れる西内惣構について、関係機関と連携しつつ、発掘調査結果をもとに遺構の保存に配慮し、史実に即した適切な復元整備を行う。

- ・(支援措置)：歴史的環境形成総合支援事業（平成 20～21 年度）
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

城下町金沢の形成過程で重要な要素をなす内外二重の惣構は、当時の都市構造を現在に伝える貴重な歴史遺産の一つである。主計町重要伝統的建造物群保存地区で惣構の復元整備をすることによって時代の重層性を付加するとともに、こまちなみ保存区域である旧新町や東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区などと一体となった歴史的景観ゾーンとしての更なる回遊性の向上を図る。



(2) 西外惣構（升形）復元事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 20～29 年度
- ・（位置及び区域）：安江町地内
- ・（事業の概要）



西外惣構の要所であった升形について保存活用するために用地買収を行い、関係機関と連携しつつ、発掘調査結果をもとに遺構の保存に配慮し、史実に即した適切な復元整備を行う。

- ・（支援措置）：歴史的環境形成総合支援事業（平成 20～21 年度）
社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：平成 28 年度～29 年度）

- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

城下町金沢の形成過程で重要な要素をなす内外二重の惣構は、当時の都市構造を現在に伝える貴重な歴史遺産の一つである。当該区域は、藩政期に金沢の外港として栄えた金石（宮腰）とを結ぶ往還（宮腰往還）の城下への入り口として造られた升形の総門があった場所である。発掘調査をもとに復元を行い、惣構の意義や規模を明らかにし、市民が気軽に見学できる場として整備することで、積極的な保存と活用を図る。



(3) 西外惣構（玉川公園横）復元事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：高岡町地内
- ・（事業の概要）



玉川公園横にかつてあった西外惣構について保存活用するために用地買収を行い、関係機関と連携しつつ、発掘調査結果をもとに遺構の保存に配慮し、史実に即した適切な惣構の復元整備を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

城下町金沢の形成過程で重要な要素をなす内外二重の惣構は、当時の都市構造を現在に伝える貴重な歴史遺産の一つである。この界限には、近世史料館、玉川図書館、玉川こども図書館など文教施設が隣接しており、発掘調査をもとに復元を行い、惣構の意義や規模を明らかにし、市民が気軽に見学できる場として整備することで、積極的な保存と活用を図る。



(4) まちなか辰巳用水（西外惣構）再生事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：安江町地内
- ・（事業の概要）



辰巳用水として維持管理されている西外惣構の暗渠区間を開渠化する。（L = 約 90m）

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

城下町金沢の形成過程で重要な要素をなす内外二重の惣構は、当時の都市構造を現在に伝える貴重な歴史遺産の一つである。西外惣構に位置する当該箇所は、現在辰巳用水として維持管理されているが、そのほとんどが暗渠化されている。可能な箇所で開渠化することによって市民への PR を含め歴史遺産に対する保護意識を向上させる。惣構の歴史的・文化的価値に配慮するため、整備内容については、関係機関と連携して検討を行う。



(5) 東内惣構（尾張町）復元事業

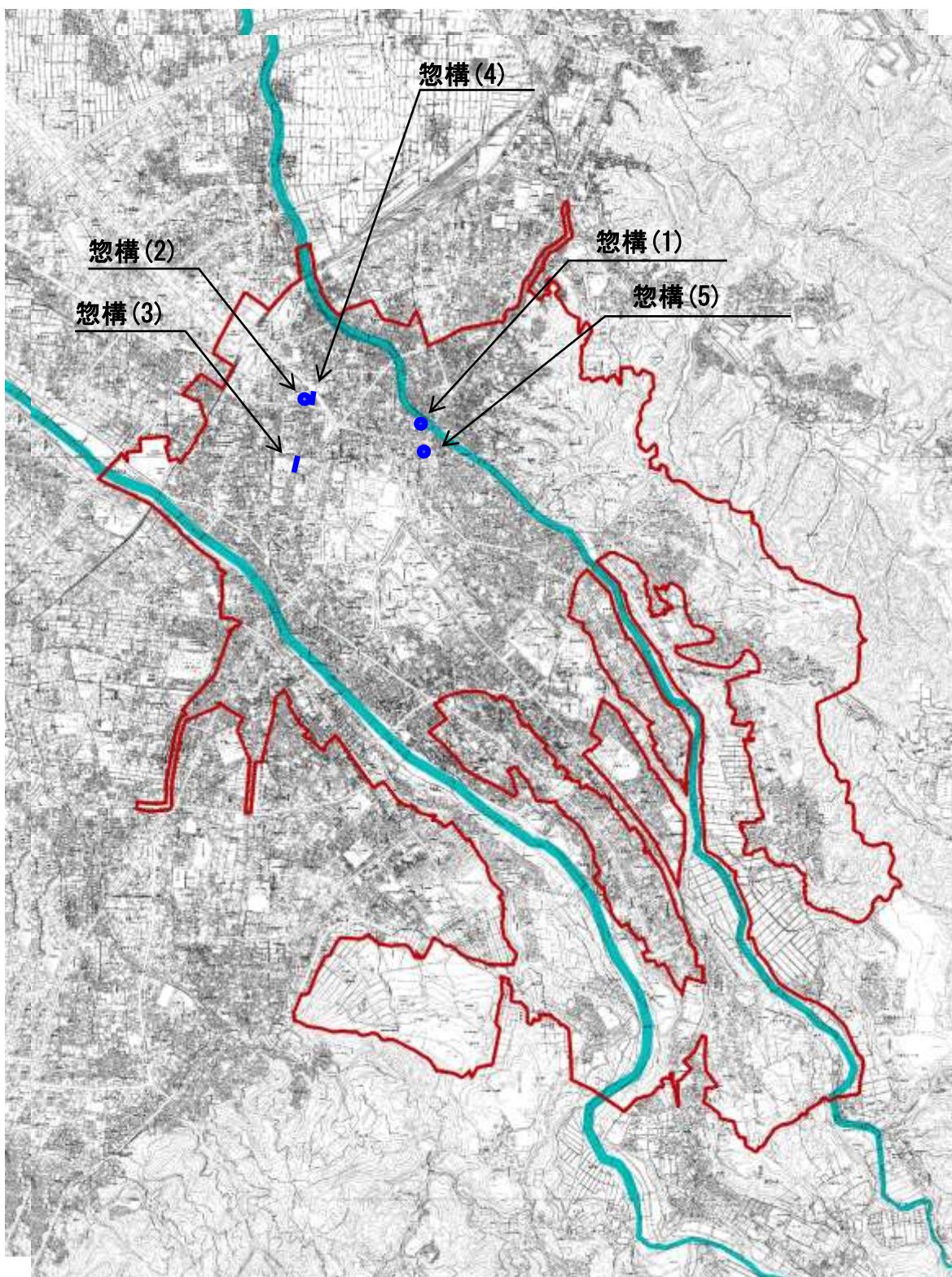
- ・(整備主体)：金沢市
- ・(事業期間)：平成 25～26 年度
- ・(位置及び区域)：尾張町地内
- ・(事業の概要)

国道 159 号沿いに面する東内惣構について保存活用するため、関係機関と連携しつつ、発掘調査結果をもとに遺構の保存に配慮し、史実に即した適切な惣構の復元整備を行う。

- ・(支援措置)：社会资本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業：平成 25～26 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

城下町金沢の形成過程で重要な要素をなす内外二重の惣構は、当時の都市構造を現在に伝える貴重な歴史遺産の一つである。この界限には、東内惣構跡枯木橋詰遺構のほか、金沢文芸館や金沢蓄音機館など文教施設が隣接しており、発掘調査をもとに復元を行い、惣構の意義や規模を明らかにし、市民が気軽に見学できる場として整備することで、積極的な保存と活用を図る。





惣構堀復元整備事業位置図

○その他歴史的風致維持向上施設の整備事業

(1) 観光駐輪場整備事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 20~22 年度
- ・(位置及び区域) : 東山 1 丁目、長町、野町 2 丁目地内

・(事業の概要)

まちなかにおける駐輪場の整備

- ・(支援措置) : 市単独事業

・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

旧城下町区域の街路網は、基本的に近世以来の形態を残しており、それら歴史的風致を活かすため、歩行者・公共交通優先のまちづくりを進める必要がある。東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区を含む 3 茶屋街など、歴史的風致の維持及び向上を図る区域においては計画的な駐車場、駐輪場の配置に努める。



[東山 1 丁目地内]



[長町地内]



[野町2丁目地内]

(2) 東山ひがし防災拠点広場整備事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 20~21 年度
- ・(位置及び区域) : 東山 1 丁目地内
- ・(事業の概要)

東山ひがし重要伝統的建造物群
保存地区内において防災拠点広場
を整備 (A = 128 m²)



外構修景整備、休憩施設、植栽、案内施設

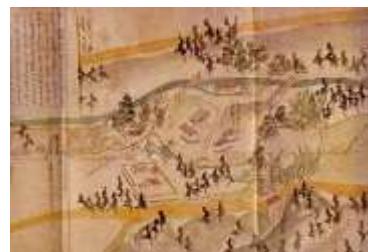
- ・(支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 21 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

卯辰山山麓の浅野川右岸近くに位置する東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区には、茶屋建築の典型である国重要文化財「志摩」をはじめとする歴史的街並みが残っている。平成 13 年度に策定した東山ひがし防災基本計画に基づき、防災施設を設置すると同時に東山ひがしの玄関口に周辺環境と調和した拠点広場を整備し、休憩施設や案内施設を設置することにより、茶屋街の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(3) 「土清水塩硝蔵跡」復元整備事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 24~29 年度
- ・(位置及び区域) : 涌波 1 丁目、涌波町、大桑町地内
- ・(事業の概要)
「土清水塩硝蔵跡」の用地取得・復元整備($A = \text{約 } 11 \text{ ha}$)
- ・(支援措置) : 市単独事業(平成 24 年度)
国宝重要文化財等保存整備事業費補助金(平成 25~29 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
近世最大級の黒色火薬精製施設である「土清水塩硝蔵跡」については、発掘調査の結果、地下遺構が良好に保存されていることが判明している。今後さらに調査を重ね情報を収集し、遺構の保存に配慮しつつ史実に即した復元整備を検討する。



(4) 野田山墓地整備事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 22~29 年度
- ・(位置及び区域) : 野田町地内
- ・(事業の概要) : 野田山墓地の整備 (A=約 42 ha)
- ・(支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 22 年度) 、
社会資本整備総合交付金

(街なみ環境整備事業 : 平成 23~29 年度)

- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

野田山墓地は、「加賀藩主前田家墓所」を頂点に、総数 5 万余基ともいわれる武士、町人層までの墓が立ち並ぶ、金沢の縮図ともいえる深淵かつ歴史的な墓地である。「加賀藩主前田家墓所」の緩衝地帯としての位置づけのもと、遺構等に配慮するため、関係機関と連携しつつ、自然環境及び歴史性を重視した整備計画を策定し、参道・便益施設等の再整備を行う。歴史的・文化的資産としての墓地の継承を図ることで、野田山丘陵の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(5) 安江金箔工芸館移転整備事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 19~22 年度
- ・(位置及び区域) : 東山 1 丁目地内
- ・(事業の概要)
 - 整備面積 $A = 740.55 \text{ m}^2$
 - 用地取得 $A = 124.75 \text{ m}^2$
 - 博物館機能、調査研究機能を設けた 3 階建施設の建築
 - 駐車場整備
 - 庭園
- ・(支援措置) : まちづくり交付金 (平成 20~22 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)



金沢箔は、昭和 52 年に国の伝統工芸品として指定され、本市は国内唯一の金箔産地として、全国生産量のほとんどを占めており、金沢の伝統文化・伝統工芸を支える大きな柱の一つとなっている。安江金箔工芸館は、その金箔の製造道具や金箔に関する美術工芸品などを収集・保管・展示する博物館施設である。

今般、施設周辺の環境の変化や、建物の老朽化に伴い、金箔とゆかりが深い東山地区に移設するものである。当該事業により、周辺の金箔産業施設との連携による利用促進を図り、地域全体を活性化させ、本市の伝統的工芸品産業の一つである金箔産業の発展につなげるものである。



(6) 本多町歴史文化ゾーン整備事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 21~23 年度、平成 26~29 年度
- ・(位置及び区域) : 本多町 3 丁目地内
- ・(事業の概要)



道路修景整備や遊歩道の整備など、ゾーン内外の回遊性を高める散策路の整備を進めるとともに、その中心となる緑地に、この地にゆかりが深く世界的な仏教学者である鈴木大拙の記念館を整備する。

- 緑地整備 (緑地空間、鈴木大拙館)
- 道路修景整備 (緑の小径、美術の小径、遊歩道など)
- ・(支援措置) : 社会資本整備総合交付金
 - (都市再生整備計画事業 : 平成 21~23、26~28 年度)
 - (街なみ環境整備事業 : 平成 27~28 年度)
- 国宝重要文化財等保存整備費補助金 (平成 26、29 年度)

- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

特別名勝兼六園の西側に隣接する、本多の森公園から大乗寺坂にかけての区域は、加賀八家筆頭家老であった本多家の屋敷跡であり、本多家の庭園遺構である松風閣庭園（市指定名勝）をはじめ、旧中村邸や中村記念美術館、歴史博物館など多くの歴史文化施設が集積している。加えて起伏に富んだ地形に存する豊かな自然や坂路が金沢特有の魅力を醸し出しており、本市の重要な歴史文化ゾーンのひとつである。

この区域において、本多家の屋敷跡における遊歩道（歴史の小径）の整備といった道路の修景や緑地等の整備を行うとともに、海外に対しても強い発進力を有する新たな文化施設として鈴木大拙館を整備し、散策路等で区域内の歴史文化施設をつなぐことにより、本多の森周辺の歴史文化施設の回遊性を高め、人々が本市の貴重な歴史文化に触れ、自然を感じ取りながら、落ち着いて思索にふけることができる散策空間の創出を図る。整備内容については、特別名勝等への景観的配慮や当該区域の文化的特性を重視し、関係機関と連携して検討する。



(7) 桜橋詰・寺町台界隈整備事業

- ・(整備主体)：金沢市
- ・(事業期間)：平成21～29年度
- ・(位置及び区域)：野町～寺町地内
- ・(事業の概要)

道路修景整備や無電柱化、防災機能を備えた緑地の整備を進め、にし茶屋街、寺町寺院群、犀川周辺の回遊性の向上を図る。



○ 緑地整備（桜橋左岸上流河岸緑地、桜橋右岸下流河岸緑地）

○ 道路修景整備、無電柱化（犀川左岸、旧鶴来街道（再掲））

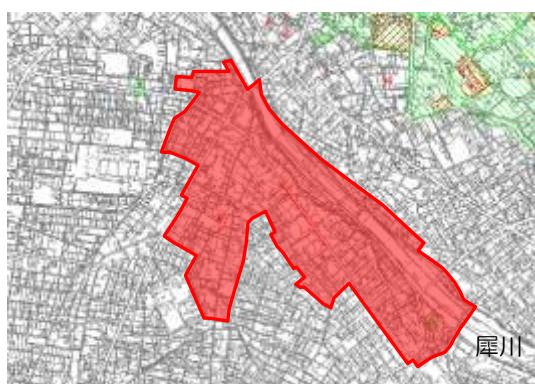
- ・(支援措置)：社会資本整備総合交付金

（都市再生整備計画事業：平成21年度）

- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

寺町台界隈は、にし茶屋街や寺町寺院群、文豪の軌跡など、東山界隈と並び独自の文化と金沢固有の歴史文化資産を数多く有している区域である。また、桜橋詰には医王山系の山並みを背景とした犀川が流れ、「石伐坂（W坂）」や「桜坂」など藩政時代に由来する名の坂路もあり、そこからの眺望は、本市の景観上極めて重要な区域となっている。

この区域において、道路の修景や緑地の整備など、面的な整備を行うことにより、この界隈の回遊性の向上を図る。また、整備内容については、当該区域における景観の文化的特性に配慮するため、関係機関と連携して検討を行う。



（8）観光案内板整備事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 21～29 年度
- ・（位置及び区域）：金沢市内、金石、大野地区
- ・（事業の概要）

金沢魅力発信行動計画や歴史的風致維持向上施策の実施に伴い再整備された新たな名所や旧跡を通る観光ルートを新しく設定する。また、既存の観光案内サインや、案内ホームページの更新を行い、市内の回遊性の向上を図る。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金

（道路事業に関連する効果促進事業：平成 21～25 年度）

市単独事業（平成 26～29 年度）

- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

本市の観光戦略の基本は加賀藩ゆかりの歴史文化遺産の活用にあり、その中心に金沢の歴史的風致が位置づけられる。平成 26 年度には北陸新幹線の金沢開業も予定されており、金沢に関する様々な情報の集積と発信が活発化することが予想される。観光案内サインや、案内ホームページをより充実させ、市内の回遊性の向上を図ることで、観光客に歴史的な建物や街並み、伝統文化、伝統工芸などの理解を深めてもらう。

（9）金沢職人大学校第2実習棟整備、 事務所棟耐震改修整備事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成21～22年度
- ・（位置及び区域）：大和町地内
- ・（事業の概要）



金沢職人大学校実習棟横に第2実習棟を建設し、修復専攻科専用スペースを確保すると同時に、金沢箔職人育成のための作業場を併設する。また、歴史的建造物である事務所棟の耐震改修に併せ、外観の復元を行う。

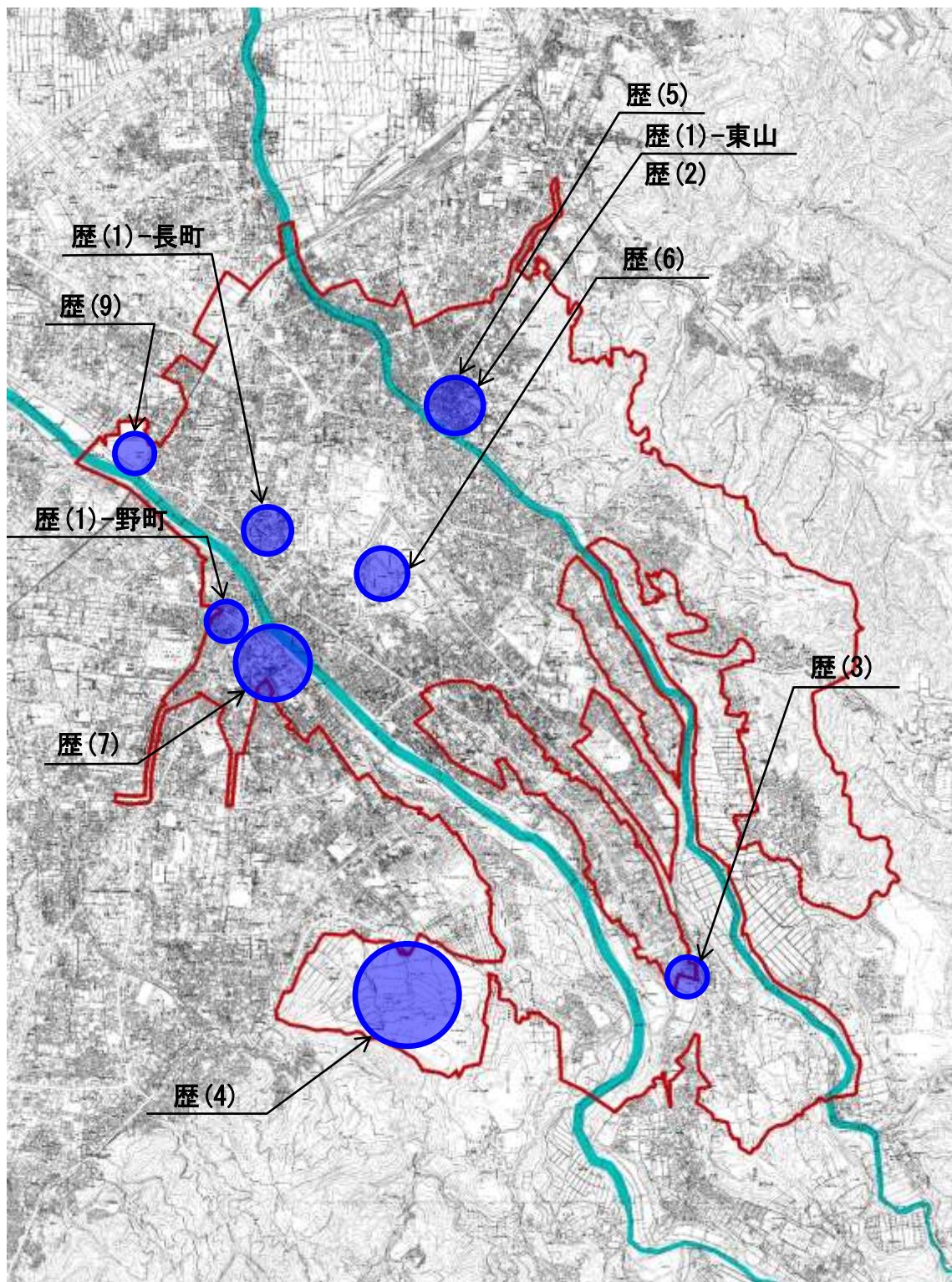
- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

手仕事のまちとして歩んできた金沢には、藩政期から職人の高度な伝統技能が伝えられてきた。これら伝統技能を継承していくため平成8年に金沢職人大学校を開設し、大工、造園など本科9業種において中堅職人を対象に高度な技術を学ぶべく3年間のカリキュラムを履修し、匠の技と職人としての生き方を学んでいる。また、本科修了生を対象にさらに高度な歴史的建造物の修理・技術を3年間学ぶべく、修復専攻科を開設し、伝統術後継者の育成に努めている。修了生は、市内の文化財をはじめとする歴史的建造物の修復事業に携わり、高い評価を得ている。

第2実習棟整備事業において、修復専攻科専用スペースを確保することにより、修理・復元に必要な古材保管、文献資料保管も充実する。また、金沢箔職人育成のための作業場を併設することにより、金沢の伝統技能、芸術文化、伝統産業の更なる発信が可能となる。

金沢職人大学校は市民芸術村と併設し、金沢最大の繊維工場であった大和紡績の跡地を利用しておおり、大和紡績の管理棟であった大正期の歴史的建造物を現在事務所棟として活用している。今回の耐震改修において外観の復元を行い、隣接するレンガ造りの倉庫と一体となった歴史的風致の維持及び向上を図る。





その他歴史的風致の維持向上施設の整備事業位置図

八. 農業用用排水施設の整備又は管理に関する事項

○農業用用排水施設の管理に関する事項

本市では、用水を市民とともに保全し、潤いとやすらぎにあふれる用水環境をはぐくみ、貴重な財産として後代に継承することを目的に平成8年（1996）「金沢市用水保全条例」を制定した。この条例に基づき特に残すべき用水を保全用水として指定し、個別に保全基準を定めている。また用水の維持管理・修繕・整備に関しては、用水保全要綱で「用水景観」「開渠化の促進」「清流の確保」「用水の利用」の各事項に関する指針を設定し、用水の維持管理に努めている。

金沢の用水は農業用用水路として、市街化区域を通過し下流にある受益地へ延びている。管理については、農業用用排水施設を管理するそれぞれの土地改良区が、受益地に農業用水を安定供給するための水門の操作や市街地郊外の農業地帯を流れる水路の護岸などの建造物の管理や修繕、清掃などの日常管理を行っている。

金沢市は、年間を通じて雨水排水対策上、緊急時における水門操作を行っている。また、市内を通過する農業用用水路は用水景観としての役割も有していることから、市街地を流れる水路の護岸などの建造物の修繕は市が、清掃などの日常管理については市と土地改良区で行っている。

しかし、これまで適切に管理を実施してきたが、農家の高齢化、後継者不足により、維持管理に支障をきたすようになってきているなど今後の管理体制が課題としてあげられる。一方で、用水を活かしたまちづくりの動きが活発化している。町会や商店街等の用水を利用したお祭りや、年数回の清掃活動も行われ、地域における用水の保全・活用が図られてきている。このような市民の用水保全活動の更なる普及をめざし、本市においては小学生を対象とした用水の出前講座をはじめ用水探訪会などを実施し、より用水に接する機会を設け用水保全啓発活動を推進している。

本市の貴重な歴史遺産である用水を保全していくうえで、今後も保全基準や保全要綱に基づき、土地改良区・地域と連携して適切な維持管理を図っていく。



【かんがい用水（大桑用水）】



【清掃活動（鞍月用水）】

【用水の維持管理・修繕・整備に関する指針】

◆用水保全要綱（保全用水共通事項）

項目	指針
用水景観に関する事項	護岸 <ul style="list-style-type: none"> 歴史的遺産でもある古くからの石積みは、可能な限り保存し、老朽箇所はできるだけ同じ素材で復旧する。 コンクリート護岸の改修にあたっては、石積み護岸にすることを基本とする。 現在、空石積みや素堀水路となっている区間は、可能な限りこれを保全する。
	河床 <ul style="list-style-type: none"> 現在、コンクリートなどの底打ちが施されていない区間は、可能な限りこれを保全する。 河床は、水の流れに風情が醸し出せるように、可能な限り石張りもしくは砂利敷きとする。
	沿道及び管理通路 <ul style="list-style-type: none"> 用水や護岸及び周辺環境（自然環境や街なみ）との調和を図るとともに、快適な歩行者空間の確保に努める。
	橋梁 <ul style="list-style-type: none"> 用水や護岸及び用水の規模に応じたデザインとし、周辺の環境（自然景観や街なみ）との調和を図る。
	緑化 <ul style="list-style-type: none"> 水際や石積み護岸天端の植栽、沿道の街路樹など、できる限り緑化に努め潤いのある用水景観を創出する。
	その他工作物 <ul style="list-style-type: none"> 水門等の用水管理施設は色彩面で目立たないよう工夫する。 水道管、ガス管及び電線類地中化に伴う電線管などの渡架工作物は、外部に露出しないように工夫する。 必要に応じて安全柵や駒止め等を設ける。また、そのデザインは用水及び街なみ景観との調和を図るとともに、用水管理や除雪にも配慮した構造とする。
隣接敷地等	建物等の位置 <ul style="list-style-type: none"> 用水沿いの景観及び護岸の管理に配慮して、護岸天端に1m以上（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅が確保できるようにする。
	建物等のデザイン <ul style="list-style-type: none"> 用水及び街なみとの調和を図る。
	私有橋 <ul style="list-style-type: none"> 周辺の街なみとの調和を図る。
	緑化 <ul style="list-style-type: none"> 既存の緑は保全し、敷地内の緑化に努める。
	垣・さく <ul style="list-style-type: none"> 生垣などの緑化や、板塀・土塀など自然素材をできる限り用いて、用水景観との調和を図る。
開きによ る促進 化する事 項	道路敷暗きよ <ul style="list-style-type: none"> 現在、道路機能として重要な箇所については、隣接敷地内での開きよ化や道路拡幅時に併せて開きよ化するなど、機会があれば積極的に推進する。
	私有橋 <ul style="list-style-type: none"> 必要以上に幅の広い私有橋は狭小化し（原則として歩行者用は幅2m以下、自動車用は幅4m以下）、通行以外の目的には使用しない。また、原則として1敷地には1橋までとし、建築基準法上問題がある場合は別途考慮する。

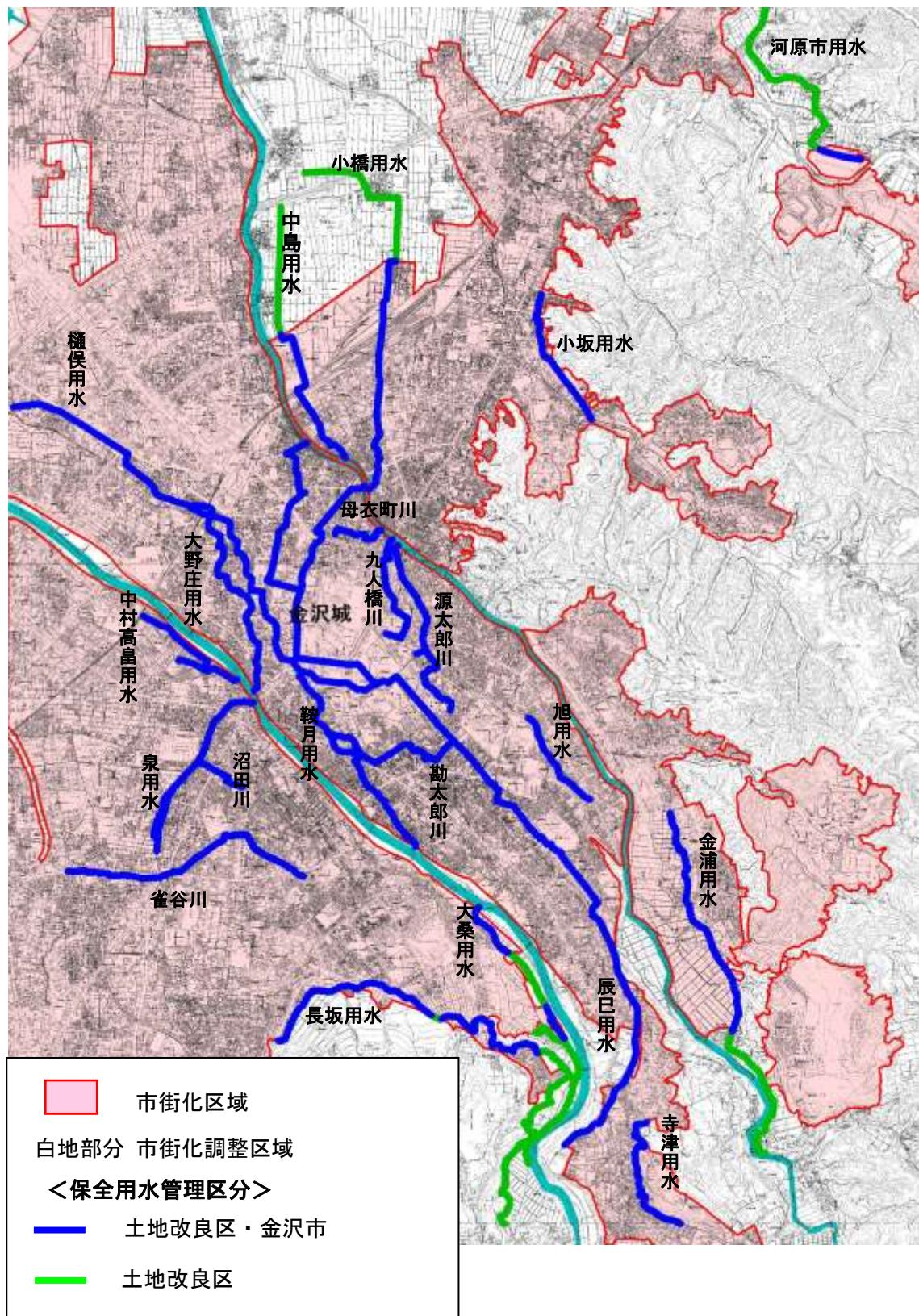
項目	指針
清流の確保に関する事項	<p>通水</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間通水が図られるよう、行政機関等は水資源確保の対策などに努める。 汚れた生活排水や工業排水などが流入しないよう、清流の確保に努める。 <p>清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> 用水路及び周辺は定期的に清掃し、用水空間の美化に努めるとともに、必要に応じて水質調査を行い清流の確保に努める。 <p>ビオトープ 〔動植物の生息空間〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 清流の確保に努めるとともに、用水に育まれてきた動植物とその生息空間を保全する。 護岸や河床がコンクリートで整備されている箇所では、極力、石積み護岸のような凹凸のある壁面、石張り・砂利敷きなどの河床にして、水生生物の生息を促す。 渇水時に魚などの水生動物が避難できる深み等を所々に設ける。 現在、河床に育まれている水草などは、かんがい用水機能に悪影響を及ぼさない限り保全する。
用水の利用に関する事項	<p>灌漑</p> <ul style="list-style-type: none"> 灌漑期の農業用水として必要な水量を確保する。 <p>防災</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火用水として利用できるように、年間通水を確保するとともに、随所に釜場や堰上げ施設を設ける。 用水空間が延焼遮断帯となるように、用水沿いの植栽(防火樹)に努める。 背割水路区間においては、できる限り幅の広い管理通路を確保し、災害時の避難路にも利用できるようにする。 新たな街づくりにおいても、用水を活用した防災施策を積極的に推進する。 <p>消雪</p> <ul style="list-style-type: none"> 消雪水路としての利用を促進する。ただし、消雪用施設の設置については、用水景観及びビオトープに配慮する。 <p>雨水排水</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水時に溢水しないように安全性の確保に努める。 <p>用水沿いの散策路</p> <ul style="list-style-type: none"> 背割区間などでは用水管理通路を可能な限り整備し、周辺環境に調和した散策路として活用する。 区間によっては、沿道の交通対策を講じ、安心して歩ける歩行者空間を確保する。 随所に用水名の碑や案内板を設置し、用水の歴史やその大切さ、まちの成り立ちが学べるよう配慮する。 新たな街づくりにおいても、用水沿いの空間を活用した緑道などを積極的に整備し、潤いのある生活空間を形成する。 <p>水辺へのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> 用水路や周辺の状況に応じて可能な限り階段を設け、水の流れに接するだけでなく、転落時の避難用や用水管理、排雪などに利用できるよう工夫する。 用水に面した公共敷地や新たな開発などでは、可能な限り親水空間を整備し、用水とのふれあいが得られるように配慮する。

金沢市保全用水の管理区分、受益面積、活用種別

(土地改良区が存在する用水について表記)

用水名	管理区分		受益面積;ha (水利台帳による) (石川県河川課所管)	用途
	管理者	地帯別		
辰巳用水	金沢市	市街化区域 調整区の一部	81.0	灌漑用水 兼六園引用水
	辰巳用水土地改良区	全路線		
鞍月用水	金沢市	市街化区域	412.0	灌漑用水
	鞍月用水土地改良区	全路線		
大野庄用水 (橋保用水)	金沢市	市街化区域	709.0	灌漑用水
	大野庄用水土地改良区	全路線		
寺津用水	金沢市	市街化区域	138.0	灌漑用水
	寺津用水土地改良区	全路線		
泉用水	金沢市	市街化区域	134.0	灌漑用水
	泉用水土地改良区	全路線		
中村高畠用水	金沢市	市街化区域	253.9	灌漑用水
	中村高畠用水土地改良区	全路線		
長坂用水	金沢市	市街化区域	61.0	灌漑用水
	長坂用水土地改良区	全路線		
小橋用水	金沢市	市街化区域 調整区域の一部	220.0	灌漑用水
	小橋用水土地改良区	全路線		
中島用水	金沢市	市街化区域 調整区域の一部	323.8	灌漑用水
	中島用水土地改良区	全路線		
金浦用水	金沢市	市街化区域	80.0	灌漑用水
	金浦用水土地改良区	全路線		
大桑用水	金沢市	市街化区域	50.0	灌漑用水
	大桑用水土地改良区	全路線		
河原市用水	金沢市	市街化区域	534.6	灌漑用水
	河原市用水土地改良区	全路線		

※ 市街化区域内の清掃、浚渫などの日常管理は市と土地改良区が協働で行っている。



保全用水の管理区分図

○農業用用排水施設の整備に関する事項

保全用水のほとんどは石垣を築いている（一部素堀水路もある）が、老朽化により受益地への水量確保に支障をきたしている用水が多い。修繕・整備には老朽化の著しい用水について行うものとし、先述の指針のほか保全用水ごとに定められた指針に基づいて行う。工事においては、緊急時を除き非灌漑期に行い工事中でも通水確保を原則としている。

以下具体的な事業を掲載するが、事業期間については現段階での予定期間である。

（1）長坂用水整備事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：つつじが丘～蓮花町地内
- ・（事業の概要）

保全指定されている区間のうち上流部（L=約 4,700m）において、老朽化した排水路の漏水箇所等の修繕や隧道の修理を行う。また併せて管理通路の整備も行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

野田山裾を流れる長坂用水は現在もそのほとんどが素堀の用水路であり、築造当時の用水景観を色濃く残している。築造当時の隧道は現在も使用され、平成 20 年度に市の史跡に指定し、他の区間についても隨時追加指定していく予定である。

また、毎年付近の小学生の課外授業としてこの用水沿いを散策したり隧道へ入るなど、身近な歴史遺産としての役割も果たしている。

一方、老朽化に伴い、農業用水としての機能低下や、漏水による周辺の地盤にも影響が出始めている。また、管理通路は人がひとり通れる程度のものであり、えざらいなどの管理にも支障をきたしている。

この歴史遺産を当時の趣を壊さず修理、修繕を行うとともに、管理しやすいよう通路を確保しつつ用水沿いを安全・快適に散策できるよう整備することにより、より一層歴史遺産を身近に感じ取れる環境づくりを行う。



(2) 大野庄用水整備事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 18~27 年度
- ・(位置及び区域) : 片町 2 丁目~
三社町地内
- ・(事業の概要)



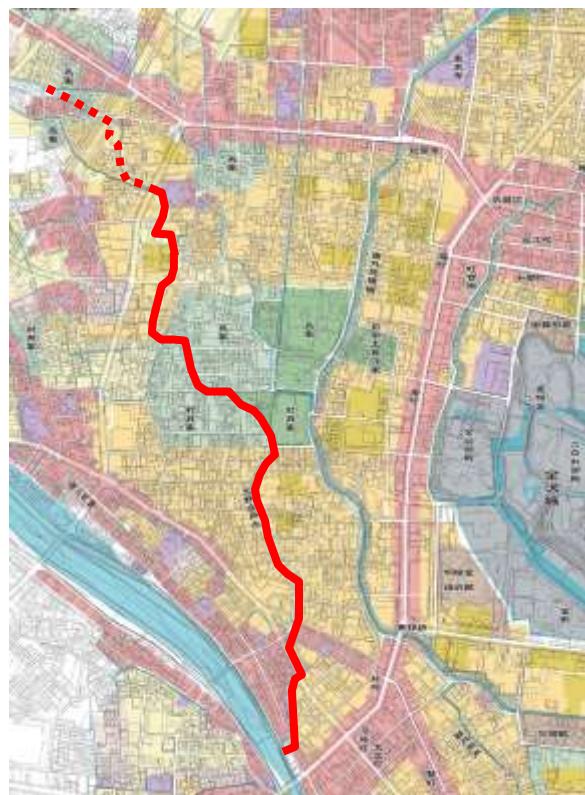
保全指定区間のうち $L=$ 約 1,720m 区間において、老朽化した石積み護岸の整備や管理通路の整備並びに私有橋の狭小化も行う。

- ・(支援措置) : 農山漁村地域整備交付金
(地域用水環境整備事業 : 平成 18~26 年度)
社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業 : 平成 27 年度)

- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

大野庄用水は金沢で一番最初に造られた用水である。藩政期とほぼ変わらぬ位置を通り、長町武家屋敷群の土塀横を流れるなど金沢の代表的な用水景観を醸し出している。

既存の石積み護岸の老朽化が著しいため、用水の歴史的・文化的価値に配慮し、関係機関と連携しつつ改修整備を行う。また、用水沿いの通路を快適に歩けるよう整備し、より一層歴史遺産にふれあうことのできる環境づくりを行う。



(3) 鞍月用水整備事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 21 年度
- ・(位置及び区域) : 長土堀 1 丁目地内
- ・(事業の概要)

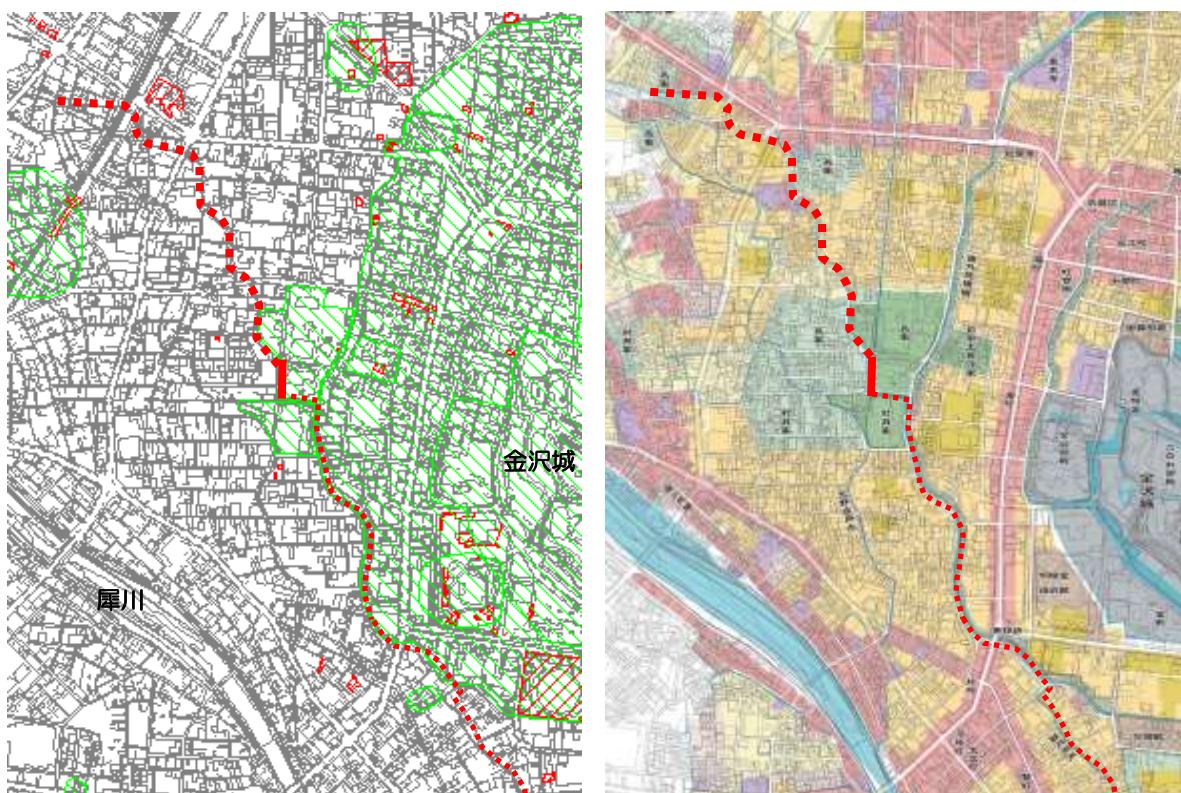


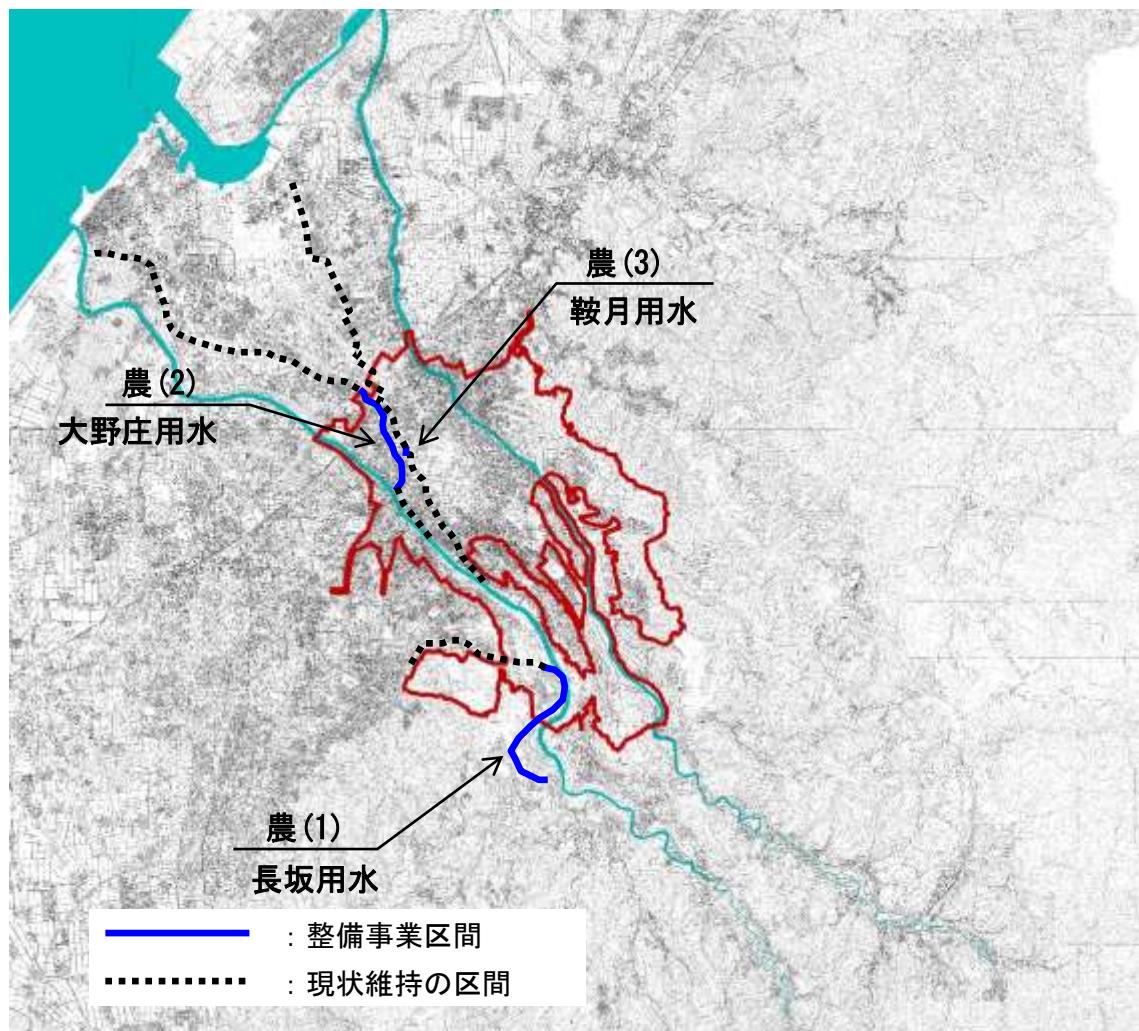
保全指定区間のうち未整備区間である $L=$ 約 85m 区間において、開渠化と老朽化した石積み護岸の整備を行う。

- ・(支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 21 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

鞍月用水は、藩政期とほぼ変わらぬ位置を流れている金沢を代表する歴史的な用水のひとつである。

整備区間は既存の石積み護岸の老朽化が著しいため、関係機関と連携しつつ、用水の歴史的・文化的価値に配慮した改修整備を行うとともに、開渠化も併せて行い潤い空間を創出する。





農業用排水施設整備事業位置図

二. その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業

○歴史的建造物保存事業

(1) 伝統的建造物修復事業

- ・ (事業主体) : 所有者 (間接)
- ・ (事業期間) : 平成 10 年度～平成 21 年度
- ・ (位置及び区域) : 伝統環境保存区域、伝統環境調和区域及び
近代的都市景観創出区域の一部
- ・ (事業の概要)
昭和 20 年以前に建築され、本来の伝統的な外観を良好な状態に維持、
回復させることが可能な建造物に対しての修理修景の助成を行う。
- ・ (支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 21 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
本市は昭和 43 年に全国の自治体に先駆け「金沢市伝統環境保存条例」
を制定した。条例に基づく区域として「伝統環境保存区域」を指定し、
歴史的風致保存の取り組みを進めてきている。さらに、平成元年に既存
条例を継承・発展させた「景観条例」を制定してきた。区域内にある当
該条例に基づき認定した伝統的建造物の保全・再生を目指すうえで外観
の修復等を促し、金沢らしい魅力を醸し出す景観要素を保存する。なお、
認定した伝統的建造物が文化財保護法第 57 条に基づく登録有形文化財
(建造物) である場合は、関係機関と連携を図りながら文化財としての
価値の維持及び向上を図る。

(2) こまちなみ保存事業

- ・ (事業主体) : 所有者 (間接)
- ・ (事業期間) : 平成 6 年度～
- ・ (位置及び区域) : こまちなみ保存区域
- ・ (事業の概要)
市内 9 箇所で指定している「こまちなみ保存区域」において区域の特
性を生かした建造物の修景整備や環境整備に対する助成を行う。
- ・ (支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 21～22 年度) 、
社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業 : 平成 23～29 年度) 、
集約促進景観・歴史的風致形成推進事業 (平成 28～29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
本市は平成 6 年に歴史的景観が色濃く残る地区を保存するため、「金
沢市こまちなみ保存条例」を制定した。条例に基づく区域として「こま
ちなみ保存区域」を指定し、歴史的風致保存の取り組みを進めてきてい

る。区域内における伝統的な建造物の保全・再生を目指すうえで外観の修復等を促し、金沢らしい魅力を醸し出す景観要素を保存する。また、当該条例に基づき特に重要な建造物をこまちなみ保存建造物として登録し保存を図る。なお、建造物が文化財保護法第 57 条に基づく登録有形文化財（建造物）である場合は、関係機関と連携を図りながら文化財としての価値の維持及び向上を図る。

（3）伝統的寺社建造物修復事業

- ・（事業主体）：所有者（間接）
- ・（事業期間）：昭和 45 年度～
- ・（位置及び区域）：伝統環境保存区域、伝統環境調和区域及び近代的都市景観創出区域の一部
- ・（事業の概要）
対象区域における寺社等の建物、土塀、山門、石積みの修復に対し助成を行う。
- ・（支援措置）：歴史的環境形成総合支援事業（平成 21～22 年度）、社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業：平成 23～29 年度)、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業（平成 28～29 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）
本市は平成 14 年「金沢の歴史文化遺産である寺社の風景の保全に関する条例」を制定し、区域として「寺社風景保全区域」を定め、寺院群の歴史的風致保存に取り組んでいる。建物、土塀、山門の修復、滅失したものの復元及び歴史的・文化的に価値のある石積みの復元を行い、歴史的街並みを後世に継承することで金沢の個性をさらに磨き高める。

（4）武家屋敷土塀等整備事業

- ・（事業主体）：金沢市
- ・（事業期間）：昭和 39 年度～
- ・（位置及び区域）：長町武家屋敷群
- ・（事業の概要）
対象区域の土塀を冬期の積雪等から保護するため薦の設置を行う。
- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）
中級武士住宅地であった長町は、現在でも多くの土塀や門が残されており藩政時代の歴史的街並みを留めている。長町武家屋敷群は、本市が



昭和 43 年に制定した「金沢市伝統環境保存条例」による最初の「伝統環境保存区域」に位置づけられ、歴史的風致保存の取り組みを進めてきている。また土壙の薦掛けは金沢の冬の風物詩として定着している。

(5) 金澤町家再生活用事業

- ・ (事業主体) : 所有者 (間接)
- ・ (事業期間) : 平成 22 年度～
- ・ (位置及び区域) : 伝統環境保存区域、伝統環境調和区域及び
近代的都市景観創出区域の一部
- ・ (事業の概要)
金澤町家の再生活用を推進するため、歴史的建造物の内外部の修繕・
補強に対し支援する。
- ・ (支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 22 年度) 、
社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業 : 平成 23～29 年度) 、
集約促進景観・歴史的風致形成推進事業 (平成 28～29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
市内に残る歴史的建築物は歴史的風致を形成する重要な構成要素であるが、未指定の歴史的建築物の滅失が進み空き家や空地の増加が顕著となっている。本市ではこのような状況にある歴史的建築物のうち町家、武士住宅及び近代和風住宅のいずれかの様式を有するものを「金澤町家」と定義し、歴史的風致の保存と活用を推進する。

(6) にし茶屋街修景整備事業

- ・ (事業主体) : 所有者 (間接)
- ・ (事業期間) : 平成元年度～
- ・ (位置及び区域) : にし茶屋街
- ・ (事業の概要)
藩政時代の面影を今も伝える「にし茶屋街」において地区内建造物の修理修景整備等に助成を行う。
- ・ (支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 21 年度) 、
社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業 : 平成 23～25 年度) 、
市単独事業 (平成 26～29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
3 茶屋街のひとつであり、茶屋様式の建物とともに茶屋文化も色濃く



残っている「にし茶屋街」において、伝統的な建造物の保全・再生を目指すうえで外観の修復等を促し、茶屋街の魅力を醸し出す景観要素を保存する。

(7) 文化財保存助成事業

- ・(事業主体) : 所有者 (間接)
- ・(事業期間) : 昭和 24 年度～
(ただし、平成 20～29 年度については、以下の支援措置)
- ・(位置及び区域) : 重点区域内
- ・(事業の概要)
金沢市文化財保護条例により指定されている建造物等及び景観条例で指定されている保存対象物のうち、歴史的風致形成に寄与しているものについて、所有者等が行う良好な状態に維持または回復するための保存修理に対して助成を行う。
- ・(支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 21～22 年度) 、
社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業 : 平成 23～29 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

金沢市指定有形文化財等のうち、歴史的風致形成に寄与するものを歴史的風致形成建造物として位置づけ、その維持保存のために所有者が行う修理事業について助成し、歴史的風致の維持を図る。また、景観条例の指定保存対象物についても同様に、伝統的な建造物の保全・再生を目指すうえで必要な外観の修復等を促し、歴史的風致の維持に努める。また、歴史的風致形成建造物が文化財保護法第 57 条に基づく登録有形文化財 (建造物) である場合は、関係機関と連携を図りながら文化財としての価値の維持及び向上を図る。

(8) 県指定文化財助成事業

- ・(事業主体) : 所有者 (間接)
- ・(事業期間) : 昭和 26 年度～
- ・(位置及び区域) : 重点区域内
- ・(事業の概要)
石川県文化財保護条例により指定されている建造物等のうち、歴史的風致形成に寄与しているものについて、所有者等が行う良好な状態に維持または回復するための保存修理に対して助成を行う。
- ・(支援措置) : 市単独事業

- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

石川県指定有形文化財のうち、歴史的風致形成に寄与するものを歴史的風致形成建造物として位置づけ、その維持保存のために所有者が行う修理事業について助成し、歴史的風致の維持を図る。

(9) 景観修景事業

- ・(事業主体) : 所有者(間接)
- ・(事業期間) : 昭和 58 年度~
- ・(位置及び区域) : 景観形成区域(伝統環境保存区域・伝統環境調和区域・近代的都市景観創出区域)、斜面緑地保全区域、寺社風景保全区域、保全用水に面する敷地(保全用水区域)
- ・(事業の概要)

景観関連条例指定区域において、道路に面する部分における板塀、土塀、生垣等の外構部分の修景に関する工事について助成を行う。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

景観関連条例の指定区域において、民地における沿道部分の外構空間等は、歴史的風致の保全に重要な景観構成要素である。本市ではこのような沿道空間において、周辺景観との調和や景観の向上に寄与する整備を促進し、歴史的風致の維持及び向上を推進する。



(10) 斜面緑地保全育成事業

- ・(事業主体) : 所有者(間接)
- ・(事業期間) : 平成12年度~
- ・(位置及び区域) : 斜面緑地保全区域
- ・(事業の概要)

斜面緑地保全区域において、遠望風致を保全するために効果的な高木植栽工事、斜面緑地の保全に係る活動等について助成を行う。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市における歴史的風致の重要な構成要素である斜面緑地の保全・育成を促進し、市街地と一体となった魅力ある歴史的風致の維持に努める。



(11) 屋外広告物等撤去補助事業

- ・(事業主体) : 所有者(間接)
- ・(事業期間) : 平成8年度~
- ・(位置及び区域) : 市全域
- ・(事業の概要)

景観上支障となったり、周辺景観を阻害する屋外広告物等の撤去に関する工事について助成を行う。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物を適切に景観誘導することにより、本市における歴史的風致の維持及び向上に努める。



[撤去前]



[撤去後]

(12) 文化財ボランティア活動支援事業

- ・(事業主体) : 民間団体 (間接)
- ・(事業期間) : 平成 20 年度～
- ・(位置及び区域) : 市全域
- ・(事業の概要)

金沢の歴史遺産を市民協働で保護していくことを目的としてボランティアを育成し、その活動を支援する。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的風致を維持していくためには、行政、市民、事業者がそれぞれの役割を果たしていくことが必要である。文化財ボランティアは市民活動の核として、歴史的風致の維持及び向上に関する情報提供者の役割を担うとともに、周知啓発に繋がる調査活動に参加する。市がその活動を積極的に支援することで、協働による歴史的風致の維持及び向上を図る。



(13) 歴史的建造物保存活用事業

- ・(事業主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 21 年度～
- ・(位置及び区域) : 伝統環境保存区域、伝統環境調和区域及び
近代的都市景観創出区域の一部
- ・(事業の概要)

歴史的風致形成建造物及びその敷地を取得し、建造物の修理復元を行い、市民や観光客に広く公開活用することにより、歴史都市の魅力向上を図る。
- ・(支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業（平成 21～22 年度）、
社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業 : 平成 23, 24, 26～28 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

まちなかに残る歴史的風致形成建造物の現地保存を図るため、所有者による維持管理が困難になった場合、金沢市が取得し、修理復元を行い、建造物の存在価値を高め、公開活用を促進することで周辺環境と一体となつた金沢の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(14) 長町景観地区保全活用事業

- ・(事業主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 26 年度～
- ・(位置及び区域) : 長町景観地区
- ・(事業の概要)

旧武士居住地に見る歴史的風致の重要な構成要素である長町武家屋敷群を、景観法に基づく景観地区に指定し、景観まちづくりを推進するとともに、建造物の修理や、樹木の雪吊り等に対する支援措置を創設し、長町景観地区の保全及び魅力の向上を図る。

- ・(支援措置) : 社会資本整備総合交付金
(地域活力基盤創造交付金 : 平成 26～27 年度) 、
集約促進景観・歴史的風致形成推進事業 (平成 28～29 年度)

- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

長町武家屋敷群では、土塀の連続や長屋門、昔ながらの旧武士系住宅、セドと呼ばれる内向きの庭には大野庄用水の水が引き込まれるなど、武士居住地の風情が色濃く残っており、降雪時前の庭木の雪吊りや、土塀の薦掛けなど、金沢の武家文化が凝縮されている地区である。当該地区を景観地区に指定し、まちなみを保全し活用することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。



○伝統行事、伝統文化、工芸技術の継承・育成事業

(1) 金沢「百万石まつり」

- ・(事業主体) : 百万石まつり実行委員会
- ・(事業期間) : 昭和 27 年度~
- ・(位置及び区域) : 金沢城周辺
- ・(事業の概要)

金沢市及び金沢市商工会議所を中心として組織された実行委員会により、メインの百万石行列をはじめ、様々な伝統行事等を実施し、百万石まつりを運営する。

○百万石まつりプログラム

百万石行列、百万石茶会、百万石薪能、加賀百万石「盆正月」等

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

金沢百万石まつりの由来は、金沢城金谷御殿跡地に建立された尾山神社（神門は国重要文化財）の封国祭にある。また、当該まつりは、近世城下町から引き継がれてきた都市構造、金沢城に代表される歴史遺産群、伝統文化や工芸技術など、金沢の歴史的風致を活用したソフト事業の代表である。市民の積極的な参加を促し歴史的風致に触れる機会を創出し、本市が誇る歴史的風致を広く内外に発信する。



（2）伝統産業技術研修者育成事業

- ・（事業主体）：個人または法人
- ・（事業期間）：平成2年度～
- ・（位置及び区域）：市全域
- ・（事業の概要）

伝統産業の専門的知識及び技術を修得しようとする者、もしくは修得しようとする者を雇用する事業者に対して奨励金を交付する。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

本市の伝統産業等の後継者として、質の高いものづくりを担う人材を育成することにより、伝統産業のさらなる振興を期すものである。このことにより、歴史と伝統を反映した生業を継承し、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[金沢漆器]



[加賀象嵌]



[金沢仏壇]

(3) 工芸工房開設奨励事業

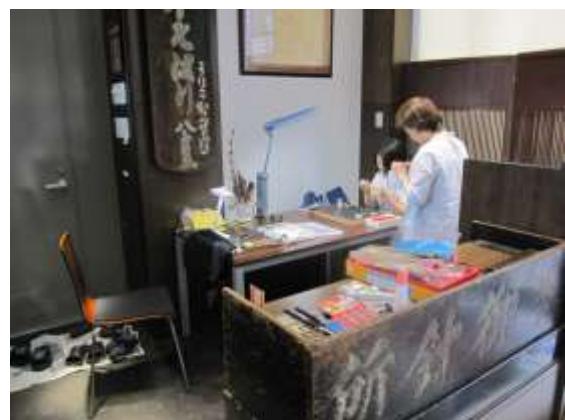
- ・(事業主体) : 個人または法人
- ・(事業期間) : 平成 10 年度~
- ・(位置及び区域) : 中心市街地、伝統環境保存区域、伝統環境調和区域
及び近代的都市景観創出区域の一部
- ・(事業の概要)

中心市街地等における伝統工芸産業の工芸家及び職人の創作活動の場を確保するため、当該中心市街地等の区域内にある商店街の空き店舗等の利用による職人工房の開設に要する経費に対して補助金を交付する。
- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

職人のまち金沢においても、近年、職人層の高齢化と中心部からの転出により、街の中から「ものづくり」の活気と伝統が失われつつある。このため、中心市街地の空き店舗等を伝統工芸産業の工芸家や職人の工房として活動の場を確保することにより、中心市街地活性化の一助とする。本市の歴史と伝統を反映した生業を継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[外観]



[加賀毛針]

(4) 加賀宝生子ども塾事業

- ・(事業主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 14 年度~
- ・(位置及び区域) : 市全域
- ・(事業の概要)

市内の小中学生を対象に、金沢市指定無形文化財である加賀宝生を月 2 回の割合で 2 年間教える。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

藩政時代から受け継がれている加賀宝生は、現在も広く市民の間で親しまれている。この加賀宝生を子どもたちに教えることを通じ、能楽が有する固有の文化性（美、礼節など）を人づくりに生かすとともに、金沢の伝統芸能を次代に引き継ぐそ野の拡大を目指し、本市の伝統文化の振興発展に寄与する。また、塾の修了生が能楽を継続できる場として梅鳶会（OB会）・おかし研祐会（OB会）の活動を補助することにより、後継者の育成を図る。本市の歴史と伝統を反映した芸能を継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[練習風景]



[記念発表会]

（5）金沢素囃子子ども塾事業

- ・（事業主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 17 年度～
- ・（位置及び区域）：市全域
- ・（事業の概要）

市内の小中学生を対象に、金沢市指定無形文化財である金沢素囃子を月 2 回の割合で 2 年間教える。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

金沢素囃子は北陸では金沢のみに残る伝統芸能であり、格調の高さ、優美華麗さ、技能水準の高さにおいて全国的にも上位にある。この金沢素囃子を子どもたちに教えることを通じて、素囃子が有する固有の文化性（美、礼節など）を人づくりに生かすとともに、金沢の伝統芸能を次代に引き継ぐこそ野拡大を目指し、本市の伝統文化の振興発展に寄与する。本市の歴史と伝統を反映した芸能を継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[発表会]



[練習風景]

(6) 金沢工芸子ども塾事業

- ・(事業主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 20 年度～
- ・(位置及び区域) : 市全域
- ・(事業の概要)

市内の小中学生を対象に、金沢の伝統工芸技術を 2 年間教える。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

金沢のもつ工芸の伝統や人材を生かし、子どもの頃からものづくりの楽しさを体験させることを通じ、工芸の素質、素養を磨き、将来の一流の工芸作家の発掘と育成を図る。また、金沢の伝統工芸を次代に引き継ぐべく野拡大を目指し、本市の伝統工芸の振興発展に寄与する。本市の歴史と伝統を反映した工芸技術を継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[指導状況]



[指導状況]

(7) 金沢茶道子ども塾事業

- ・(事業主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 22 年度~
- ・(位置及び区域) : 市全域
- ・(事業の概要)

市内の小中学生を対象に、暮らしに根付く伝統文化である「金沢の茶道」を月 2 回の割合で 1 年間教える。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

金沢の茶道文化は、平成22年2月に国から選定を受けた「重要文化的景観」の構成要素のひとつと位置づけられており、市民茶会などを通して広く市民にも親しまれている。金沢・茶道子ども塾では、抹茶・煎茶の礼儀作法のほか、茶道具づくりや和菓子づくりなどの体験を通じて茶道全般を楽しく学び、「茶会を催すために必要なものを全て地元で揃えることができる」という金沢の強みについて理解を深めてもらう。藩政期から連綿と受け継がれ、伝統工芸や食文化等にまで広がりを持つ「金沢の茶道」を子どもたちが学び、体験することを通じて、未来の茶道文化の担い手を育成し、伝統文化を継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[和菓子づくり体験]



[作法体験]

(8) 金沢のお茶室活用推進事業

- ・(事業主体) : 金沢市、個人または法人
- ・(事業期間) : 平成 20 年度～22 年度
- ・(位置及び区域) : 市全域
- ・(事業の概要)

市内に分布する茶室を市民に広く紹介するための総合マップを作成する。また、大規模茶会を誘致するために、5箇所以上の茶室を同時に使用して開催する場合、5箇所目からの茶室使用料を助成する。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

茶室は本市の伝統文化のひとつ茶の湯の象徴といえるものであり、本市が所有する茶室をさらに活用するために、広く市民に紹介する。また、茶会だけでなく、アートの展示会や朗読会、ミニコンサートなどに茶室を活用し、お茶室の多様な魅力を発信することで茶の湯文化の継承・発展に寄与する。本市の歴史と伝統を反映した嗜みを継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[お茶室活用状況]

(9) 金沢伝統文化親子体験講座事業

- ・(事業主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 28 年度~
- ・(位置及び区域) : 市全域
- ・(事業の概要)

金沢の文化の未来を担う人づくりを目的として、市内の小学生高学年親子を対象に、いけ花・箏曲・日本舞踊・きものの4つの伝統文化を体験できる講座を開催する。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

子ども達に金沢の多様な伝統文化に親しんでもらうための学習及び体験の場を提供し、本市の歴史と伝統を反映した文化を未来に引き継ぐすそ野を拡大し、継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[日本舞踊講座]



[箏曲講座]

(10) 金沢人づくり学生塾事業

- ・(事業主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 28 年度~
- ・(位置及び区域) : 市全域
- ・(事業の概要)

金沢の文化の未来を担う人づくりを目的として、高校生及び短大生、大学生を対象に、金沢市指定無形文化財である「金沢素囃子」「加賀宝生」を体験できる講座を年 7 回開催する。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

金沢の伝統芸能である「金沢素囃子」「加賀宝生」の体験の場を提供し、学生が文化について考え、文化を担っていくために必要な資質・能力を身に付け、本市の歴史と伝統を反映した芸能を未来に引き継ぐすそ野を拡大し、継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[金沢素囃子講座]



[加賀宝生講座]

(11) 子どもマイスタースクール

- ・(事業主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 14 年度~
- ・(位置及び区域) : 市全域
- ・(事業の概要)

小中学生を対象に、金沢職人大学校に所属する現役の職人が講師となり、伝統的な技術や体験談、文化について月 2 回の割合で 2 年間教える。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

藩政期から伝えられている職人の高度な伝統技術を子どもたちが学び、体験することを通じて、継者の育成、職人の心意気の継承を図り、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



(12) 旧町名復活事業

- ・(事業主体) : 地域団体
- ・(事業期間) : 平成 11 年度~
- ・(位置及び区域) : 旧城下域
- ・(事業の概要)

旧町名を歴史的文化資産として復活し後世に継承する。旧町名の復活推進にかかる活動及び旧町名継承まちづくり協定に基づく活動に対し支援を行い、地域における住民相互の連帯意識の醸成及び住民によるまちづくりの活性化を図る。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市では、小学校校区を単位とした地域活動、コミュニティ活動の場が確立されており、これらを中心に地域に根付いた伝統行事が活発に行われている。旧城下町区域においてその基本単位となる町会においては、現在も藩政時代のまちの特徴を象徴的に表した旧町名を呼称している場合が多く、地域住民は現在も深い愛着をもっている。この由緒ある旧町名の復活を推進し、まちづくりと地域コミュニティの活性化を図ることで伝統行事、伝統芸能を継承・育成し、歴史的風致の維持及び向上につなげる。



[復活前]



[復活後]

(13) コミュニティ空間保全活用事業

- ・(事業主体) : 地域団体
- ・(事業期間) : 平成 18 年度~
- ・(位置及び区域) : 市全域
- ・(事業の概要)

「金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例」に基づき、コミュニティ空間（広見、寺社等の境内、袋小路、用水、わき水）を保存活用する団体と市が協定を締結し、保存活用につながる事業に対して支援する。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

金沢は、自然や歴史、文化等を背景に、豊かな人間関係と地域の連帯感が築かれており、それが今日における地域の伝統行事、伝統芸能などを支えてきた。人々が集まり、語らい、地域の絆を育んできた場所が、広見をはじめとするコミュニティ空間であり、地域の伝統を守り続けた場でもある。これらのコミュニティ空間を次世代に継承することで、地域の活動を活性化させる。



(14) 金澤町家職人工房開設事業

- ・(事業主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 21 年度~
- ・(位置及び区域) : 東山 2 丁目地内ほか
- ・(事業の概要)

まちなかの使用されていない町家を活用し、伝統工芸産業の 40 歳以下で独立してから 5 年未満の若手工芸作家、若手職人等の独立を支援するインキュベーション施設となる貸し工房を開設する。ここでは、ギャラリーとしても活用し、広く本物の工芸や職人の技をアピールする。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統工芸産業の若手工芸作家や若手職人等の独立を支援することにより、本市の歴史と伝統を反映した生業を保存・継承するとともに、使用されていない町家を利活用することで、町家に新しい息吹を吹き込み、創造的な活動を生み出すことで、良好な歴史的風致の維持及び向上を図る。



(15) 伝統芸能保存育成事業

- ・(事業主体) : 三茶屋街の各料亭組合、金沢伝統芸能振興協同組合
- ・(事業期間) : 平成2年度~
- ・(位置及び区域) : 三茶屋街
- ・(事業の概要)

三茶屋街の各料亭組合に対して、地方・立方稽古への補助を行う。また、金沢伝統芸能振興協同組合に対して、伝統芸能の普及・後継者育成・技能修得奨励への補助を行う。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

三茶屋街に継承される伝統芸能の継承・育成・普及を推進することにより、茶屋街特有の風情、情緒が醸しだされ、歴史的風致の維持及び向上が図られる。



[金沢芸妓]



○歴史的風致を活用した国際観光推進事業

(1) 多言語化事業

- ・(事業主体) : 金沢市ほか
- ・(事業期間) : 平成 27~29 年度
- ・(位置及び区域) : 市全域
- ・(事業の概要)

外国人旅行者向けに観光パンフレットや観光マップ、周遊マップ等を多言語化し、歴史的風致の観光地をエリア別に紹介する。また、観光情報のスマートフォン対応サイトなどを多言語で開設する。

- ・(支援措置) : 歴史的風致活用国際観光支援事業（平成 27~29 年度）、

文化遺産総合活用推進事業（平成 29 年度）

- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

多くの外国人旅行者が本市の歴史的風致に見て、触れて、感じる体験をし、その体験を世界に発信していくことで、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る。

(2) 人材育成事業

- ・(事業主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 28~29 年度
- ・(位置及び区域) : 市全域
- ・(事業の概要)

外国人旅行者に対して観光案内を行う際に、歴史的風致の内容を「正しく」、「わかりやすく」説明するための研修会を開催し、一般市民ガイドの外国語能力の向上を図る。

- ・(支援措置) : 歴史的風致活用国際観光支援事業（平成 28 年度）、

文化遺産総合活用推進事業（平成 29 年度）

- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

一般市民ガイドの外国語能力が向上し、外国人旅行者が本市の歴史的風致を正しく理解し、その魅力を世界へ発信していくことで、歴史的風致の維持及び向上を図る。

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

金沢の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。

歴史的風致形成建造物に想定されるものとして、金沢城跡（国史跡）と兼六園（国特別名勝）周辺などで開催される茶会などに使用される茶室や近代和風建築のほか、「辰巳用水」（国史跡）から取水する兼六園の水を利用した加賀藩各武士階級ゆかりの庭園。「東山ひがし」、「主計町」（いずれも重要伝統的建造物群保存地区）とともに茶屋文化を伝える「にし」に残る茶屋建築。「東山ひがし」に隣接する「旧観音町」のように民俗行事や人々の生業とともに残る町家建築。旧武士居住地に残る門や土塀、庭園を備えた武士住宅や茶室を設えるなど伝統文化を感じさせる近代和風建築。藩政時代に形成された卯辰山山麓、小立野、寺町の各寺院群を中心に位置し、現在も人々の信仰を集める民俗行事や広く親しまれている祭りの舞台となっている寺社建築物。「尾張町」などで現在も活用されているさまざまな近代洋風建築。これら様々な建築物が想定されるほか、これらに附属する門及び土塀等の工作物並びに一体として位置する庭園も対象とする。また、歴史的な価値の認められる惣構、用水、橋梁等の土木工作物も対象とする。

歴史的風致形成建造物の指定においては、建造物はその意匠性、技術性が優れたもの、歴史性、地方性、希少性などの観点から価値の高いもの又は外観が景観上の特徴を有するもので、概ね昭和20年（1945）以前に建設されたものを基準とする。庭園については芸術的価値または学術的価値の高いものを基準とする。いずれも金沢の歴史的風致の形成に寄与していることを要件とし、有識者による審議組織等で審議され、文化財保護法等の法律または関連する条例等に拠り価値付けをされたものを原則とする。

なお、重点区域において歴史的建造物の継続的な調査を実施し、上記条件に合致するものを歴史的風致形成建造物として隨時追加指定を図る。

以上、歴史的風致形成建造物として金沢の歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを基本とし、原則として下記のひとつに該当する建造物を指定する。

- ①石川県文化財保護条例（昭和32年条例第41号）第4条第1項に基づく県指定有形文化財（建造物）並びに同条例第31条第1項に基づく県指定史跡及び県指定名勝
- ②金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号）第5条第1項に基づく市指定文化財のうち同条第2項第1号に規定する有形文化財（建造物）並びに同項第4号アに規定する史跡及びイに規定する名勝

- ③文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財、同法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物及び重要文化的景観による選定及び届出等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 10 号）第 1 条第 2 項第 6 号に基づく文化的景観における重要な構成要素
- ④景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物及び同法第 8 条第 2 項第 5 号ロの景観重要公共施設
- ⑤金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和 52 年条例第 2 号）第 3 条第 2 項第 2 号に基づく伝統的建造物（ただし、重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く）
- ⑥以下の金沢市条例に基づく建造物
 - （1）金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成 21 年条例第 4 号）第 35 条第 1 項に基づく保存対象物等（建造物、工作物）
 - （2）金沢市こまちなみ保存条例（平成 6 年条例第 1 号）第 12 条第 1 項に基づくこまちなみ保存建造物
 - （3）金沢市用水保全条例（平成 8 年条例第 7 号）第 5 条第 1 項に基づく保全用水
- ⑦その他、金沢の歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

なお、歴史的風致形成建造物として指定が想定される具体的な建造物は、以下の別表のとおりであり順次指定を図る。

歴史的風致形成建造物指定一覧表（1）

指定番号	名 称	指定年月日	所在地	外観	摘要
1	金沢城惣構跡 西外惣構（升形）	平成21年 3月 9日	金沢市本町1丁目地内		金沢市指定 史跡
2	金沢城惣構跡 西内惣構（主計町緑水苑）	平成21年 3月 9日	金沢市主計町地内		金沢市指定 史跡
3	鞍月用水	平成21年 4月23日	金沢市城南2～中橋町		金沢市指定 保全用水
4	福嶋三弦店	平成21年 4月27日	金沢市東山1-1-8		(重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物 に平成23年11月29日決定) 上記に伴い指定解除
5	西養寺本堂・鐘楼	平成21年 5月 7日	金沢市東山2-11-35		金沢市指定 有形文化財 建造物
6	超雲寺庫裏	平成21年 5月 7日	金沢市芳斎1-16-8		金沢市指定 保存対象物
7	松風閣庭園	平成21年 5月11日	金沢市本多町3-1-1		金沢市指定 記念物 名勝
8	森紙店	平成21年 6月 1日	金沢市野町1-2-34		金沢市指定 保存対象物

歴史的風致形成建造物指定一覧表（2）

指定番号	名称	指定年月日	所在地	外観	摘要
9	辻家庭園	平成22年 7月21日	金沢市寺町1-8-48		金沢市指定 記念物 名勝
10	西検番事務所	平成22年 1月 4日	金沢市野町2-25-17		国登録 有形文化財 建造物
11	川縁米穀店	平成22年 1月 4日	金沢市茨木町53		金沢市指定 保存対象物
12	旧三田商店	平成22年 5月21日	金沢市尾張町1-8-5		金沢市指定 保存対象物
13	旧ワイン館	平成22年 6月30日	金沢市飛梅町1-10		金沢市指定 保存対象物
14	高岸寺本堂・鐘楼	平成22年 8月12日	金沢市寺町5-2-25		金沢市指定 有形文化財 建造物 (重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物 に平成24年12月28日決定) 上記に伴い指定解除
15	佐野家住宅	平成22年11月 1日	金沢市片町2-5-17		金沢市指定 保存対象物
16	聖靈病院聖堂	平成23年 8月19日	金沢市長町1-5-30		金沢市指定 有形文化財 建造物

歴史的風致形成建造物指定一覧表（3）

指定番号	名称	指定年月日	所在地	外観	摘要
17	西家庭園	平成23年10月27日	金沢市長町3-1-57		金沢市指定 記念物 名勝
18	如来寺本堂	平成23年 11月24日	金沢市小立野5-1-15		金沢市指定 有形文化財 建造物
19	寿屋	平成25年 2月19日	金沢市尾張町2-4-12		金沢市指定 保存対象物
20	旧田上医院	平成25年 7月 9日	金沢市尾張町1-5-20		金沢市指定 保存対象物
21	千田家庭園	平成25年 6月25日	金沢市長町1-4-22		金沢市指定 記念物 名勝
22	旧森快安邸（大樋美術館）	平成25年 11月11日	金沢市橋場町2-17		金沢市指定 保存対象物
23	新家邸長屋門	平成25年 11月11日	金沢市長町1-1-41		金沢市景観地区 保存対象物
24	金沢城惣構跡 東内惣構(尾張町)	平成26年7月15日	金沢市尾張町1-42-1、1-43-1		金沢市指定 史跡

歴史的風致形成建造物指定一覧表（4）

指定番号	名称	指定年月日	所在地	外観	摘要
25	旧園邸	平成26年7月15日	金沢市西町3番丁17-7		金沢市指定有形文化財建造物
26	寺島蔵人邸跡	平成26年7月15日	金沢市大手町10-3		金沢市指定史跡
27	宮村家住宅	平成26年12月24日	金沢市天神町2-10-31		こまちなみ保存建造物
28	清水家住宅	平成26年12月24日	金沢市尾張町2-9-7		こまちなみ保存建造物
29	奥田家長屋門	平成26年12月24日	金沢市里見町51、52-2		こまちなみ保存建造物
30	伊崎家所有建物	平成26年12月24日	金沢市尾張町2-9-10		こまちなみ保存建造物
31	旧河村家住宅	平成26年12月24日	金沢市水溜町4-4		こまちなみ保存建造物
32	旧高田桶屋	平成27年2月9日	金沢市扇町5-13		こまちなみ保存建造物

歴史的風致形成建造物指定一覧表（5）

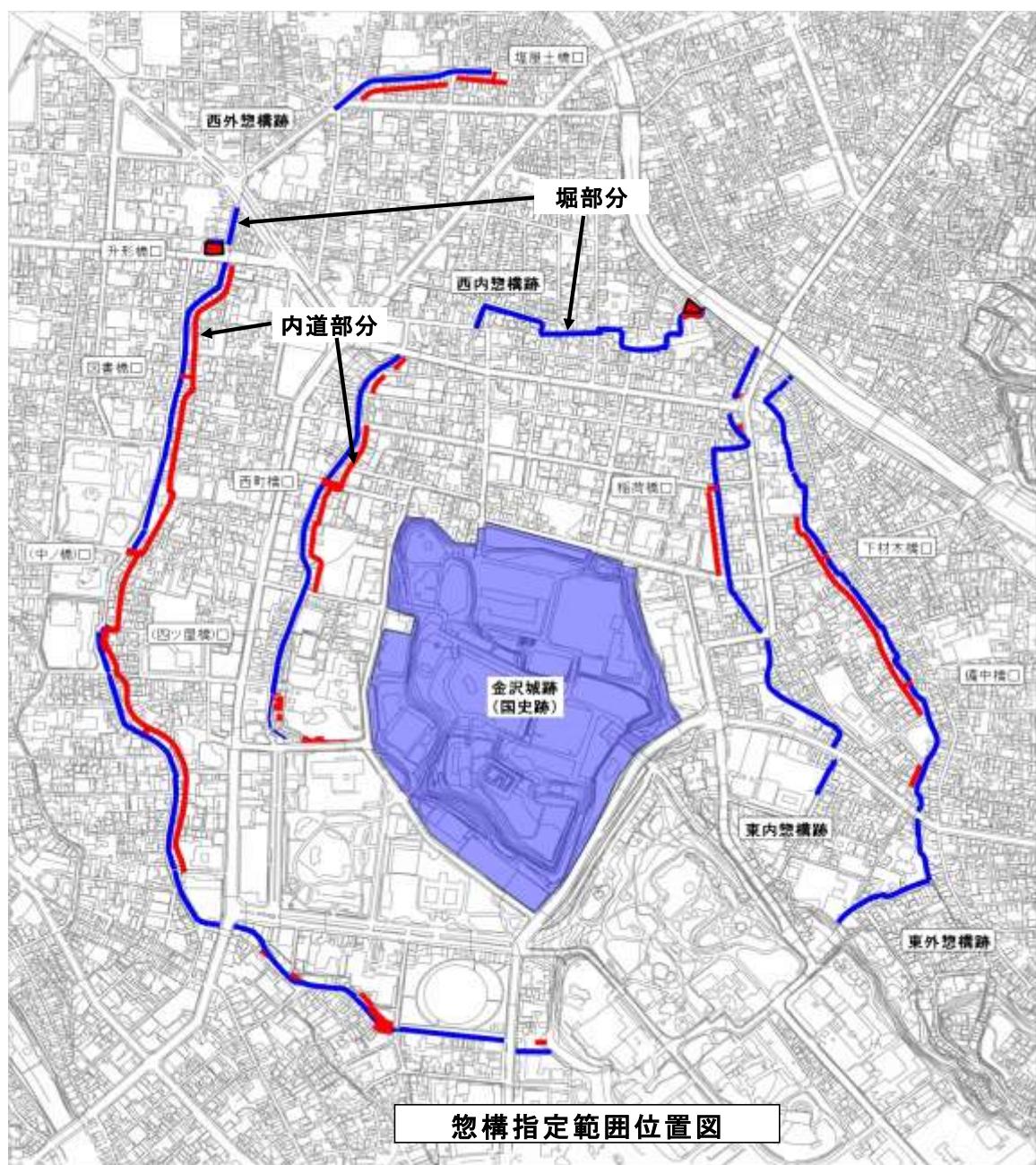
指定番号	名称	指定年月日	所在地	外観	摘要
33	大野庄用水	平成27年2月9日	金沢市片町2-564先～ 金沢市中橋町280先		金沢市指定 保全用水
34	本多家上屋敷西面門跡及び 堀跡附道跡	平成27年2月9日	金沢市本多町3-61-1の 一部外		金沢市指定 史跡
35	下徳家住宅	平成28年2月25日	金沢市水溜町14		こまちなみ保存建造物
36	旧村松商店(村松商事(株)ビル)	平成28年2月25日	金沢市尾張町1-8-1		金沢市指定 保存対象物
37	旧石川県立第二中学校 三尖塔校舎	平成29年2月10日	金沢市飛梅町3-31		石川県指定 有形文化財 建造物
38	菜島家住宅	平成29年2月10日	金沢市東山1-21-3		こまちなみ保存建造物
39	料亭 一葉 茶室・土蔵	平成29年2月10日	金沢市下新町5-3		こまちなみ保存建造物

歴史的風致形成建造物指定候補一覧表（7章①）

指定番号	名 称	外観写真	所在地	位置図
①-001	元金沢貯蓄銀行（旧北陸銀行尾張町支店）		金沢市尾張町1-11-8	
①-002	城南荘（旧横山邸）居宅・土蔵		金沢市広坂1-8-19	
①-003	夕顔亭		金沢市兼六町1-1	
①-004	旧津田玄蕃邸玄関		金沢市兼六町1-1	
①-005	本願寺金沢別院本堂・経蔵・鐘楼		金沢市笠市町2-47	
①-006	天徳院山門		金沢市小立野4-4-4	

歴史的風致形成建造物指定候補一覧表（7章②）

指定番号	名 称	外観写真	所在地	位置図
②-001	惣構跡		金沢市広坂1-128外	惣構指定範囲位置図参照
②-002	立野家住宅主屋・土蔵		金沢市大工町37	



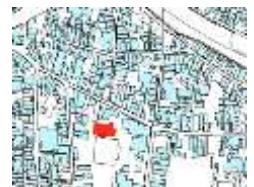
歴史的風致形成建造物指定候補一覧表（7章③）

指定番号	名 称	外観写真	所在地	位置図
③-001	市立玉川図書館別館（旧専売公社C-1号工場） [金沢市近世史料館]		金沢市玉川町2-20	
③-002	石川県庁舎石引分室（旧陸軍第九師団司令部庁舎）		金沢市石引4-18-3	
③-003	石川県庁舎石引分室（旧陸軍金沢偕行社）		金沢市石引4-18-3	
③-004	旧石川銀行橋場支店 [金沢文芸館]		金沢市尾張町1-7-10	
③-005	浅野川大橋詰火の見櫓		金沢市東山3-1-2先	
③-006	北村家住宅主屋		金沢市菊川2-8-10	
③-007	北中家住宅主屋		金沢市泉2-21-7	

歴史的風致形成建造物指定候補一覧表（7章⑥（1））

指定番号	名 称	外観写真	所在地	位置図
⑥1-001	金沢市立中村記念美術館旧中村邸		金沢市本多町3-2-30	
⑥1-002	田上家		金沢市尾張町1-5-20	
⑥1-003	野坂邸		金沢市彦三町1-7-38	
⑥1-004	俵屋		金沢市小橋町2-4	
⑥1-005	旧加賀藩士高田家長屋門		金沢市長町2-6-1	
⑥1-006	旧石川県警察本部長公舎		金沢市小立野5-11-1	
⑥1-007	越村邸		金沢市兼六元町9-33	

歴史的風致形成建造物指定候補一覧表（7章⑥（1））

指定番号	名 称	外観写真	所在地	位置図
⑥1-008	福久屋石黒傳六商店		金沢市尾張町1-10-8	
⑥1-009	本願寺金沢別院山門		金沢市笠市町2-47	
⑥1-010	大屋家		金沢市長町1-1-37	
⑥1-011	平木家		金沢市菊川1-11-5	
⑥1-012	坂戸米穀店		金沢市春日町11-28	

歴史的風致形成建造物指定候補一覧表（7章⑥（2））

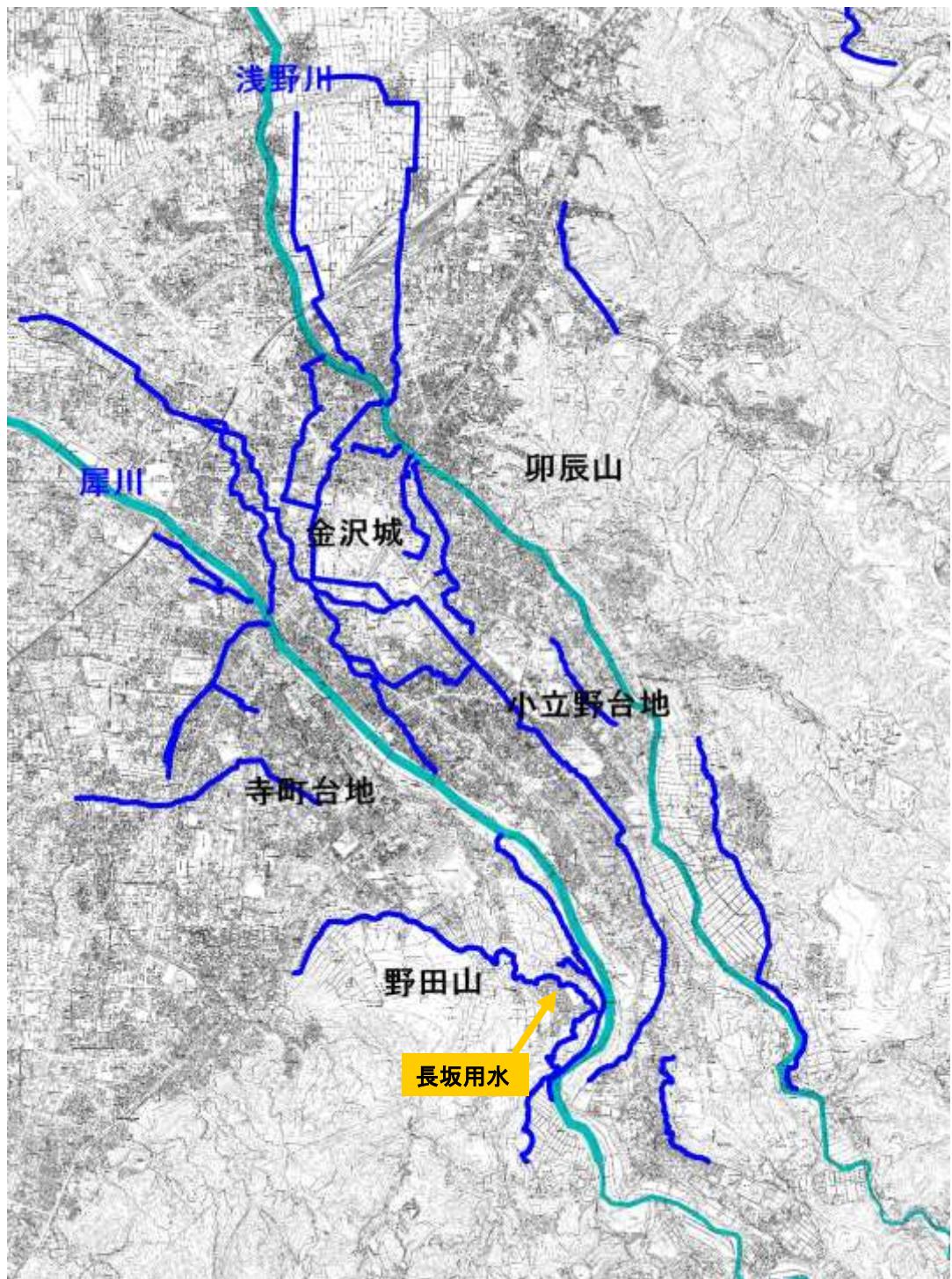
指定番号	名 称	外観写真	所在地	位置図
⑥2-001	中西家住宅		金沢市里見町54-2	
⑥2-002	石崎商店		金沢市尾張町2-6-36	
⑥2-003	金丸家住宅		金沢市下新町6-20	
⑥2-004	山上家住宅		金沢市里見町16-1	
⑥2-005	井奈家住宅		金沢市東山1-17-22	
⑥2-006	越村家住宅		金沢市天神町2-19-13	
⑥2-007	新谷家所有建物		金沢市天神町2-3-34	

歴史的風致形成建造物指定候補一覧表（7章⑥（2））

指定番号	名 称	外観写真	所在地	位置図
⑥2-008	清水家住宅		金沢市天神町2-3-31	
⑥2-009	紺谷家住宅		金沢市天神町2-19-15	
⑥2-010	小松家住宅		金沢市扇町5-4	
⑥2-011	黒田家所有建物		金沢市尾張町2-16-35	
⑥2-012	毛利質店		金沢市水溜町2	

歴史的風致形成建造物指定候補一覧表（7章⑥（3））

指定番号	名 称	所在地	現況写真(1)	現況写真(2)
⑥3-001	長坂用水	山川町字36先～山科町字108-1先		



用水位置図

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

①歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的考え方

- i) 歴史的風致形成建造物の前提として別の法律または条例に基づき指定等がされている建造物については、その法令に基づき適正に維持・管理を行う。また、その他の建造物については、その価値に基づき適正に維持・管理を行う。
- ii) 歴史的風致維持向上のために積極的な公開、活用を図るものとする。特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行うものとする。
- iii) 歴史的建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や装置の保存または復元に努める。

②個別の事項

県、市の文化財保護条例に基づく指定有形文化財（建造物）は、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とする。これらの建造物を維持・保存するための修理については、痕跡に基づく修理を原則とする。

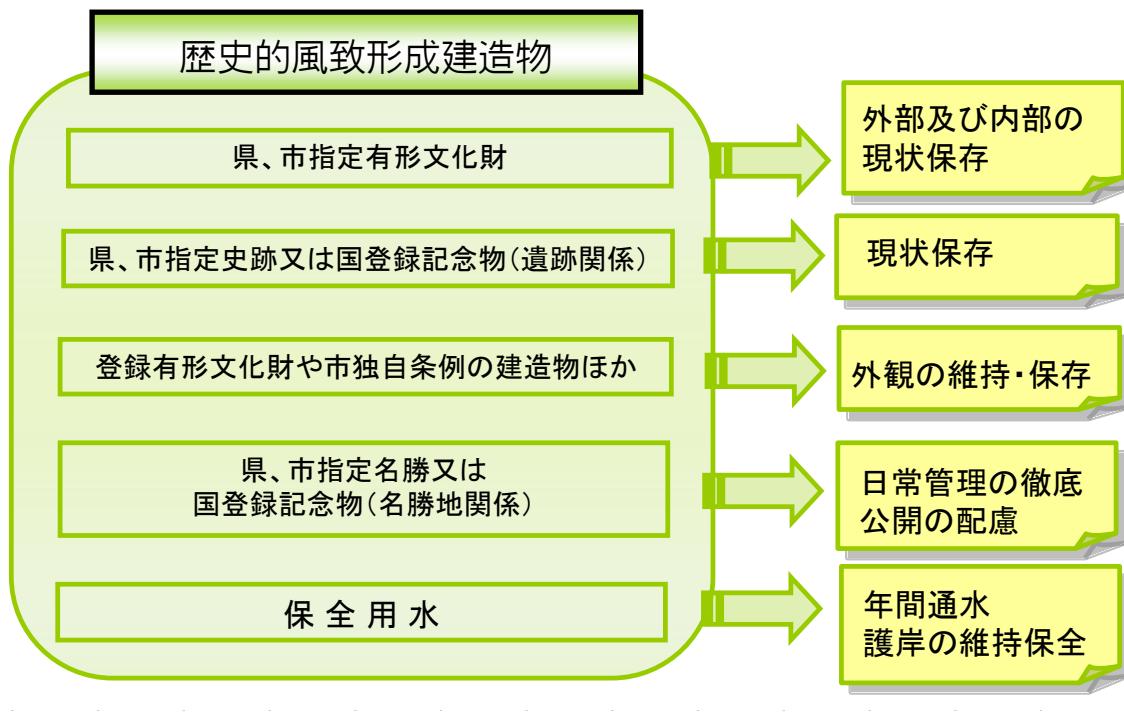
国登録有形文化財（建造物）、文化的景観における重要な構成要素、景観重要建造物、伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物（重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く）及び市独自条例に基づき指定または登録された建造物については、外観の維持・保存を基本とする。また、歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして特に市長が必要と認める建造物についても、外観の維持・保存を基本とする。これら外観保存を基本とする建造物の修理等については、保存・活用のために必要な部分的改修や復元も認め、内部についても活用のために必要な改造を認めるものとする。なお、道路から通常望見される建造物の外観は歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については十分な検討が必要であり、特に増築が必要な場合は道路から望見されない部分で行うことを基本とする。

県、市の文化財保護条例に基づく指定史跡及び国登録記念物（遺跡関係）は現状保存を基本とする。また、その活用に関して復元整備を計画する場合は、発掘調査や史料調査など総合的研究に拠る真実性に基づくものとし、遺構の保護に十分配慮するものとする。

県、市の文化財保護条例に基づく指定名勝及び国登録記念物（名勝地関係）については、庭木の剪定、雪吊り、庭園内の除草など日常の管理を徹底する。また、庭園は一般的に敷地の奥に位置して通常望見できない場合が多いため、その公開について十分配慮するものとする。

市用水保全条例に基づく保全用水については、各用水の保全基準に基づき、年間通水に配慮するとともに護岸の維持保全に努め、整備が必要な場

合においては、歴史性を十分に考慮して行うものとする。また、自然との共生にも配慮し、都市内における親水空間として維持・管理を行うものとする。



歴史的風致形成建造物の管理

③届出が不要の行為

「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為については、以下の行為とする。

- (1) 石川県文化財保護条例第4条第1項に基づく石川県指定有形文化財（建造物）について同条例第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請並びに同条例第31条第1項に基づく石川県指定史跡及び石川県指定名勝について同条例第35条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合
- (2) 金沢市文化財保護条例第5条第2項第1号に基づく金沢市指定有形文化財（建造物）並びに同項第4号アに規定する史跡及びイに規定する名勝について同条例第10条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- (3) 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財について同法第64条第1項に基づく現状変更の届出並びに同法第132条第1項に基づく登録記念物について同法第133条に基づく現状変更の届出を行った場合及び重要文化的景観による選定及び届出等に関する規則（平成17年文部科学省令第10号）第1条第2項第6号に基づく文化的景観における重要な構成要素について文化財保護法第139条第1項に基づく現状変更等の届

出を行った場合

- (4) 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物について同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合
- (5) 金沢市伝統的建造物群保存地区条例第3条第2項第2号に基づく伝統的建造物（重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く）について同条例第4条第1項に基づく現状変更行為の許可申請を行った場合
- (6) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第35条第1項に基づく保存対象物等（建築物、工作物）について同条例第36条第1項に基づく行為の届出を行った場合
- (7) 金沢市こまちなみ保存条例第12条第1項に基づくこまちなみ保存建造物について同条例第7条第1項に基づき行為の届出を行った場合
- (8) 金沢市用水保全条例第5条第1項に基づく保全用水について同条例第7条第1項に基づく行為の届け出を行った場合